

歴史的建造物の保存修理技術（調査・設計・監理）に関する基礎的研究
（課題番号 16K06683）

平成 28(2016)年度～平成 31(2019)年度（令和元年度）

科学研究費補助金 基盤研究(C)

研究成果報告書

令和 2 年(2020)3 月

研究代表者 大野 敏
横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授

緒 言

本報告書は、平成 28(2016)年度～平成 31(2019)年度（令和元年度）の 4 か年度にわたって科学研究費補助金 基盤研究(C)の助成を得て実施した「歴史的建造物の保存修理技術（調査・設計・監理）に関する基礎的研究」の成果報告書である。研究に関する基礎情報は以下の通りである。

なお、本報告書で掲載する諸資料は、筆者が大学卒業以来文化財建造物の保存修復の現場や大学における歴史的建造物の調査および保存修復の実践の中で整理したものを多く含む。これらは多くの歴史的建造物所有者・先輩・同僚・学生諸氏らの協力のもとに経験を蓄積したもので、個別に氏名を挙げることは割愛させていただくが、ここに深く謝意を表する。

2020年3月 大野 敏

研究種目・課題番号

基盤研究(C) ・ 16K06683

研究者および所属

横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授 大野 敏

研究目的

日本における伝統木造建築を中心とする歴史的建造物の継承策は、国の重要文化財制度を頂点として、厳密な調査復原手法や当初部材を極力活かした修復手法を確立してきた。一方で、阪神淡路大震災以後、身近な歴史的建造物を活かし伝える「町医者的」建築家育成の必要性が説かれ、全国でヘリテージ・マネージャー養成が展開されるようになってきた。

ただし、多様で複雑な歴史的建造物の調査と維持修復の内容を理解し実践するためには、適切な事例選択と実践的学習の併用が不可欠で、その手法は未だ確立していない。

本研究は、申請者の文化財修復技術者としての経験と、研究者としての経験を総合して、様々なカテゴリーの歴史的建造物の保存修理事例の集積と分析整理を行い、上記の人材育成に向けての基礎資料を提供することを目的とする。

研究期間

平成 28(2016)年度～平成 31(2019)年度（令和元年度）

研究経費（直接経費）

年度別・費目別内訳	直接経費（円）				
	物品費	旅費	人件費・謝金	その他	計
平成28年度	248,000	330,000	140,000	82,000	800,000
平成29年度	150,000	330,000	140,000	80,000	700,000
平成30年度	150,000	330,000	140,000	80,000	700,000
平成31年度（令和元年度）	150,000	330,000	140,000	180,000	800,000
合計	698,000	1,320,000	560,000	422,000	3,000,000

歴史的建造物の保存修理技術（調査・設計・監理）に関する基礎的研究

成果報告書 目次

第1編 概要（本書の目的・背景・概要）

1. はじめに	1
2. 背景その1（文建協勤務時代）	1
3. 背景その2（日本民家園勤務時代）	2
4. 背景その3（大学赴任後）	3
5. 本書の概要	4

第2編 資料集

資料1. 歴史的建造物に携わる建築家のモラル	7
資料2. 歴史的建造物の維持管理の基礎知識	9
1. はじめに	9
2. 基礎の破損 不同沈下と軟弱地盤対策の知恵	9
3. 不同沈下の調査法（軸部傾斜調査含めて）	11
4. 土間叩き（軒内および屋内）	13
5. 雨落に関連して その1（土砂の堆積）	14
7. 雨落ちに関連して その2（足元の雨かかり）	15
8. 雨樋の功罪（日常点検が大事）	15
9. 壁の破損について	16
10. 木材の特性に応じた維持管理が重要（松材を用いた水車の破損事例）	16
11. 軸部傾斜の応急補強について	17
12. 中国建築における軸部傾斜例	18
13. 横須賀で見た関東大震災以来（と思われる）補強	19
14. 板戸の破損と補修	20
15. 茅葺きの破損事例	20
16. 茅葺きの破損状況調査で注意すること その1（下地の劣化にも注意しよう）	22
17. 茅葺きの破損状況調査で注意すること その2（修理範囲の見極め）	22
18. 茅葺修理を計画するうえで必ず注意すること（作業足場の重要性）	23
19. 設備工事と歴史的建造物の共存にも注意する（設備は重要、しかし黒子に徹してほしい）	24
20. 阪神淡路震災前後の旧神戸居留地 15番館 ～歴史的価値を護るとはどういうことか？	25
21. 総括 傷んだ歴史的建造物への対処法	30

資料3. 土蔵の維持修理	
1. 壁土づくりワークショップ	31
2. 土蔵を維持するための経過的措置	44
2-1. 応急修理（長野での事例）	45
2-2. 応急修理（真壁での事例）	46
2-3. 優先順位（村田町での事例）	49
2-4. 藤野町の移築土蔵の手法（石井家）	50
資料4. 横浜市保土ヶ谷区所在の茅葺き民家（鈴木家）	
1. 平成13年の調査と修理～保土ヶ谷区釜台町所在の鈴木家所有茅葺き民家(旧塚本家住宅)について～	52
1-1. 調査の進行過程	52
1-2. 鈴木家所有茅葺き民家(旧塚本家住宅)の建築	55
1-3. 塚本鶴一氏住宅当時の写真（大岡實博士が昭和35年9月に撮影）	70
1-4. 保土ヶ谷区釜台 鈴木家所有茅葺き民家 2001年当時の写真	83
1-5. 論文「横浜市保土ヶ谷区内に所在する茅葺き民家について —個人による伝統的民家移築保存事例とその建築的特徴—」	99
2. 鈴木家茅葺き等ボランティア修理 2018-2019	101
3. 花三郎の家プロジェクトへ	118
資料5. 万代会館（万代順四郎・トミ夫妻別邸）	
1. 万代会館プロジェクト 万代会館修復体験の記録	119
2. 横須賀市立万代会館 今後の保存活用に向けた提言 2018	161
資料6 横須賀の永島家長屋門改修へのアドバイス事例～わずかなアドバイスで文化財的価値は護れる～	
1. 概要	
1-1. 永島家長屋門との出会い	201
1-2. 現地確認と初見作成	201
1-3. 古材を伝えることの意義	201
1-4. 柱足元の特徴を継承する	202
1-5. 古い土壁を残す方が合理的	202
1-6. 特徴的な部分は復原してみよう	203
1-7. 屋根は茅葺きだったのか	204
1-8. おわりに ～所有者のこだわり～	205
2. 永島家長屋門に対する所見	
「横須賀市佐野町所在の永島家長屋門修復にあたって配慮していただきたいこと」	206
3. 永島家長屋門（『新横須賀市史文化遺産編』より）	208
資料7 民家の改造手法に見る持続性	211

第1編 概要（本書の目的と概要）

1. はじめに

本報告書は、研究題名「歴史的建造物の保存修理技術（調査・設計・監理）に関する基礎的研究」の通り、歴史的建造物の保存修理に携わる（調査・設計・監理）うえで参考となる、基本的な考え方や実践例を資料集の形式に整理したものである。

2. 背景その1（文建協勤務時代）

筆者は1984年（昭和59）3月に大学を卒業した後、公財・文化財建造物保存技術協会（通称：文建協、当時は財団法人）において重要文化財建造物の保存修理（調査・設計・監理）1991年（平成3）6月まで従事した。

最初の現場は旧燈明寺本堂を横浜三溪園へ移築保存する事業で、主任補佐として1985年12月までお世話になった。工事監督は元田長次郎先生、主任は持田武夫先生（規矩術選定保存技術保持者）で、先輩補佐に後藤玉樹氏、細野耕司氏がおられた。この現場は高度な復原案作成と難しい修理内容を含むため、修理委員会は大岡實先生・藤岡通夫先生・壺正夫先生3名の重鎮の先生方によって構成されていた。この修理委員会における厳しい審議内容と、元田・持田両先生の文化財に対するひたむきな姿勢を体感することができたことは有難かった。特に持田先生の「現場は設計監理も職人も所有者もみんな仲間。しかし仕事は馴れ合いではなく厳しく」の姿勢を肌身で感じるすることができたことが大きかった。細かなおさまりを即席でスケッチして丁寧に説明してくださることも驚きだった。なお、転勤された細野氏の後を継いで旧燈明本堂内厨子を担当し、厨子建築の系統的な研究が不足していることを感じたことが学位論文につながった点も忘れられない。また、三溪園事務所の方々にもずいぶん親切にいただき、現在も三溪園整備委員会でお世話になっていることに縁の深さを感じる。なお、当時三溪園では旧燈明寺本堂以外にも重文の屋根修理が行われており、春草廬こけら葺き修理で田中敬二氏（前・公財全国社寺等屋根工事技術保存会会長）が現場代理人として従事されていた。

旧燈明寺本堂の工事半ばで1986年（昭和61）1月に転勤した先は宝林寺仏殿・方丈修理現場で、最初は仏殿解体修理工事からはじまり、主任は秋山兵三先生であった、秋山先生の補佐育成方針は「とにかくすべてやらせてみる」というもので、基本的に（一度自分でまとめてからでないと）助言はもらえない。今思えば主任はハラハラしながら未熟な補佐の仕事を見守ってくれていたのだと思う。持田先生のもとでは何でもすぐに懇切丁寧に教えてもらえたが、今度はすべて自分で考えないと仕事が進まない。しかしこれは大変勉強になった。調査全般はもちろん、墨入れ、大版カメラによる写真撮影、積算、職人さんとの付き合い方など、持田先生のもとでなんとなく理解し始めた修理技術者としての素養を、すべて実践として学んだという実感があった。秋山先生は宝林寺以外にもたくさん仕事をこなしており、その当時50歳近かった主任自ら墨入れ図面を見事に描いておられたのが強烈な思い出である。宝林寺以外にも城郭・御殿・門・神社本殿・方丈本堂など民家以外のあらゆるジャンルの歴史的建造物の調査や修復に参加する機会をいただき、その経験が現在も生きている点において、本当に感謝している。また、宝林寺仏殿の修理中に、浅野清先生（静岡県近世社寺建築調査において宝林寺仏殿の価値を見出したのは浅野先生だった）

が、弟子の細野耕司氏の案内で現場視察に来てくださったことも貴重な思い出である。

宝林寺仏殿工事が終了した1987年(昭和62)12月で秋山先生は主任を解かれ、翌1月からは東京本部勤務で宝林寺方丈工事の監督になり、主任は青木弘治先生に変わった。青木先生は持田武夫先生の3番弟子にあたる方で、規矩術において持田先生の後継者というべき存在である。この先生は酒は飲まないが、持ち前の明るさと器用に模型を作って職人さんたちに説明することが得意で、現場を切り盛りするのが上手だった。「楽しく、厳しく」という点では持田流後継者ということかもしれない。青木先生は転勤の多い文建協職員の中でも特に転勤の多さが群を抜いていた。短いときは半年単位で引越したそうで、北は北海道から南は石垣島まで、あらゆる建物の調査・修理を経験し、桂離宮の実測にも参加した実績を持つ。その経験知はすごかったし、その実績を決して自慢せずに話してくれる人柄も素晴らしかった。

1990年(平成2)6月に宝林寺方丈修理が終了すると、筆者は旧神戸居留地15番館修理現場へ補佐として配属された。主任は再び持田武夫先生であった。ちょうど一年だけだったが、初めて洋風建築の調査を経験した。ここでは所有者ノザワ(株)の社長・副社長・役員はじめ写真の方々が皆15番館に愛着と誇りを持っておられることが強烈な印象として残っている。神戸市の文化財建築担当だった建築職の浜田有司氏およびその後任の佐藤定義氏には史料収集の面で大変お世話になった。筆者は大学へ赴任して以来建築史演習という関西方面への古建築見学演習を担当しているが、その見学先に旧15番館を加えた。見学の際には当時の社長・副社長・常務歓迎してくださる他、神戸市の佐藤さんも毎回説明に加わってくれ、学生にとっても印象深い見学先になっている(資料2-20参照)。なお、持田先生は当時旧15番館以外に10カ所以上現場を抱えており、大変な状態であった、そのうちの一件(旧山南町の県指定文化財慧日寺仏殿檜皮葺替工事)をお手伝いしたが、その現場で施工者としてお世話になったのが、村上英明氏(現・全国社寺等屋根工事技術保存会会長)である。

なお、文化財建造物修理技術者は文化庁の指導援助を得て、技術者養成講習会を開催している。筆者も昭和59年度の養成研究を皮切りに中堅研修、主任技術者研修などを受講させてもらったが、養成研修は1年間にわたり1週間×12回を全国的視野で行うもので極めて密度の高いものであった、同期生は7名で、そのうち2名はすでに文化財の世界には関わっていないが、残り5名(武藤正幸、野尻孝明、=以上2名は文建協、佐藤信芳=文化財保存計画協会、中村達也=萩市)は今も文化財にかかわりを持っており、いろいろ相談し合える関係を保っている。

3. 背景その2 (日本民家園勤務時代)

1991年(平成3)7月、筆者は大学時代の恩師・関口欣也博士の助言を得て川崎市立日本民家園へ異動した。当時川崎市立日本民家園は前年に重文・旧太田家住宅が花火による失火で焼損する事故の対応に追われていた。しかも本館施設が建築中で展示室の内容を準備しなければならず、大岡實博士から寄贈された大量の建築史関係資料も整理未着手の状況であった。その中で2名体制の建築職員のうち1名が亡くなる不幸に見舞われていた。

赴任早々旧太田家焼損修理工事の設計と展示室建築展示の根本的見直しを担当しながら民家園内の25件の移築民家等の基本情報を覚えることになった。文建協勤務時代には1件も経験したことがない民家の調査や修理には正直戸惑いがあり、もともと民家はあまり興味もなかったのも、今更ながら一からの勉強であった。しかし実際に勉強を始め、園内の民家を何度も見ていると民家独特の面白さがわかって

きた。かつて持田武夫先生が「社寺建築は前後左右対称な場合が多いので1/4理解できれば全体がわかるが、民家は全部見ないと全体がわからない」と仰っていたのが実感できた。また、日本民家園は民俗資料が充実しており、学芸員とその補佐の非常勤職員と接する機会が多く、その方たちと協働して展示をまとめていく経験は、今まで文化財建造物の専門家が数名で対処していた修理現場とは異なる新鮮な環境だった。まだ修理現場の公開などが一般化する以前だったので、民家野外博物館に異動したことで、子供をはじめ一般の方たちに民家建築の魅力を知ってもらうために努力すべきという意識が持てた点で有難かった。焼損文化財の復旧というあまり関われない（あまりあってはならない）工事を担当できたことで、いろいろ考える機会を得たことは貴重な経験であった。併せて25棟の展示民家等に関して計画的な修理を企画して予算獲得の準備をすることが求められたので、必然的に都会の現場において茅葺きや土塗り壁の準備や施工が難しい段階に至っていることは実感しやすかった。特に左官による土塗り壁や土間叩きをこちらの意図どおりに施工するためには、壁土の準備や土間叩きの仕様提示を日本民家園内のスペースでまかなう必要を感じた。茅葺きに関しても材料確保はもとより建物の旧所在地に応じた屋根職人確保が求められる。

こうして野外博物館が文化財建造物保存において果たすべき役割を、茅葺き、壁土づくり、土間叩きなどの材料・技術の両面から真剣に考えるようになった。

日本民家園では先輩技術者の野呂瀬正男氏と施工者の市川茂氏に出会えたことが大きかった。野呂瀬氏は野外博物館としての民家園の建築管理全体を統括する立場にありながら、自ら設備や小破損修繕などの地味な業務に率先して取り組み、施工者に対して日本民家園で工事を行うことの特殊性と重要性（「世界の民家園として恥ずかしくないような仕事をしてほしい」）を説き続けた。人材育成が重要かつ短期にはなしえないことを教えてもらった。市川茂氏は、日本民家園に移築された旧原家住宅（宮大工の祖先が棟梁を務めた）工事に参加した経験を持ち、日本民家園での施工に誇りを持っていた。土蔵や茅葺きの技術保存にも熱心で、現在も筆者が関係するワークショップの最大の協力者であり、市川氏主催の茅葺きワークショップ（茅葺きボランティア）に筆者が参加させてもらうなど相互扶助的關係にある。

日本民家園在職中に阪神淡路大震災が起り、筆者が1年間携わった旧神戸居留地15番館は保存修理竣工後わずか2年で全壊した。この震災を契機に、文化財建造物に関する耐震性能向上に関する議論が活性化し、筆者も民家に関する必要情報を提供するためにこの議論に参加することとなった。

また、奈良文化財研究所の木村勉博士が中心となって企画した特別研究「木造建造物の保存修復のあり方と手法に関する調査研究」（1998～2002年度）に住宅建築研究グループリーダーとして参加する機会を得たことは、今回の研究の直接的契機として極めて重要である。木村博士にはあらためて感謝したい。

なお、日本民家園異動後は展示や建造物保存および大岡資料整理など多くの面で民家園協議会委員・関口欣也博士のご指導を得ていたが、文建協時代に着手した厨子の建築史的研究についても併せて関口博士にご指導いただき、横浜国立大学へ博士学位請求論文を提出することができ、1998年3月に博士学位を得ることができた。

4. 背景その3（大学赴任後）

1998年（平成10）10月に筆者は横浜国立大学へ異動し、建築史建築芸術研究室にて日本建築史と歴史的建造物保存を専門に研究活動に着手した。日本民家園時代に着手した奈良文化財研究所の特別研究は、

大学赴任後に本格化した。この研究を進めていく中で、歴史的建造物保存継承に対する文化財保存技術者としての立場と、研究者としての立場の違いの大きさを実感した。

すなわち過去 14 年間は、文化財として指定され保存継承の方向が確定した物件について、具体的な存続手法をいろいろ考えることにエネルギーを傾ければよかった。

しかし大学に活動の場を移してみると、歴史的建造物の多くは文化財とは無縁に存在し、いつ消滅するかわからない不安定な存在であること、しかも文化財に指定されていない歴史的建造物の中には、極めて価値の高い建築がいくらかでも存在することを痛感した。こうした「非文化財の歴史的建造物」の維持管理は、当然のことながら所有者の自己負担で行われることが原則で、維持管理にかかる経済的負担の大きさとプレッシャーは計り知れない。こうした負担や抑圧を軽減するためには、当該建物の価値づけを行い、新たな文化財として認めてもらうことが解決手法として考えられる。その一方で、文化財に指定や登録されるまでの期間、建築そのものを維持し続けるためには「あまり費用をかけずに文化財的価値を維持できる修理」の方法を提案していくことが重要である。幸い筆者は文建協時代に素晴らしい上司・先輩・同僚・行政・施工者と一緒に貴重な経験を積み重ねることができた。その幸運は日本民家園異動後も継続し、さらに茅葺き・土間叩き・左官工事の壁土づくりなど伝統的な建築技術保存に関して、ワークショップによる啓蒙手法をいろいろ試すことができた。

以上の経験を活かして、大学赴任以来「あまり費用をかけずに文化財的価値を維持できる修理」についていろいろ考え、実践してきた。その経験の中から、いくつかテーマを定めて事例を抽出して提供すれば、「今後の歴史的建造物の維持管理について多少なりとも有用」となるであろう。

5. 本書の概要（各資料のテーマ）

以上の背景と課題意識に基づいて第 2 編に資料 1～資料 7 を取りまとめた。最後に、各資料をどのような意図で掲載したかを簡単に触れておく。

資料 1 は「歴史的建造物にかかわる建築家のモラル」をテーマに、どのような気持ちで歴史的建造物の保存継承に取り組むべきかについて示した。この考え方は、奈良文化財研究所特別研究「木造建造物の保存修復のあり方と手法に関する調査研究」（1998 年度～2002 年度）における調査研究の中で、自らの過去の経験・反省に加え、所有者やメンバーとの様々な意見交換を含めて実感した事柄を示した。

資料 2 は「歴史的建造物の維持修理設計」について、参考になる事柄を筆者の反省を含めて備忘録的に示したものである。維持修理は日常の点検における不具合の発見が重要で、不具合に気づいたら早目に対応しておくことが何よりも重要である。また、破損にはその原因・理由があるので、その根本にも留意し、破損対応だけでなく原因是正も対応できることが望ましい。

資料 3 は土蔵を中心した土壁を有する建物の維持に関する参考事例を紹介する。土壁を塗る歴史的建造物において、壁土づくりは基本中の基本である。しかし土に藁スサを何度も混ぜて練り合わせる行為は、単純作業の繰り返しで、しかも壁土が成熟する過程で異臭を放つことから周辺への遠慮もあって常設的な壁土練り場の維持は難しい。さらに、苦労した壁土を利用する機会は極めて限られている。したがって文化財修理の大規模な現場では、現場内に仮設の壁土練り場を設けて事業化できるが、小規模な工事や文化財でない歴史的建造物で壁土を求めようとしても、市販の泥コンに申し訳程度に藁を混ぜたもので我慢しなければならない。このように、壁土づくりを労働や営利目的で考えると成り立たないの

が実態であろう。しかし壁土づくりをワークショップ（体験学習）としてとらえると大きな可能性が見えてくる。いわば「泥コネ遊び」が「歴史的建造物をまもる素材づくり」になることを学ぶことで、地域の歴史的資産への関心喚起にもつながる。単純作業だからこそ、コツさえ伝授すれば誰でも参加可能だし、発生する臭いも壁土成熟過程と理解すれば我慢できるし、周辺への配慮に関しては広い屋敷地を会場に定めれば問題にならない。筆者は川崎市立日本民家園にて壁土練り場を設けた経験から、過去に神奈川県、茨城県、宮城県で壁土づくりワークショップを経験した。その中から宮城県柴田郡村田町で行った事例を紹介する。

また、土蔵の維持管理において一番苦勞するのが外壁の破損対応である。もちろん外壁の損傷に対して、常に最善の対応（破損を完全に元通りにすること）ができればそれに越したことはない、しかし人的経済的理由でそのような対応はできないことが多い。しかしそのまま放置すると壊滅的な損傷に至る。そうならないための工夫として「養生」や「代替措置」などの対応手法もある。そうした事例を紹介する。

資料4は、個人が茅葺き古民家を移築復原して民家園的に活用しようとした事例を紹介する。この事例は、古民家自体の価値、移築保存に至った経緯、活用にかけた所有者の気持ち、その後の荒廃、荒廃に対する約20年間の対応の歴史、新たな展開、といった様々な面で興味深い存在である。

まずは当該建物と筆者のかかわりを紹介し、ついで2018年～2019年に市川茂氏が行った茅葺き屋根を中心としたボランティア修理の様子を紹介し、最後に所有者が進める新たな動きを紹介する。

資料5は、横須賀市に所在する横須賀市立万代会館（万代順四郎・トミ夫妻別邸）の保存活用に関する一連の活動について紹介する。まず、市川茂氏と筆者が中心となって進めたボランティア修理「万代会館プロジェクト」の活動記録を掲載する。この活動のさなかに万代会館の施設廃止計画が発表されると、修理活動が保存活動の意味合いも持つようになり、日本建築学会関東支部の保存活用要望書提出や多方面の市民からの賛意を得て万代会館保存推進協議会へ発展を見せた。その結果、横須賀市は万代会館の廃止計画見直しを表明した。そこで万代会館保存活用推進協議会は万代会館保存活用に向けて提言書を市長に提出し、市と市民の協働による施設適正利用の方向性を示した。その根幹は、万代会館の昭和初期茅葺き別荘地としての価値を認めて横須賀市文化財として存続をはかり、活用の要点として「万代順四郎・トミ夫妻のすまい」としての歴史と景観を重視しよう、というものであった。提言書が示した修理工程通りには進んでいないものの、横須賀市は2019年に万代会館を横須賀市文化財に指定し、現在耐震性向上を視野に入れた保存修理の計画を検討中である。

資料6は同じく横須賀市の事例である。所有者が長屋門（文化財等には指定されていない）を曳家修理する際に行政に相談してくれたことが契機となって、筆者がアドバイスすることになった。その結果、あまり予算をオーバーせずに文化財的価値も存続でき、所有者も満足していただけたというものである。歴史的建造物の魅力がどこにあるのか、どこを大事にしていけばよいのか、を把握できればわずかなアドバイスだけでも修理後の歴史的建造物の付加価値に大きな差が生じることを是非知ってほしいと願う。

資料7は建築史学会の2015年度大会の記念シンポジウム「歴史の中の建築と環境 建物の生滅と建築のサステナビリティ」において筆者が発表した「民家の改造手法にみる持続性」に関するパワーポイント資料を掲載する。従来、文化財建造物の保存修理において、途中の改造は「原形を損なうもの」という認識が強く、「改造部分は取り除いて原形に復する」ことが正義のように考えられがちであった。しかし、殊に民家の場合は改造の要因が生活の変化に伴う「すまいの歴史」であり、改造により建物そのものが継承され護られてきた事実に対しても正當に評価すべきである。そのことを強調した。

第2編 資料集

資料1 歴史的建造物にかかわる建築家のモラル

阪神淡路大震災の経験を踏まえて「身近に存在する歴史的建造物を発見し、その存続継承についてアドバイスできる町医者のような建築家」の必要性が広く認識されるようになった。その人材はヘリテージマネージャーという名称で呼ばれ、文化庁の指導助言のもとに兵庫県を皮切りに開始された人材養成講習会が全国の都道府県に展開した。2020年度には人材養成講習会が全国に及ぶ予定である。

筆者も青森県、宮城県、茨城県、群馬県、神奈川県、長野県、石川県、富山県、滋賀県、和歌山県で講師を務めさせていただいた。講座のテーマはおもに「歴史的建造物の調査手法」・「伝統的建築技法」・「歴史的建造物の保存修理」に関するものであったが、常に講座のはじめに「歴史的建造物にかかわる建築家のモラル」について強調してきた。

すなわち「歴史的建造物を調べてその価値づけを行う専門家」などというと、特権意識を抱いてしまいがちであるが、その意識は絶対に持つてはいけない、ということである。歴史的建造物の所有者、特に個人住宅の場合、所有者は自宅を他人に隅々まで「調査」されることにどんなに不安な気持ちを持つかを推し量るべきである。当然我々専門家と称する人種は「建物の良いところ」を発見し、正確な図面を作成するために「必要な部分を確認する」だけだと思って訪問している。しかし相手がそのことを十分理解できている場合はほとんどないのである。自分の家に他人が複数名押しかけてきて終日ウロウロし、押入や天井裏まで覗いている状態を想像してほしい。

そうかといって、価値ある建物の実態解明の機会に、委縮して何も成果がないのも残念である。

すなわち、歴史的建造物の調査に際しては、事前に所有者と十分コミュニケーションをとり、調査の意味と方法について理解してもらっておく必要がある。

「調べてやる」意識は危険→「魅力」発見(コンディション確認)

所有者と「一緒に知り、考える」姿勢

恥ずかしいことに筆者もかつては一種の正義感をもって「調査は当然」の認識を持っていた。その驕りを悔い改めた契機が奈良文化財研究所の共同研究に参加し住宅建築グループを担当したことだった。

**奈良文化財研究所特別研究(1998～2003年3月、5カ年度)
「木造建造物の保存手法のあり方と手法」**

目的: 文化財的視点からの歴史的建造物保存修復を振り返り、
様々な事例の中から成果と課題を分析整理

「住宅建築保存修復の考え方と手法」担当(大野・大和・丸石・蓮沼)

個人住宅を文化遺産として継承することの難しさ痛感

すなわち、故大和智氏（元文化庁監査官）、丸石暢彦氏（公財・文建協）、蓮沼麻衣子氏（奈文研。当時）と大野の4名で「住宅建築保存修復の考え方と手法」を担当し、重要文化財民家の所有者を全国に尋ねて保存修復に関する様々な思いをヒアリングする中で、個人の財産である建築（すまい）と文化遺産という公共的価値を両立させて存続させることの難しさを痛感した。その一方で、民家建築の土着性や長年月かけて洗練されてきた建築技術や意匠のすばらしさについてもあらためて認識し、その価値を正しく認識して多くの人たちと共有し、永く伝えていくことの重要性も強く感じた。その結果、重要文化財に限らず、民家再生にかかわる建築家であっても、扱っている対象は「伝統的な木造建築としての民家（住宅）」であり、踏まえるべきモラルは共通するという認識に至った。すなわち、

- 1 所有者の体験や想いを理解する
- 2 建築が持つ固有の魅力(建築文化)を的確に把握する。
そのためには調査(実測・仕様、類例)をしっかりとこなうこと
- 3 建築の履歴(すまいの歴史)と破損を把握する。
これは史的調査・痕跡調査を通じた復原考察によりはじめて可能
- 4 上記1)2)を所有者にわかりやすく伝える。
専門用語を並べ立てるのではなく、建築の素養がなくてもわかるように説明する
- 5 上記をふまえ、建物の将来を所有者とともに十分検討。
この際に留意すべきは伝統へ敬意(先人の仕事を理解する謙虚さが必要で、そのうえで必要な批判を加え、よりよい建築に昇華させていく)。
- 6 その結果、文化財的改修もあれば、古民家再生もある。
肝心なのはプロセスにおいて、どこまで真剣に当該建築と周辺の様々な事物(人・歴史・環境など)と関われるかである。
- 7 簡単でもよいから調査設計のプロセスと結果へのコメントを記録する

以上のモラルは、民家を主とした住宅建築について考案したものであったが、歴史的建造物全般に適用可能といえることができる。

資料2 歴史的建造物の維持管理の基礎知識

どのように破損するかを知ることが重要
そこから対処・予防手法を考える

1. はじめに

歴史的建造物の維持管理について「積算方法（概算）を知りたい」という声をよく聞く。しかし歴史的建造物は「ひとつひとつがカスタム・メイド」であることが特徴で、しかも長い年月を経た歴史の積み重ねもそれぞれ異なる。したがって安易に「平面積〇㎡の茅葺き民家ならば解体修理工事費はいくら」などという概算が独り歩きすることは大変危険である。面倒でも建物固有の特徴、固有の傷み方および傷みの原因を知り、破損状況と再発防止を考慮した手当ての方法を検討して、積み上げ式に積算することが重要である。

とはいえ、過去の実績を参照することは必要である。工事費は工事時期の物価、破損状態、実施仕様に応じて程度の開きが大きいが、破損そのものに注目して傾向を知っておくことは、適切な対処法を提案するうえで必須の基礎知識といえる。

そこで、本資料では、筆者の経験の中から、あるいは先輩修理技術者から助言を得たことなどを踏まえて部位別の破損の仕方を概観し、その対応策についてコメントを付してみる。

2. 基礎の破損 不同沈下と軟弱地盤対策の知恵

川崎市立日本民家園は日本を代表する伝統的民家の野外博物館である。収集した建築に対する基本方針は「厳密に調査した結果に基づき可及的に復原を試みる。建物復原に当たってはできるだけ本来の建築仕様（材料・工法）を継承する」である。そのため礎石の据え付けについても、地盤を搗き固めて礎石を据えることを原則としてきた。しかし広大な敷地を確保する野外博物館であるため、谷戸を埋め立てた造成地に建物を復原せざるを得ない場合もあった。

谷戸の埋立地に復原した建物である旧清宮家は、移築後50年を経ているが、正面中央付近の礎石不同沈下により過去3回修理(当該部分をジャッキアップし礎石下にモルタルを飼い込み据え直す)を繰り返してきた。近年再び目立つ



写真 2-1 旧清宮家住宅正面の不同沈下
川崎市多摩区から移築した住宅で、建築年代は17世紀中期頃まで遡る可能性がある。園内最古の古民家である。

てきているので、平均すると14～15年くらいで不同沈下が顕著になる傾向である。これだけ頻繁に修理を繰り返すとなると、次回の修理時には基礎、すなわち地盤そのものを強固に造り替えることも検討すべきである。

また、同じように旧佐々木家住宅と三澤家住宅も谷戸を埋め立てた敷地に復原した住宅である。

旧佐々木住宅は1967年に復原した際に、敷地が軟弱であったために筏地業を行って建築したという。すなわち礎石配置に合わせて松丸太を枠状に配置をして礎石下の地盤を安定させようとしたものである。しかし1993年（平成5）ころから急に居室正面中央あたりの不同沈下が顕著になった。原因は軟弱地盤だった敷地の水位が変化したため正面の松丸太が腐朽して沈下を来たしたらしい。そこで1995年（平成7）に正面柱筋を6cm程度ジャッキアップして柱下（ここでは土台があったので土台下）に枕木を挿入して応急的に沈下を若干修正・抑制しておき、2009年竣工の屋根葺替時期に合わせて基礎をコンクリート基礎に改める工事を行った（写真2-2）。

旧三澤家住宅は、移築工事以来不同沈下は顕著ではなかったが、敷地が湿気ているため土間叩きがうまく施工できないことや、床下がかびる被害が起こっていた。そのため1994年の維持修理の際に、床下に防湿シートを敷いた。この住宅は長野県伊那市から移築した町家で、石置き板葺き屋根は重量的には問題ないが、正面開口が大きい点と壁が少ない点において、耐震性に課題があった。そのため日本民家園で2番目に耐震補強工事が行われ、耐震対策が種々検討された結果、免震基礎を採用することになった。民家はその立地も含めて土着性の高さが特徴であるので、むやみに基礎を造替する事は問題である。ただし移築保存した民家の場合は、2次的な敷地であるため、地盤を加工することも選択肢として考えられる。結果的に外観上大げさな装置になってしまったが、この判断が妥当か否かは将来歴史が判定を下すことになる。日本民家園としては記録を発行して後世に考え方を



写真 2-2 基礎是正工事終了後の旧佐々木家住宅 2010年



写真 2-3 旧三澤家住宅の免震基礎施工中 2017年



写真 2-4 旧三澤家住宅の免震基礎竣工後の外観 2017年

伝える努力をしている。

なお、伝統工法における軟弱地盤対策として先に「筏事業」を述べた。ここで筆者が神奈川県藤沢市藤沢宿において見学した軟弱地盤対策基礎の例を紹介したい。これらは近世の土蔵基礎と考えられるもので、松杭を打ち込んでこの上に松丸太の太鼓挽材を枕に敷いて筏材を重ね、基礎石を積み上げていた。地盤は現在も湿潤であるため、松杭・松丸太の筏とも新品のように生き生きしていた。

土蔵の基礎に関連して、長野県の名主住宅調査の際に経験した不同沈下への応急対応を紹介する。この土蔵は側面の基礎石が中央あたりで折れ曲がっている（沈下を起こしている）。土蔵内を展示室に利用するために固定が緩み沈下が目立つ床板の調整を行ったが、床面沈下の原因は基礎の不同沈下が要因だった。土蔵は不同沈下の影響で外壁に亀裂が入っており、いずれは大がかりな修理が必要となる。ただし現在大規模修理する予定はなく、しばらく存置しておいてもすぐに変形が進むものでもないらしい。そのため、床板の張り直しの際は、大引きと根太の高さを飼物で調整して、基礎不陸の影響をできるだけ打ち消すようにした。応急的な措置ではあるが、これだけでも随分と見栄えが変わるものである。

3. 不同沈下の調査法（軸部傾斜調査含めて）

基礎の不同沈下は、解体工事でないと礎石を起点に計測することは難しい。そのため調査の際は、柱における水平基準をもとに、どの程度



写真 2-5 藤沢宿の遺跡で見学した軟弱地盤対策基礎



写真 2-6 土蔵の基礎石の不同沈下例

側面の中央あたりがかなり沈んでいる。これを正規に是正するには、大掛かりな工事が必要なので、慎重に計画する必要がある。



写真 2-7 同上土蔵の床板補修

基礎の不同沈下に応じて大引きが下がっているため、大引きに飼物して床面で歪みを調整する。



写真 2-8 耐震補強工事後の旧鈴木家住宅 2015年撮影

そして、併せて柱の傾斜を調査してしまうと効率よく破損調査ができる。ここでは川崎市立日本民家園の旧鈴木家住宅において筆者が行った柱調査による不陸と軸部傾斜調査の具体的手法を示す。

旧鈴木家の不同沈下と軸部傾斜は、以前から課題となっていた正面柱の変形（くの字変形）と、土壁が薄く配置に偏りが有るために生じていた。この軸部傾斜の実態を示し、川崎市当局が日本民家園と危機感を共有してもらうことが調査の主眼だった。日本民家園では、大野による至急対応すべきとの提言をうけて、応急措置として室内に筋違仮設を仮設し(写真 2-9)、傾斜観測を継続することとした。また、本格的な耐震対応が行われるまでの経過的措置として日常公開を土間前方に制限した。この応急対応は、2011年3月11日の東日本大震災において旧鈴木家被害を軽微に抑えることに効果があった。この結果を受けて、川崎市も日本民家園の古民家耐震性向上に本格的に取り組むこととなった。旧鈴木家住宅は、その第一号として2013年度に耐震診断と耐震修理設計が行われ、2014年度に耐震工事が実施された。



写真 2-9 軸部傾斜調査後に応急的に筋違補強した

4. 土間叩き（軒内および屋内）

民家は軒内および屋内における土間叩きの維持管理に苦勞することが多い。土間叩きを成功させるコツは、土・山砂・石灰・ニガリをよく混練するとともに湿気に留意（強く手で握っていくらか固くなる程度、叩いてすぐ固まるようならば湿気が多すぎ）することが肝心である。「叩き締めているうちに叩き土の中から徐々に湿気がでてくるよう」な感じである。また、叩き締めはコテ（叩き棒）による手叩きに徹することが肝心である。ランマーなど便利な道具を使うとすぐに叩き締まったように見えるが、崩れるのも早い。筆者も一度ランマーを使った施工を認めて失敗した。また、施工後は急激な乾燥を避けることも重要で、3か月くらいはムシロやゴザを敷いて養生すべきである。

乾燥不十分で亀裂が入ることは少なくない。ま



写真 2-10 土間叩きの破損（亀裂）

日本民家園の旧岩澤家住宅。大きな亀裂は、三和土を溝に埋めニガリ水をかけることをしばらく行うと落ち着くことがある。



写真 2-11 軒内叩きの傷みの危険な例

表面の凹凸や土留際の叩きが割れた例。土留際を歩くと足をくじきそうになる。また、グレイチングは景観上問題がある

た、乾燥が強い場合は叩き土の配合にニガリを多く入れ、日常的にニガリ水溶液を散布して湿気を保つことも必要である。一方、土間の湿気が多い場合は、叩き土の下に砂利層を設けることによる湿気遮断が効果がある。ただし乾燥が過ぎることもありうるので、試行を通して状況を把握することが必要である。

また、軒内叩きは、風雨にさらされる度合いが屋内土間より多いので、土間叩きにこだわるか否かを検討することも必要である。破損を放っておくと軒内を来訪者が歩く際にけがをする恐れがある(写真2-11)。また寒冷地は軒内の土間叩きが凍害によりボソボソになることがある。したがって頻繁に補修できない場合や、寒冷地ではカラーモルタルで代用することもありえる。

ただし人為的な不注意により軒内土間を傷めていることもあるので(写真2-12)注意が必要である。



写真 2-12 軒内叩きの設定を改善すべき例

茅葺の場合、経年劣化により屋根厚が減るので、雨落位置が内側に移動することに留意すべき。これを見誤ると、軒内の土留丸太内に雨が落ちるので(矢印)、軒内叩きを傷めてしまう。

5. 雨落に関連して その1 (土砂の堆積)

雨落に関連して、土砂堆積への留意例を挙げたい。重要文化財千葉家住宅(岩手県遠野市)大工小屋である。この建物は傾斜地に盛土して前面を石垣積みした敷地に建つ。背面は傾斜地からの土砂堆積により足元が見えない程土砂に埋もれている。千葉家の場合は、岩盤が風化して巨石がごろごろしている特殊な立地のため、大工小屋周辺は簡単には雨落ちが整備できない事情がある。千葉家住宅は現在総合的な文化財保存修理事業が進捗中で、大工小屋も建物解体(取り解き)まで終了している。近いうちに復原組立工事段階になるが、建物周辺の排水計画は慎重に定める必要がある。

なお、一般的に建物背面側は自然堆積により土台や柱足元が土砂で埋もれることがあるので、日常点検の際に注意し、適宜堆積土砂の鋤取りを行うべきである。



写真 2-13 千葉家住宅大工小屋 側面全景



写真 2-14 千葉家住宅大工小屋 側背面

背面の土砂堆積が大きいことがわかる。なお背面中央に見えるのは巨石で、その一部を削り取って土台を据えているので、もともと雨落は設けていなかったらしい。

7. 雨落ちに関連して その2（足元の雨かかり）

雨落に関連した留意例をもう一件紹介する。歴史的建造物の場合、雨樋のないものも多く、管理上雨樋を仮設できないものも少なくない。それでも社寺建築のように軒の出が深いものは雨落からの雨水気跳ね返りや降雨の降りかかりなどの雨かかりによる足元被害は少ないかもしれない。しかし民家など軒出が比較的少ない建築の場合は、雨かかりによる足元の傷みは深刻である（写真2-15）。そのため、建物によっては腰下見他壁を設けて足元を養生するものが少なくない。腰下見という本格的な養生を設置しなくても、犬矢来のような装置を用いることにより、効果的に雨かかりを養生することは可能である（写真2-16）。犬矢来は町家においてよく見かける養生装置で、景観要素としても重要な存在である。それゆえ農家などに用いるのは通例に反するかもしれないが、犬矢来はワークショップなどで比較的容易に作れるので、従来の使用範囲にこだわらず、気軽な雨かかり養生装置として利用すべきと考える。



写真 2-15 旧鈴木家住宅 雨かかりによる傷み



写真 2-16 足元の養生例

神奈川県旧津久井郡藤野町においてワークショップで修理した土蔵は、所有者屋敷内の竹を利用して犬矢来（矢印）を作り養生した。これは効果が大きい。

8. 雨樋の功罪（日常点検が大事）

先に歴史的建造物において雨樋設置例は多くないと記した。しかし雨水処理を考えるうえで雨樋は有効な装置であり、美観上問題なければ雨樋仮設は歴史的建造物の維持継承のため必要な判断と考える。

ただし雨樋があれば万全ではなく、日常点検が重要である。雨樋の課題は、落葉や土砂が樋にたまって起こる漏水であろう。樋の清掃が不十分な場合は、雨樋からの漏水により深刻な破損が生じることもある。また、特殊事例であるが、通行車両（トラックのミラー）が縦樋を破損させて縦樋エルボ一部分の向きが変わり、壁面に雨水をかけ続ける事態を生じ、これを放置したために土蔵外壁および柱まで損傷させてしまった事例もある（写真2-17）。



写真 2-17 破損した雨樋が建物を傷めた例

9. 壁の破損について

前節で土壁の破損について触れたので、別の視点で壁の破損例を取り上げたい。写真 2-18 は町家の事例で、夜間は揚戸を下ろして戸締りするが、日中は格子柵を設置する。したがって夜間は格子柵を外して側面壁に仮置きするのであるが、格子柵の取外し・取付の際、あるいは格子柵を壁面にたて掛けておく際に壁面に傷が生じてしまう。一回当たりの傷は些少でも、1 年以上経つと見過ごせない傷に拡大してしまう。こうした傷については、建具の着脱に留意するなどの管理手法で軽減は可能であろうが、やはり養生による対処も必要であろう。茶室で壁面下方に紙張して壁の摺傷を防止する養生手法があるが、そうした手法も参考になる。あるいは思い切って養生の腰板壁を仮設することも検討に値する。

また、文化財建造物には防火装置としてドレンチャー（水幕）を装備することがある。防火訓練の際にドレンチャーも放水訓練することが必要であるが、ドレンチャーの水栓の開閉方法によっては放水の立ち上がりが遅く、結果的に壁面を濡らす時間が増えて土壁が破損することもある（写真 2-19）。建物を護るための装置が、一方で建物を傷めていることは言語道断なので、訓練の際には十分留意するとともに、しかるべき養生（訓練時は軒下にシートを下げるとか、壁面に合板などの板類をたて掛けておくなど）を配慮すべきである。

10. 木材の特性に応じた維持管理が重要（松材を用いた水車の破損事例）

松材は曲がり癖が生じやすいが粘りがあり、水気があれば寿命も長い特性を持つ。その性質をうまく利用したのが松杭地業や筏地業である（写真 2-5）。しかし松材は湿気と乾燥を繰り返す条件下では腐朽しやすい。このこ



写真 2-18 壁面の傷
格子柵を夜間仮置きすることによって生じた壁面傷。



写真 2-19 壁面の水かかり被害例
防災水道設備のドレンチャー(水幕装置)は、放水たちあがり時に壁面に水がかかることがある。そのため訓練時には壁面養生が必要である。



写真 2-20 日本民家園の水車小屋水車破損例
長野県から移築した水車小屋で19世紀前期頃の建築。



写真 2-21 同上 水車破損部分詳細
水車は曲がりを持つ松板材で構成する。H8年に造替したがH21年に輪の部分が損壊して13年で再造替に至った。

とは2節の旧佐々木家事例で示した通りである。日本民家園の水車小屋水車は、1996年（平成8）に移築以来15年ぶりに造替して以来、13年で輪の部分が破損してしまった。修理の際に良質材を使用しただけに残念だった。この要因として考えられるのは、従来ポンプアップした水を24時間流して水車を稼働させていたが、平成8年造替以後は経費節減のために夜間のポンプアップを中止していた。そのため濡れては乾くという環境の繰り返しが松材の破損を助長したらしい。電気代をとるか水車の工事費をとるかとなると、後者の経費の方がはるかに大きいので、目先の節約だけにとらわれてはいけない。

11. 軸部傾斜の応急補強について

軸部傾斜の調査法については、図2-1に示した。また、その調査結果に基づいて応急に行った筋違補強が、東日本大震災において役立ったことは3節で記した通りである（日本民家園の旧鈴木家）。

ここでは東日本大震災事例として宮城県村田町の森家について別途報告したいが、本節では軸部傾斜に対する応急補強例に注目する。この家は明治16年建築の切妻造・妻入の縦長の瓦葺住宅で、昭和初期頃改造され、さらに昭和53年の宮城県沖地震後に正面側の過半を2階建の新築住宅に建替したものである。すなわち元の主屋の約半分が後方に残っている状態であった。この旧主屋部分は宮城県沖地震ほか経年により軸部に傾斜を生じ、所有者は大工さんのアドバイスに従って柱と指鴨居を羽子板ボルトで繋ぎ止めていた。

2011年3月の東日本大震災において森家旧主屋も被害を受け、指物接合部の柱の一部は折損を生じた。しかし羽子板ボルトにより接合部の分離は起こらず、軸部傾斜は増したが倒壊は免れた。そこで森家ではすぐに大工さんに筋違補強をしてもらった。この筋違補強のおかげでその後頻発した余震に対しても、建物は倒壊を免れたと考えられる。筆者も「文化財ドクター派遣事業」により当家を初めて訪れた2012年2月14日に大きな余震を経験し、筋違（と羽子板金物）の効果を実感した



写真 2-22 森家旧主屋の軸組傾斜状況 2012年2月
矢印は羽子板ボルト



写真 2-23 森家旧主屋の軸組傾斜状況 外観 2012年2月

1 2. 中国建築における軸部傾斜例

軸組傾斜の顕著な例は、中国山西省の仏宮寺積迦塔（応懸木塔、中国最古最大木造塔、遼の青寧2年(1056)建築＝平等院鳳凰堂と同じころ）が印象深い。この塔は1974年に大規模修理を行っているが、現在2層以上は軸組の傾斜が激しく登壇禁止になっている。写真で見る限り2層目における柱の内側への傾斜が特に激しい。未確認だが、柱の内側の支え（水平繋ぎ）が十分でないためにこのような変形が起こればと思われ、主要構造部の根本的な手当が必要で、半解体修理は必至であろう。

仏宮寺積迦塔は軸部の破損に対してどのように対応しているか確認できなかったが、仏光寺大殿（本格的仏殿では中国最古、唐の大中11年(857年)の建築、唐招提寺金堂より約半世紀後）で外部の応急補強を見ることができた。

仏寺大殿の場合、背面西隅柱が内側に転んでいることが原因で組物が外側に傾斜して垂下しかかっている。これを是正するためには、軸部傾斜を根本的に修正することが必要である。そのためには、少なくとも屋根葺替修理の際に軸組を建て起こして修正し、必要な補強を施したうえで組物および軒回りなどを総合的に修理していく必要がある。現在は丸太足場から束を立てて軒桁を支えて組物の垂下を抑えている。おそらく内部からも柱傾斜を支えているのであろう。幸い、柱が内転びしている箇所はここだけなので、目立たない（見学者は見に来ない）。そのためこのように足場で支える応急補強は妥当だと思う。なお、仏光寺大殿の軒回りは古代のも



写真 2-24 仏宮寺積迦塔塔 全景 2014年9月
2層目の軸組の内転びが特に激しい（矢印）

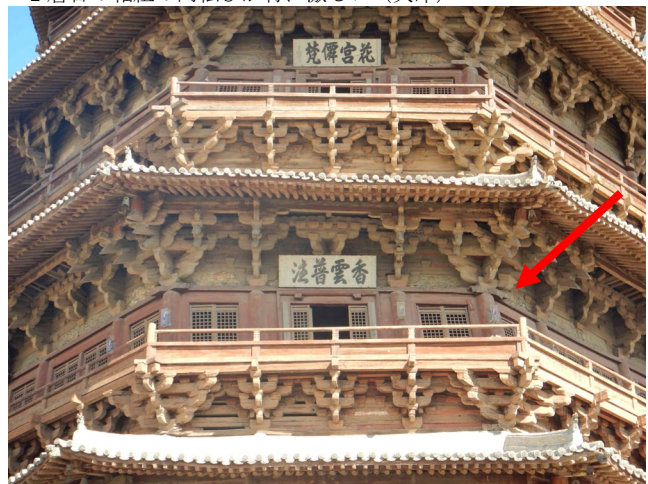


写真 2-25 仏宮寺積迦塔2層目軸組の傾斜 2014年9月
矢印部分の内転びが特に激しい（矢印）。柱の転びを屋根・軒組物が総持ちで繋ぎ止めている様子がうかがわれる。当然内部でも支えを行っているのであろうが、見ていて痛々しい



写真 2-26 仏光寺大殿背面西隅の応急補強 2014年9月
足場を組んだまさに「応急補強」であるが、目立たない場所なので、「これ以上傷みが進まないように支えておく」ことは妥当。

のではないようで、今後修理する際に。組物～軒回りにかけて詳細な調査が行われ、本来の技法が解明されることを期待したい。

1.3. 横須賀で見た関東大震災以来（と思われる）補強

中国・仏光寺大殿は日本で言えば法隆寺金堂あるいは唐招提寺金堂に匹敵する超一級国宝である。日本で法隆寺金堂や唐招提寺金堂が同じような応急補強でしばらく様子を見ておれば、新聞報道されて話題になるだろう。ただし筆者が仏光寺大殿の応急補強を評価した理由は、この補強が足場を組んで軒を支える形式で行われている点に注目したからだ。すなわち、足場を組んでおけば、仮に軒を支えている束が地震等で外れたとしても軒や組物の倒壊を足場で仮支えできるので、倒壊には至らず、新たな緊急対応も可能となる。また、この補強では、古材に対して余計な介入をせず、周囲から支えているだけなので、文化財的な損失はない。「支える」という維持手法はもっと見直されてもよいのではないだろうか。

そういった視点から見ると、筆者も度肝を抜かされた直截的軸部傾斜への対処法が写真 2-27 である。これは横須賀市史で市内の寺社建築を悉皆的に確認する中で見つけた事例である。建物自体は神奈川県近世社寺建築調査ですでに紹介されていた本堂で、建築自体の価値も優れているし、正面の建具形式が半蔀形式で残る点も興味深い。しかし一番驚いたのは、背面と側面に施された電信柱のような支柱であった。相当年季の入った補強材で、屋根からの雨だれで支柱が腐らないように雨除けまで備えている。筆者の見るところ、関東大震災で大破した本堂を建て起こして、大支柱で支えて今日に至っているものらしい（支柱自体は代がわりしているのであろう）。

その大胆さは仏光寺大殿応急補強とはまた違った思い切りの良さ、単純化された痛快さが、印象深い。ただし、経過的措置（応急補強）としては個人的に高く評価するが、恒常的な仮設となると各支柱の安定性確保や反対方向への対処などに関して工夫を求めたい。



写真 2-27 横須賀市真福寺本堂背面の支柱 2004年11月



写真 2-28 同上 支柱の詳細
雨除けの金属製「傘」まで備えている。

1 4. 板戸の破損と補修

板戸の維持は難しい。厚7mm程の板を小さな釘で止めるだけなので、湿気による板の伸縮で釘が抜けやすいし、板材が経年により伸縮がおさまる頃には板表面が風化により薄くなって釘を止め直すことが容易でなくなる。したがって古い板戸の板を部分補修するのは大変な苦勞を強いられる。そうした中、重要文化財石井家住宅(神奈川県)のご当主・達也氏は、普段から近隣で古い板戸を廃材にすると聞くと収集しておき、自宅の板戸の補修材に利用している。この修理方法は、筆者の知る限り最も適切な板戸補修方法である。

石井家住宅は宝永4年(1707)の建築年が明らかな大型住宅で、現在も居住している。しかも驚くことに座敷の建具は当初以来「3本引」(板戸2枚と明かり障子1枚の組み合わせで、戸締まり時は板戸2枚、日中は板戸と明かり障子の構えとする)形式を留めている。近隣では近世後半になると板戸は雨戸として戸袋内にまとめ、日中は障子だけで間仕切るようになる。さらに縁側を内縁に取り込み、内縁の外側に雨戸を移して障子を備え、廊下をサンルーム的空間に利用する。石井家の場合、土間寄り付きの部屋において縁側と部屋の境が戸袋付きの雨戸に進化している。その一方座敷側は古式の3本溝にこだわり、それが現在も継承されているのである。所有者のこだわりから学ぶべきことは少なくない。

1 5. 茅葺きの破損事例

茅葺きはかつて日本のどこでも見ることのできた伝統的な屋根形式である。草(「茅」はススキ・葦・篠など屋根に利用できる草類の総称である)・縄・竹木の身近な自然素材をもとに、しかも専門職人などが介在せずに地域の人たちだけで様々な形態を創出してきた。まさに屋根の民芸品とでも呼ぶべき存在で、土着性や地域性が顕著に表れた建築文化である。しかし現在は防火の問題で建築基準法において原則認められず、文化財の世界あるいは既存不適格という不名誉なレッテルのもとに存続する特殊な存在になって



写真 2-29 石井家住宅の板戸修理状況 2013年

現在も生活している300年前の住宅で3本引き建具が現役である点も驚きだが、板戸の板をご当主自ら集めた古建具材で補修されている点に敬服する(矢印)。このことは「百年名家」(BS朝日放送)でも説明した。

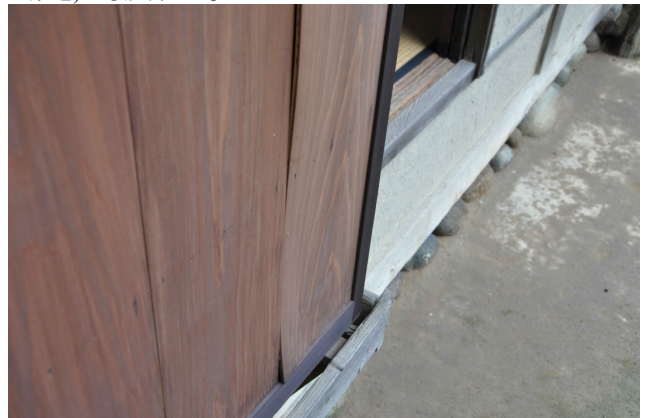


写真 2-30 板戸補修の難しさ

板戸は板厚が薄いので、風化により板が薄くなって止釘が効かなくなる。一方で板を取り替えるとしばらくのうち湿度に応じて伸縮するので反りが生じて釘が外れてしまう。また、板自体が薄いので、新材を用いた場合、古色処理として表面を炭化させてブラッシングすることは材を一層薄くするため困難である。そのため補足材として十分乾燥した古建具の板が最適だが、これも適当な大きさを持つ材を見つけることが難しい。

しまった。筆者はこの伝統的な建築技術の継承に少なからず関係しており、自らも少しずつ茅葺きの実践を学ぶ中で、その技術の柔軟性と合理性について先人の蓄積の奥深さを強く感じている。茅葺きの具体的な補修事例はこの報告書の他の資料に示しているので、ここでは破損と補修対応手法を紹介する。

まずは破損が限界を迎えた状態の写真を示す(写真2-31)。これは屋内に雨漏りが生じ始めてから数年放置した状態である。それでもこの時点で補修に着手できれば再生可能だった。残念ながらその機会を得ずに崩壊に向かっている。

次に茅葺きの補修策であるが、もっとも簡易な方法は差し茅である。その名の通り茅葺きの目減りした部分に補足茅を指し込んで厚みを整える方法で、単純に差し込む方法と、茅押さえの押銚と呼ぶ材を部分的に取替ながら差し茅を進める手法、押し銚を取替えながら表面を葺き替える手法、等さまざまである。傷んだ茅葺き屋根全体を金属板で覆う金属板覆いという手法も存在する。

また、屋根頂の棟形式は茅葺きの地域性をもっともよく表す部位で、合掌造のように毎年棟を造り替えるものから5年～7年程度で棟を取り変えるもの(竹簀子棟)、10年以上は維持できるもの(瓦巻、芝棟)もあり、差し茅などの工事とともに造替や補修を行う。



写真2-31 茅葺きの破損が限界を迎えている状態

茅葺きは草束を重ねる屋根なので、破損を放置すると雨道が深い溝となり穴があき、腐朽し崩落していく。その途中で雨漏りを生じ屋内の木部腐朽が悪化の一途をたどる。



写真2-32 茅葺きの差し茅修理例

所有者自ら毎年少しずつ実施している事例。



写真2-33 茅葺きの修理例 表面を葺き替える



写真2-34 茅葺きを金属板で覆った事例

屋根と軒先を除いて屋内にはそのまま茅葺きが残る

1 6. 茅葺の破損状況調査で注意すること その1 (下地の劣化にも注意しよう)

茅葺屋根の経年変化観察上の要点は、

- ・「屋根の棟の状態(ズレ、欠損、結束材破損)」、
 - ・「茅葺屋根表面の状態(経年摩耗による凹凸、押銚の露出有無、苔や草木の繁茂)」、
 - ・「軒付の状態(風化による凹凸、茅の滑り具合、茅負ずれ落ち、結束縄の劣化、雨しみ浸潤など)」
- といった屋根部分の本体的な問題はもちろん、
- ・屋根下地の状態(小屋組の変形有無、又首・屋中および垂木の結束状況、小舞の結束状況、など)

についても注意すべきである。その上で総合的な破損状況把握に努める必要がある。

例えば写真 2-36 は、垂木が部分的に折損しているにも関わらず、その対応をせずに茅葺きだけ全面葺替した例である。結果的に下地の破損部分だけ軒付厚が増え、屋根重量が増した。そのため傷んだ下地部分への負荷が一層増し、垂木の折損が周囲に連鎖する恐れがある。

すなわち下地の破損を見逃した修理が、建物の破損を助長する恐れがある。破損調査における正しい状況把握は、こうした危険性を回避するためにも「良く現場を観察」して慎重に行う必要がある。できれば複数の目で観察して、お互いに意見交換することが望ましい。



写真 2-35 下地の破損を修正せずに茅葺屋根を修理した例
軒先の先は通しているが、軒裏は波打っている。これは下地の垂木折損を修理せずに屋根だけ葺替えたための不具合である。



写真 2-36 垂木の折損が屋根面の顕著にあらわれた例
単に見苦しいだけでなく、下地の破損連鎖拡大が懸念される。

1 7. 茅葺きの破損状況調査で注意すること その2 (修理範囲の見極め)

茅葺屋根の維持方法は差茅、表面葺、全葺替等の方法があるが、修理範囲についても棟だけ、一部分だけ、一面だけ、全面など破損状況に応じて融通し易い。この点も茅葺の特徴である。それだけに茅葺修理を計画する際には、破損状況を総合的に把握したうえで修理範囲を見極め



写真 2-37 妻側屋根を修理する場合の修理範囲検討例
通常ならば線引あたりが修理継ぎ目になるが、本当にそれではいかは現場の状況をよく確認して判断すべきである。

ることが重要である。これは前節でも触れたが、ここでは過去の修理との関連に注目する。

写真 2-37 の事例は、一見すると妻側の屋根修理を行う際に、前回修理した背面部分との境界を基準とした修理範囲設定が妥当と思われる。しかし当該境界の軒裏を見ると(写真 2-38)、茅負竹の補修が必要なことがわかる。これは前回の屋根修理における茅負補修が隅まで達していなかった(これ自体が修理計画として不備だった)た

めに、茅負継目が軒裏の通りを阻害する結果を生じていた。そのため次回修理の際は背面軒付の修理範囲を拡げて、茅負継手を十分確保して軒裏の下地を安定させなければならない。こうしたことは、前回修理時に引継ぎ事項として記録に留めておけば、修理計画検討の際に見落としもなくなる。



写真 2-38 妻側屋根を修理する場合の修理範囲検討例
通常ならば線引あたりが修理継ぎ目になるが、本当にそれよいかは現場の状況をよく確認して判断すべきである。

18. 茅葺修理を計画するうえで必ず注意すること(作業足場の重要性)

茅葺修理は、軒先の水平、屋根面の傾斜、棟の水平、軒付の角度など人間の目視感覚を重視して作業することが多い(糸を張って目安にすることはあるが感覚を重視する)。そのために作業足場の設定は、もっとも重要な初期作業である。既存屋根葺き材の撤去に伴う大量の廃材搬出・それ以上の新材搬入の動線確保、余裕のある作業用足場確保、足場下の作業空間確保、など事前に屋根葺師と十分相談すべきである。さらに最も注意を払うべきなのは、作業足場の高さや水平の確保である。古材取り解き時は高めに設定し、葺替え作業時は低く設定し直す(不足分は踏み台で調整可能)のが望ましいが、そうできないときは屋根葺師と相談の上、やや低めに設定しておく。とくに作業中に軒先の見通しを十分行えるように、足場巾を確保することが必要である。

写真 2-37 は上手な茅葺師が施工して竣工した直後の屋根である。屋根面はきれいに仕上がっている。それだけに軒線の乱れが惜まれる。おそらく側面の足場が狭くて見通しのきかないものだったことが、軒先の仕上げをする際に水平感覚を狂わせてしまったものと推察する。



写真 2-39 きれいな仕上がりをみせる茅葺における軒線課題例
屋根面はきれいに仕上がっているだけに側面の軒線の乱れが惜まれる。

19. 設備工事と歴史的建造物の共存にも注意する（設備は重要、しかし黒子に徹してほしい）

歴史的建造物は、その存在を後世に継承していくことが重要である。そのため活用を目的とした電気・水道などの設備を整えることは必要であるし、火災や地震から建物を護るために防災設備や耐震設備も備えるべきである。ただし、歴史的建造物に設備を設ける際には、その設備関連施設は黒子に徹する必要がある。特に建物正面の空間は、その建築が機能してきた歴史を示す重要な存在である。したがって前面空間において、黒子に徹すべき設備施設が目立つことは絶対に避けたい。

写真 2-40, 41 は何れも川崎市立日本民家園における総合的な防災設備見直し事業の中で再設定された設備の事例である。明らかに工事施工の容易さを優先して配置が設定されている。その結果、民家景観上最も重要な「前ニワ」空間の中枢部に無粋な設備が露出している。しかも大規模削掘工事後の復旧についても工夫がないため、降雨時に水たまりと泥濘を生み出す原因になっている。

わずかな配慮による関係者間の意識の統一により、こうした不具合は十分避けることができたはずで、関係者はこの不具合をきちんと記録に残し、次回はそれを改正できるように努めてほしい。修正案としては写真 2-42 に示す方法がある。



写真 2-40 民家の前ニワに設備関連施設が露出している例
様々なイベントが行われる重要な空間の雰囲気が損なわれた。



写真 2-41 同上 別の民家の事例
写真前方に設備を移すことは十分可能であった。



写真 2-42 設備配置修正案

2基とも敷地の前方に移し、低い植栽で目隠しすれば目立たなくなる。わずかな心遣いでまったく環境は変わってしまう。

20. 阪神淡路震災前後の旧神戸居留地 15 番館 ～歴史的価値を護るとはどういうことか？

第1編でも述べたように、筆者は平成2年7月～平成3年6月まで1年間、重要文化財旧神戸居留地15番館（以後旧15番館という）の保存修理に主任補佐として従事した。

旧15番館は1899年（明治32）の条約改正以前すなわち神戸居留地が実際に外国人居留地だった時代の唯一の現存建築として貴重である。建築年代は明確でないが、史料調査により1871年（明治14）にはアメリカ領事館として利用されたことがわかる。その後所有者は何度か変遷し、現在は株式会社ノザワが所有する。

旧15番館は平成元年に重要文化財に指定され、1990～1993年（平成2～5）に保存修理が行われた。

この時の修理方針は、居留地時代の唯一の遺構であること、明治初期の建築技法を各所によく留めていること、基礎と軸部に顕著な傷みがないこと、等を勘案して、屋根葺替・部分修理で行われた。すなわち修理方針の基本は「できるだけ明治初期の木骨煉瓦造の形式を損なわずに傷んだ部分を補い、併せて後世の改変部分はできるだけ建築当初形式への復原を目指す」ことであった。

その一方で、旧15番館の重文指定に先立ち、本社機能を文化財に隣接する新社屋に移していた所有者（株式会社ノザワ）は、修理後に建物を広く知ってもらい活用できるように、テナントによるレストラン利用を希望した。そのため修理にあたり1階4室のうちの1室（北西室）は復原行為を行わず、入れ子式に厨房を仮設してレストラン利用に対応できるように配慮した。この修理は「活



写真 2-43 旧15番館 最初の修理工事竣工 1993年



写真 2-44 旧15番館 震災全壊

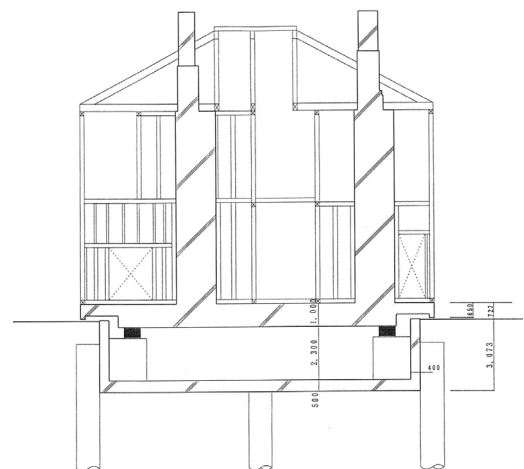


図 2-2 旧15番館 免震基礎と煙突SRC補強説明図
以上出典は『旧神戸居留地15番館震災復旧修理工事報告書』



写真 2-45 旧15番館 震災復旧竣工 柵と門扉形式に注意

用する文化財」先端事例として注目された。そして中華レストランとして活用された旧 15 番館は居留地における新たな魅力発信源として盛況であった。

しかし旧 15 番館は阪神淡路大震災の直撃を受け全壊した。幸い全壊による人的被害がなかったため、所有者ノザワの野澤太郎社長（当時）は再建を決意する、ただし再建の前提は、①文化財としての価値は継承する、②ただし地震で倒壊しない、であった。そのため震災復旧の検討においては、木骨煉瓦造は継承し、木材・建具は再用可能なものを可及的に再用に努めることを基本としながら、一方で耐震性能確保が至上課題であった。そこで検討された案が、免震基礎と煉瓦積煙突の鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）への置換である。基礎と煙突を犠牲にして、それ以外の建築主要部は本来の工法を伝えようというものである。こうしてして震災復旧工事が持田武夫監督・今井成享主任で実施され 1998 年（平成 10）に竣工した。そしてテナントによるレストラン利用が再開された（前回とは別の店舗）。

なお、震災復旧において、小屋組材から明治 12 年 11 月の墨書が発見され、千葉県の大工が参加していたこと、上棟が明治 12 年末と考えられることが明らかとなった。また、旧 15 番館被災のニュースがアメリカに伝わると、アメリカ領事館時代の外観写真を送って下さる方が現れた。この写真により、平成 2～5 年修理時には不明瞭だった敷地南面の柵と門扉の形状がわかるようになった（写真 2-43）。

このように、旧 15 番館の震災被害は、文化財修理において歴史的価値の中で何を最優先に護っていくべきかによって、修理のあり方が大きく異なることを教えてくれた。

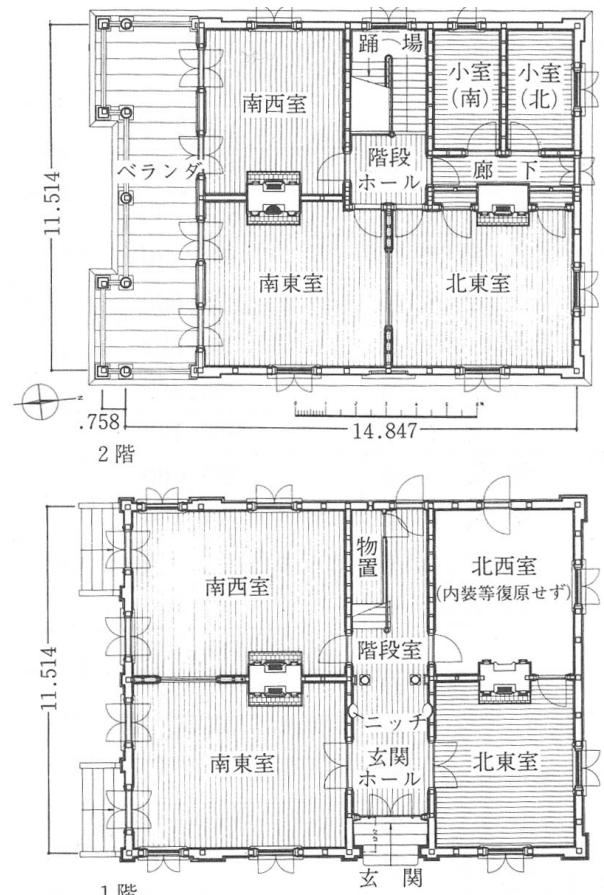


図 2-3 旧 15 番館 平面図

出典は『旧神戸居留地 15 番館保存修理工事報告書』



写真 2-46 旧 15 番館保存修理前 1990 年
大野撮影 以下同じ



写真 2-47 旧 15 番館 1 階天井の漆喰飾り断片
空襲対策で 1 階の木造床を抜き、漆喰天井を落とした時の残骸が
地中から大量に発見された。

付記 旧 15 番館の文化財としてのあり方に関して取材を受けた時のコメントを以下に記す。

①旧 15 番館の文化財としての意義

- ・神戸に外国人居留地（明治 32 年解消）が存在した時代に建築された唯一の遺構が、その土地（15 番地）にそのまま存続していること。すなわち「居留地の生き証人」として本来の場所において具体的な形態を示している点で極めて貴重である。

- ・明治 13 年くらいの建築（震災後の復旧工事の際に 12 年 11 月の墨書が発見された）であることが明らかになったこと。そしてこの建築は明治 11 年の 15 番地における火災後の建築であることから、居留地に外国人が建築を行った第 2 期（本格的な洋風建築が建築され始めた時期と考えられている）の建築と位置付けられること。

- ・いままでの所有者が丁寧に使いつづけてきた点。そのため、建物本体は外壁の塗り替え、天井、1 階床、2 階水回り部分など以外は当初形式と材料をよくとどめていた。

- ・事務所機能は新社屋建設によって終わっていたが、重要文化財指定後の修復工事（第 2 回目 平成 2 年～5 年）にあたり、修復後はテナント経営のレストランとして活用しながら公開を行っていく方針を採ったこと。全国の重要文化財の保存・活用・公開に大きな影響をあたえた。

②旧 15 番館の当時の建造物としての特色

- ・木骨レンガ造という、明治初期の洋風建築に特徴的な構造手法を持つ点。木骨レンガ造で有名な建築は群馬県富岡製糸場に残る一連の建築であるが、富岡製糸場は煉瓦壁体をむき出しにするのに対し、旧 15 番館は柱・壁体をモルタル塗りして目地を細工



写真 2-48 旧 15 番館 揚屋の支保工 1990 年
土台を取り替えるためにレンガ壁体の足元において、レンガ目地に 2 段にアングル鉄骨をかませてジャッキアップした。この方法は持田武夫先生が考案したものである。



写真 2-49 旧 15 番館 1 階南室の間仕切痕跡 1990 年



写真 2-50 旧 15 番館 1 階西南室の軸部補修 1991 年
土台は全取替した。柱や筋違は腐朽部のみ継木した。施工は経験豊富な長谷川棟梁が丁寧に作業してくれた。この継木部分は倒壊時にも破損しなかった。

し、石積風の外観に仕上げる。

- ・平面は中廊下式で東に入口を設け、南に2室・北に2室設ける基本構成を採る。2階もほぼ同じレイアウトであるが、南側にベランダを設け、北側2室間に北隣の附属屋（現存せず）へ連絡する廊下が延び、西よりの部屋を2区分していた（トイレと風呂場と推定）。

- ・本来、1階は事務所、2階は住宅として使用していた。

- ・比較的小規模の建築であるが、南面の2階のベランダはコリント式オーダー柱を採用し、両端に翼家的な張り出し設け小神殿的な意匠を示す。ベランダ以外は隅柱と入口部分にトスカナ式オーダー柱を付柱として配し、壁面はモルタル塗りにより石積風に整える。

- ・2階の3室の天井裏には附属屋へ連絡する呼び鈴装置の配線用中継金具（真鍮製）が残っていた。

- ・ベランダに水勾配が認められ、板上にズック布貼りして銅鉾で留め、ペンキを塗って防水していた形跡が認められた（明治初期の防水工法）。

- ・2階の階段室ホールには、板床上にペンキで擬似タイル模様が描かれていた。この手法は明治3年の大阪泉布館（重文）にも認められる一種の簡易工法といえる。

- ・建物は建築当初アメリカ領事館として使用されたが、アメリカ領事の居所はその後転々とする。一方、アメリカ領事と共にアメリカ商社 Walsh & Hall co. が旧15番館に所在する。そのため建物は Walsh & Hall co. が建築して、最初にアメリカ領事に貸したとも考えられる。そうであれば最初期のテナントビル（洋風建築）の可能性もあろう。



写真 2-51 旧15番館 2階のベランダ痕跡 1991年
南側2室にそれぞれ取り込まれていた。



写真 2-52 旧15番館 2階当初のベランダ床 1991年
ベランダ床は水勾配を設けていたが、部屋に取り込む際に2重床にして水平化した。



写真 2-53 旧15番館 2階ベランダの防水工法 1991年
床板上に獣毛フェルトを敷き、ズック布を幅54cmくらいに敷き、重なり目を銅鉾で止め、ペンキ塗りした痕跡が残っていた。

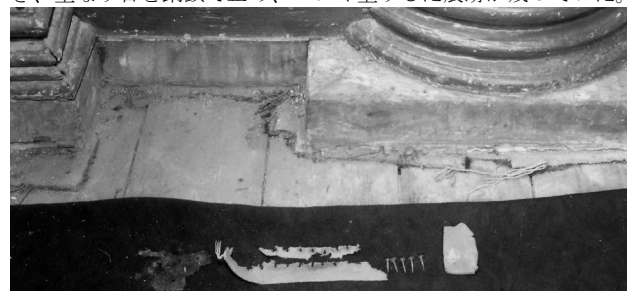


写真 2-54 旧15番館 ベランダ防水工法部材 1991年
左から獣毛フェルト、ズック布、銅鉾、ペンキ

③修理にあたって注意した点

震災前の保存修理（平成2年～5年）において平成2年～3年の1年間在籍し、建物の復原調査を担当したので、すべての工事に携わったわけでない（工事主任は伝統的建築技法で選定保存技術者となった持田武夫先生、後任の補佐は原田正彦氏、震災復旧工事の主任は今井成亨氏）。

震災前の修理にあたって注意したことは、この建物は明治初期の建築技術の宝庫で、出来るだけ現状をいじらないで、傷んだ部分（土台の腐朽→全部取り替え、一部の煉瓦壁体のはらみ、戦時中撤去された天井と1階床の復旧）へ対処することだった。そのうえで外壁やベランダおよび2階北側西寄り部分の復原を行い当初形式に再現することを務めた。しかしその時に継木部分や柱と煉瓦壁体との取り合いについては耐震性を配慮したが、建物全体にわたる大がかりな耐震補強を行う計画は無かった。

土台の取り替えについては、揚屋を行ったが、煉瓦壁体に揚屋用の鉄骨支保工を組み込む手法は持田先生が考案した方法で、施工者も技術が高く見事だった。そして揚屋中に土台をすべて取り替え、一部の柱の根継ぎをしてくれた大工棟梁長谷川氏の腕前も見事だった。

史料調査では、居留地内の出来事や旧15番館の古写真などの収集が重要だったが、神戸市教育委員会文化財保護課や市立博物館の手厚い支援を得て成果が上がった。特に文化財建築担当だった浜田有司氏と佐藤定義氏にはたいへんお世話になった。

④旧15番館の魅力

建築的な魅力は①②に記したとおり。

最も魅力を感じるのは、所有者トップである歴代社長がこの建물에愛着を持ち、居留地に誇りを持つ



写真2-55 旧15番館 2階ベランダ正面の柱型 1991年
ベランダ内側の柱型は比較的よく当初形状を留めていたが、外側の柱型は、外壁の塗り重ねとともに形式が変化しトスカナ式に造り替えていた。



写真2-56 旧15番館1階正面柱型と持ち送り 1991年
当初の外壁モルタルに2度塗り重ねが行われていた、外壁を順次はがしていくと、当初の仕上げ面が残る部分と、すでに破損して補修されていた部分が確認できる。

ておられること。社員の方々も同様で、その気持ちは旧 15 番館が極めて大事に使われていたことから良くわかった。また、修理委員会委員長の木村一夫氏（当時株式会社ノザワ専務取締役）はじめ会社の方々や神戸市佐藤定義氏には本当にいろいろお世話になった。現在横浜国立大学建築学科学生 of 古建築見学演習（建築史演習）の際には毎年旧 15 番館を見学させてもらっているが、そのおり野澤太一郎氏・源二郎氏にはいつも温かく迎えていただき、木村氏と佐藤氏は見学の指導にもご協力いただいていた。このような人間的なつながりを保って存続している点に大きな魅力を感じる。

震災後は新たなテナントをいれて神戸居留地に新たな魅力を加えている点も重要である。

⑤歴史的建造物保存の現状と問題点

重要文化財、特に都会に於ける重要文化財の保存は、土地の高度利用との関係で難しい場合が多い。旧 15 番館の場合も、文化財建造物の保存・公開に対して敷地内新築分の容積率緩和を受けているが、それ以上に所有者が建物を大事に思う気持ちの強さが、存続の大きな推進力であった。その結果、神戸の中枢に「居留地」を存続でき、街の魅力をひときわ高め、結果的に社会資本として成功している。こうした社会的使命や地域資産の高まりに寄与した存在として、旧 15 番館をもっと広く知って欲しい。

なお、都心に於ける歴史的建造物保存については、後藤治先生の著書『都市の記憶を失う前に 建築保存待ったなし』（白揚社 2008）がたいへん参考になる。

2 1. 総括 傷んだ歴史的建造物への対処法

以上の 20 項目の事例を通して「傷んだ歴史的建造物への対処法」総括するとおよそ以下のようにまとめることができる。

- 破損状況を知る(原因 **多くの場合は定期補修の不足**)
- 現状の仕様を知る(履歴も確認する)
- 方針を立てる(本格修理か代替的措置か)
 - 所有者の**意向**と建築家としての**助言**
- 壁土などの主要材料準備
- ボランティアの可能性と限界
 - プロに任せる部分とお手伝いでまかなえる部分
- 代替措置的な修理で大事なこと
 - 仕様の代替措置も応急補強も「**可逆性**」が重要
 - 工事記録**の重要性(歴史を継承する)

資料3 土蔵の維持修理

1. 土壁づくりの記録

(宮城県 村田重要伝統的建造物群保存地区における活動記録)

緒言

この冊子は、2016年4月23,24日、6月4,5日、6月25,26日、7月30,31日の延べ8日間（ワークショップ4回）に渡って、宮城県柴田郡村田町の重要伝統的建造物群保存地区（通称「重伝建」）内で実施した「村田町土壁塗り体験ワークショップ」についての実施概要を報告するものである。

村田町では、重伝建地区の歴史的建造物維持保全に対する町内の人々（所有者・住民・建築関係者）の関心をたかめる契機として、壁土づくりや壁土塗りの体験学習を構想した。その主眼は、地元の小学生や中学生に村田の歴史的建造物を形成する重要な建築要素である土壁について、その素材のつくり方（壁土づくり）、木造骨組にどのように下地を組んでいるのか（土塗り壁の構造）、どのように壁土を塗るのか（施工法）について理解してもらおう事である。そして、できあがった壁土は伝建地区内での修理事業に活用する。こうした一連の過程を、町内の人々を中心に、町内外の建築関係者や伝統工法（構法）に関心ある人々に知ってもらい、ワークショップにはそれらの人々も広く参加を受け入れたいというものであった。

具体的な内容については、村田町から依頼を受けて大野敏が企画・監修し、実施に当たっては横浜国立大学建築史建築芸術研究室が主体的に協力した。また、東北工業大学講師中村琢己氏の協力を得た。

本報告は、大野の監修のもとに鍛冶野泰佑がとりまとめた。

2016年8月 横浜国立大学都市イノベーション研究院 教授 大野敏

日程

- 平成28年4月23日（土）壁土づくり準備（壁土練場等の場所づくり、藁スサ伐り）
 4月24日（日）壁土づくり準備（同上、土と藁スサの混ぜ合わせ、など）
 6月4日（土）壁土練返し1（練返し、土補充、藁スサ伐り、混ぜ合わせ、など）
 6月5日（日）同上、壁土養生（水を張ってシートで覆う）
 6月25日（土）壁土練返し2（藁スサ伐りほか）
 6月26日（日）子供壁土練り体験、壁土養生（水を張ってシートで覆う）
 7月30日（土）壁土練返し3（藁スサ伐りほか）
 7月31日（日）子供壁土塗り体験、壁土養生（水を張ってシートで覆う）

各回の横浜国立大学建築史建築芸術研究室からの参加者は以下のとおりである。

第1,2回活動：大野敏（横浜国立大学大学院 教授）

守田正志（横浜国立大学大学院 准教授）

新井康之（横浜国立大学大学院都市イノベーション学府 修士2年）

鍛冶野泰佑（同上 修士1年）

第3,4回活動：大野敏

守田正志

小畑互平（横浜国立大学大学院都市イノベーション学府 博士2年）

鍛冶野泰佑

この資料は科研費基盤研究（C）「歴史的建造物の保存技術（調査・設計・管理）に関する基礎的研究」（研究代表者・大野敏）の成果の一部である。

平成 28 年度 土壁体験講座 資材準備リスト

作業場所：旧善積家土蔵跡（やましょう記念館西裏）

資材置場：やましょう記念館醤油醸造蔵

確認	品目	内訳	所有	備考
	猫車	2台		未来館で準備
	木くい	90×90×600mm 20本	みらい館	当日朝搬入
	わらすサ		みらい館	あらかじめ、何束かやましょうに運ぶ
	かけや	1ヶ	みらい館	当日朝搬入
	くま手	2本	みらい館	当日朝搬入
	ロープ	養生用	みらい館	当日朝搬入
	どのう袋	養生用(おもり)	みらい館	当日朝搬入
	なた	1本	みらい館	当日朝搬入
	カッター	2本	みらい館	当日朝搬入
	軍手	30手	みらい館	当日朝搬入
	スコップ	5丁	みらい館	当日朝搬入
	水道ホース	近くの用水路から引く	みらい館	その都度持ち込み
	ポンプ	1台	みらい館	当日朝搬入
	非常用発電機	1台	教育委員会	その都度借用・持ち込み(燃料補充)
	ブルーシート	5.4×5.4=4枚		買う
	なわ	1巻		買う
	ビニール袋	特大		買う
	バケツ	金バケツ 2個		買う
	粘土質土	2t車2台 3.6m3位		確保済み(現場搬入済み)
	押し切り	3台		左官屋より借用
	コンパネ	0.9×1.8×0.01=12枚		建設さんより借用
	枠組み歩み板	3m×0.3m×0.03m×4枚(×2箇所分)		建設さんより借用
	木舞の模型	7月31日 使用		
	左官用具	7月31日 使用		左官屋より借用

当日 毎回名簿を印刷して持参

4月、5月（技術者対象）日程表

6月、7月（町民対象）土壁の仕組み、工程の解説資料

「やましょう」に置いた資材に注意書き、柵

土置練り場入口にゲート

救急箱は「みらい館」で1つ準備

足を洗うためのバケツとサンダル数足は別途準備（大野研で準備）

簡単な大工道具も準備（大野研でも準備、「みらい館」でも大工さんに協力）

秤（体重計で代用）は大野研で準備

湯茶の準備は大野研で用意

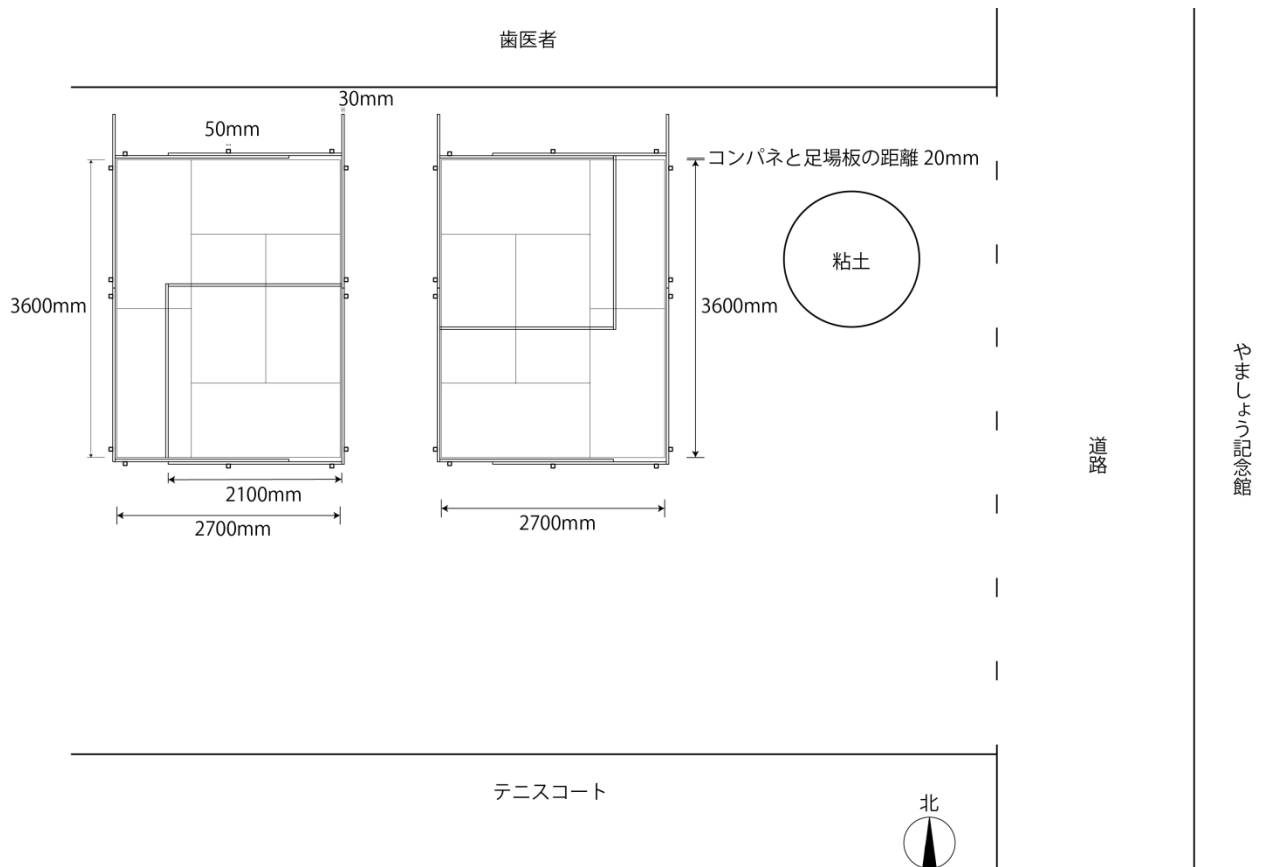
壁土練り作業実施概要

作成：大野 鍛冶野

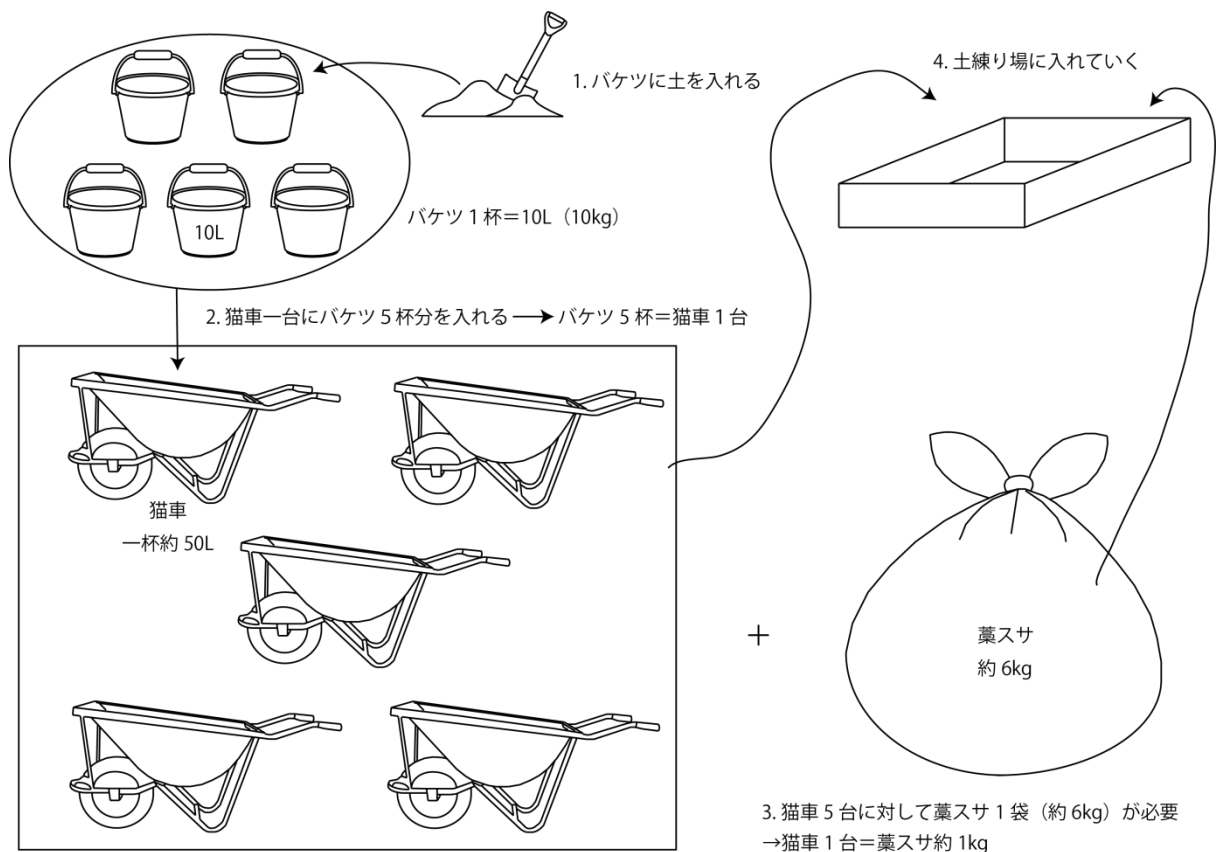
		参照する仕様 (重要文化財・旧燈明寺本堂 神奈川)		今回の仕様		実施1(西側)	実施2(東側)		
						2.7m×3.6m枠。 H0.15mで1.5㎡	2.7m×3.6m枠。 H0.15mで1.5㎡		
土	夾雑物のない良質砂 まじり粘土	1㎡	粘土 猫車1台約0.05㎡。 10L/バケツ5杯 (1杯0.01㎡×5)	約3.05㎡ 猫車 61台分	1.4㎡ 猫車28台	1.65㎡ 猫車33台		作業	備考
	藁 スサ	25kg	稲藁 6~9cm切断 (1 袋6kgを見込む) 特 大袋6分目くらい	約63kg (10.5 袋) 4回に分けて 混練	28.5kg (4.75袋)	34.5kg (5.75袋)			
荒 壁 土	混 練 方 法	壁土は使用する3か月以上前に水とよく混 練してから藁スサを混ぜて切り返し、水は りをしてねかせておく。	4月23日・24日	約12kg(2袋)	約6kg(1袋)	約6kg(1袋)	枠づくり。 藁スサづくり。 第1回混練	要領をつかむ	
		ねかせた土は、約10日ごとに切り返しを行 い、その都度適量の藁スサを混練し、水は りをおこなって十分成熟した土とする。	6月4日・5日	約24kg(4袋)	12kg(2袋)	12kg(2袋)	藁スサづくり。 第2回混練	本格的な作 業	
			6月25日・26日	約21kg(3.5袋)	約10.5kg(1.75袋)	約10.5kg(約1.75袋)	藁スサづくり。 第3回混練	切り返し 土 壁練り体験	
			7月30日・31日	約6kg	—	約6kg(1袋)	主に子供体験に 対応 藁スサづくり。 第4回混練	前回までの 参加者が子 供に教える	
				猫車19台	猫車10台	猫車9台			
				猫車18台	猫車9台	猫車9台			
中 塗 り 土	土	荒壁土を篩ったもの(ふるったもの)。標準 として5mmふるいで漉す(こす)。 ※大野注: 漉すことによって荒壁土中の 目立った藁スサや小石を取り除き、きめの 細かい壁土の素材となる	今回のWSでは作成しないが、荒壁土をつくっておくと、その一部を中塗りにつくり変えていくことができる。そして漉した際に排出された藁スサは、荒壁土へ戻してやれば再利用できる。						
	川 砂								
	揉 み ス サ								

※粘土は約 3.6 m³、藁は約 100kg を準備した。

作業場所配置図



粘土と藁スサの混練工程



村田町土壁塗り体験ワークショップ

作成：横浜国立大学（新井康之）

目的

指導・協力：横浜国立大学 大学院都市イノベーション研究院

伝統的な建築の造り方の1つである土壁について、その構造や造り方を体験しながら学ぶこと
によって、伝建地区となった村田町の町並みや伝統的な建築について理解を深める。

内容

①土壁の構造を学ぶ

壁の下地である小舞の造りを、実物（壊れているところや模型）を見てみる。

②土壁づくりを学ぶ

壁土の材料と造り方についての説明を聞いた後、実際に土と藁を混ぜる工程を体験してみる。

③土壁の塗り方を学ぶ

小舞の模型などを使って、土を実際に塗ってみる。



むらおかずこ『どぞう』, SA9U 出版, 2005 より



村田町の町並み



土壁づくりの蔵



土壁の下地



永井康雄・伊藤則子『村田町の洋風医院建築』
村田町文化遺産活用地域活性化事業実行委員会, 2014

村田町土壁塗り体験 WS 第1回 (2016/04/23~24) 作業内容

1日目参加者 (みらい館: 2名 町内建設業主: 2名 東北工大: 1名 横浜国大: 4名)



1. 全体挨拶と作業内容説明

このワークショップにおいて、初めての集まりということで、自己紹介をした。その後、大野が壁土練り作業の概要を説明し、今日行う作業を確認した。



4. 壁土練り場づくり 外枠完成

最終的に壁土がこの枠いっぱいに入ってくるため、強い圧力で内側から枠を押される。そのため、枠の外側の杭が倒れないようにしっかり掛矢で打つ必要がある。



2. 壁土練り場づくり 地面の整地作業

コンパネ (構造用合板) の浮き沈みがあると、素足で粘土を踏むときに足を怪我する可能性があるため、なるべく地面を平坦にする必要がある。鍬で土を掘り起こし、足で整えていく。もしくは砂を買い、低いところに盛る、という手順で行った。



5. 壁土練り場づくり 底板敷き詰め

仮置きしていたコンパネを一度外して足場板だけにする。ビニールシートを敷いて、もう一度コンパネを敷き直す。シートを敷くことにより、外側に水を漏らさないようにする。



3. 壁土練り場づくり 足場板の釘止め+杭打ち

コンパネと足場板の隙間は余裕を持ち (約 2cm)、足場板同士を釘止める。その外側の足場板に沿って、足場板を支えるように杭を掛矢 (木槌) で打ち込む。



6. 壁土練り場づくり 内枠の作成

足場板 (巾 0.3m・長 2.1m・厚 0.03m) ×2 で内枠をつくるため仮置きする。足場板を釘止めし、内枠を固定する。内枠は土と藁スサの練り合わせに用いる。内枠がない場合、練り合わせの際、外側に壁土が広がり、混ぜにくい。

村田町土壁塗り体験 WS 第1回 (2016/04/23~24) 作業内容

2日目参加者 (みらい館: 2名 町内建設業主: 2名 東北工大: 1名 横浜国大: 4名)

村田町土壁塗り体験 WS 第1回 (2016/04/23~24) 作業内容



7. 練り場に粘土を運ぶ

柔らかくした土をスコップ等でバケツに移し、猫車に土を入れていく。バケツ一杯は約10L (10kg) であり、猫車にバケツ5杯分を入れる (1猫車=50L)。目安が分かってきたら、猫車に直接土を入れていき、目で土の量を判断していった。



8. 粘土の配置

猫車3台分 (約150L) の土を内枠の土練り場に入れ、土を火山の火口のように中心をへこませ、円状に配した。これはこの後、藁スサと水を入れたときに水を逃がさずに徐々に混ぜ合わせていくようにするためである。



9. 藁スサ+水入れ

円状に配置した粘土の中心に藁スサと水を入れる。水を多く入れなければ土は柔らかくならず、混ぜにくい。



10. 粘土と藁スサの混練作業

粘土・藁スサ・水を入れた後、もんじゃ焼きの要領で鍬を使って混ぜていく。4月23日は東側壁土練り場でのみ、粘土と藁スサの混練を行った。3回に分けて粘土、藁スサを入れていき、合計、猫車9台分+藁スサ6kgを入れた。



11. 粘土と藁スサの混練作業

ある程度、混ぜてきたら足を使い、練る。土の塊を崩すことや石ころの除去、藁スサの混ざり具合の確認など、人間の感覚を使わないとできないため、足の裏、指を使って作業する。ある程度踏むと藁スサが下に沈んでいくため切り返していく。



12. 粘土と藁スサの混練作業 (4月24日)

西側壁土練り場において、土を猫車10台分 (=10Lバケツを50杯分=0.5立米) と藁をビニール1袋分 (=6kg) 混ぜた。本来、藁スサを9kg入れないといけないところを3kg分入れ忘れていた。次回、各土練り場に藁スサを3kg入れることにした。

村田町土壁塗り体験 WS 第2回 (2016/06/04~05) 作業内容

参加者 (みらい館 : 2名 県内 : 3名 東北工大 : 1名 横浜国大 : 4名)



13. 藁スサづくり作業場

コンパネ4枚分の上にブルーシートを敷いて、藁スサづくり作業場とした。藁スサは昨年前のもので100kg用意してもらっている。今回持ってきた藁スサはその一部(約20kg)で残りは歴史みらい館に保管してある。



14. 押切の取り扱い説明

足で土台を支え、安定させる。押切の柄を上げると手前に刃が出てくるため、足の位置に注意する必要がある。適度に藁を束ね、刃の根元に喰い込ませて藁を約6cmに切断する。刃から土台の外側までの長さが6cm強なので目安にするといよい。



15. 藁スサづくり

押切は大変危険な道具であるため、複数人でやる場合、距離を置いて作業をする必要がある。そのため5台用意していたが、3台に減らした。藁スサをビニール袋に入れていく際に、切れていない藁が多々あるため、識別が必要である。



16. 藁スサづくり 袋詰め

切断してできた藁スサを袋6分目程まで入れた場合、約6kgであった。これを目安として、1袋=約6kgとして計算していく。



17. 作業道具の洗浄

生活用水路から汲み上げた水で、道具を洗浄する。ネコ車に水を貯めて、藁縄を用いて洗うと汚れが落としやすい。またバケツに水を溜め、汚れた足を洗う。洗浄後の水は練り場または土置き場かけると無駄にならない。



18. 壁土練り場の養生

西側土練り場の内枠で練った土は外枠側に移した。傾斜が北側に傾いているためである。作業終了後、藁の発酵や壁土の乾燥防止のため、水を十分に加え、シートを被せて養生した。シートが風で飛ばされないようにコンパネを重石としておさえた。

村田町土壁塗り体験 WS 第3回 (2016/06/25~26) 作業内容

1日目参加者 (みらい館: 1名 県内: 1名 横浜国大: 4名)



1-1. 藁スサづくり

6/26と7/31のワークショップ(WS)は児童も参加する壁土づくり体験である。藁スサづくりは刃物を扱う危険な作業であるため、WSでは実施しないこととした。そのため、前日に約18kg分(ビニールの大袋3袋)の藁スサを準備した。



1-2. 内枠から外枠への壁土移し(東の練り場)

6/26のWSで壁土づくりを新規に体験してもらうため、内枠内の壁土を外枠へ移動させた。西の練り場では4月に作った壁土と6月初めに作った壁土を別々に保管しておいたが、双方をまとめて保管していた東の練り場土の方が藁スサの具合(混練・発酵)が良好であった。



1-3. WS前の壁土づくり

今回新たな粘土を補充してもらった。補充した粘土は前回までの粘土と異なるため、試しに東側土練り場で猫車3台分(猫車1台=バケツ5杯)と藁スサ3kg分を練った。前回の粘土より粘性が強く、壁土づくりの材料として適していた。



2-1. バリケードの設置

壁土づくりには多量の水が必要であるため、側溝からポンプで水を汲みだすのだが、その時に側溝のふたの一部を外す必要がある。そこに子供が躓いたり、落ちたりするのを防ぐため、バリケードを設け、十分な安全対策を施した。



2-2. パネルの展示

第1回、2回のWSで作業してきた壁土づくりの工程・内容をまとめたパネルと絵本「どぞう」(土蔵を作る過程を分かりやすく解説)の一部を拡大にして展示した。天候が良かったため、休憩の時に見ってもらえるように外に展示した。



2-3. 全体挨拶・説明

参加者が集まった後、挨拶と今日の作業内容の説明を行った。土壁練り場が2つあるため、2つのグループに分かれ、作業を行った。子供だけが実際に壁土づくりを体験し、親は子供の作業様子を見守っていた。

村田町土壁塗り体験WS 第3回 (2016/06/25~26) 作業内容

2日目参加者 {町民18名 (子供:9名 大人:9名) みらい館:2名 県内:4名 横浜国大:4名}



2-4. 粘土をバケツ、猫車に入れる

事前の壁土づくりにおいては、猫車にバケツ5杯分を積んでいた。しかし、その分の粘土を猫車に乗せると重く、子供の力では運べないため、バケツ3杯分を猫車に積んだ。スコップも重く、危険であるため、子供は手でバケツに粘土を入れた。



2-5. 粘土を運ぶ

猫車は子供一人で運ぶには重く危険なため、子供たちで協力して練り場まで運んだ。その際、転倒防止のため、補助役の大人が付いてサポートをした。バケツ3杯分を積んだ猫車を合計5回運んだ。



2-6. 粘土と藁スサの混練作業

猫車で粘土を運んだ後、内枠に藁スサ3kgを入れ、内枠に溜まっていた水をスコップで攪き、粘土、藁スサにかけて混練した。外枠は元からある壁土に藁スサ約1.5kgを混ぜ、子供たちに足で混ぜてもらった。



2-7. 作業後の手足洗浄

粘土と藁スサの混練作業で今回のWSは終了である。その後、桶、バケツに溜めておいた水で手足を洗った。時間を忘れて、壁土練りに夢中になっている子供もあり、作業を楽しんでもらい、有意義な時間になったと思われる。



2-8. 作業終了後の休憩

10:00~12:00までの作業を終えた後、やましょう記念館の外で飲み物、お菓子を配り、休憩をとった。その中で壁土づくりに興味を持った子供がパネルを見ながら、講師に質問している風景が見られた。



2-9. 作業終了後の壁土づくり

今回のWSでは東西の練り場でそれぞれ粘土約150kg+藁スサ4.5kg分の土壁を練った。WS後にも東側壁土練り場に猫車3台分(約150kg)+藁スサ3kg、西側に猫車6台分+藁スサ6kgを混練した。

村田町土壁塗り体験WS第4回(2016/07/30~31)作業内容

参加者 {町民16名(子供:7名 大人:9名) みらい館:5名 県建築士会:2名 左官屋:2名 山形大:5名 東北工大:1名 横浜国大:4名}



1. 粘土と藁スサの混練作業

西側土練り場は壁土の切り返しのみとした。東側土練り場は内枠に猫車6台分(猫車1台=バケツ5杯)と藁スサ6kg(ビニールの大袋1袋)を混練し、前回までの壁土と混練した。これで最後の壁土づくりとなった。



2. 実習用荒壁土の調合

前回までのWSで作ってきた壁土と以前左官職人の方で使用した乾燥した壁土、そして水と藁スサを入れ、機械で混練した。分量は東側土練り場から缶2杯+粘土缶2杯+藁スサ片手づかみ2杯+細かい藁スサ片手づかみ3杯である。



3. 左官道具の展示

左官職人の方が持ってきてくれた様々な大きさの鍬(こて)を展示した。中塗ごて、仕上げごて、レンガごて、柳葉ごてなど様々な種類があり、塗る場所と工程に適した鍬を使用する。中には明治時代の鍬もある。



4. 全体挨拶・説明

第4回目WSでは、壁土塗りを体験する。左官職人の方に小舞壁の模型を用意してもらい、これに壁土を塗る。壁土塗りは広い場所が必要であるため、場所を移し、やましよう記念館内で行った。



5. 小舞の説明

壁土を塗る前に、参加者に小舞の構成を説明した。小舞は貫に細い竹を上下にからめ、藁紐を結んだ壁の下地である。これに壁土を塗ることで、小舞と壁土が絡み、強固な土壁ができる。



6. 壁土塗りの講習

左官職人の方による実演・説明を行った。鍬板に壁土を載せ、鍬板を小舞の近くに持っていき、鍬で壁土を小舞に押しつける感じで下から上へ塗る。押すことで小舞の間に壁土が入り込み、壁土が落ちなくなる。

村田町土壁塗り体験 WS 第4回 (2016/07/30~31) 作業内容



7. 壁土塗り

本職の実演後、参加者は壁土塗り体験をした。子供達は左官職人の方に手伝ってもらいながら壁土塗りを行った。下から上に押し付けるように塗り、鏝は進行方向を少し浮かした状態で塗るときれいに仕上がる。



8. コテで塗り面に刻みを入れる

壁土塗りを終えた後、整えた表面に刻みを入れる。これは次の土塗り(斑直し、大斑直し)工程の際に土が定着しやすくなるためである。



9. 最初の荒壁塗り後の小舞裏の様子(裏まで前)

荒壁土をしっかりと塗ると写真のように表面には小舞の間から壁土が広がって出てくる。それを裏までして均すと荒壁土は小舞にしっかりと定着する。



10. 貫伏せ

荒壁塗りを一度終えた後、貫部分に約15cmの藁スサを張り付け、さらに壁土をそこに上塗りする。貫部分は土が薄くなり、亀裂が生じやすいのでそれを防ぐためである。



11. 表札づくり

第4回WSは壁土を利用した表札づくりも行い、記念として持ち帰った。事前に左官職人の方が漆喰を厚紙の上に塗り、下地を準備してくれた。参加者はその上に薄く壁土を鏝で塗り、絵や文字を手で壁土に描いた。



12. 作業終了

作業終了後、各々作った表札を持って記念撮影を行った。その後、閉会の挨拶を行い、解散となった。4回のWSで合計猫車61台分(3.05 m³)+藁スサ63kg分を混練し、壁土を作成した。この壁土は村田町の建物修復に使用される予定である。

資料3 土蔵の維持修理

2. 土蔵を維持するための経過的措置

- 1) 応急修理（長野での事例）
- 2) 応急修理（真壁での事例）
- 3) 優先順位（村田町での事例）
- 4) 藤野町の移築土蔵の手法（石井家）

資料3 2. 土蔵を維持する経過的措置 1) 外壁応急修理 (長野での事例)

土蔵は厚い土塗外壁を保護するため漆喰仕上することが一般的である、さらに漆喰面の養生目的で下見板壁を折釘で吊ることが少なくない(写真3-2-2-3参照)。また、養生のために「なまこ壁」を施工することもあり、近代に至るとモルタル洗い出しにて養生する場合も見受けられる。

こうした養生も含め、外壁が傷んできた場合のもっとも簡便な養生方法として鉄板覆いがある。筆者の郷里に現存する本家の土蔵造町家は、

大波鉄板で覆われた状況(写真3-1-1-1)しか記憶にないので、50年以上同じ形式で維持してきたといえる。

写真3-2-1-2は長野県の大地主屋敷文庫蔵の外壁養生例である。漆喰塗外壁に亀裂や剥離が生じ、放置しておくと壁土に雨水が滲みこみ壁崩落を起こしたり木造軸組が腐朽したりする恐れがある。一方、壁亀裂の原因は基礎の不同沈下と考えられるので、その是正は基礎からの根本的な対応が必要となる。しかし根本的な修理には相当の期間と経費が掛かる。とりあえず不同沈下は突然生じたものではないので、様子を観察しながら将来的に補修を検討していけばよく、当面は外壁をこれ以上傷めないようにすることが先決である。そうした判断から漆喰外壁面に胴縁を打ち付け、そこに波型鉄板を張って養生したのがこの例である。この場合、背面側のみ養生しているが、写真を見ると妻面の亀裂も深刻で、腰のなまこ壁も剥落しているの、こちらも対応が必要になる。この波型鉄板養生は、現在一部がはがれてしまっているので、この養生を行ったのは撮影時よりもしばらく前(10年以上前か)で、その時はまだ妻面の亀裂や腰の寝間小壁の剥落も進んでいなかったのかもしれない。そうだとすると、経過観察としては破損の進行が明らかなので、本格的な修理計画を立てる必要がある。

いずれにしても波型鉄板養生は、簡便で効果的な土蔵外壁の応急修理方法として注目すべきである。



写真3-2-1-1 土蔵造町家の波型鉄板養生例 (群馬)



写真3-2-1-2 土蔵の波型鉄板養生の例 (長野) 2009年撮影

資料3 2. 土蔵を維持する経過的措置 2) 応急修理（真壁での事例）

茨城県桜川市真壁地区における壁土づくりワークショップのために真壁を訪れていた時期(2012年4月～7月)は、重要伝統的建造物群保存地区においていくつかの歴史的建築の震災復旧修理が始まっていた。その中で土蔵の修理において参考になる事例を見学できたので紹介したい。

この事例は外壁を下見板で養生している潮田家土蔵2棟で、震災前から妻の鉢巻き部分の壁土に傷みが見られ、部分的に鉄板養生していた。震災後はその部分の剥離が進んで修理に至った。また外壁が震災により不安定になっている可能性があるため、押え木で崩落防止措置をとり、下見板壁で見た目を調整している。また鉢巻の全面修理手法も、簡易的なやり方として参照に値する。

なお、本節は、2014年6月16日に所有者・潮田家および工事請負者・大兵工務店さんのご厚意で現場を見せていただいた見聞に基づくものである。両者のご厚意にこの場を借りて深く感謝します。



写真 3-2-2-1 潮田家米蔵(脇蔵、写真左)と袖蔵

2011年11月23日撮影

潮田家は鶴屋の屋号で呉服・荒物・雑貨商を営んだ商家で、明治期に「関東の三越」といわれるほど成長した。現在は米蔵(脇蔵)、袖蔵、塗屋(見世蔵)、別荘の4棟が登録文化財である。米蔵(脇蔵)は5間半×3間、2階建の主体部南面に下屋庇を設けた大型の土蔵である。建築年代は明治30年以前とされる。今回の震災で、はじめ瓦葺屋根が被害を受け、その後の余震で壁面が剥離しはじめたという。本来は各面とも下見板で覆っていたようであるが、東妻面の鉢巻と下半部および北面はその後鉄板養生を施して維持してきた。

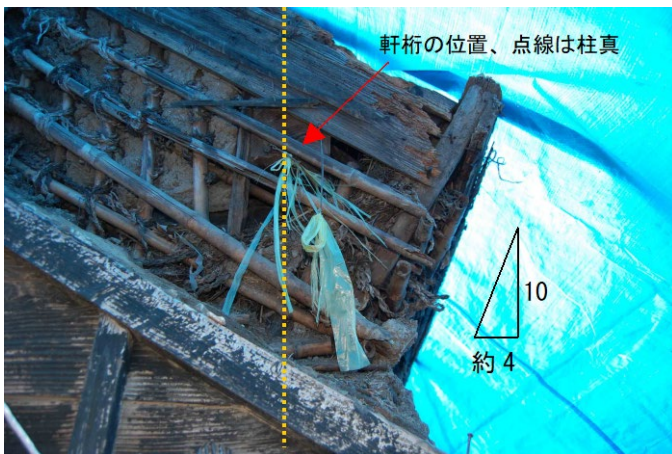


写真 3-2-2-2 潮田家米蔵(脇蔵)東妻面北端鉢巻

2012年6月15日撮影

上記写真の赤丸部分の詳細。妻の鉢巻部は震災以前から鉄板養生していた。

妻の鉢巻下地は上部に縄巻小舞を釘止した板を用い、下部は丸竹小舞とする。鉢巻の投げは約4寸の返し勾配である。止釘は洋釘(当初らしい)なので、建築年代は明治20年代と見るのが妥当であろう。



写真 3-2-2-3 同上下見板壁の押え木

2012年6月15日撮影

土蔵の場合、土壁面(漆喰面)の養生として下見板壁で囲う場合が多い。その取付は折釘に押え木をかけて仮設的(火災時は容易に外せるよう)に行う。ここでは押え木内側の駒形養生板が目される。



写真 3-2-2-4 潮田家米蔵(脇蔵)東妻面窓の土扉

2012年6月15日撮影

窓廻りは庇屋根に護られて黒漆喰塗りを良く留めている。土扉は防火のため何段もの剝形を設けて戸締まりを工夫している。まさに金庫の扉と同じである。なお、庇屋根は二軒の扇垂木で軒反りも有しており、重厚な窓扉構えと共に潮田家繁栄の様子を良く伝えている。



写真 3-2-2-5 潮田家米蔵(脇蔵)小屋組

2012年6月15日撮影

2階中央北寄りから東妻方を見る。小屋組は東・梁による2重形式を基本として、棟通りに太い野棟木をかける。垂木は太い角材を1/4間(1.5尺)間隔でかける。野地板は若干隙間が認められるが、この上に土居葺を行い土塗りのうえ瓦葺していた。内部の壁は1・2階とも漆喰塗りの上質な仕上げを見せる。壁土は軒桁下までまっすぐ塗り上げているので、鉢巻部分は壁面の外側に別途下地を設けて形成している(写真3-2-2-2参照)。妻面の鉢巻きも同様である。



写真 3-2-2-6 同上 北面土台破損状況

2012年6月15日撮影

北面の土台は腐朽により外側に向かって潰れている箇所がある。そのため土蔵は北面に沈下を生じており、内壁に亀裂も認められる。今回の修理で揚屋を行い、土台補修ほかの手当をする予定である。(見学時は予定だったが、すでに実施済み)



写真 3-2-2-7 潮田家袖蔵 東北隅見上げ

2011年11月23日撮影

袖蔵は4間半×2間半の2階建の大型土蔵で、店舗である塗屋に接して南面に出入口を開き、見え掛かり部を下見板養生する。呉服などの商品収納に用いていたという。

建築年代は明治43年(8月上棟)である。震災により瓦屋根が破損し、壁土が部分的に剥落した。北妻面は壁土剥落により下見板壁がふくらんできたので構造用合板で応急対応していた。

また、北妻破風の鉢巻は震災前から鉄板覆いで養生していた。



写真 3-2-2-8 潮田家袖蔵・塗屋の修理状況

2012年6月15日撮影

仮設で覆いシート養生して修理工事を進めている。
 なお、塗屋は屋根・壁の修復以外に、土間に架した長大な指物に支柱を補足して補強を講じる予定である。
 (見学時は予定だったが、すでに実施済み)



写真 3-2-2-9 潮田家袖蔵東北隅柱の露出状況

2012年6月15日撮影

柱は12cm間隔でササ懸け刻みを施し、丸竹小舞を洋釘止して小舞掻きを行っている。折釘を柱に打ち込んでいる状況がよくわかる。

東妻面(写真左)は壁の剥落が大きいので、表面の塗り土を取り解いて新規に壁土塗りを行う予定である。
 (見学時は予定だったが、すでに実施済み)



壁面頂部からの垂線
 約2寸のズレがある

写真 3-2-2-10 潮田家袖蔵 北面の補修状況

2012年6月15日撮影

北面も壁土の剥落が認められるが、塗り替えると費用が相当かかる。また、北面は壁面頂部が下部に対して約2寸北へ傾いている。そのため今回は押え木を45cm間隔で取り付けて壁面の剥離を抑制すると共に、下見板壁の張り方で壁面(軸部)傾斜の見栄えを取り繕う。

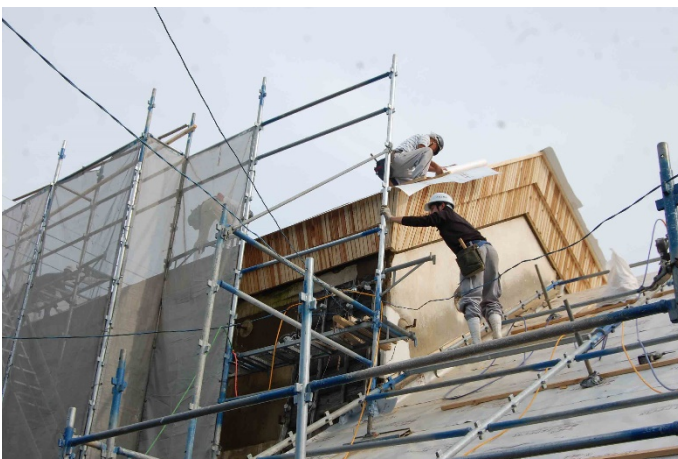


写真 3-2-2-11 潮田家袖蔵 鉢巻補修状況

2011年11月23日撮影

本来の鉢巻は縄巻の板と丸竹小舞による仕様であるが、今回は施工の簡便性に配慮して木摺で張り子形に整えて漆喰塗りで仕上げる方針を採用している。

資料3 2. 土蔵を維持する経過的措置 3) 優先順位 (村田町の事例)

筆者は2012年2月に宮城県柴田郡村田町で行なわれた「文化財ドクター派遣 村田町合同調査」に参加した。そこには日本建築学会・JIA・建築士会（神奈川・静岡）から延べ200名以上が参加者し、村田町の歴史的町並みは被害が目立つものの多くの歴史的建造物が修復可能な状態で残っていることを確認した。この大規模調査は地元へ復興への可能性と伝建地区への希望を与えた。その結果、村田地区は2014年に重伝建に選定されて順次修復や修景が進みつつある。

この際の調査担当物件中の1件がヤマニ大沼家の米蔵であった。切妻造・2階建・瓦葺で南面する建築で、棟札により明治33年(1900)建築と判明する。

現在米蔵は1階を集会室、2階を物置に利用しており、外壁はセメント板に改め、1階内装は化粧合板張りとし床を設け、開口部はアルミサッシュ建具を用いた窓と出入口を備えるなど改造が大きい。米蔵時代の土蔵は大壁は外装を変更した際に掻き落としているようで、外観も土蔵というより住宅のようである。

米蔵を歴史的建造物として評価した場合、存続手法は「本来の米蔵に復原修理して屋敷景観上の価値を高める」ことが正論である。その一方、土蔵に復原修理した場合、相当な金額がかかる。このことを重伝建地区の制度を利用して実現する場合、所有者（実質村田町）負担が大きくなる。しかもヤマニ大沼家の場合、屋敷内には米蔵以外に店舗棟、居室棟、内蔵、もと土蔵らしい倉庫、離れの便所、など多くの歴史的建造物が存在するので、それぞれの建物をどう活かしていくのか、によって修理の順番や内容が変わってくる。

ヤマニ大沼家は村田町が管理して店舗棟を伝建地区の観光案内所と事務所、居室部と内蔵を観光交流のため活用公開している。以上3棟は活用公開のための修理がすでに施されている。

一方、ヤマニの斜め向かいにあるヤマショウ大沼家は村田商人記念館として門・店舗棟・居室棟・土蔵群等を震災復旧修理して屋敷全体を公開している。

こうした状況のため、改造の大きいヤマニ米蔵をあえて復原せずとも、現状のまま必要な維持修理を施し倉庫的活用を継続し、「屋敷後方も環境整備を進める」という段階になったときに復原整備を再検討する、という方針が妥当である。すなわち、優先順位に基づいて整備活用を進めることが重要である。



写真 3-2-3-1 ヤマニ大沼家 店舗棟正面

写真 3-2-3-2 同上 屋敷背面から正面を見る
真中に米蔵、前方に内蔵と居室棟が見える

写真 3-2-3-3 米蔵1階内部



写真 3-2-3-4 米倉2階内部

資料3 2. 土蔵を維持する経過的措置 4) 藤野町の移築土蔵の手法 (石井家)

神奈川県相模原市に所在する重要文化財石井家住宅主屋(旧藤野町 1707年)は、昭和12年に屋根を切妻造・鉄板葺きに改造するまでは茅葺きを維持していた。昭和初期頃の写真には茅葺き主屋の西前方に土蔵が写っている(写真3-2-4-1)。

現在もこの写真とほぼ同じ位置に土蔵が存在する(写真3-2-4-2)。ただしこの土蔵は第二次世界大戦後に、従前の土蔵が破損していたため、これを取り壊して、あらたに町内・小淵地区から土蔵を移築したものである。この土蔵は見かけ上は土塗大壁の本式の土蔵のように見える。しかし軸組と内側の壁板など木造部分は移築前の土蔵部材をそのまま移築し組み立てているが、外壁に関しては土壁を施工せずに「土蔵風」に仕上げている(写真3-2-4-3および図3-2-4-1)。

つまり、土蔵を移築するにあたり、木造部分はそのまま再現したが、手間と時間と費用がかかる土塗大壁に関しては代替工法でまかなったものである。そのため厳密には土蔵とは言えない建築であるが、外壁以外は本来の土蔵部材をよく留めている。したがって文化財的価値を古材再用程度から判断すれば、石井家の土蔵移築手法は、土塗壁再現までおこなって移築した場合と比較して大差ないといえる。この外壁代替工法は、土蔵の外壁損傷が激しい場合の応急的な修理手法としても注目される。なお、土蔵特有の屋内空間の温湿度を一定に保つ能力は、石井家の形式でも(若干劣るものの)収蔵庫として十分な性能は有している。



写真3-2-4-3 石井家 土蔵内部
軸組と建込式の板壁は移築前土蔵の部材をそのまま再用する。



写真3-2-4-1 石井家屋敷俯瞰 昭和初期頃
主家の左前に旧土蔵が見える



写真3-2-4-2 現状の土蔵
旧土蔵が破損したので、戦後に近隣から土蔵を移築した。外観は土蔵風だが土壁は施工せず、鉄骨とボード下地である。

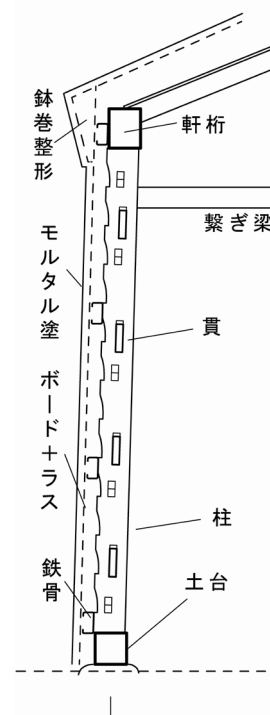


図3-2-4-1 石井家土蔵 断面断面模式図
作図：大野敏

資料4

横浜市保土ヶ谷区の茅葺き民家（鈴木家）

昭和35年（1960）、津久井郡相模湖町（現相模原市緑区）から1件の茅葺き民家が横浜市保土ヶ谷区へ移築されることになった。その発端は、個人が屋敷を新設する際に伝統的な古民家を別棟的に移築することを願ったものであったが、移築にあたって高名な建築史家・大岡實博士が助言指導したために、創建当時の形式を尊重して文化財的価値を継承した復原修理が行われた（竣工は昭和37年）。いわば個人民家園といえるもので、昭和35年に日本初の民家野外博物館が大阪で誕生した（民家集落博物館）ことを考えると、極めて先進的な取り組みであった。

この茅葺き民家と大野の関わりは2001年以来20年に及ぶ。最初は所有者（最初の所有者の後継者）が茅葺き民家の維持管理に苦悩して横浜市へ相談したことに始まった。一見して「ただものではない」建物の様相に不思議な感触を覚えた記憶が今でも鮮明である。最初は由緒・来歴もよくわからなかったが、次第に状況が判明してくると、「やはり貴重な文化遺産である」ことが明らかになってきた。

ただし2001年当時、所有者は現地での存続が難しいとの判断で、「どこか適当なところへ移築保存してもらえれば」との希望が強かった。そのため、とりあえず傷みのひどい茅葺き屋根の応急修理の相談に応じ、あわせて学生の演習を絡めて建築調査を行った。そしてその成果を報告書形式にまとめたが、外部に発表したのはその概要のみであった（大野敏「横浜市保土ヶ谷区内に所在する茅葺き民家について：個人による伝統的民家移築保存事例とその建築的特徴」、日本建築学会大会（北海道）学術講演会梗概集、2004、日本建築学会）。その当時、大岡博士が昭和37年の新聞記事で当該民家の建築年代を200年前（1962年の200年前なので18世紀中期頃）と推定しておられたのに対して、筆者は1707年建築の重要文化財石井家住宅やとの比較や家格の観点から18世紀後期～末頃と推定した。ただし、その後旧津久井郡下の民家の架構を調べる機会があり、架構の状況から見ると当該建物は18世紀中期まで遡る可能性が認められた（土間上しか中2階を設けない形式は18世紀中期までの傾向と把握）。したがって18世紀中期頃とされた大岡博士の推論の方が妥当と考えを改めるに至った。以上の経緯を「第1編 平成13年（2001）の調査と修理」において示す。

その後、2018年に至り茅葺き民家の屋根の傷みが再び見過ごせない状況に至り、所有者が以前茅葺き応急修理でお世話になった市川茂氏（ジェクトから川中工務店に所属が変わっていた）に相談した。市川氏は横須賀市立万代会館（資料5参照）で茅葺きボランティアとして参加したメンバーに協力を求め、鈴木家の茅葺き修理他のボランティア修理を実施した。その概要報告を「2. 鈴木家茅葺き等ボランティア修理 2018-2019」として掲載する。

また、2018年の茅葺き修理開始と前後して、所有者は茅葺き民家の将来的な維持継承についていろいろ模索するようになっていた。その動きは、一般社団法人鎌倉生活総合研究所の協力を得て「花三郎の家（筆者注：民家を移築した鈴木花三郎氏にちなんだ呼称）プロジェクト」として発足することになった。その発足記念イベントが2020年3月29日に行われる。

この活動のパンフレットを「第3編 花三郎の家 プロジェクトへ」として掲載する。

資料4 1 平成13年(2001)の調査と修理

～保土ヶ谷区釜台町所在の鈴木家所有茅葺き民家(旧塚本家住宅)について～

2002年3月

横浜国立大学工学部建築学教室 大野 敏

※所属は2002年3月当時の名称 以下同じ

本稿は、横浜市保土ヶ谷区釜台町の鈴木家屋敷地内に所在する茅葺き民家に関する、建築史的観点からの調査報告である。調査は、釜台における民家実測調査を平成13年11月21日および28日に行い、旧所在地である津久井郡相模湖町での聞き取り調査を12月13日に行った。また、適宜関連資料調査を併行した。

1-1. 調査の進行過程

1) 初見時の印象

横浜市都市デザイン室から依頼を受けて、初めて鈴木家敷地内の茅葺き民家を実見したのは平成13年10月30日である。桁行8間半・梁行5間の入母屋造り・平入の茅葺き建物で、南面する。デザイン室の話によると、津久井郡から移築したものという。この建物の背面に本宅があり、対象の茅葺き民家は現在物置のように使っている。

まず不思議に思ったのは、本宅の前に茅葺き民家を移築している点。しかも一見して建物は古風に整えられており、古材を用いた創作建物のような印象を受けた。特に、床上部外周の建具が3枚引き(板戸2枚と明かり障子1枚)という古式で新調されている点、座敷部前面に1間幅の土庇を有する点、およびその土庇の架構が目立った。建具は新調されているものの、柱や梁はほとんど古材で、柱の痕跡から全面に根太天井を張っていたことも判る。つまり、単なる古材を用いた創作ではないらしい。

一方、茅葺き屋根の傷みも印象深かった。すなわち現在茅葺き屋根は耐久限度を過ぎて全面的に下地が露出し、軒先近くでは葺き地が減り窪んで雨水が屋根裏に漏れ出している。特に棟は下地もろとも欠落し、屋根頂部が約1m幅で吹き抜けてしまっており、降雨時の雨の進入、それによる木部の腐朽進行が大いに危惧された。また、屋内の雨漏れにより一部床組が腐朽し始めている点も懸念された。また、入母屋造の両端部も垂下しているようで、妻組の取付が歪んでしまっていた。

家人の話では、移築後の昭和38年10月ころ新聞記事に掲載されたという。また、その移築工事には横浜国立大学の岡岡実教授(当時)が関わっており、記事の中でもそのことに触れているという。

とにかく、現状では資料が少なすぎるので、新聞記事および岡岡実博士の双方から関連資料の抽出を試みるとともに、実測調査を検討することにした。この日は実見時間も1時間ほどと短かったので略平面図と架構概要をメモするに留まった。

※屋根の破損については、平成14年2月9日に棟・茅葺の応急修理を行った(施工；ジェクト株式会社)。

2) 第1回実測調査

第1回の実測調査は、横浜国立大学工学部建築学教室の大野敏と菅野裕子を中心として建築史建築

芸術研究室大学院生4名と建築学コース3年生7名で11月21日午後1時から5時まで行った。3年生については設計課題演習(実測演習)での参加であった。この時は主に平面図・配置図・断面図を中心とした野帳スケッチを作成した。

※調査に参加した学生は以下の通りである(2001年当時)。

花吉朝陽(博士課程後期)、高橋佑治・清水七奈子・中島文子(以上博士課程前期)

石川アキ・一文字里紗・河西鈴恵・斉藤周平・瀬戸佑子・藤田真弓・山田圭介(以上学部3年生)

3) 大岡實博士資料における塚本鶴一家資料の発見

大岡實博士(故人、昭和37年当時は横浜国立大学工学部教授)の研究資料は、一括して川崎市立日本民家園に寄贈され、現在整理作業が進んでいる。この資料の中から神奈川県津久井郡民家調査に関する資料を探したところ、11月24日に重要な資料が発見された(発見者は実測調査に参加した建築史建築芸術研究室大学院生の花吉朝陽)。

それは「民家・神奈川2」とタイトルが付された自筆研究ノートの中に含まれた、「塚本鶴一 相模湖千木良」という項目(資料4-1-1に抜粋)である。A5サイズのバインダーノートに整理された一連の資料で、鈴木家所有茅葺き民家とほとんど同じ間取り図(現状土壁部を板壁とする点は異なる)をはじめ、痕跡図、解体番付らしき図、そしてサービス板白黒写真25枚(外観3枚、内部および小屋組22枚)を1頁当たり2枚ずつ添付したものである。ただし現状図や架構図はない。

この研究ノートには、他に昭和32年頃の津久井郡民家調査や昭和35年の秦野民家調査が含まれており、ノート紙質から見て塚本鶴一家に関するノートは秦野調査と同じ頃と考えられた。そこで大岡實博士資料の写真資料を調べたところ、昭和35年の調査写真ネガ綴りの中から該当写真のネガが見つかり、昭和35年9月に撮影したものと判明した。しかもネガではもう1カット(全26カット)撮影していたことも判明した。

なお、大岡研究室が実施した津久井民家調査のメモや報告書では、塚本鶴一家は扱っていないので、研究室が実施した民家調査時点ではこの家は対象外であったと考えられる。

以上から推察するに、このノートは大岡研究室が実施した一連の民家調査記録とは性格が異なり、移築を前提とした調査記録と思われる。つまり、昭和35年9月の段階で移築の計画があり、復原図や解体番付等が検討されたということらしい。写真により、軸組や架構などに良く古材を踏襲していることが確認できたことは重要であった。

4) 津久井郡およびその付近の民家調査記録との比較検討

大岡研究室が実施した神奈川県下の民家調査記録を参照すると、

- ・背面側に納戸を含む3室がならぶ遺構は津久井郡内に数例認められる。
- ・座敷前に1間幅の土庇が付く類例は確認し得ない。ただし鈴木家所有茅葺き民家は、土間寄り付き部の前面に半間土庇を有するので、室内から見ると寄り付き部と座敷部の前面には半間の食い違いがあり、ここの柱間をケンドンとする。座敷部前面に半間の土庇を設け、この半間部分の屋内～屋外境を建具構(開き戸あるいはケンドン)とする例は、愛甲郡の民家(旧岩澤家住宅、現在日本民家園所在)に見られる。

以上から、津久井郡と愛甲郡双方の地域の関連を考えさせられる。

5) 新聞記事の発見

一方、新聞記事探索も成果があがった。すなわち横浜市都市デザイン室と教育委員会が協力して新

聞記事を探してくれた結果、昭和37年5月25日付の神奈川新聞横浜版にこの茅葺き民家の記事を発見した(資料4-1-2)。この記事により判明あるいは確認できた事柄は、

①この茅葺き民家は、もと津久井郡相模湖町千木良に所在した塚本鶴一氏住宅であった。

②鈴木花三郎氏(鈴木家先代当主)が、自宅建設予定地に古民家を移築しようと計画し、近在の移築可能な古建築を探し求めていた。

③塚本家では住宅の建替を検討しており、古民家の処分方法について思慮していた。

④横浜国立大学工学部建築学科の大岡實研究室が中心となって、神奈川県内古民家の建築史的調査が進行中であった。

⑤上記の内容が相互に関連し、相模湖町の塚本家住宅が横浜市保土ヶ谷区の鈴木家屋敷地へ移築されることになった。しかもこの移築は、学術的な成果を取り込み、大岡實教授の技術指導を受けて建築当初の姿に復原された。

⑥昭和35年9月に解体着手、昭和35年5月に保土ヶ谷区鎌台150(鎌台は記事のママ、現在は釜台町30)の鈴木家敷地内に移築復原工事が完了した。

⑦この家の創建年代は約200年前(1962年時点だから18世紀中期)と推定され、文化財級の価値がある。といった点である。

6) 旧所在地と旧所有者の確認

相模湖町の千木良という地区の塚本鶴一さんの住宅であったということまでわかったの、具体的な番地と旧所有者の現況を確認するべく、10月26日に相模湖町教育委員会へ問い合わせしてみたところ、千木良地区には塚本姓は少なくないようで、鶴一さんの住所や現況は調べるのに時間がかかるということであった。そこで住宅地図で千木良地区の塚本姓を抽出することにしたが、地図の広告に千木良地区所在の塚本工務店が掲載されていたので問い合わせしてみたところ、鶴一さんの情報を得ることが出来た。すなわち、鶴一さんは既に故人となっており、息子の馨さんが千木良地区内の別の場所に住んでいるとのことである。馨さんの連絡先も教えていただいたので、さっそく馨さんに電話して、旧塚本家について調べていることを伝えたと、茅葺き民家の所在地は千木良1558番地であったこと、茅葺き民家移築後に住宅を新築したこと、その住宅は鶴一さんの長男(馨さんは次男)が所有しているが平日は東京在住であること、など教示いただいた。また、近いうちに現地を確認調査と聞き取り調査をしたい旨を伝え、承諾もいただいた。

7) 第2回目の実測調査

第2回目の実測調査は11月28日午後1時から4時まで行った。前回の実測用スケッチをもとに平面・桁行断面・梁行断面の実測、および痕跡調査を行った。また、柱の材種や表面加工の調査や写真撮影なども行った。調査実施に対する日時の制約が大きかったので、調査内容は満足できるものではなかったが、一応の図面作成は可能と思われる。なお、これまでに収集した資料類のコピーを鈴木家に渡して、説明も行った。

8) 現地(相模湖町千木良1558番地)での聞き取り調査

現地調査は平成11年12月13日に実施した。

調査に先立ち、大岡資料の写真から判明する移築前の間取りをスケッチして、不明箇所や確認したい箇所などを書込んで、馨さんに送付しておいた。この際、鈴木家に渡したものと同一資料コピーを添付した。

当日は、鶴一さんの息子さん4名（他に娘さんが2名とのこと）が集まってくれ、事前に送付した平面図スケッチに情報を細かく書き込んでくれており、お話も伺うことが出来た。また、移築前の茅葺き民家で撮影した写真や、釜台町へ移築後に現地を訪れた時の写真なども拝見させていただいた。これらにより、

①移築前の平面詳細および室名

②茅葺き民家の配置、および付属建物との関係（たとえば土間妻側にも出入口があるのは、茅葺き民家の西に馬小屋があったため）が判明した。

③現在の敷地南面は、茅葺き民家所在時よりも狭くなっていること。

④釜台へ移築されたときの茅葺き民家の棟は、芝棟に整えられたこと。

などが明らかとなった。

9) 収集資料の整理と分析、図面作成

上記の成果をもとに、現状の配置図・平面図・正面図・桁行断面図・梁行断面図・架構図、痕跡図、移築前昭和35年当時の平面図を作成した。そして図面作成と同時に収集資料の整理分析を行い、この茅葺き民家の建築と沿革について考察を行った。これらの成果は次章に述べるとおりである。

1-2. 鈴木家所有茅葺き民家(旧塚本家住宅)の建築

1) 移築活用手法の特殊性 ～「個人民家園」の誕生～

前章の調査進行過程で明らかのように、鈴木家所有茅葺き民家は、もと津久井郡相模湖町千木良1558番地に所在した塚本鶴一家住宅を昭和35年9月に解体着手し、昭和37年5月に横浜市保土ヶ谷区釜台町30番地(現在の地番)の鈴木家敷地内に移築したものである。

この移築は、個人がおこなったにもかかわらず、学術的調査をもとに当初復原を目指している点に特徴がある。すなわち、昭和30年代において個人が古民家を移築する場合は、観光料亭や住宅・別荘としての目的が一般的であった。その場合、移築民家は必要に応じた改造・改装が行われ、民家自体の学術的価値は考慮されないことが普通であった。このことは現在における民家再生においても課題となっている。ところが鈴木家の場合は、同じ敷地内に本宅を別に建築し、茅葺き民家を離れ座敷的な位置付けで移築しているため、復原という行為が可能となっている。ここでは形態だけの再現にとどまらず、古材の再用に努めており、移築工事手法は本格的な保存修理と同水準でおこなわれている。

これには技術協力をおこなった大岡實教授の存在が大きいことは言うまでもないが、その助言を受け入れ、さらには茅葺き民家を屋敷地中心に据え、移築後は周辺地域の文化事業への開放も視野に入れていた鈴木花三郎氏の、茅葺き民家への愛着と文化的見識の高さがうかがわれる。昭和35年と言えば日本で初めての民家野外博物館が大阪に誕生した年であるが、同じ時に横浜市において「個人民家園」とでもいうべき事業がスタートしたことは、民家保存の流れの中で特筆すべきことである。

しかし、花三郎氏没後は公開活用に対応できなくなり、一方で勝手に見学に来て窃盗やいたずらする人々が絶えなくなってきたという。そのため現在では家屋を締切にして、内部は物置的に使っているという。

こうした先進的な事業がいつの間にか周囲から孤立し、次第に物置化し廃屋寸前に至ってしまったことは、その設立理念が貴重であるだけにきわめて残念なことと言わなければならない。

2) 建物の沿革

鈴木家所有茅葺き民家（旧塚本鶴一家住宅、以下旧塚本家住宅と記す）は、昭和37年5月に現在地に移築復原が完了し、その後昭和53年に屋根葺替を実施し棟形式を芝棟から竹スノコ棟に変更した以外ほとんど改修していない。すなわち、昭和37年に当初形式への復原を目指して保存修理されたまま、ほぼ現在に引き継がれており、現状がおよそ当初形式を示していると考えられる。

したがってこの建物を調査することは、当初の平面・立面・断面・架構などの記録を採ることになり、痕跡調査は塚本家住宅時における中古～移築直前の形跡を追うことになる。

一般的に移築復原された建物の場合、移築前と移築後の記録（調書・写真・図面等）が残されているが、鈴木家は個人事業であったためかこうした資料は作成されなかったようだ。そのため新たに調査が必要になったのである。当初形式を実測調査により把握し、痕跡や古写真・聞き取りなどのいわゆる復原調査により「移築前（修理前）」の状態を探り出すという、きわめて珍しい調査がここに開始された。

建物の当初形式は次節以降に詳述するとして、ここでは復原した「移築前」の形式と当初形式を比較し、その沿革を概観する。なお、この建物が塚本家として千木良に建築されたのは、梁の仕上げや土間部分の架構（中2階を設置できように低く組まれている）などを考えると18世紀後半が上限と推察される。※この見解は2020年現在において修正すべき（18世紀中期が妥当）であると考えている。

また、以下記述する部屋名は「 」で示す場合は聞き取りによる室名とし、それ以外は一般名称として用いるものとする。

2-1) 平面の変化（図3および図8参照）

桁行8間半・梁行5間の規模は変わらないが、「茶の間」板張り部分が拡張し、相対的に「土間」面積が減少している。

前側2室・後側3室とする床上部の間取りも変わらないが、「広間」前の半間土庇および「奥座敷」前の1間土庇がともに屋内に取り込まれ内縁となっている。特に、後者は「玄関」と呼ばれ、座敷への正式な出入口と認識されている（土庇時期からの認識かも知れないが）。また、前者の半間縁は「土間」に1間延長している。土庇を内縁に改造した時期は、床組が洋釘仕事に限定されるようなので、明治中期以降と考えられる。

「玄関」東に1坪ほどの便所が張り出す。聞き取りによると移築前の便所は昭和初期くらいであるが、雨戸戸袋の配置から見ると張出部自体の発生は内縁化と同時期であろう。

「広間」北面東端間に押板を設けていたが、移築前は「納戸」に張り出す上下2段の押入に改造していた。押入の縦舞良戸は写真で見ると限り古式なもので、この改造が近年の仕事でないことを窺わせる。「納戸」には「座敷」側から使用する2段押入が後設された。「茶の間」背面の戸棚位置も変更された。

「奥の間」の床(トコ)は柱の壁貫痕跡や、写真で確認できる落とし掛・壁板・控柱の風合いから見て後補のようである。しかも「奥の間」・「納戸」境南間(トコの南隣の柱間)は現在仮設的な板壁に復原されているが移築前は襖2枚引きで、間仕切の性格が曖昧であったと思われる。さらに「奥の間」長押は他の部屋に比べて新しそうである。すなわち、「奥の間」・「納戸」は当初未完成であった可能性が高い。このことは後述する架構との関係でも注目される。なお、後列は復原後も3室としているが、「広間」「座敷」境は指鴨居が後補で本来は1室の広間型であった可能性が高い。

建具は大きく変化している。すなわち大戸口は板戸引き違いに、床上外周部は3枚引き（板戸2枚明かり障子1枚）であったようだが、雨戸の普及により障子さらにガラス戸に変わっている。また、「茶の間」が西へ拡張したのに伴い西面北端間の壁を窓に変えた。「土間」・「広間」境の北寄り2間は

小間付板戸引き違い、南端の半間は板壁とした。

全体として、「奥の間」・「納戸」が整備され、土間部分や土庇部分に床上部が拡張していく傾向と、雨戸の普及により外周部の建具が障子やガラス戸に変化し採光性能向上が認められる。また「広間」において後設オンドルが移築前まで使用されていた点が興味深い。なお、外周部の壁は現在中塗り仕上げの土壁であるが、当初は移築前と同じ板壁であった（この点は当初復原ではなく例外的に仕様変更されているようである）。

2-2) 軸組・架構の変化

柱配置の変化は少ない。主体部である8間半・5間の範囲では、縁が「土間」に延長する位置に柱が補足された。これ以外は、戸棚や便所の附設など外周への張り出しに伴う柱配置の変化が認められる程度である。

軸組水平材は、「土間」以東の床上全面において、内法上に指物(天井桁)を挿入し、大根太・根太を架け渡して根太天井を設けた。上屋桁上にはスノコ天井を設けているので、この根太天井は低い中2階状となる。おそらく養蚕の拡大に応じて改造したものと思われる。梁組は変化が認められず当初の状態を伝えている。なお、「土間」の架構は、梁が低く組まれ当初から天井が存在した可能性が強いが、現状は天井を復原していない。これは、移築に当たって「土間」から小屋を見上げる際の見栄えに配慮して天井を張らなかったのか、あるいは当初は簡単なスノコ天井と判断されたのであえて復原しなかったかもしれない。

2-3) 屋根の変化

入母屋造・茅葺きの屋根形式は基本的に変化ない。棟は、移築前は中央に換気用の煙出し(神奈川県西北部では曝気と呼ぶことがある)を設けた箱棟であったが、移築に際して芝棟に復原され、さらに昭和53年の屋根葺替の際に竹スノコ棟に造り替えた。芝棟への復原および竹スノコ棟への変更の根拠は不明である。なお、野棟木は小屋組両端の叉首から片持で延ばし先端を破風際の細い叉首状部材で受けているが、これだけでは支えきれずに棟両端が垂れ下がり、野棟木が叉首位置で折損し、木連格子の妻飾りは外れかかっている。なお、野棟木の折損は昭和53年の屋根葺替時に既に発生していたようで、妻側の野地は屋中(合掌に取り付ける水平材、これに垂木を取り付ける)が降り勝手に取り付いている。

2-4) 建立後の改造時期(図10参照)

改造時期を確定するのは難しいが、およそ3期に分けることが出来る。

当初(18世紀後半～末期) ※この見解は2020年現在において修正すべき(18世紀中期は妥当)と考えている。

当初は「座敷」「広間」が1室の広間型と考えられる。「納戸」部分が広間部分へ張り出し、これに呼応して「茶の間」が土間部分へ張り出形式は津久井郡の中層農家の典型といえ、19世紀前半までに「茶の間」の規模が拡大する。梁の仕上げや架構に三重梁を用いることが少ない点、柱が密に立つ点、などを考え合わせると18世紀後半から末頃と考えるのが妥当であろう。なお、「奥の間」「納戸」は未完成であった。

第1期(幕末頃)

「奥の間」が完成し、「納戸」と分離した。押板を棚に変更したのもこの時期らしい。「奥座敷」・「広間」の長押は写真で見ると「奥の間」より古そうなので当初であろう。

第2期(明治後半～大正)

最大規模の改造はこの頃行われた。まず土庇の内縁化を挙げることが出来る。これに伴い外周部の多くに雨戸(戸袋付)を設け、三本溝建具が障子二枚引きに変化した。内縁の造作は洋釘仕事に限定されるようなので、この改造時期は明治中期以降と判断される。また、「広間」「座敷」間に指鴨居を挿入して2室に分離した。同時に、従来「土間」のみだった中二階を改め、全面に低い根太天井を張った。これは養蚕拡大に伴う改造と考えられ、現状は旧仕口がすべて埋木されているので改造時期を判断しにくい。土庇内縁化とあまり変わらない時期であろう。また、「玄関」内縁化に伴い内便所が東面に設置され、根太天井設置にともない養蚕量が増加に伴い棟を曝気付箱棟に改めたと見られる。

第3期(昭和初期～35年まで)

「茶の間」拡張は第2期の可能性もあるが、生活部分の改造は年代が降る傾向があるので、この時期と想定した。「茶の間」戸棚の移動や窓設置は拡張に伴うもので、旧戸棚部分の撤去に伴い「座敷」北面の雨戸が整備されたと考えられる。また、「玄関」東側便所造替、ガラス戸採用などが行われたと考えられ、「広間」床下にオンドルを採用したのもこの時期であろう。

3) 当初形式とその特徴

3-1) 平面

桁行7間半・梁間4間の上屋周囲に半間の下屋を巡らせ、8間半・5間の主体構造部を形成する。基本的にはその西寄3間分を土間、残りを床上部とする。ただし土間部分後半部は「茶の間」が板の間として張り出し、残りが「土間」となる。床上は、前後に2分し、前方はさらに「広間」と「奥座敷」に2分し、後方は「座敷」・「納戸」・「奥の間」に3分する。「広間」前には半間幅の土庇、「奥座敷」前には1間幅の土庇を設け、両者の境は板戸をケンドン建て込みとする。「茶の間」背面に戸棚を張り出す。

柱間は実測値平均で1820mm(6.01尺)なので、1間=6尺の計画寸法と見て良い。

大戸口は「土間」正面中央間に設け、「土間」側面前より第2間にも板戸片引きの出入口を設ける。これは馬屋への出入口であった。

間取りの特徴は、

①床上後半部を3列構成とし中間に「納戸」を配し、「納戸」前面に押板を設ける。

②「奥の間」前面に1間幅の土庇を設ける。「広間」前面にも半間幅の土庇を設け、両者が雁行する様子は意匠上注目される。また、「広間」東面前端間は「奥の間」土庇に面しているが、この部分はケンドン建て込みとする。

③土間部分後方に板間(「茶の間」)が張り出す。

点である。

①については、「座敷」「広間」境の指鴨居が後補の可能性が高いので、広間型間取りにおいて後列室が広間部分へ張り出す形態と見るべきであろう。いずれにせよ茶の間部分が土間部へ張り出すのに伴い後列室を拡張する傾向は、津久井郡の民家調査において類例が存在する(図9参照、四間取か広間型かは階層差と年代により決定されるようで、中下層農家の場合は江戸末期まで広間型が残り、上層農家では天保期には四間取が普及する)。

②の座敷部前面に土庇を設け、下手との境をケンドン構えとする点は、愛甲郡の民家(旧岩澤家住宅、18世紀初期頃、川崎市立日本民家園に移築)に類似する。室内外に長押を巡らす点も旧岩澤家と類似し、両者の関係が注目される。ただし土庇を1間幅に取る例は当住宅の特徴といえる。

③は神奈川県下では18世紀初期から現れる(川崎市立日本民家園所在の旧伊藤家住宅、宝永4年1707の石井家住宅など)傾向であるが、旧伊藤家の場合は床がわずかに張り出すだけなのに対し、石井家の場合は

張り出し部に柱が立ち本格的な構造となる。したがって当住宅の場合は構造的に石井家に類似する。ただし石井家は土間梁行の入側に上屋柱列が残るのに対して、当住宅は張り出し部のみ柱を配し入側の上屋柱は省略するので、形式は新しい。

3-2) 軸組

柱

古材の樹種はほとんど檜で、一部に栗らしい材が認められ、杉は背面張出部に用いるだけ(3本)である。移築の際に補足した材5本(いずれも又下屋柱)はすべて栗である。

柱断面は4寸5分角を標準として、土間床上境や「土間」独立柱および大戸口両脇柱がこれより太く、土庇柱が4寸弱と細い。全体的に柱は太めといえるが、1～2本だけが極端に太いということもなく、いわゆる大黒柱成立以前の形式といえることができる。なお、「土間」・「茶の間」の内部柱が全体的に太く、これらを内法上大貫が3段通る様子は迫力があり、この建物の見どころのひとつとなっている(現状写真27参照)。

柱配置は間取りに合わせてほぼ1間毎に立て、「玄関」「奥座敷」境は柱間2間半の中央に柱を立てる。柱間2間以上とするのは「奥座敷」「奥の間」境、「広間」「座敷」境、「座敷」「茶の間」境、および土庇部2カ所の計5箇所(このうち「広間」「座敷」境の指鴨居は後補の可能性あり)である。

表面仕上げは、「土間」「広間」境を含めて床上側を原則台匏とし、「土間」および背面柱(下屋柱)はチョウナとする。神奈川県下では18世紀中期頃まですべての柱をチョウナ仕上げとする例が残り、18世紀後期頃にすべての柱を台匏仕上とするものが現れる。当住宅の場合、土間側の柱にハマグリ刃のようなチョウナ加工痕が認められるので、こうした一部の柱は17世紀末頃まで遡ると見ることが出来る。ただしこれらの柱は古い仕口痕跡をほとんどとどめないため、転用材かどうかの判断は難しい。

架構(図7参照)

4面に下屋をめぐらすいわゆる「四方下屋造り」は神奈川県民家の一般的傾向で、そこでは上屋隅柱を梁組の工夫により省略するものが多い。当住宅もこの範疇に含まれるが、上屋隅柱を抜くための下屋繋ぎ梁を4箇所とも京呂組(下屋柱位置と梁位置が異なる)に納める点が注目される。これは下屋柱が隅において半間位置に立たないため、このような場合、県下の17世紀末～18世紀初期の遺構では隅行梁で処理している例が知られているが、4隅とも京呂組で処理する例は珍しい。また、正面下屋の土庇部および正面上屋柱筋において、桁下に桁行梁を配し梁行梁を挟む点も注目される。さらに、東側面や「奥の間」背面では柱上に梁が配置されるにもかかわらず京呂組としており、全体的に京呂組を多用する点も特徴といえよう。

次に「土間」・「座敷」・「納戸」における内法上方架構が注目される。「土間」は3間×3間の平面において梁行にほぼ水平な梁2本を架け、これに同様な桁行梁2本を重ねる。移築前には中2階としてスノコ天井が造られており、上屋スノコ天井への登り口もあった。現在天井は撤去されているが、架構から見るとこの部分だけは当初から中二階を形成する意図が認められる。「座敷」西面および「納戸」の指物は、上屋後端柱を省略するための下屋繋ぎ梁で、2間に渡って架け渡すことにより上屋柱2本を省略している。前者は「茶の間」との間仕切りとしての意図もあろうが、後者の場合は「納戸」中央にあたり中途半端である。あるいは整形間取りの名残で、整形間取りから食い違い間取りへ変化する過渡期を示すものかも知れない。一方、「座敷」南面の指鴨居は、中央に束を立てず、上部に位置する梁の下端にも束立てや小壁等の痕跡がない。したがってこの指鴨居は後補材と考えるべきで、その補足時期は根太天井設置と同時期と考えるのが自然である。

なお、「奥座敷」「奥の間」の柱筋が半間食い違うことに対応して、両者境の架構も若干不整形と

なっている。これに関連して半間間東柱には東面・南面に繋ぎ梁仕口痕が残る。

3-3) 小屋組・屋根(図4～6参照)

小屋組は上屋梁上に又首組とし、下屋部分は追又首とする。又首は上屋端から1間半内側を両端として、柱筋に合わせて6本(東端のみ半間、他は1間間隔)組む。両端の又首に妻又首2本をそれぞれ放射状に取り付ける。前後の又首間には又首中央よりやや上方に水平梁を取り付ける。又首には転用材が3本認められ、仕口痕跡から見ていずれも桁材の転用と思われる。枅穴間隔を見ると現建物とは直接関係ないようである。

妻飾りは、屋中丸太先端に杓子柄を施し破風板を寄蟻で引き付ける細かい仕事を見せる。破風板裏面に妻板を張り、表に格子を組んで木連格子とし、中央部は内開きの突き上げ窓とする。以上の部材は、板類の一部を除き移築前の古材を再利用している。

ケラバ部分(両端の又首から破風板取り付け位置までの部分を仮称する)下地の作り方は、構造的に問題がある。すなわち、破風際に細い又首状の部材を屋中絡みに取り付けられているが、この部材は足元が浮いている(上屋梁まで達していない)ため、棟両端の荷重を十分支えきれない。移築前の写真では極端な変形は見られないが、現状は大きく垂下しており、結果的に野棟木が折れ、妻飾りが押し出される結果を招いている(現状写真24、25参照)。移築後昭和53年に屋根葺替を実施しているが、この時既に野棟木が折れ下地が垂下していたようで、これを矯正せずに屋根を葺いたために垂木竹や小舞が箕甲状に斜めになってしまった。その後さらに垂下が進行し現在に至っている。

両端の又首位置および妻飾りから見て、当初から両妻とも入母屋造で破風板と木連格子・窓を備えた妻飾りを有していたとみてよい。ただし現状のケラバの下地の作り方は、構造的に無理があるので、補強策を講じる必要がある。

棟は芝棟であったかどうかは、現在の建物からは判らない。修理前の曝気付箱棟に整えられたのは、中2階の設置と関係しているであろう。

3-4) 造作

長押

屋内は「奥の間」・「奥座敷」の座敷部と、「広間」の南面・東面・北面東端間に長押を取り付ける。屋外は「土間」南面および土庇独立柱を除く外周部に長押を巡らす。長押はほとんど新材であるが、移築前の写真によると室内の長押は3室とも従前から存在し、一部(根太天井廻縁に取替えられていた部分)が復原されたことが判る。一方、外周部の長押は移築前写真で確認できず、現状からも復原根拠を明確にし難い。長押を床上と外周部に多用する例は、愛甲郡の民家(旧岩澤家住宅)に見ることが出来る。

「奥の間」長押は、トコの部材とともに新しそうなので、この部分は未完成で後から整備されたと考えられる。

「奥座敷」の長押は、材質・配置共に当初から存在したと考えることに矛盾はない。

問題は「広間」の長押で、これが「座敷」側まで延びていたことが確認できれば当初は「広間」「座敷」が1室の広間型であった証拠となる。しかし「座敷」柱には長押仕口は確認できない。指鴨居が当初とも考えがたいので、長押が現状と同じく押板西側柱位置で終わっていた(枕捌きの納まりなどの可能性も含めて)のであれば、広間型間取りと長押の存在が当初形式といえるが、この点については今後さらに調査を進める必要がある。

天井

移築前写真にある根太天井(板ベタ張りとスノコ張りとある)は明らかに後補である。当初は上屋部にスノコ(竹スノコかも知れないが)天井を造っていた程度と思われる。中2階的位置の天井は「土間」部分に存在したが、ここも根太付のスノコ天井となったのは他の部屋と同時期で、当初は梁上に簡単なスノコ天井を造っていた程度と思われる。

押板

修理前は上下2段の物入れとなっていたが、移築時に押板に復原された。現在この付近は荷物の障害で観察することが出来ず、復原の妥当性を判断できない。押入の戸は古い舞良戸で、当初は押板としてもかなり古い時期に押入に改造されている。なお、押板を広間に向かって桁行方向に配するのは、三浦郡～神奈川県西部、さらには奥多摩(青梅市、旧宮崎家住宅、18世紀末)に類例を見ることが出来る(千葉県旧作田家住宅、17世紀末、川崎市立日本民家園も同様)。

床(トコ)

トコは「納戸」に張り出して造られているが、「納戸」板壁の明かり取り窓(の欠き取り)を中途半端に塞ぐ形で設置され、トコ壁板や控柱・落とし掛の材質が新しい(移築前写真15、17)。神奈川県下では、上層農家を除き幕末頃普及する傾向が認められるので、当住宅で中古に「奥の間」が完成し、その際トコが整備されたと推定する点と合致する。

仏壇

「奥の間」・「奥座敷」境の半間食い違い部に棚が復原されているが詳細は不明である。

3-5) 建立年代の推定

柱の配置が密で断面も大きいこと、土間側の柱仕上げが古式なチョウナ仕上げであることなどから見ると18世紀中期という判断も肯首できる。

ただし、梁に直線状の部材が多く仕上げも稜線の明確な多角形である点、および架構法が京呂組を多様し、一部に3重梁の手法を見せること、繋ぎ梁で上屋柱を2本抜く手法を見せる点など、新しい傾向も多く示す。中2階的な低い梁組も一部に出現している。平面における土庇の扱いは特殊であるが、土間後部への板間張り出しや、後列室の拡張などは18世紀後期以降の傾向を示すとみられる。さらに、柱の一部や叉首に転用材が存在する。

以上、当住宅は古式な要素を一部留めながら、全体的には新しい傾向を示す。調査時間の制約から十分な調査が行なえなかったが、塚本家が特別上層農家に属さないにも関わらず5間半・8間の規模を有することを考えると、その造立年代は18世紀後期を遡らないと考えるべきで、古く見ても18世紀後半～末頃というところではないだろうか

※この見解は2020年現在において修正すべき(18世紀中期は妥当)であると考えている。

4) 建築の評価

当住宅は建築的価値と移築保存手法というハードおよびソフトの両面から評価すべきである。

4-1) 建築的価値

建物の特徴は、平面・架構において地元津久井郡の18世紀以降の民家の特色を示しながら、土庇・架構・長押の扱いに愛甲郡民家との関連、庇架構や押板位置に奥多摩の民家との共通性を示すなど、神奈川県西部～奥多摩にわたる農家の特色を包含している。一方、1間幅の土庇は類例が確認できない珍しいものであるが、この土庇が当初から玄關的な目的で作られているとすれば、建物上手に玄關と座敷2室が続くことになり、三浦郡や千葉県の民家との関連が想起されることになる(このことは押

板配置から見ても肯首できる)。すなわち、極めて広範囲な民家の特色を備え、様式の伝播を考えるうえで注目される。

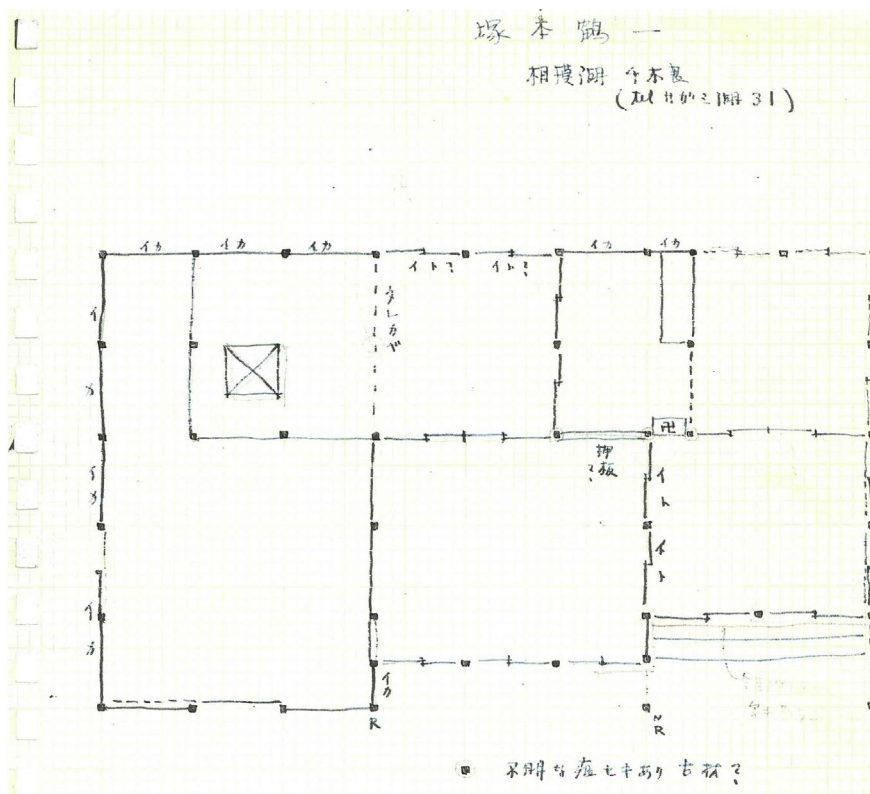
また、土間部分に中2階的部分が形成され、その後の改造で全面に中2階的根太天井が造られる当住宅は、養蚕目的に建築が変化していく過渡期の状況を示す遺構として、津久井郡下の養蚕農家を考える上で重要である。

4-2) 「個人民家園」的な移築保存手法

古材を尊重しつつ復原修理が行われている。すなわち根本修理が昭和 37 年におこなわれているので、基本的な構造はしっかりしているし、移築によって建築的価値が損なわれということもなかった(むしろ復原により本来の形式が示されており価値は高まった)。こうした移築復原事業およびその後の公開・維持管理を個人が行ってきたことは、驚嘆すべき事で高く評価して良い。

4-3) まとめ

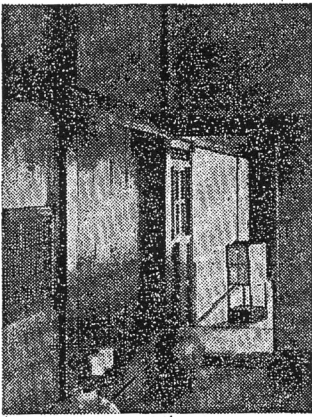
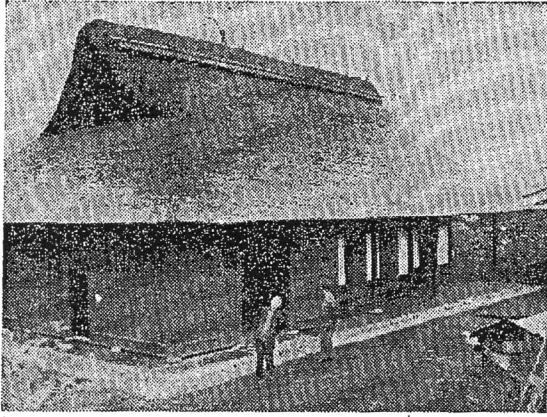
鈴木家所有茅葺き民家(旧塚本家住宅)は、民家の様式伝搬や生業に伴う構造変化を知る上で貴重な遺構である。しかも当住宅は特別上層農家に属する訳でない。こうした普通規模の農家が保存されている例は津久井郡をはじめ全国的にも少なく、その点でも注目される。さらに篤志家の手により既に復原修理工事が行われており、建物の潜在能力が良く維持されている点も特筆できる。ただし、現状は個人の好意による保存が限界に達しており、建物の被害も進行している。したがって、当住宅を神奈川県民家を考える上での重要事例と位置付け、これを維持保存していくための方策を早急に検討する必要がある。



資料 4-1-1 大岡實博士研究ノート「神奈川 民家2」より(抜粋) 原資料は川崎立日本民家園所蔵

200年前の民家

市内の実業家が津久井から移築



この民家は横浜貿易商社社長鈴木信二氏が、ちかく邸宅を建てると津久井、保土ヶ谷線合二五〇の丘に、相模瀬野工太良の美安谷温泉から移築して移住された。この美安谷は相模瀬野に属してゐるが、温泉との関係も、むかし戦國の藩政者がこの丘に住みか

感謝する保存関係者

文化的催しには公開も

津久井の山村にあった、百数十年前の古民家。横浜の実業家が、むかし移築して保存して居る。民家保存会が、この民家を、折々公開して、市民に開放して居る。民家保存会が、この民家を、折々公開して、市民に開放して居る。民家保存会が、この民家を、折々公開して、市民に開放して居る。

横浜版

支局	電話
川崎	4486
横浜	2108
磯子	2112
磯子	2112
磯子	1372
磯子	359
磯子	342
磯子	621
磯子	638
磯子	430
磯子	775

サマー スラウス セーター

カガヤ

伊勢佐木町2丁目 電話 8093・2633

ちやうど四つ切り間取りの典型的な山村民家。建築年代は正確にはわからないが、百六十年、百三百年前と推定され、荒びずりの技術に素朴な美しさがある。黒ひかりの柱、生活のこぼれがみられる。古民家保存会、戦後この民家を、むかし移築して保存して居る。民家保存会が、この民家を、折々公開して、市民に開放して居る。

民家保存会が、この民家を、折々公開して、市民に開放して居る。民家保存会が、この民家を、折々公開して、市民に開放して居る。民家保存会が、この民家を、折々公開して、市民に開放して居る。

民家保存会が、この民家を、折々公開して、市民に開放して居る。民家保存会が、この民家を、折々公開して、市民に開放して居る。民家保存会が、この民家を、折々公開して、市民に開放して居る。

きょうの巡回映画

★時 間 午後時から

★場 所 保土ヶ谷区、上白根住宅広場

★映 画 東宝作品・終天祭(シネマ)・五平洋の嵐(シネマ)・鶴田浩二・夏木静江ほか

★入 場 料 オールスターほかニールズ・細川マンガ

(無入場) ---25日---

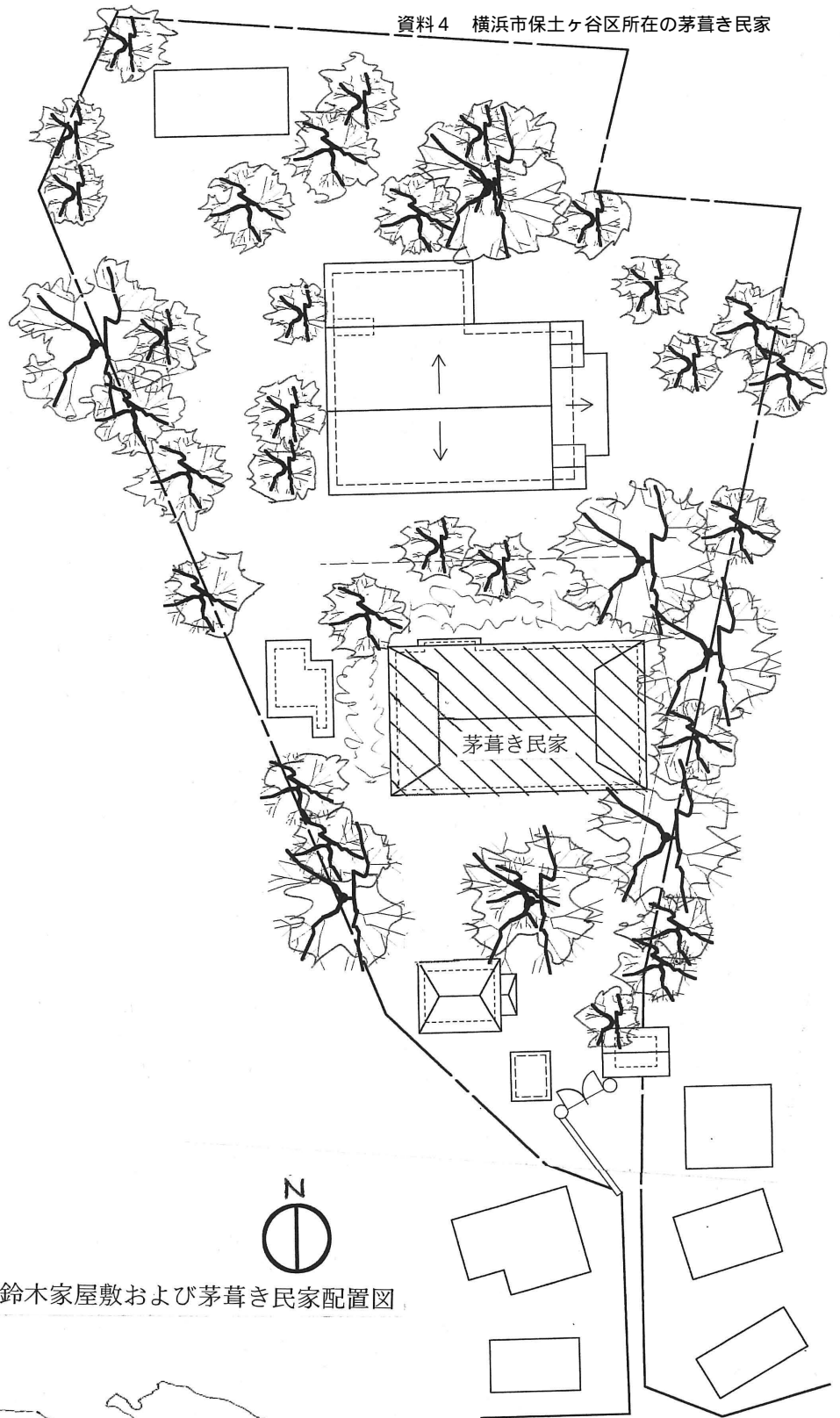


図1 鈴木家屋敷および茅葺き民家配置図



図2 現在の所在地(保土ヶ谷区釜谷)および元の所在地(津久井郡相模湖町)指示図



図3 鈴木家所有茅葺き民家平面図

単位はmm

作図：高橋佑治、一文字里紗 実測：一文字里紗

基本的に塚本家住宅時の当初復原平面を示すが、「広間」「座敷」境は開放であった可能性が高い。また、外壁を土壁とする点は移築時の仕様変更と考えられる。室名は土庇を除き塚本家での聞き取りをあてはめた。

点線は、野棟木の折損と棟の損失を復原して描いた

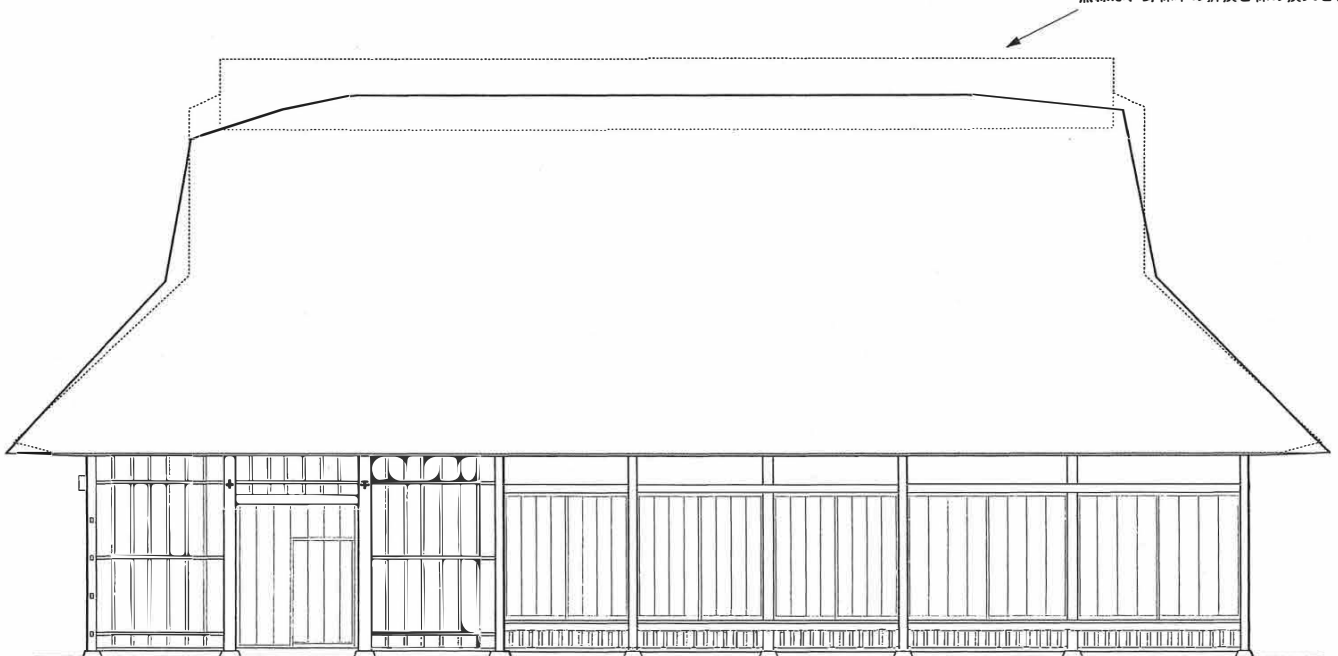


図4 鈴木家所有茅葺き民家正面図

作図：花吉朝陽、藤田真弓 調査：藤田真弓

点線は、野棟木の折損と棟の損失を復原して描いた

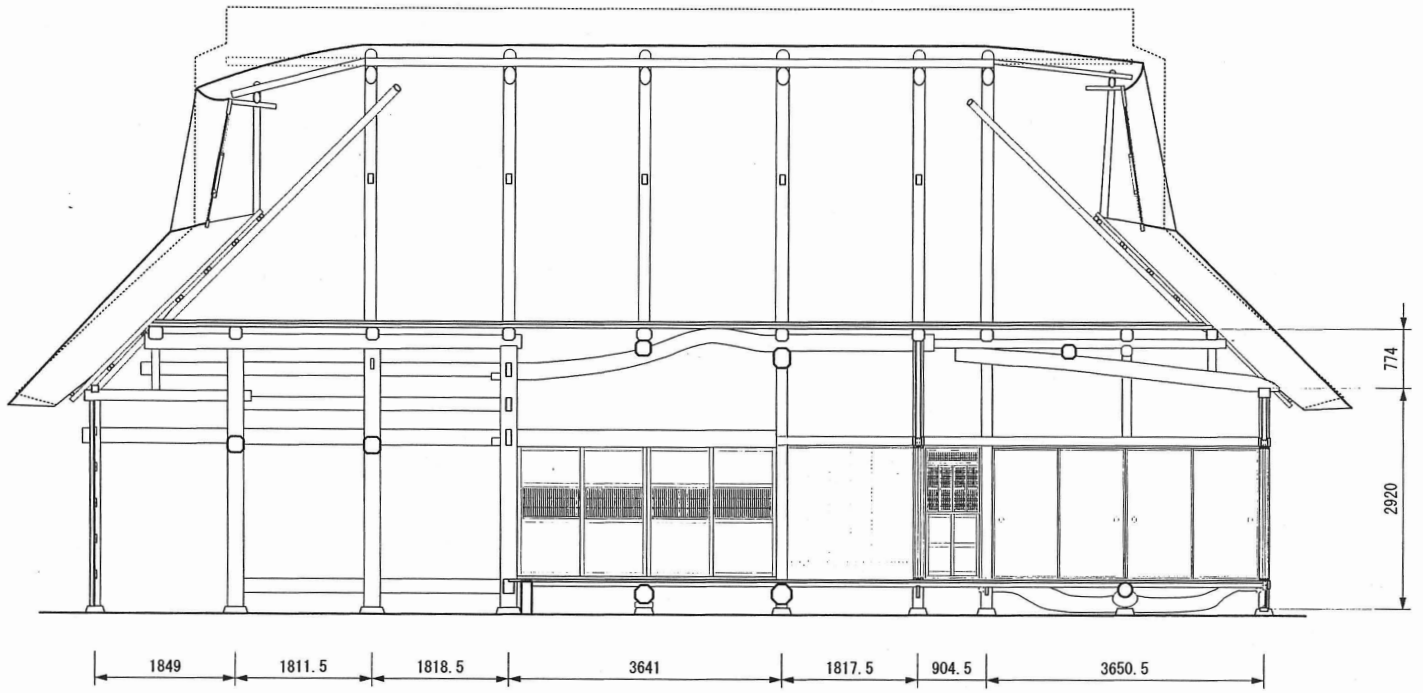


図5 鈴木家所有茅葺き民家桁行断面図(X-X) 単位はmm

作図：花吉朝陽、石川アキ 実測：石川アキ 実測補助：河西鈴恵、瀬戸佑子

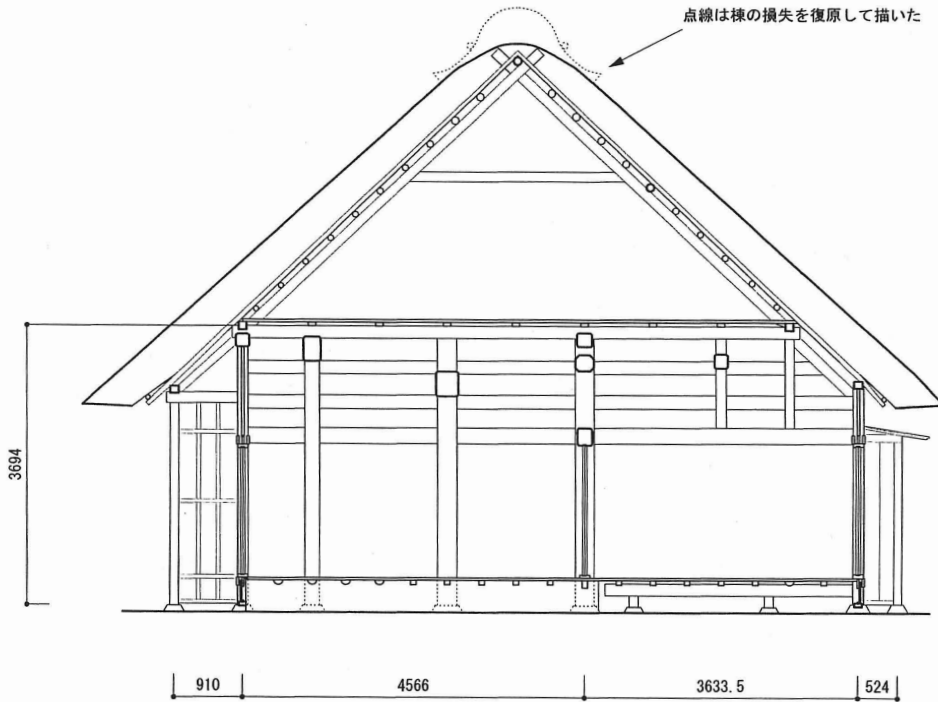
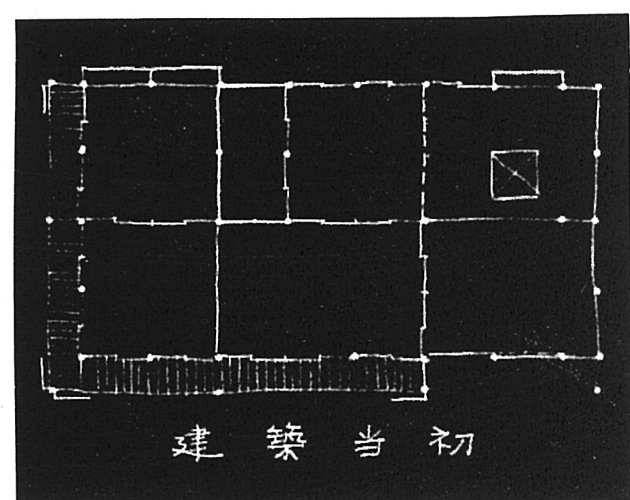
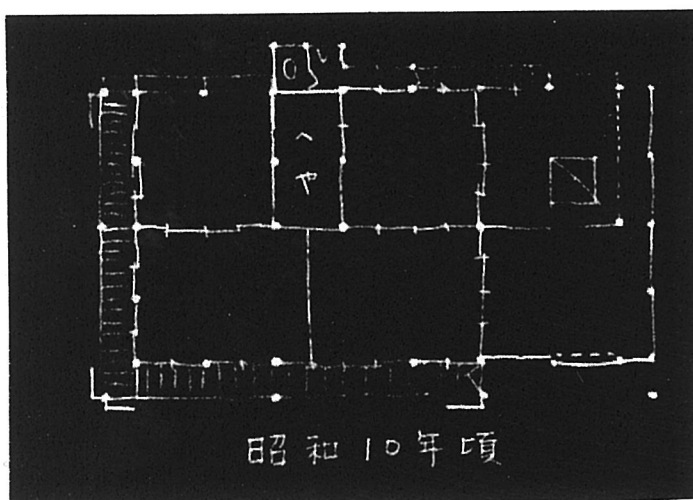
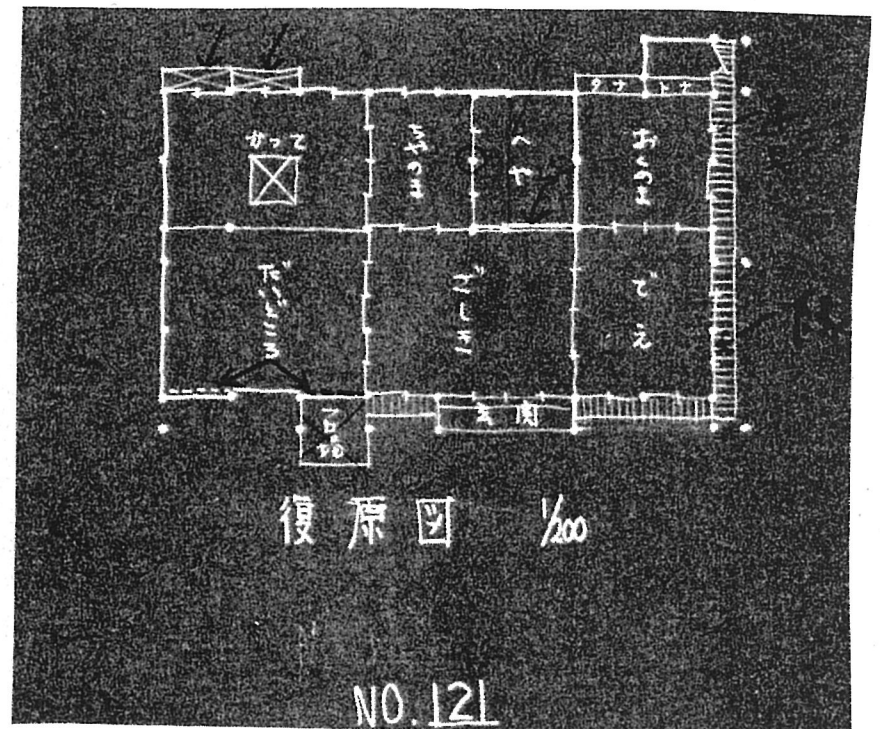
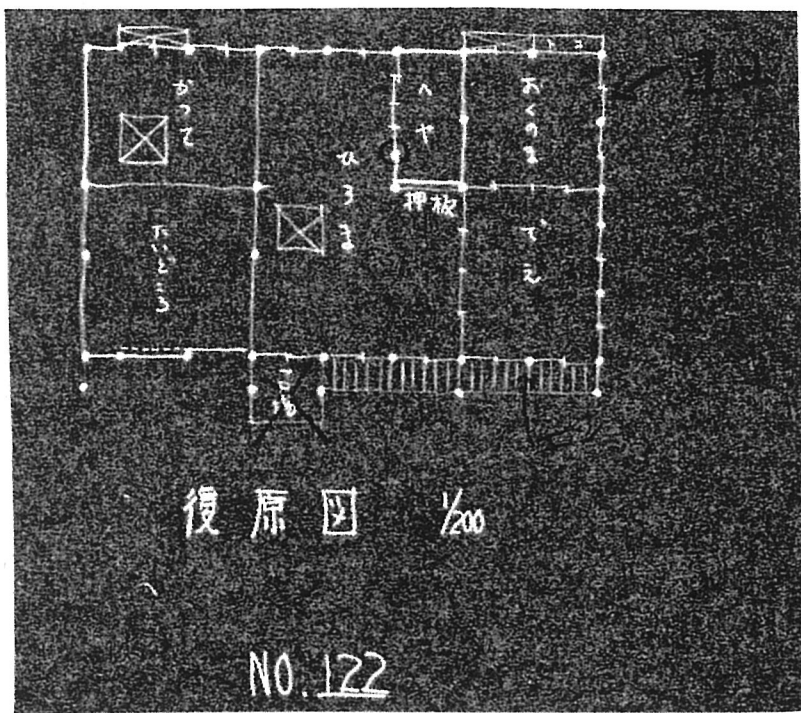
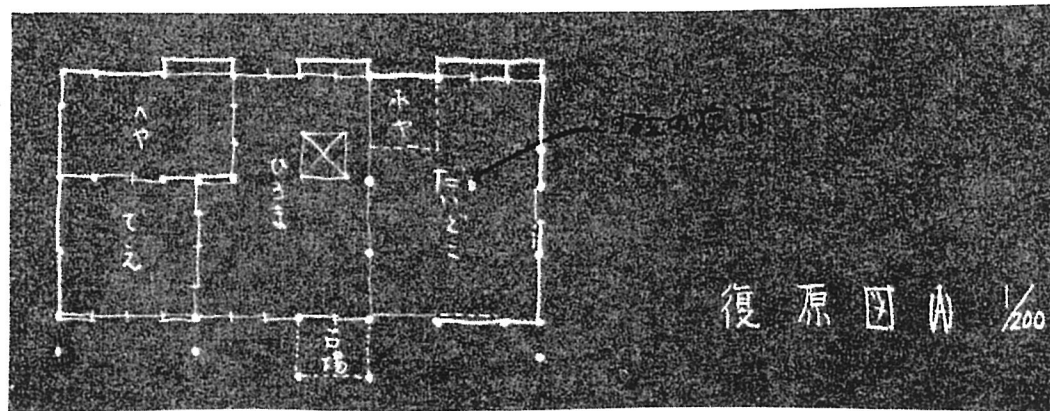


図6 鈴木家所有茅葺き民家梁行断面図(Y-Y) 単位はmm

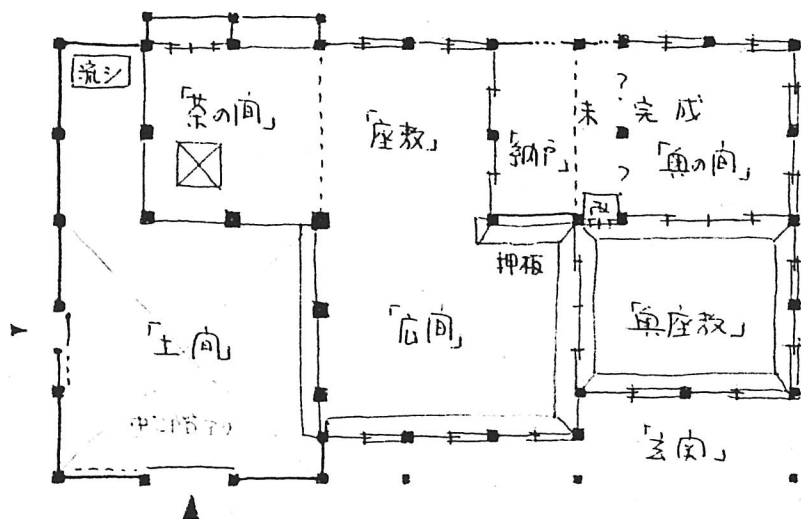
作図：花吉朝陽、斉藤周平 実測：斉藤周平 実測補助：河西鈴恵、瀬戸佑子



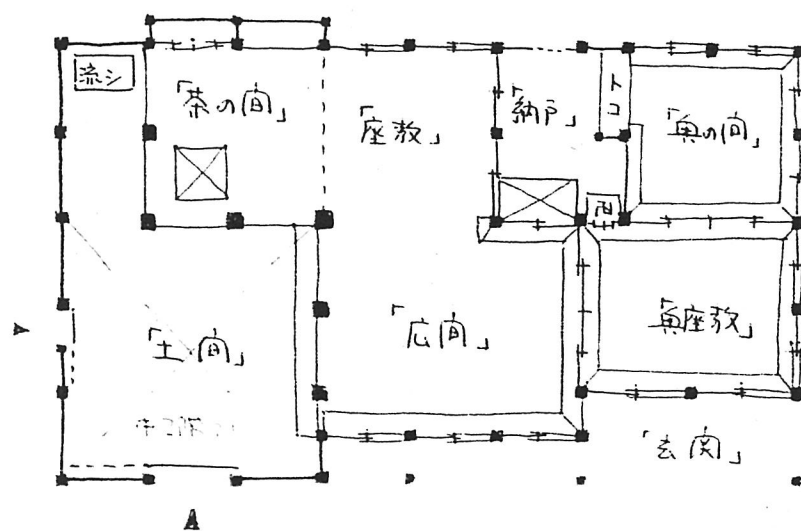
上段：天保年間以前と推定される中下層農家の復原平面(伏馬田地区) 広間型で「へや」が張り出す、土間へ張出し
 中段左：天保ころ建立の中下層農家復原平面(川上地区) 広間型維持、外縁あり、「かまど」張出し拡大
 中段右：天保ころ建立の上層農家復原平面(川上地区) 四間取古例、玄関がある
 下段：明治30年ころ建立の上層農家中古平面および復原平面(川上地区) 四間取普及、内縁成立

図9 津久井郡民家(牧野村)調査における参考例

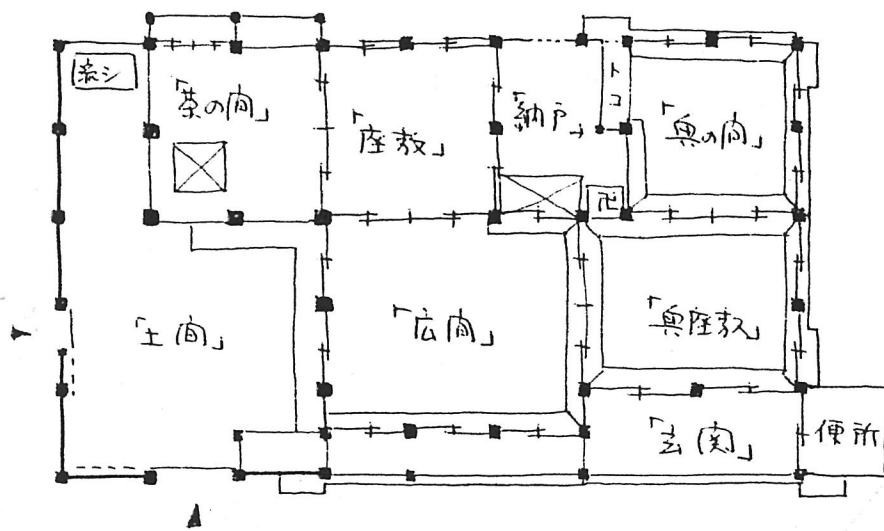
横浜国立大学建築学科昭和32年度卒業論文『山村住居の変遷について』(白石喜男・鈴木睦夫)より抜粋



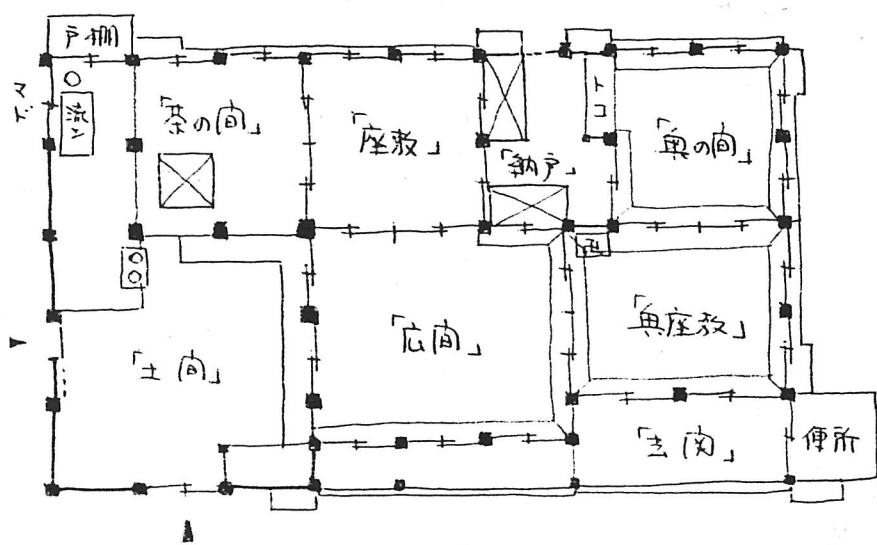
当初(18世紀後半) ⇒ 18世紀中頃の可能性がある
 「奥の間」「納戸」未分化、
 「広間」「座敷」は1室、
 長押は床上南半部に限定らしい、
 中二階は「土間」のみ



第1期(幕末頃)
 「奥の間」が完成し「納戸」分離、
 押板を欄に変更したのもこの頃か



第2期(明治中期～大正)
 土庇が内縁化、
 「広間」「座敷」分離、内便所設置、
 外周雨戸設置、
 全面に根太天井(中2階)設置、
 曝気付箱棟

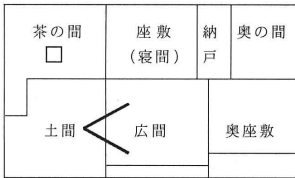
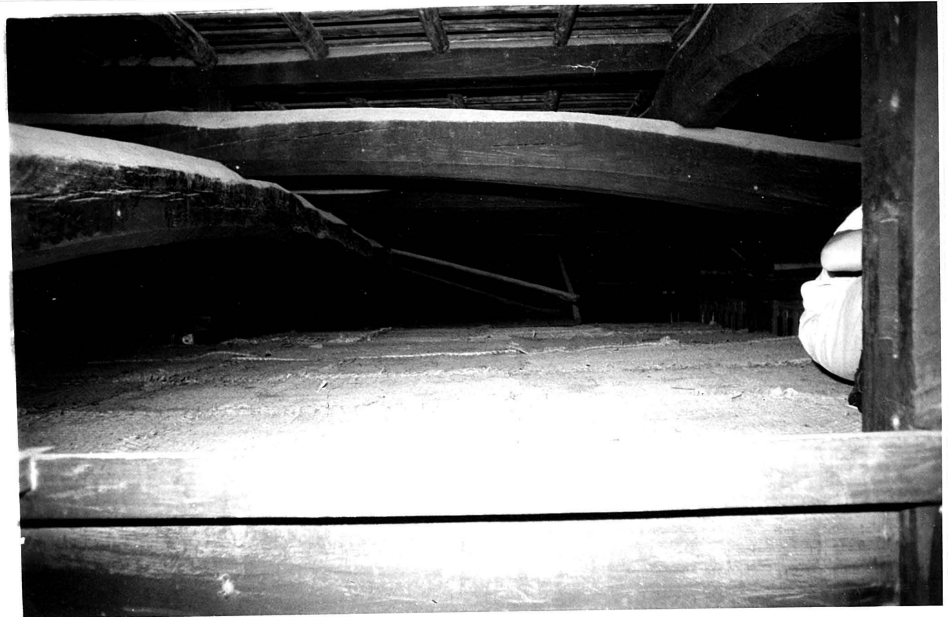


第3期(昭和初期～35年)
 「茶の間」拡張と戸棚移動、
 「広間」床下オンドル設置、
 納戸押入もこの頃か、
 建具ガラス戸普及、
 内便所造替

図10 鈴木家所有茅葺き民家の平面変遷推定略図

資料4

1—3. 塚本鶴一氏住宅当時の写真（大岡實博士が昭和35年9月に撮影）



1. 広間天井裏(土間境より奥座敷方を見る)



2. 奥座敷天井裏(広間境より東方を見る)



茶の間 □	座敷 (寢間)	納戸	奥の間
土間	広間	奥座敷	



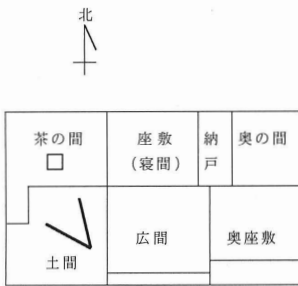
7. 土間天井裏1 (西北隅より東南方を見る)



茶の間 □	座敷 (寢間)	納戸	奥の間
土間	広間	奥座敷	



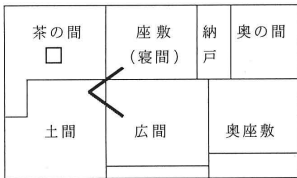
8. 土間天井裏2 (中央部より東北方を見る)



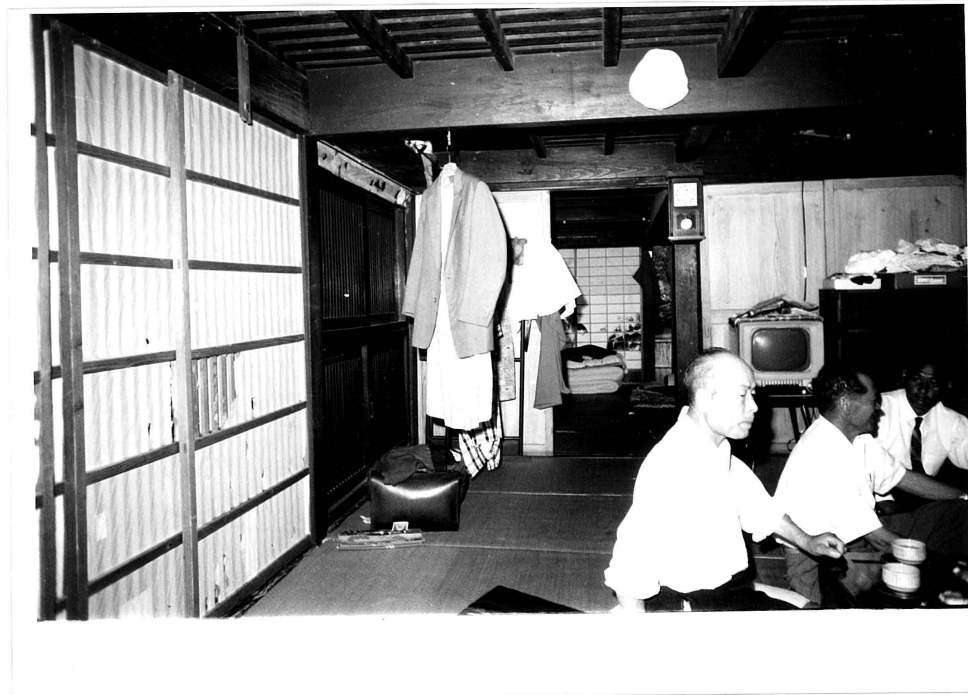
9. 土間天井裏3 (中央部より西北方を見る)



10. 上屋梁上の簀子天井から下方を見る (場所不明)



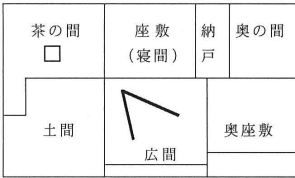
11. 屋根裏（土間広間境から東方を見る）



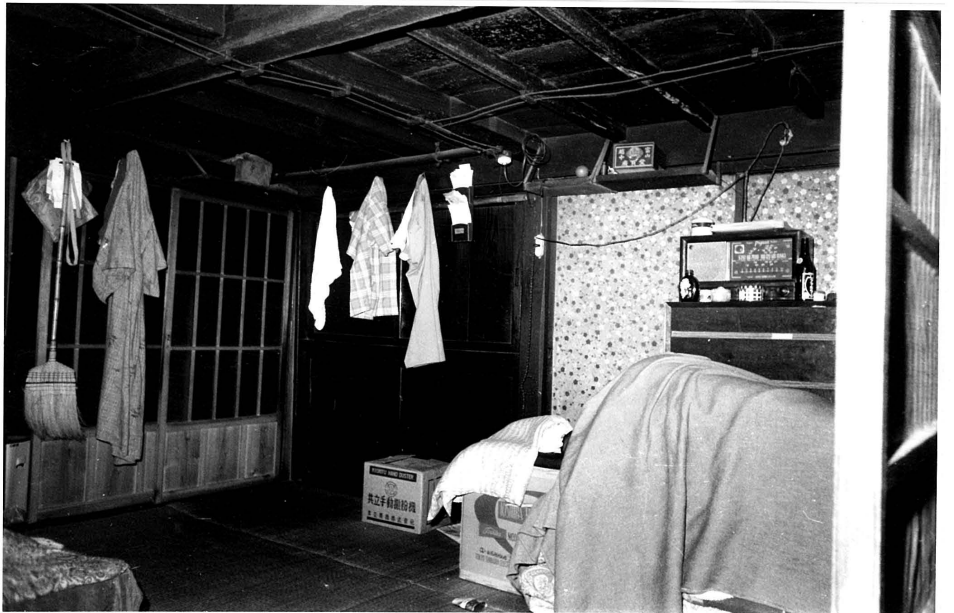
12. 広間西北隅より奥座敷を見る



北
↑



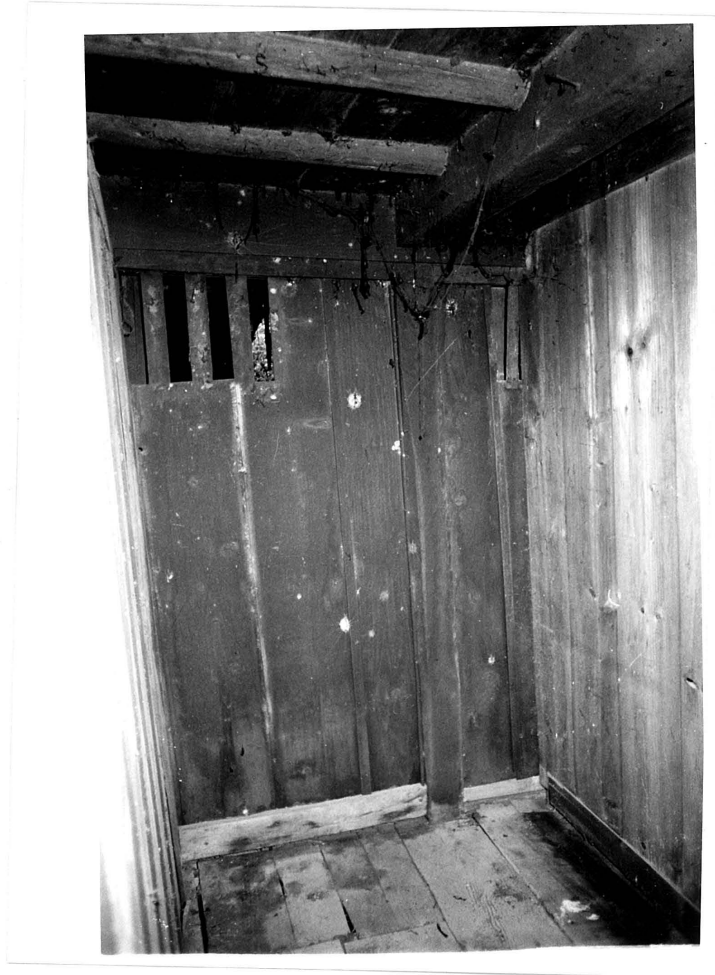
13. 広間西北隅より東南方を見る



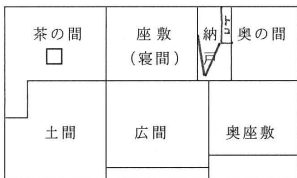
北
↑



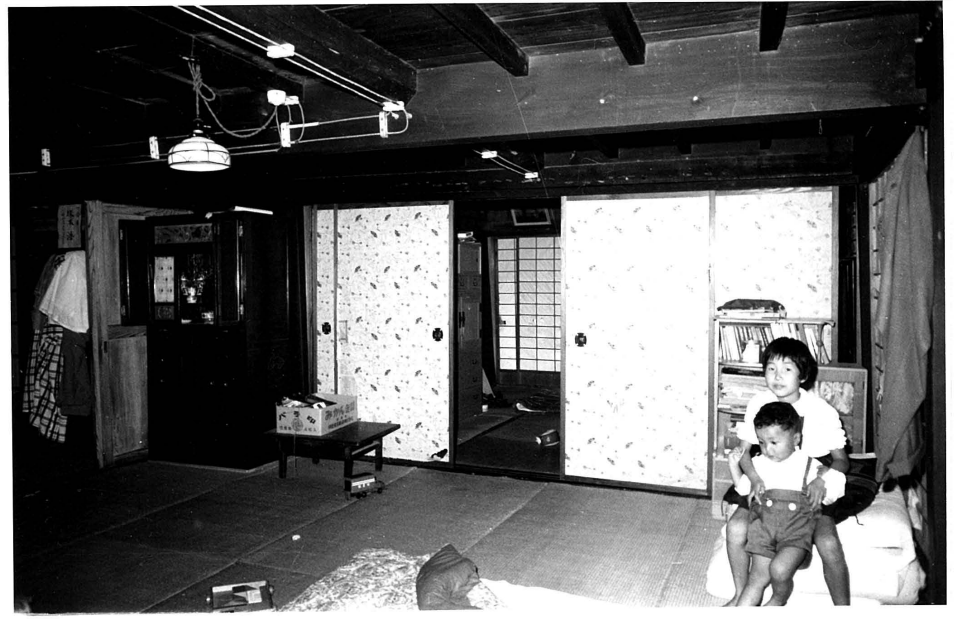
14. 座敷(寝間)西南隅より東北隅を見る



北
↑



15. 納戸西北隅を見る

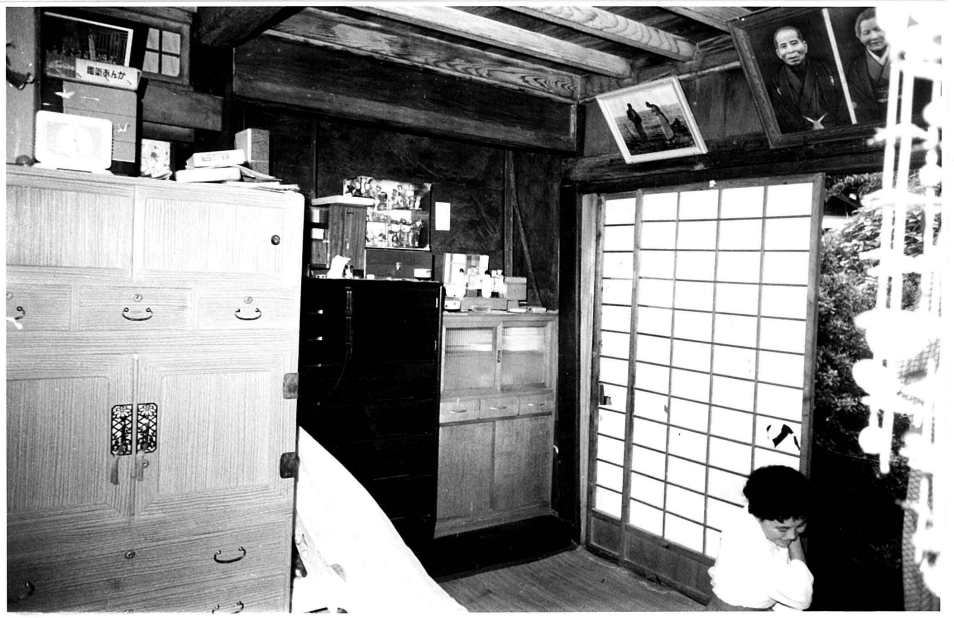


北
↑



▲

16. 奥座敷(東南隅より奥の間を見る)

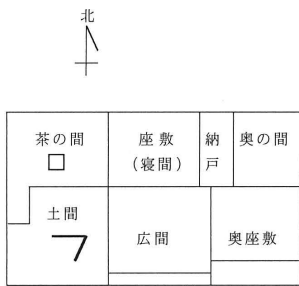


北
↑

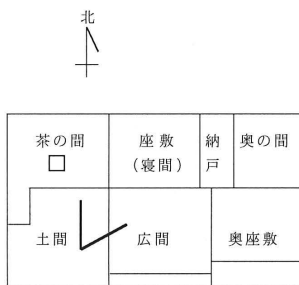


▲

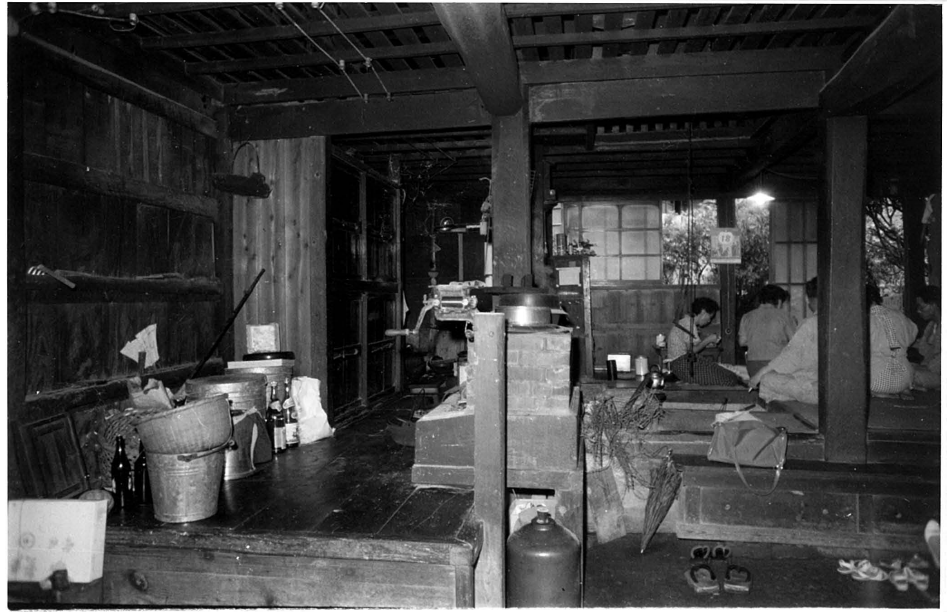
17. 奥の間(東南隅より西北方を見る)



18. 土間中央より西南方を見る



19. 土間中央部から東北方を見る

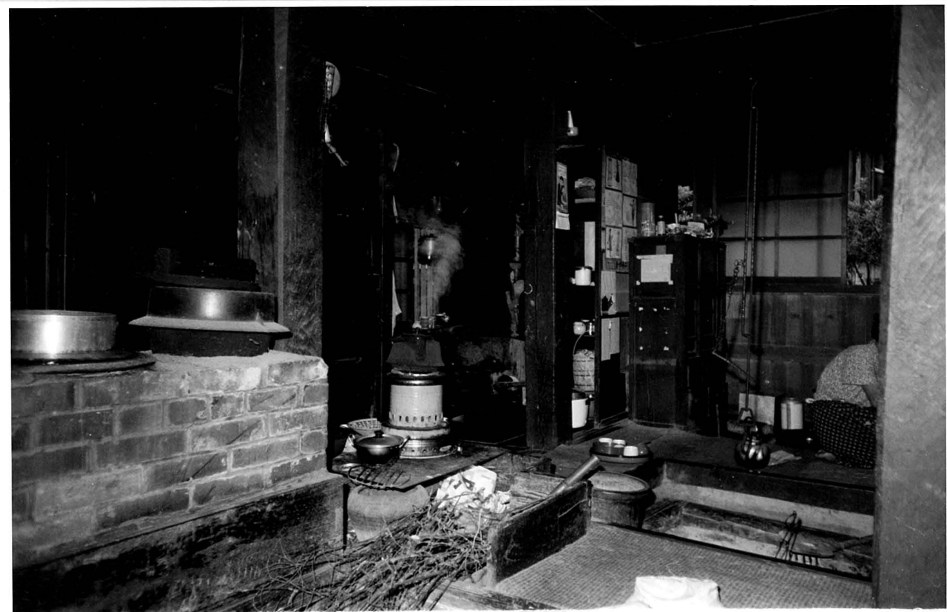


北
↑



▲

20. 土間中央より西北方を見る

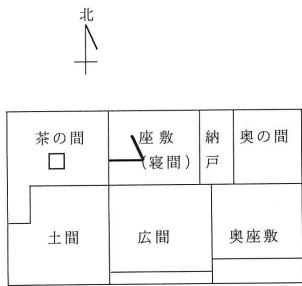


北
↑

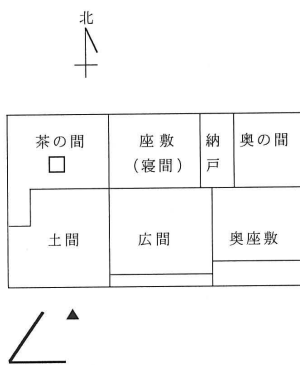


▲

21. 茶の間西南隅より西北方を見る



22. 座敷中央より西北方を見る



23. 正面(南西より東方を見る)

北
↑

茶の間 □	座敷 (寢間)	納戸	奥の間
土間	広間	奥座敷	

▲



24. 屋敷全景 (東南方よりみる)

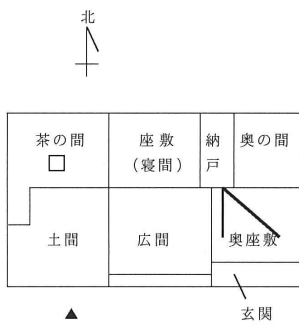
北
↑

茶の間 □	座敷 (寢間)	納戸	奥の間
土間	広間	奥座敷	

▲



25. 主屋全景 (東南方よりみる)



26. 奥座敷西北隅より東南方を見る(玄関と呼ばれる広縁方を見る)
 ※この写真は大岡資料の調査ノートでは添付されていなかったが、ネガにあったので掲載した。

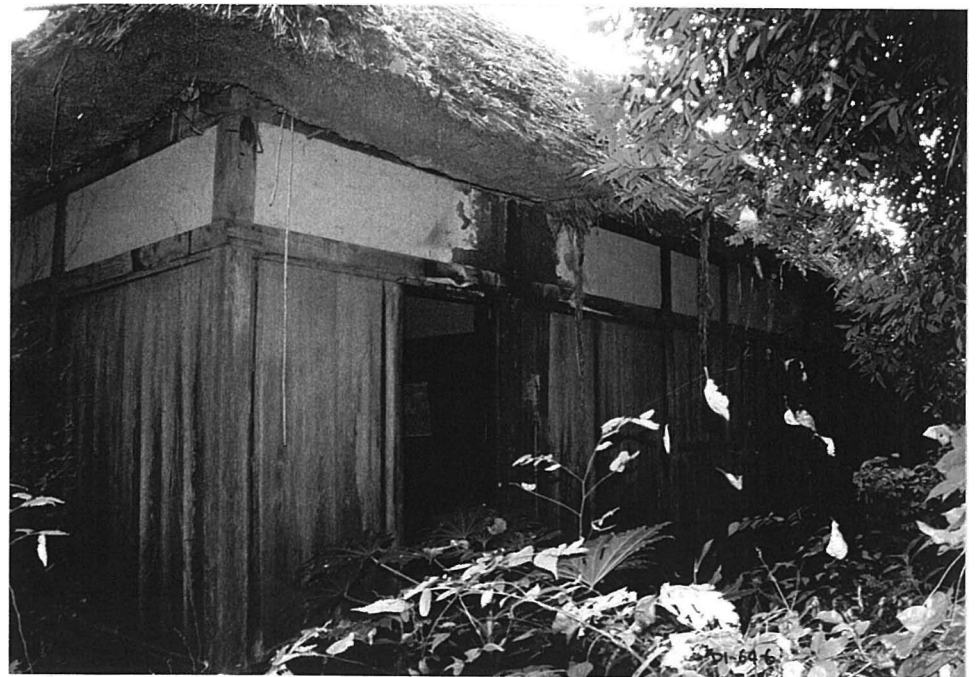
資料4

1—4. 保土ヶ谷区釜台鈴木家住宅 2001年当時の写真



茶の間	座敷 (寝間)	納戸	奥の間
土間	広間	奥座敷	

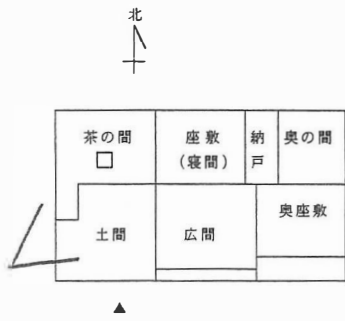
1. 正面全景(西南隅より見る)



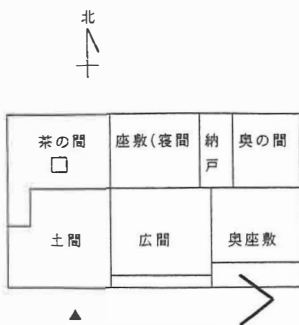
北
↑

茶の間 □	座敷 (寝間)	納戸	奥の間
土間	広間	奥座敷	

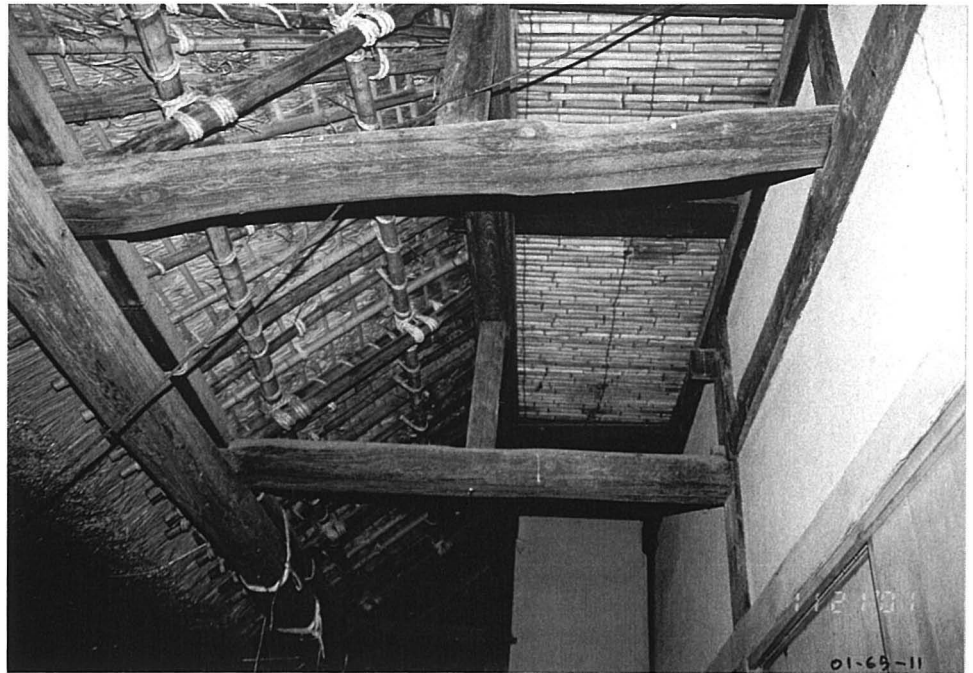
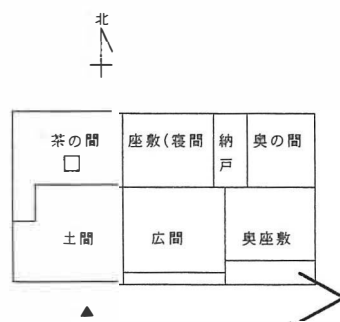
2. 背側面(東北隅より見る)
背面屋根の雨漏りにより軸部にも被害が及んでいる



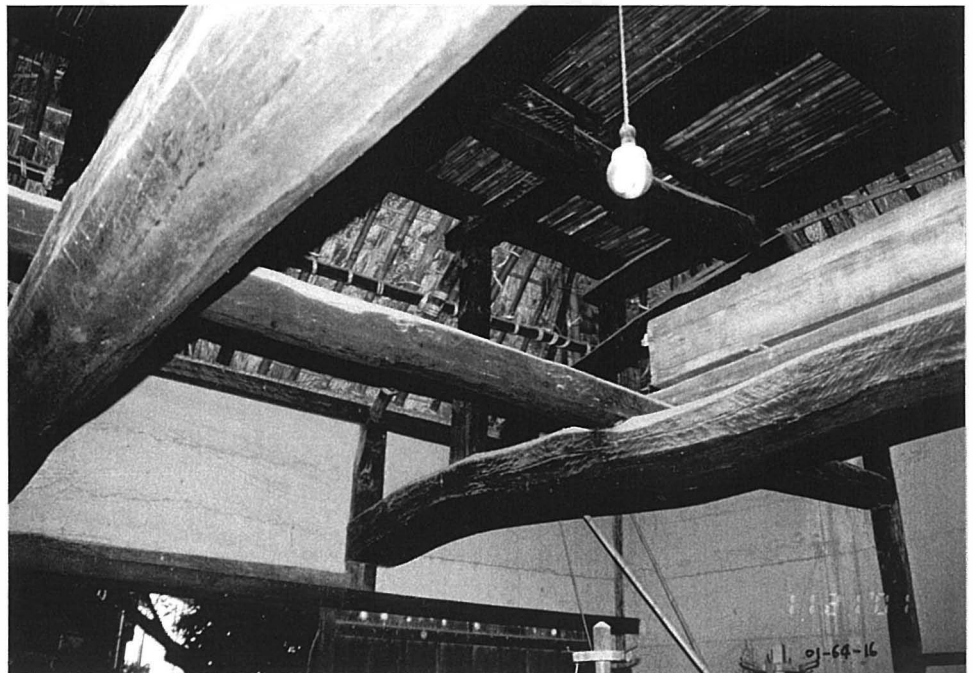
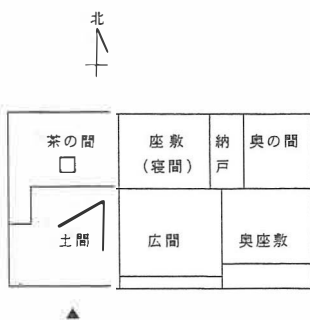
3. 妻飾り(西妻)
両妻が垂下してきたため妻飾り下端が滑り出している



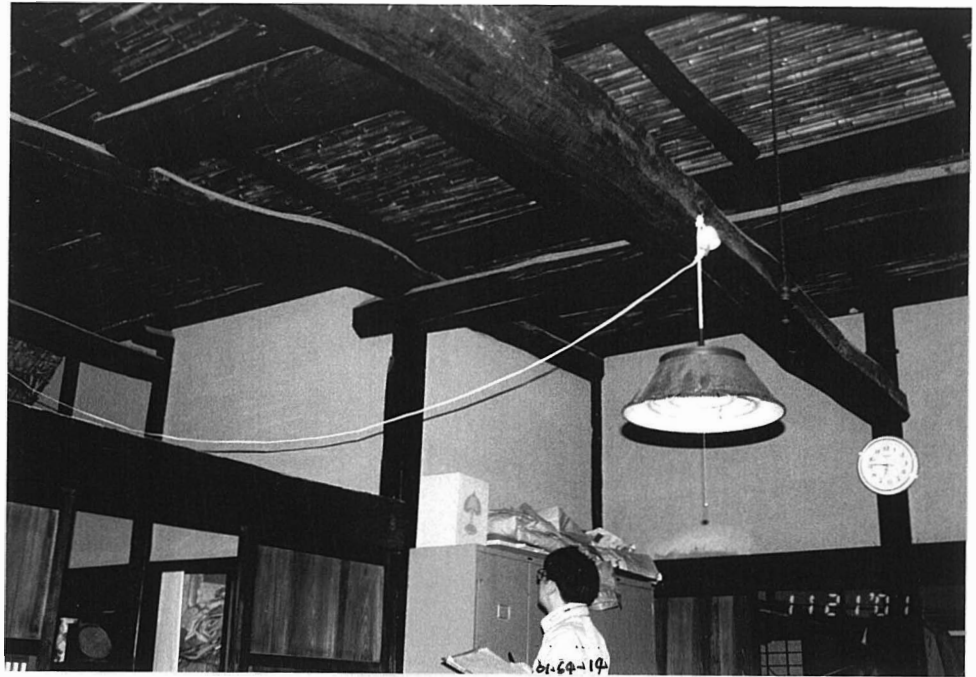
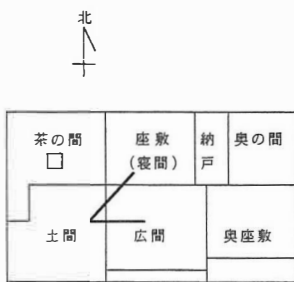
4. 「奥座敷」前の土庇から「広間」前の土庇を見る



5. 「奥座敷」前土庇の架構と天井

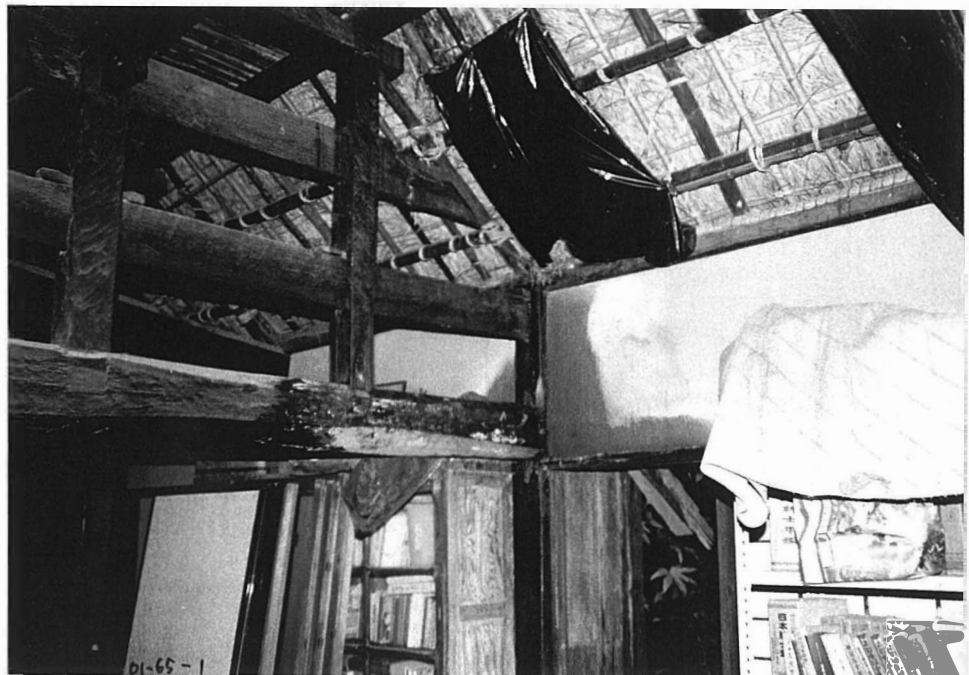
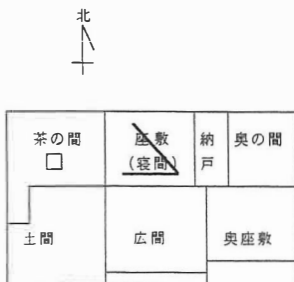


6. 「土間」の架構



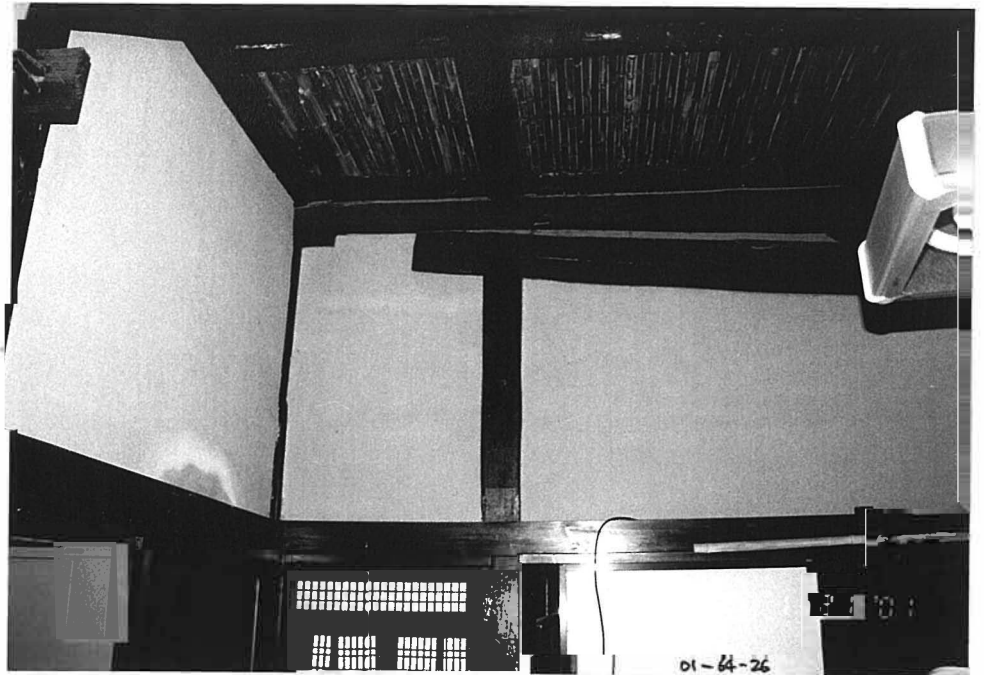
7. 「広間」の架構

「広間」「座敷」境には指鴨居を配す。指鴨居はこのほか「座敷」「茶の間」境にある。



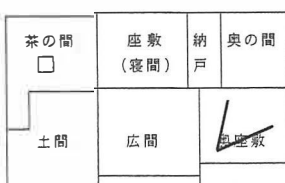
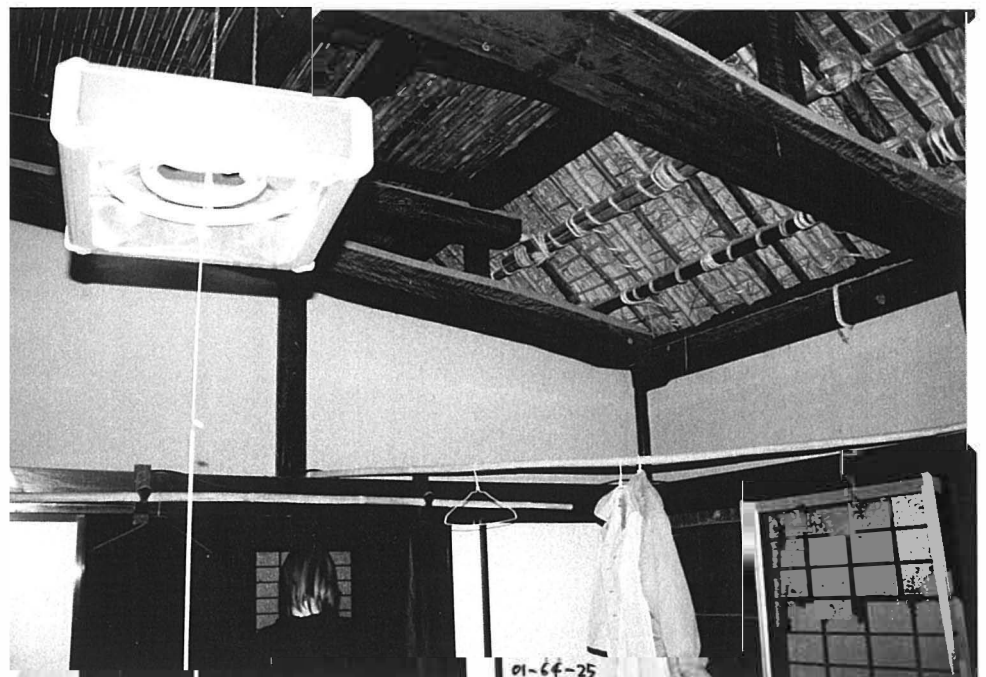
8. 「座敷」「茶の間」境の架構

背面屋根の雨漏りが木部を傷めている



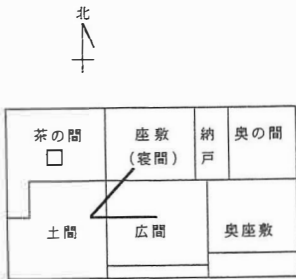
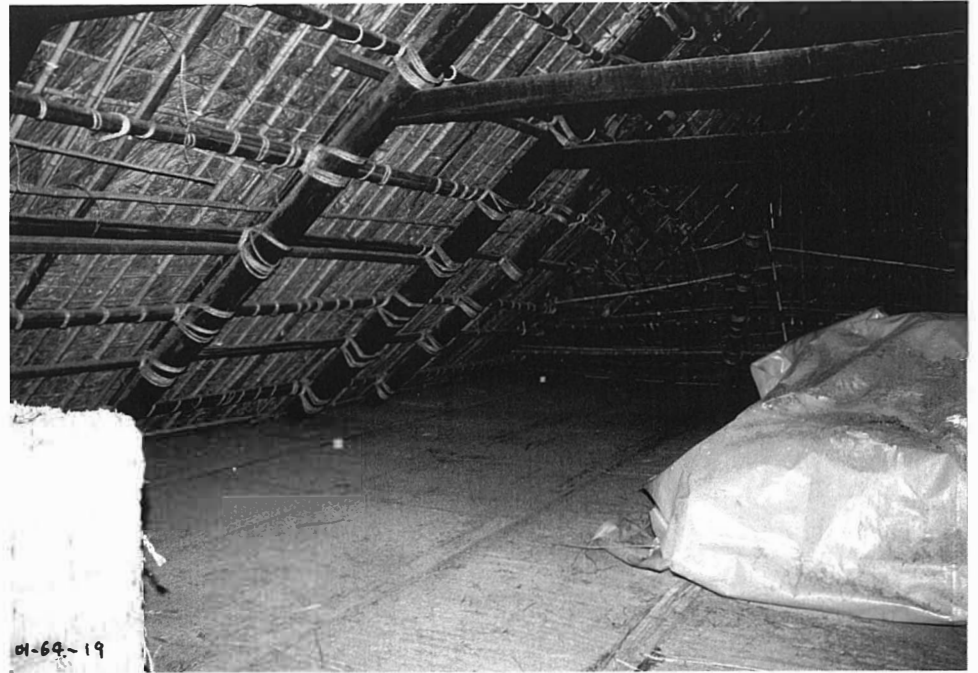
9. 「奥座敷」の架構1

下梁の納まりが中途半端(上下梁の結合無く半間柱間の結合も弱そう。)なのが気になる。

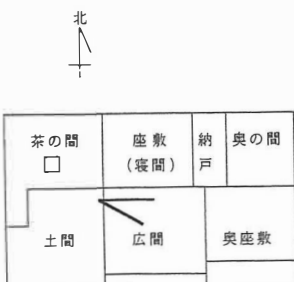


10. 「奥座敷」の架構2

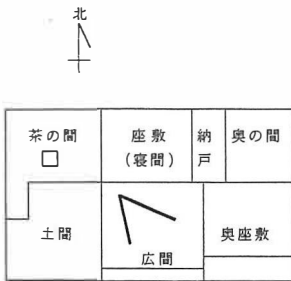
上記下梁は側桁に京呂組(柱・桁・梁の順で組む)で納まる。



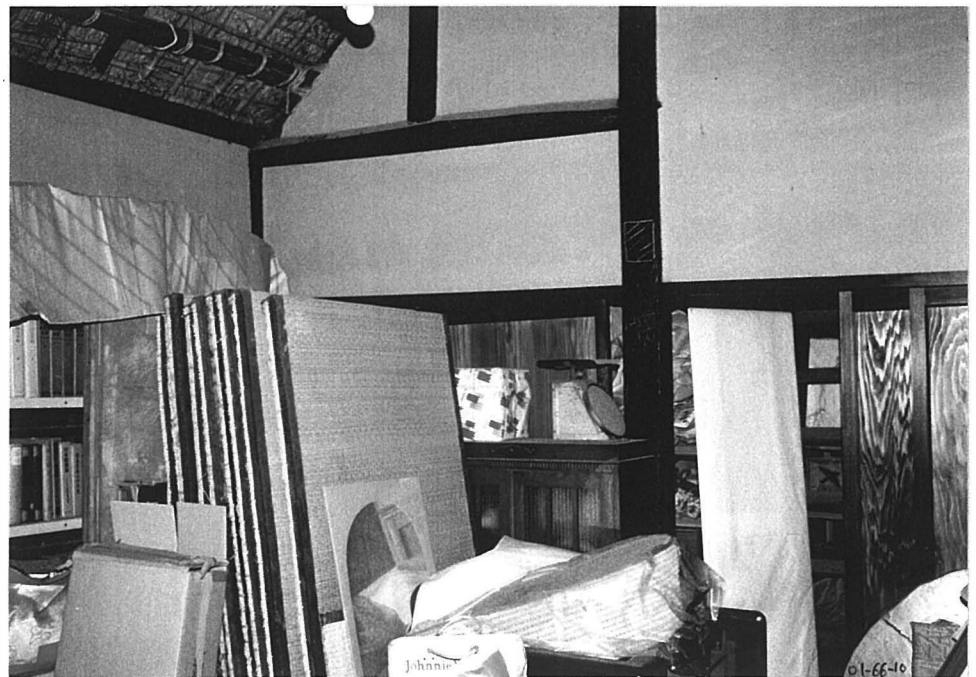
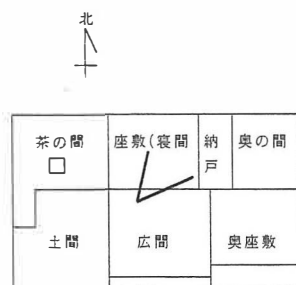
1 1 . 屋根裏（土間広間境から東北隅を見る）



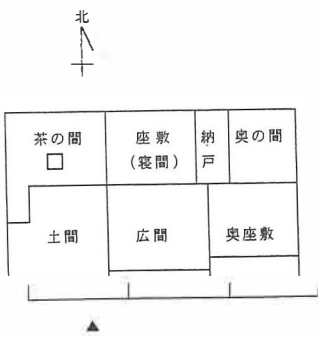
1 2 . 広間西北隅より奥座敷を見る



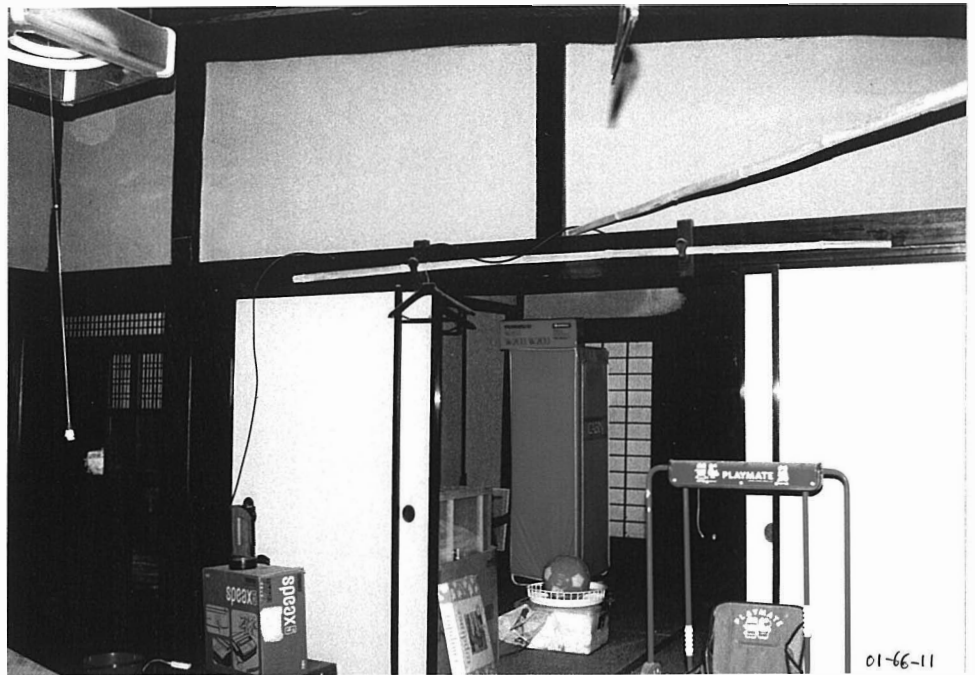
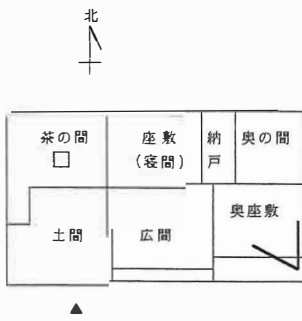
13. 広間西北隅より東南方を見る



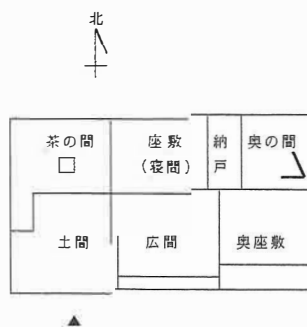
14. 座敷(寝間)西南隅より東北隅を見る



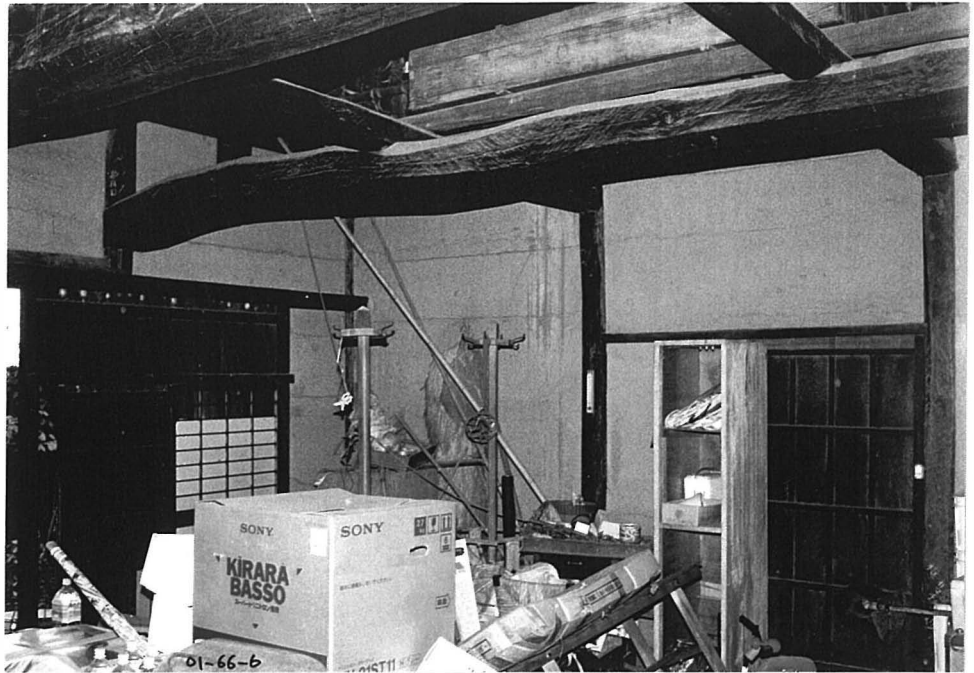
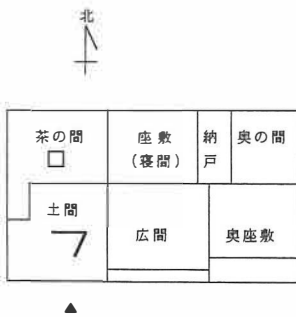
15. 納戸西北隅を見る



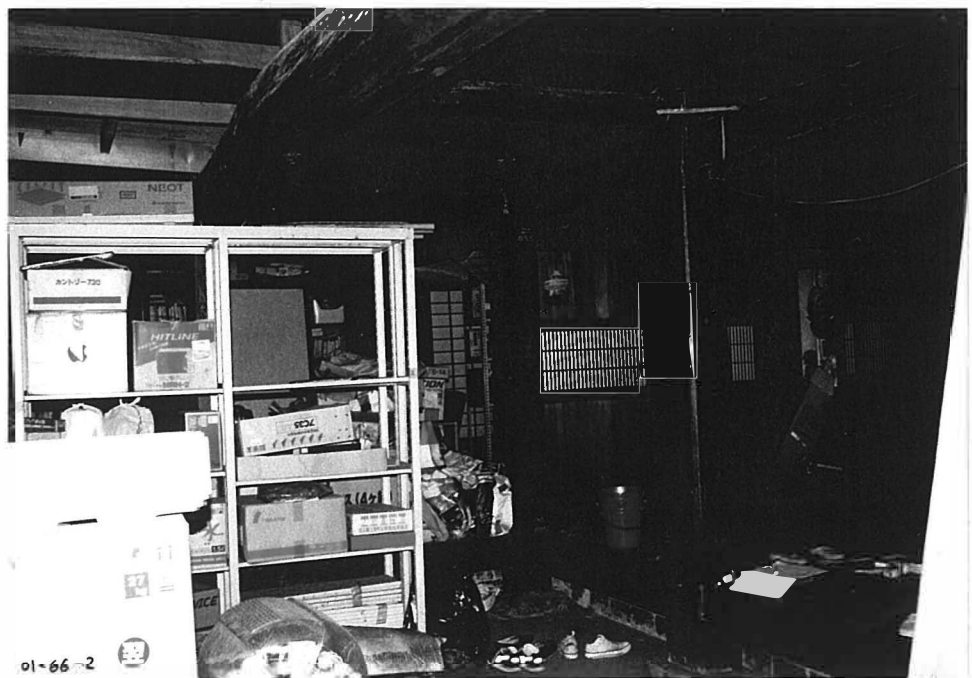
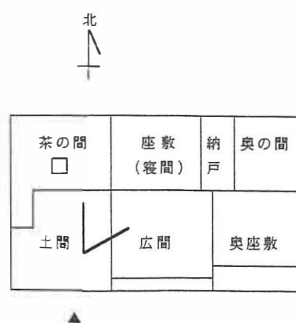
16. 奥座敷(東南隅より奥の間を見る)



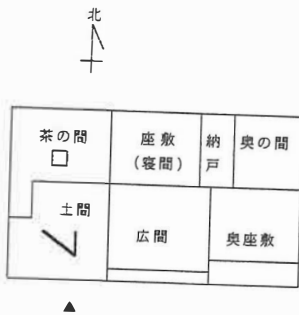
17. 奥の間(東南隅より西北方を見る)



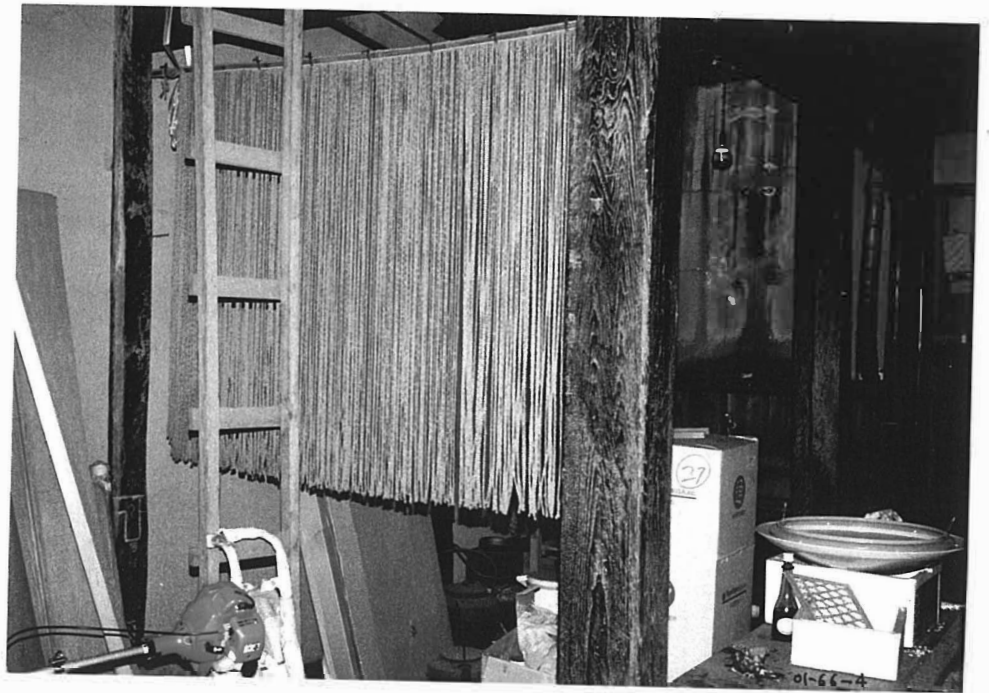
18. 土間中央より西南方を見る



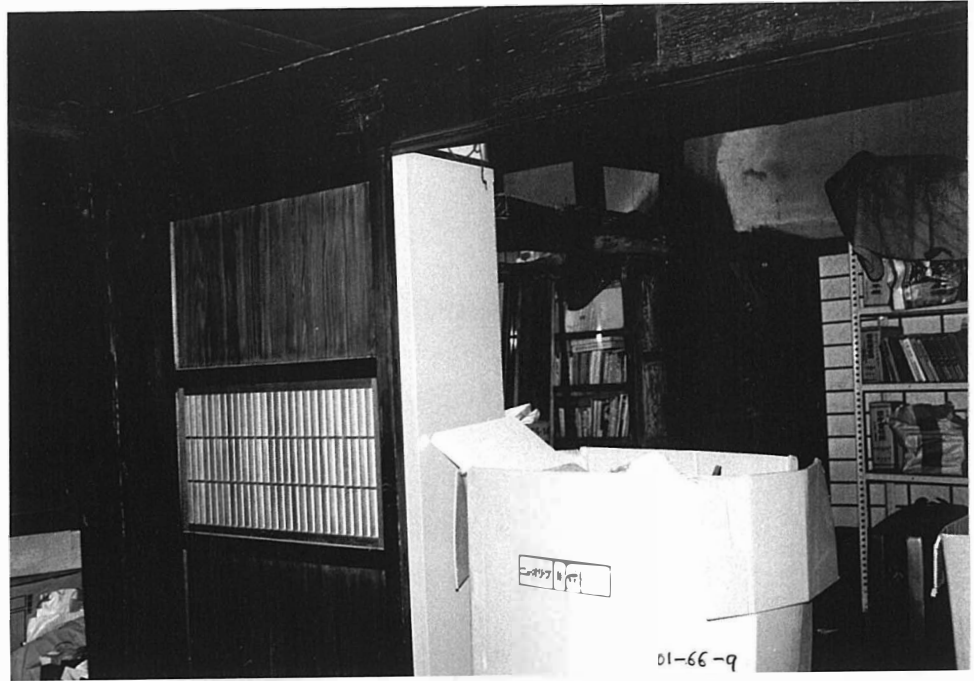
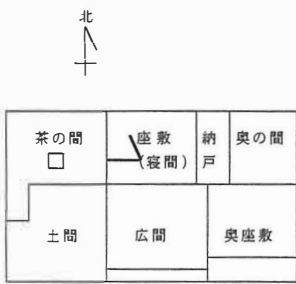
19. 土間中央部から東北方を見る



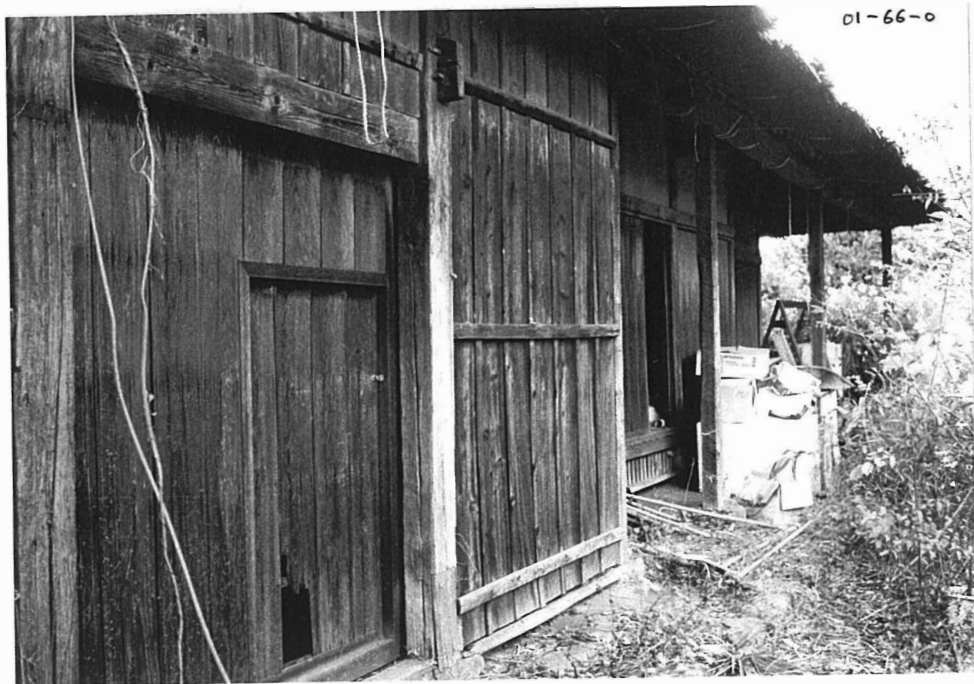
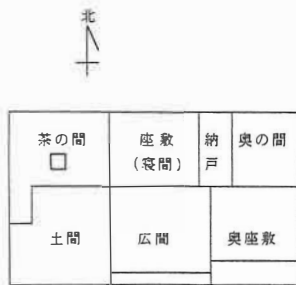
20. 土間中央より西北方を見る



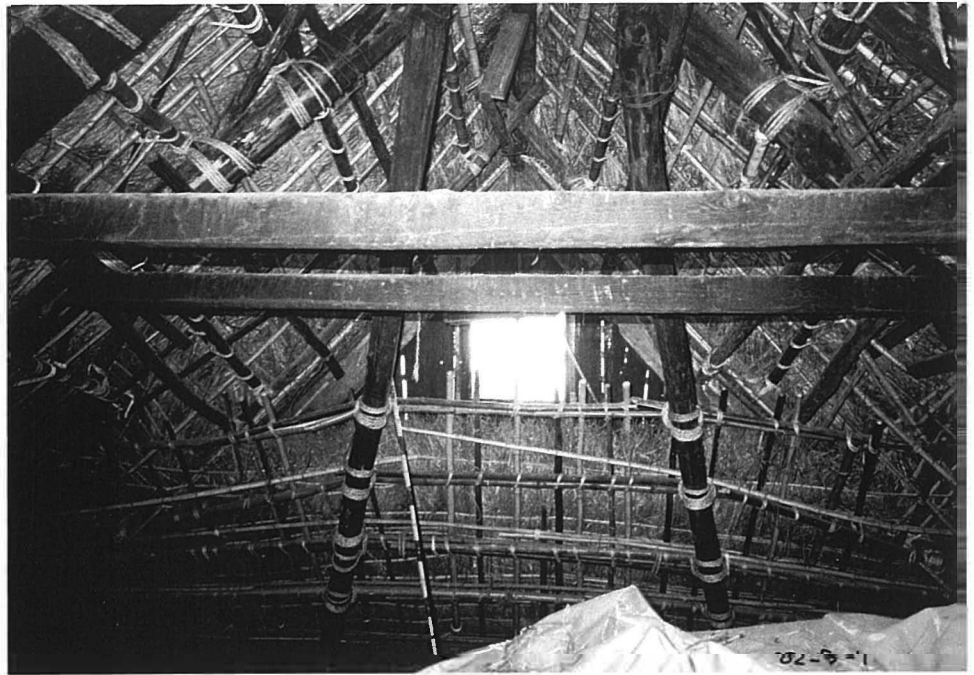
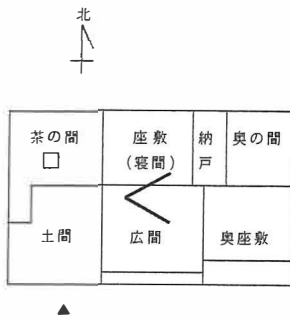
21. 茶の間西南隅より西北方を見る



22. 座敷中央より西北方を見る

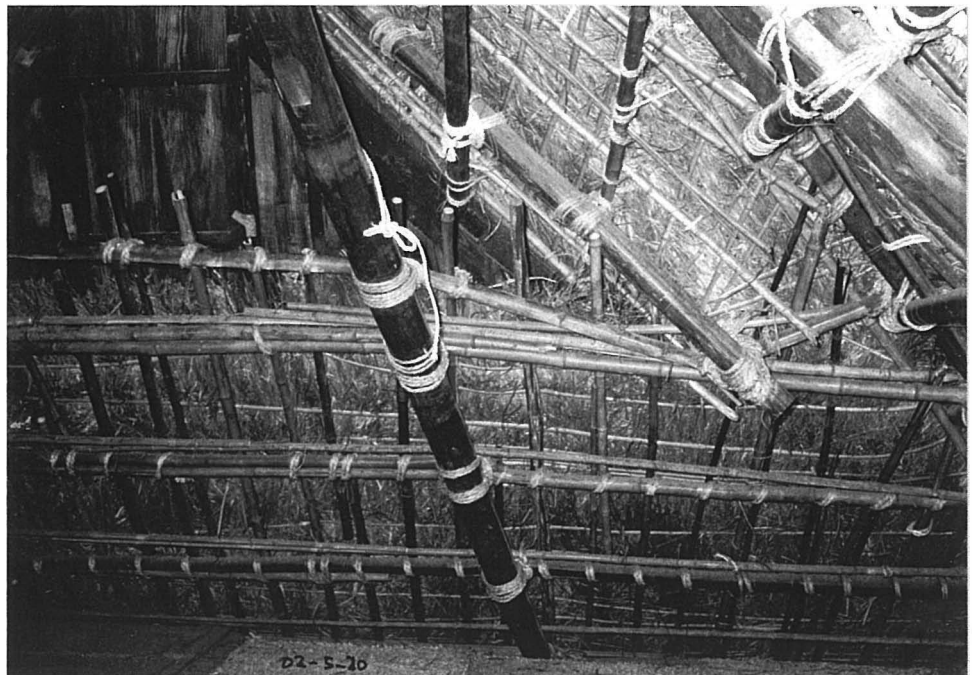
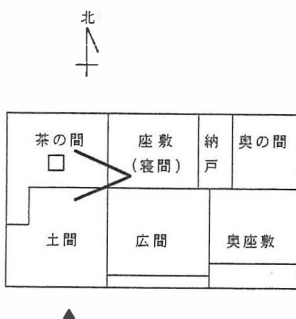


23. 正面(南西より東方を見る)



24. 東妻小屋組

棟の垂下に応じて破風際の叉首が下がり、破風両脇の屋中を押し下げてしまっている



25. 西妻小屋組（北側の破風尻をみる）

破風際の叉首が下がって屋中を押し下げている様子がよくわかる。



茶の間	座敷 (寝間)	納戸	奥の間
土間	広間	奥座敷	
玄関			

26. 西妻の妻飾り

棟の垂下に伴って破風が外れて転んでしまっている。



茶の間	座敷 (寝間)	納戸	奥の間
土間	奥座敷		
▲ 玄関			

27. 「土間」から「広間」「茶の間」を見る

この部分の部屋境柱は最も太く、大貫を3段に通した力強い構えを見せる。

資料4

1—5. 論文

「横浜市保土ヶ谷区内に所在する茅葺き民家について

— 一個人による伝統的民家移築保存事例とその建築的特徴— 」

(大野敏 『日本建築学会大会学術講演梗概集(北海道)2004年8月』)

横浜市保土ヶ谷区内に所在する茅葺き民家について

— 個人による伝統的民家移築保存事例とその建築的特徴 —

正会員

大野 敏

民家	移築	復原
江戸時代	津久井郡	横浜市

1 はじめに

横浜市保土ヶ谷区釜台町は丘陵を開発した住宅地である。現在、住宅群の中にひっそりと一件の茅葺民家が佇んでいる。この家は故鈴木花三郎氏(元横浜貿易倉庫社長)が移築したもので、本宅前に離れ屋的に存在している。現在世代も代わり、所有者自身、移築経緯の記憶が曖昧になりつつあること、維持管理への不安や文化遺産的価値などについて考えるところがあり、横浜市都市デザイン室に相談した。そして都市デザイン室の依頼を受けて筆者が建物調査を平成13年度に行った。その結果、神奈川県民家を考える上でも、移築保存事例としても注目すべきものとするに至った。本稿はその概要を報告する。

2 調査の進行過程

建物初見の印象は「柱・梁は古いが外周内法長押と建具は新材で、座敷前と広間前の土庇が雁行する点が珍しく、古風に整えた建築」であった。所有者によると、建物は津久井から移築し、昭和38年頃新聞で紹介され、大岡實横浜国大教授(当時)が関与したと聞いているが、具体的な記録資料はないという。そこでまず故大岡實博士の資料(川崎市立日本民家園所蔵)確認および新聞記事の所在確認を行った。

その結果、神奈川県民家研究ノートに「塚本鶴一 相模湖千木良」の項目があり、移築民家とほぼ同じ間取図や痕跡図、移築以前と思われる白黒写真25点が確認された¹。この写真のネガ台帳を調べたところ昭和35年9月撮影であった。一方、新聞記事は横浜市教育委員会の協力により昭和37年5月25日付神奈川新聞横浜版掲載と判明した。これによりこの民家は元塚本鶴一氏住宅で、移築の際に復原されたことが判明した。そこで、現状実測を行うとともに、千木良に旧所有者を訪ねて聞き取りを行った²。結果として現状調査が復原状態を記録することになり、聞き取りや痕跡により移築前状況を把握するという、一般的な民家調査と逆過程をたどることとなった。

3 新聞記事からわかる移築の経緯

新聞記事によると移築の経緯は以下の通りである。

- ①鈴木花三郎氏が自宅建設予定地に古民家移築を計画し、物件を探していた。氏は古民家を建築当時の姿で再現すること、文化的催しや愛好家への開放等も考えていた。
- ②塚本家は建替を検討中で、古家の処遇に苦慮していた。

- ③この頃、大岡研究室が神奈川県民家調査を進めていた。
- ④上記が相互に関連し、大岡實教授の技術指導により、塚本家が釜台へ移築され建築当初の形式に復原された。
- ⑤昭和35年9月に解体、同37年5月移築復原工事完了。
- ⑥当家は移築当時約200年前の建築と推定されていた。

4 移築建物の構造形式と特徴 (室名は塚本家での呼称利用)

桁行八間半・梁行五間、入母屋造、平入の茅葺で南面する。柱間一間は平均1820mmでほぼ六尺である。平面は正面西側に上間、上間寄付に広間、その上手前半に奥座敷・後半に納戸と奥の間を配し、納戸は広間に一間分張出す。この張出部は広間正面側に押板を構える。押板の上手は納戸と奥座敷境半間を仏壇とする。奥の間は床を構えるが、床の柱は内法貫他の痕跡が残り、痕跡図も後補と記す。上間後方は独立柱を三本立て、方二間の茶の間とする。茶の間背面は戸棚を張出す³。奥座敷前方は一間土庇、広間前方は半間土庇とする⁴。なお、現状広間は指物を通し前後二室に区分するが、指物は後補である。また、移築前写真を見ると内外とも板壁だが、移築後は土壁とする。建具は、上間正面入口に大戸構、東側面前より第二間に袖壁付片引板戸構、これ以外の外周開口部は基本的に板戸二枚・明障子一枚の引違いとし、広間・上間庇境の半間は板戸嵌込とする。内部の座敷境は襖、広間と座敷・納戸境は杉戸、広間を二分する中古間仕切は小間付杉戸とする。天井は上屋梁上に竹簀子を置く。

構造は、上屋周囲に半間下屋を廻らすいわゆる四方下屋造だが、架構に京呂組を多用する特徴がある。特に上屋隅柱の省略手法は複雑である。また、土間部分の低い梁組も注目される。小屋組は叉首構造で、叉首の一部は軒桁らしき部材を転用する。柱は檜と栗を用い、四寸五分角を標準に、土間広間境と土間独立柱および大戸口柱は五寸~九寸の不定矩形、正面土庇柱は四寸弱角である。表面仕上は土間広間境上手は台匏、土間独立柱や背面下屋柱はチョウナである。茅葺の棟は現在欠失しているが移築時は芝棟で、昭和53年葺替時に竹簀子棟に変わった。

なお、旧所在地は千木良集落から北方の谷筋を進んだ所で、急傾斜地を削って前面を石垣積みした横長敷地に建物が南面し、西脇に元馬屋と納屋が配されていた。土間東側に出入口を構えるのは、馬屋の配置による。

以上、この建物の特徴を列記すると、①納戸が広間に張出し広間正面側に押板をつくる。②土間後方に独立柱

が立ち茶の間が張出す。③床は後補で奥の間と納戸は未分化だった可能性がある。④土間前方の低い梁組。⑤正面土庇の形式。⑥外周部に内法長押を廻らす。⑦上屋～下屋架構に京呂組を多用する。である。①～④はいずれも津久井郡民家の特徴で、①③は古い形式、②④は18世紀以降に見られる形式である⁵。⑤は管見の限り同形式がないが、座敷前に一間巾入側縁を設ける事例(藤野町、18世紀中期以降⁶)や、半間土庇で広間境に建具を設ける(愛甲郡、旧岩澤家、18世紀初期)事例が参考となる。前者は山梨県や三浦郡の古民家と類似性が指摘されており⁷、後者は外周部の長押と土庇正面架構(枕梁)も類似する。⑦は、上屋4隅の京呂組処理は17世紀後半の遺構に見られるが⁸、ここでは座敷部分に多用する点が注目される。

塚本家が中層農家で敷地も山間地であること、上記参考例がいずれも上層民家であること、梁の加工手法などを考えると、この建物の建築年代は18世紀中期を遡らず、後半～末期とみるべきであろう。なお、移築に際し、一部に中古形式を留め、壁仕様を変更するなど気候条件や使用勝手への配慮がうかがえるが、総じて旧形式と古材を尊重し復原修復が行われたと認められる。

5 移築前の状況

写真と現状痕跡をもとに概略図を作成し、聞取りにより細部を確認して移築前平面図を作成した(図3)。

移築後との主な相違点は①土間西端後方三間分が板敷で茶の間と連続。②広間前は内縁。③土間に内縁と連続する一畳大の板間(板扉付)。④奥座敷前は玄関と呼ぶ板間で内縁境に板扉付。⑤玄関東に一間四方の便所を設置。⑥納戸は奥の間～座敷を連絡するとともに他室から使う戸棚や押入を設ける。⑦土間・広間境と座敷・茶の間境を建具で間仕切る、⑧外回りは雨戸を設けガラス戸や障子とする。である。また、図面に表れないが、上屋梁上と土間の低い梁組上に簀子天井、各部屋に根太天井を設け、茅葺屋根の棟中央に曝気を設けるなど、養蚕用の構えが顕著である。なお、根太天井は奥の間と玄関を若干高く(内法長押上約20cm)設け、他は内法長押上端高さに廻縁下端を揃えて設ける。

即ち、基本的規模に変化ないが養蚕盛行に伴う蚕室拡張と曝気新設、土庇の屋内取込と茶の間拡張、間仕切仮

設と建具変更、により特に内部空間が大きく変質した。

なお、現状は埋木箇所が多く痕跡確認が容易でなく、痕跡図の情報も十分ではないが、およそ建立後の変遷は以下のように推定される。

建立当初：広間三間取型が基本で奥の間・納戸未分化。

第一期(幕末頃)：奥の間完成、広間二分、土庇屋内化。

第二期(明治中期)：根太天井・曝気付箱棟新設。

第三期(昭和初期～35年)：ガラス戸、茶の間拡張。

6 おわりに 移築の意義と現在の課題

鈴木花三郎氏の民家移築は、①学術的に復原された。②基本的に古材や旧仕様を尊重し修復が行われた。③座敷の中心に配置して一般開放も視野に入れていた。などにより、いわば個人民家園的性格を有する。昭和35年は日本初の民家野外博物館開館年で、当時県下の保存民家は三溪園(矢筈原家)と小田原(二宮尊徳生家)のみであった。しかも個人の民家移築は観光料亭や別荘目的で学術価値を考慮していなかったことを考えると、この事業の先進性は注目すべきである。

残念なことに、世代交代後は茅葺民家の活用は停滞した。移築時は人家の少なかった周辺環境も変化し、茅葺存続には防災上の配慮も必要となってきた。屋根は先代存命中に葺替たが、近年棟が欠失し葺地も傷んできたので、三度ほど小修理を行った。しかし雨漏りによる木部の傷みも顕在化し始め、所有者は維持に苦慮されている。

この建物は18世紀後半頃の中層農家と考えられ、基本的に津久井郡民家の特徴を有しつつ、愛甲郡や三浦郡の古民家要素も包含している可能性が高く、神奈川県民家の様式や津久井郡山間部における養蚕普及を考える上で貴重な存在で、将来的な存続が望まれる。

(謝辞) 調査に際し鈴木家・塚本家の皆さんをはじめ横浜市都市デザイン室・教育委員会に多大のご教示をいただき、調査や資料作成に横浜国立大学学生諸氏の協力を得た。ここに記して謝意を表す。

- 1 横浜国立大学大学院生(当時)花吉朝陽氏による。
- 2 鶴一氏は他界されており、子供さん4名から聞取りを行った。
- 3 痕跡図は茶の間背面東間において棚の可能性を記す。
- 4 痕跡図によると矩折に廻る長押は後補かと記すが、同時に広間・玄関境の下3段分の貫を非当初らしいとする。したがって結果的にこの構えは古いと判断したものらしい。
- 5～7『藤野町の古民家』関口欣也(S55)
- 8 旧清宮家・旧石井家住宅(いずれも17世紀後半)は京呂組で処理し、旧北村家(1687)・旧伊藤家(18世紀初期)は隅行梁で処理する。

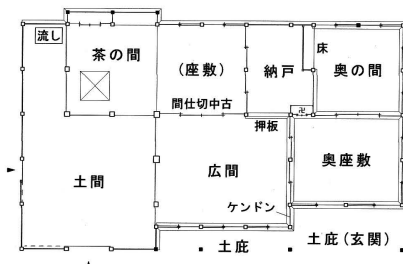


図1 移築後平面図

凡例 ■ 新補柱

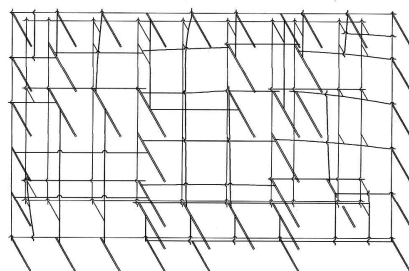


図2 移築後架構図

凡例 \ 柱

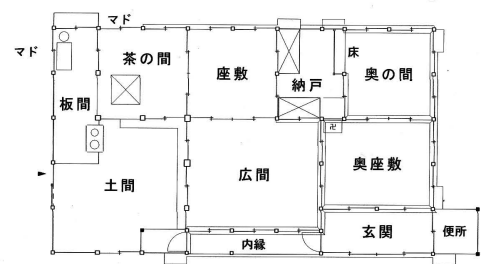


図3 移築前平面図

凡例 ■ 後補柱

資料4 2. 鈴木家茅葺き等ボランティア修理 2018-2019

ここでは2018年2月から2019年8月まで実施した、保土ヶ谷区の茅葺き民家（鈴木家）のボランティア修理の概要を記す。

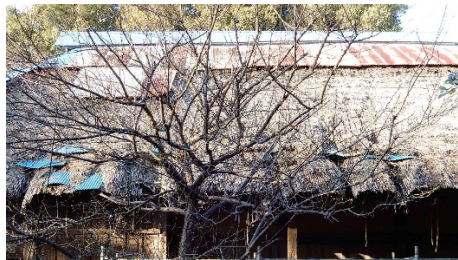
この活動の発端は資料4の序で記したように、2001年から関わってきた保土ヶ谷の茅葺き民家（当時建築調査と茅葺き応急修理に協力した）について、再び茅葺きの傷みが顕著になってきたことに関して、所有者から市川茂氏（当時の茅葺き応急修理施工担当者）に相談があり、大野も協力して「できるだけ所有者に負担をかけずに茅葺き屋根の傷みや木部の不具合を修正しよう」とするものである。実施に当たっては、横須賀市万代会館プロジェクトの主要メンバーであった浅倉泰司氏、榎幸彦氏、落合秀樹氏の全面的な協力を得た。また、横浜国立大学大学院生のチェン・スイ・イーさんもほぼ全回参加してくれた。また文化財修理の経験が豊富な小山良一氏、久保田忠男氏には要所で協力していただいた。そのほか横浜国立大学の学生も1回～3回程度参加してくれた（福島真純、益田丈、平駿也、堀内勇希、松重美穂）。実施に当たり所有者の鈴木家の皆さんには茶菓の対応などでお世話になった。上記関係者の皆さんに謝意を表す。

まず全体の流れを表4-1-2に示す。最初に建物内の清掃と、荷物整理、建物周辺の植栽等環境整備を行った。それから正面の茅葺き修理を中心として、西面の一部まで含めた茅葺き損傷箇所の手当てを行った。19回の活動は基本的にボランティアで実施した。

なお、2004年の茅葺き応急修理の際は、屋根前面を修理する余裕がなかったため正面・側面の最小限の差茅を行い、簡単には手当てできない破損のひどい箇所や今後傷みが懸念される箇所は、鉄板で養生した。結果的にこの鉄板養生のおかげで、2018年までの15年間、茅葺き屋根に甚大な被害が出ないで済んだ。これは、応急的な対応であったとしても手当を施したことにより、茅葺き屋根を維持できた実績として、費用対効果の面で注目される。鉄板養生を請け負った施工会社が現場で使用済みの波型鉄板を再利用という形で多数提供してくれたことも大きかった。



2004年7月 正面茅葺き修理前



2018年2月 正面茅葺き修理前



2019年8月 正面西面修理了

表4-1-2 保土ヶ谷区茅葺き民家ボランティア修理日程

延回	年	月	日	内 容	延回	年	月	日	内 容
1回	2018	2	11	第1回片づけ 下準備 主屋内片付け・清掃	11回	2018	12	15	正面茅葺き修理 8鉾目まで
2回	2018	2	18	第2回片づけ 周辺清掃（植栽環境整備）	12回	2019	1	12	刈り込み 養生鉄板ペンキ塗り
3回	2018	2	25	第3回片づけ 周辺清掃 大野は入試につき不参加	13回	2019	2	9	写真データなし、記録省略
4回	2018	5	19	仮設および正面茅葺き着手 1鉾目まで	14回	2019	3	16	刈り込み 養生鉄板ペンキ塗り
5回	2018	6	16	正面茅葺き修理 2鉾目まで	15回	2019	4	14	西面の茅葺き屋根修理
6回	2018	7	1	正面茅葺き修理 3鉾目まで	16回	2019	5	12	西面の茅葺き屋根修理
7回	2018	8	18	写真データなし、記録省略	17回	2019	6	9	外周部犬塞ぎ補修
8回	2018	9	15	写真データなし、記録省略	18回	2019	7	7	納戸・座敷の荒床補修
9回	2018	10	21	正面茅葺き修理 5鉾目まで	19回	2019	8	4	大戸修理 片付
10回	2018	11	18	正面茅葺き修理 7鉾目まで	特別	2018	11	25	神奈川県 Heritage マネージャ上級講習会実施

茅葺き等ボランティア修理 第1回 (2018年2月11日)

主な内容：片付けその1



写真 主屋前にシートを張り収納物を一度外に搬出



写真 搬出時に所有者に選別してもらい再収納物は清掃する



写真 荷物搬出後の土間 躯体は健全で風格がある



写真 広間も堂々とした上質な空間を維持している



写真 荷物を戻す部分にシートを張って再収納



写真 荷物を再収納した状態

茅葺き等ボランティア修理 第2回 (2018年2月18日)

主要内容：片付け2；周辺の環境整備

茅葺き屋根は、周辺の植栽環境によって維持に大きな影響がある。樹木が密集・近接して換気が悪いと茅表面にコケが繁茂して腐れが早い傾向がある。また、松葉の落下や枝の落下があるとその部分から茅葺きに水分が流れ込んで腐朽が早まる。こうしたことと作業空間を確保する意味でも、修理にあたって周辺環境を整えることは重要である。

※ 第3回(2018年3月)片付け3は大野不参加のため記録なし。よって省略。



写真 まずは市川茂さんを中心に作業内容を確認する



写真 建物周辺の植栽整理(環境維持のため) 西側面



写真 大きい樹木の伐採は市川さんが対応してくれた



写真 東側面は屋根修理しないので必要最低限にとどめた



写真 背面は湿気を防ぐために植栽整備に努めた



写真 伐採等で生じた廃棄物は所有者に処分してもらった

茅葺き等ボランティア修理 第4回 (2018年5月19日)

主な内容：正面の茅葺き補修、仮設置。正面茅葺き修理着手。1 鉾目

正面に修理用足場をかけ、補修用の茅を整え（「^{こしら}え

る」という）、軒先上から補修を開始した。破損状況は、「^{おしぼこたけ}押鉾竹」という茅押さえの横材が露出し、破損欠損している箇所が多いので、単に茅葺き表面の目減り部分に茅を挿入するだけでなく、押鉾竹の取替をしながら補修を行う方法で、「差し茅」より「下げ葺き（表面全体の葺き替えに近い）」的な修理になる。



写真 軒先付近から修理開始 古茅も再利用を検討した



写真 茅拵え 1.8mほどの茅(スサ)を半切してこしらえた



写真 押鉾竹の取替てほかの修理の方法説明を受ける



写真 道具をうまく使って押鉾竹下に茅を差し入れる



写真 軒先上はほぼ葺き直して表面を整えた。

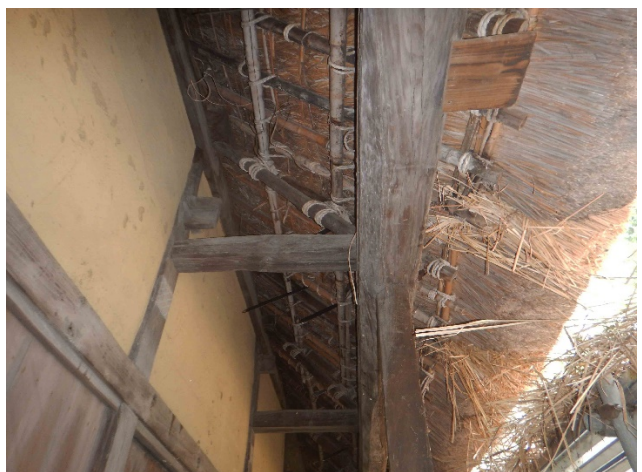


写真 同左の状態を軒下から見る。軒付補修は未着手。

茅葺き等ボランティア修理 第5回 (2018年6月16日)

主な内容：正面の茅葺き補修、2 鉾目まで

およそ1回あたりの作業量として、押鉾1段分直して、足場丸太を吊って、次回の準備をして終了、というペースで進む。この際、次回修理部分の押鉾竹を締めた縄が露出していると、降雨により腐る心配があるので養生が必要。通常の工事ならば(毎日の作業なので)シートをかけておくだけでよいが、1か月に1回のボランティア修理では、休止期間が長いのが課題である。



写真 鉾下に柔らかい茅束と硬い茅束を順に差し込む



写真 コテで表面を叩き均す



写真 密度の薄い部分に追加で差し茅する



写真 作業終了時は押鉾縄が濡れないよう鉄板養生する



写真 押鉾竹間隔に合わせて足場丸太を吊る。



写真 この日は2 鉾(押鉾2段目)差茅を行った(終了時)

茅葺き等ボランティア修理 第6回 (2018年7月1日) 正面茅葺き修理 3 鉾目まで

主な内容：正面の茅葺き補修、3 鉾目まで

今回の修理で、2004年に鉄板で養生した茅葺き部分の近くまで上がってきた。改めて15年前にトタン下で養生された茅葺き下地（当時はその部分自体も傷みが大きかったので養生した）よりも、現在露出している茅葺き面の方が6~10cm近く目減りしていることがわかる。鉄板養生の効果と、露出している茅葺きの15年間の頑張りの双方をあらためて認識した。



写真 3 鉾目に着手 葺き上がりの勾配を確かめる



写真 押鉾下に柔らかい茅と硬い茅を差し重ねる



写真 3 鉾目まで差して足場丸太を吊った状態



写真 左の状態から葺き地を叩き締めて均した状態



写真 トタンとの厚みの差は15年間の屋根の減り具合。



写真 右側のトタンは応急の養生で設置したもの。

茅葺き等ボランティア修理 9回 (2018年10月21日)

主な内容：正面の茅葺き補修、5 銚目まで

軒先などで相当傷んでいる部分は、思い切って腐れ部分をまとめて引き抜いて、大胆に補足茅を指し込むことが大事だと学んだ。また、正面西方上部の養生鉄板を外したところ、2004年当時の傷んでいた葺き地を再確認した。ただし、あの当時そのまま放っておいたら1年くらいで屋根は陥没したであろうが、養生のおかげでその後の雨漏れもなく葺き地は乾燥している。あらためて養生の重要性を実感する。 ※ 第7回・第8回は写真を撮っておらず説明省略



写真 東端のトタン際の傷んだ茅をまとめて引き出す



写真 引き出した後に先細に拵えた茅束を差し込む



写真 軒付部を刈り込んで差した部分を整える



写真 4 銚目まで差し茅する



写真 5 銚目がほぼ差し終わったところ



写真 正面西端の養生鉄板を15年振りに外す。

茅葺き等ボランティア修理 第10回 (2018年11月18日) 正面茅葺き修理 7 鉾目まで

主な内容：正面の茅葺き補修、7 鉾目まで

今回は市川茂さん自作の茅葺き模型で、茅葺きの仕組みを再確認して修理作業を行った。また、屋根裏に入って、屋根下地の結束もやり替える作業も行った。結束縄は昭和35年～37年の移築工事の時のものが多く残っていたが、55年以上経って、縄の強度が低下したものが多くなっていた。なお、小屋内は(囲炉裏などで火を焚く機会がないので)煤けがなく、きれいであったが下地縄や茅に煤がついたり、熱気が茅を通して屋外に排出されたりとの循環がないと、傷みやすい。



写真 模型で茅葺きの仕組みを復習(針の取り方)



写真 7 鉾目の差茅の段取り



写真 7 鉾目の差し茅



写真 又首と屋中の固定(箱縛り)の破損部を縛り直す



写真 7 鉾目まで了(正面西端部)



写真 7 鉾目まで了 茅葺らしさがよみがえってきた

講習会・見学会

2018年11月25日 神奈川県ヘリテージ・マネージャー上級講習会（痕跡調査）

2018年12月16日 日本建築学会建築歴史・意匠委員会民家小委員会の見学会

この住宅は、神奈川県近世民家という視点でも、旧津久井郡下の特徴を留めるという一面と、座敷前に巾1間の土庇がつくという特殊な一面を合わせもつ。さらに日本における民家園野外博物館の黎明期において、個人で民家園的な発想を持って古民家を移築保存し、公開活用を考えていた事例としても大変興味深い。

そういった意味から、神奈川県ヘリテージ・マネージャー養成講座修了者（神奈川県（邸園）文化保存活用推進員 ※）を対象としたアドバンス講座の演習場として利用することも考えた。そして所有者の了解を得て、2018年11月25日に、この家を対象として実測調査・破損調査・痕跡調査の演習を行い、建物の履歴を踏まえた今後の活用提案について議論した。

また、2018年12月16日（土）の第11回目の活動時は、筆者が所属する日本建築学会建築歴史・意匠委員会民家小委員会の見学会も所有者にご了解いただき受け入れてもらった。

※阪神淡路大震災の経験を踏まえ、最初は兵庫県において発足した人材養成制度。普段から身近な歴史的建造物に関心をもち、その価値を再発見し、所有者や行政・市民らと連携して保存活用を図っていける人材、の養成を目指す。

基本的に建築士を対象に座学と演習を合わせて一年間の研修をおこなう。文化庁の指導・補助をもとにおもに全国各都道府県の建築士会などの組織が核となって講座・演習を企画運営している。2019年度現在、ほぼ全国に展開している。神奈川県は平成20年年度のプレ講座を経て平成21年度から7年間ほど実施した。養成講座の修了生に関しては、そのフォローアップとして、アドバンス講習会を企画実施する場合もある。



写真 神奈川 HM 上級講習会の様子 1



写真 神奈川 HM 上級講習会の様子 2

茅葺き等ボランティア修理 第11回 (2018年12月16日)

主な内容：正面の茅葺き補修、8 鉾まで

正面の茅葺き修理は棟近くまで来た。棟下の養生鉄板を外して茅葺き修理を棟際まで行うか否か、一部鉄板を外してみた。しかしその部分の茅葺きは相当貧弱になっており、これを茅葺きで直すと、相当量の補足茅が必要で、お金も時間もかかってしまう、当初は「10 回程度で終える」と見込んでいたこともあり、今回は棟下の養生鉄板はそのまま残すこととし、ペンキの塗り替えを行った。



写真 8 鉾目差茅の準備



写真 8 鉾目の施工法の説明

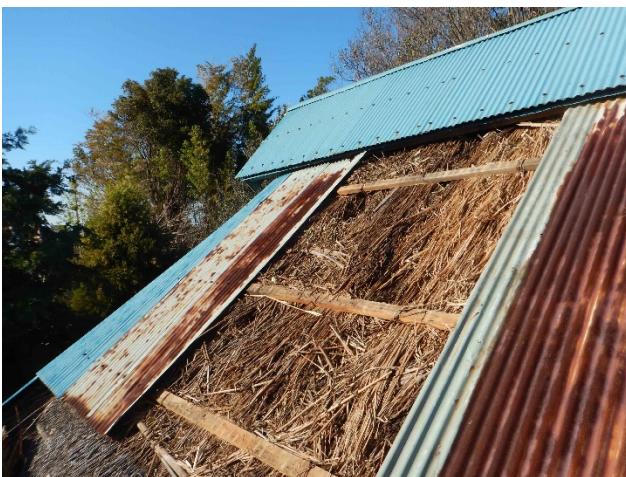


写真 トタン内の葺地が薄かったのでトタンは存置した



写真 トタン下の茅を引き出して上に固い茅を差す



写真 8 鉾目の差茅中



写真 8 鉾目の差茅了

茅葺き等ボランティア修理 第12回 (2019年1月12日)

主な内容：正面の茅葺き補修、刈り込み、養生鉄板のペンキ塗り



写真 屋根養生鉄板のペンキ塗り



写真 平部分の刈り込み



写真 軒際の刈り込み



写真 屋根下地の縄縛り補修



写真 東端の養生トタン際の差茅



写真 本日の作業終了。

茅葺き等ボランティア修理 第14回 (2019年3月16日)

主な内容：正面茅葺き修理、刈り込み

刈り込みは、上方から順に足場丸太を下ろしていきながら作業する。今回は一度に丸太足場を2段ずつ下ろしながら刈り込みをした。茅葺きの刈り込み挟みは、刃同士の「遊び(固定部の隙間)」が大きいのが特徴で、慣れないと使い方が難しい。茅葺き表面を鉋の刃物が滑っていく感じがコツ。

※ 第13回(2019年2月9日)は写真を撮っておらず、説明省略



写真 東半刈り込み前 養生鉄板のペンキ塗り仕上げ



写真 東半の刈り込み着手



写真 挟みの使い方のコツを習う



写真 東半の刈り込み進捗中



写真 軒先の刈り込み 軒先に糸を張って目安にする



写真 軒先を叩いて整える

茅葺き等ボランティア修理 第15回 (2019年4月14日)

主な内容：正面の茅葺き修理の終了と西面茅葺き修理への移行

西面は 2001 年に鉄板養生した部分の際の茅葺き破損が著しく、この部分をどのように補修するかを検討を行った。鉄板養生していた部分もできるだけ茅葺きで補修してみることにした。



写真 正面西隅 軒際の差し茅

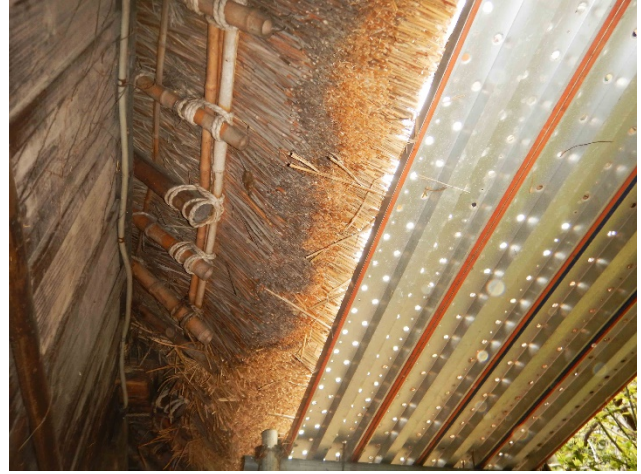


写真 同左 軒下見上げ



写真 屋根下地の縄縛り直し (又首と屋中)



写真 足場を西面に架け直す



写真 西面の補修方法を試してみる



写真 西面の補修方法を試してみた状態

茅葺き等ボランティア修理 第16回 (2019年5月12日)

主要内容：西面の茅葺き修理

作業の要点は要点は市川茂氏が描いてくれた説明書があるので、これを掲載する。

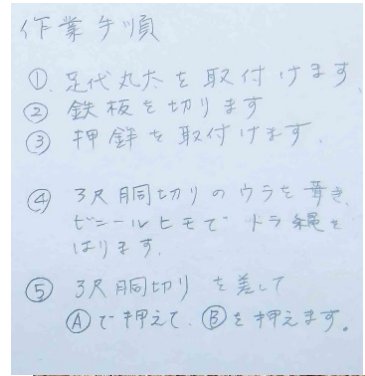
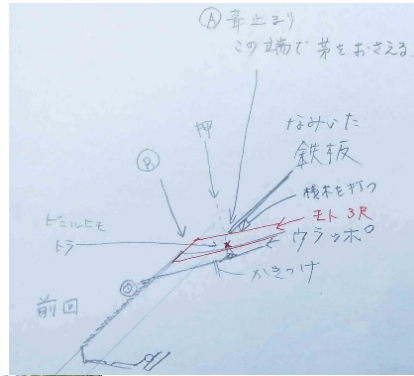


写真 西面北側から(作業前)トタン裾を切りそろえる



写真 足場丸太を吊る(足場丸太の結わえ方)

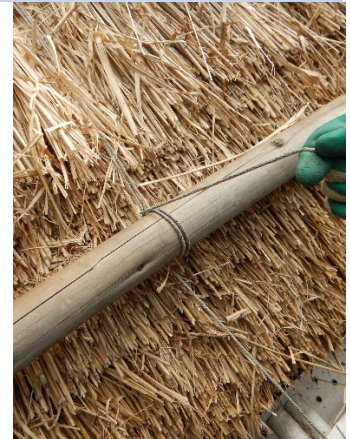


写真 前回の茅積を押銚で押さえ、裏茅を並べる



写真 ひと通り並べたらトラ縄で仮締めしてから均す



写真 固い茅を並べて押銚とる(トタン下差し込み)



写真 隅は上段を仮止め(左写真)して養生し本日は終了

茅葺き等ボランティア修理 第17回 (2019年6月9日)

主な内容：主屋外周部床下の犬塞ぎ修理。

主屋外周には床下換気用に切目長押以下を開放しているが、動物等が入り込まないように板を豎格子状にはって「犬塞ぎ」を設けていた。経年劣化によりこの板が外れたり欠損・腐朽したりした箇所が目立つので、破損状況を確認の上、従来に倣って補修した。



写真 主屋外周部床下の空間の犬塞ぎの破損が顕著



写真 同右 詳細 犬塞ぎの受木の有無を確認



写真 尺杖(定規)により割付を記して豎格子を取り付ける



写真 新材は表面に古色塗して古材と色合いを整えた



写真 犬塞ぎの修理了。



写真 次回以降修理予定の大戸口周りの破損を確認する

茅葺き等ボランティア修理 第18回 (2019年7月7日)

主な内容：座敷・納戸の荒床補修。

2001年時点で茅葺き屋根からの雨漏りによって、畳および荒床が腐朽していた箇所があった。その部分は腐朽した荒床は撤去して、構造用合板で仮敷しておいた。今回は、今後の活用も考えて床の根太を補強するとともに、荒床破損部も板材で補足した。



写真 納戸の荒床めくり 一度すべて外す



写真 根太の中間に補強根太挿入する (高さ揃えに注意)



写真 大引中央下の支えを調整する



写真 荒床板張り 板腐朽部は新材を張って防腐剤塗布した



写真 座敷の一部も荒床破損部を補修した。



写真 畳を戻した状態 (納戸から座敷をみる)。

茅葺き等ボランティア修理 第19回 (2019年8月4日)

最終階の内容： 大戸口周りの修理



写真 大戸の修理 板の釘締め直し



写真 潜り戸の板破損部繕い (表面と裏面)



写真 大戸口付敷居取替 この仕事は大工さんに任せる



写真 付敷居上に鉄板敷した。戸車を取り替えた。



写真 大戸口および大戸修理完了



写真 足場解体前に茅葺きの気になる部分を補修して完了。



『花三郎の家 つむぎ』は
古民家の想いを
未来につむぐ
プロジェクトです

資料4 花三郎の家プロジェクトへ

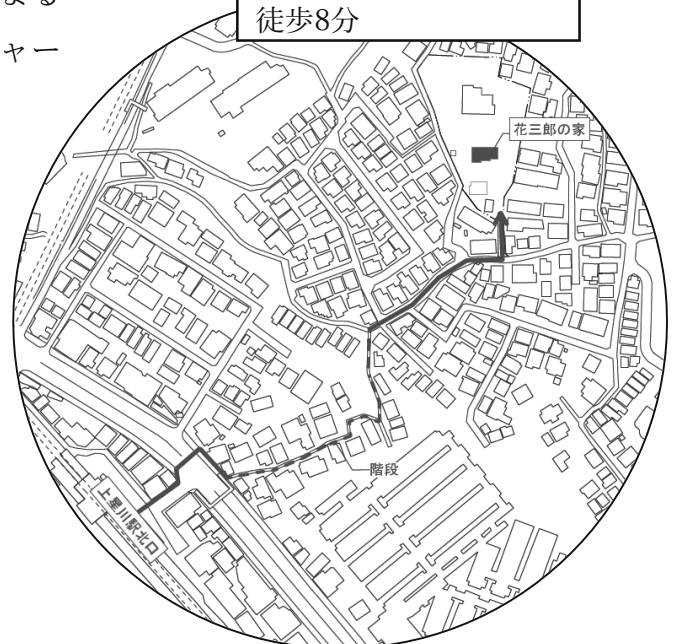
2020年3月29日（日） 雨天決行・参加費1,500円（弁当・お茶代込）

10:30 開場

11:00～ スタート（終了予定時刻14:00頃）

- 横浜国立大学都市科学部建築学科 大野敏教授による
「花三郎の家」の歴史文化的価値に関するレクチャー
- 「花三郎の家」見学ツアー
- 「花三郎の家」の現状報告
- 参加者の皆さんと「花三郎の家」の
再生方法に関するフリートーク

アクセス：
相鉄線「上星川駅」より
徒歩8分



会 場：花三郎の家 つむぎ
横浜市保土ヶ谷区釜台町31-1
お問合せ：一般社団法人鎌倉生活総合研究所
TEL 03-5795-5380

資料5 万代会館（万代順四郎・トミ夫妻別邸）

1. 万代会館プロジェクト 万代会館修復体験の記録

この資料は、

『横須賀市立万代会館保存継承に関する基礎資料 万代会館プロジェクト活動を中心として』
（平成29年2月、横浜国立大学地域実践教育センター “みうらからはじまる”地域コミュニティーが主役
となる学民連携事業歴史を活かした新コミュニティー開発プロジェクトチーム）

のなかから

「第1編 万代会館プロジェクト 万代会館修復体験の記録」

「第2編 万代会館の保存活用に関する文化財観点と安全性確保の基本的考え方」

を抜粋して掲載する。

第1編の付録として掲載した保存活用要望書の内容は、

資料5 2. 横須賀市立万代会館 今後の保存活用に向けた提言 2018

の末尾に掲載したのでここでは省略する。そちらを参照願いたい。

また、村田町における壁土づくりワークショップの記録は

資料3-1に掲載しているのでそちらを参照願いたい。

緒言

この報告書は、平成28年度に神奈川県（横須賀三浦地域県政総合センター）の「個性あふれる地域づくり事業」として採択された、「みうらからはじめる」：地域コミュニティが主役となる学民連携事業（提案者：横浜国立大学地域実践センター）の一環として編集・執筆したものである。

「みうらからはじめる」：地域コミュニティが主役となる学民連携事業は、①自然を活かした新三浦居住プロジェクト（責任担当教員：高見沢実＝都市計画分野）、②地域資源・人的資源の連携によるエコミュージアム統合モデルプロジェクト（責任担当教員：大原一興＝建築計画分野）、③歴史を活かした新コミュニティ開発プロジェクト（責任担当教員：大野敏＝建築史分野）、の3事業を中核に展開するが、本報告書では③の事業に沿って横須賀市立万代会館の継承・活用に関する今までの活動を整理する。

すなわち万代会館は、戦前戦後を通じて日本経済界で活躍した万代順四郎が、夫人トミの療養のため昭和12年に取得した別荘であった。この別荘は、取得時は玄関棟および3棟の茅葺き建築が連なっていたが、その後茅葺き建築を1棟増設し、終戦後は順四郎・トミ夫妻の自宅となり、昭和53年にトミ夫人から横須賀市に寄贈された。これを受けて横須賀市は、昭和54年に整備改修を行い、翌昭和55年から市民向け文化施設「万代会館」として無料公開してきた。昨今の地方公共団体財政状況逼迫に伴い、万代会館の建物や環境維持にも課題が生じてきた。特に茅葺きの維持は大きな問題となってきた。そのため、横須賀地域の市民・建築士などが主体となって文化財修理の専門家の協力指導を得て、修復体験に基づく歴史的建造物維持継承手法「万代会館プロジェクト」を試みることとなった。

万代会館プロジェクトは、平成25年6月から平成28年10月まで、ほぼ1カ月に1度の割合で計39回実施した。その活動内容は、歴史的建造物の茅葺き屋根修理・鉄板葺き庇屋根塗装修理・建具の建て付け修理・床修理・天井修理などを主体に、敷地内の門扉・看板屋根・垣根・外灯塗装などの環境保全、将来の本格的な茅葺き屋根修理の際に必要な手づくりの藁縄製作、からなる。

本報告書は、市民のボランティア的な協力と適切な指導者を得ることができれば、歴史的建造物の維持修理に大きな可能性が生まれることを実体験に基づいて示す。

なお、万代会館プロジェクト実施中の平成27年1月に横須賀市が発表した施設配置適正化計画において、万代会館が10年内に廃止検討対象であることが公表されると、各種市民活動団体をはじめ日本建築学会関東支部からも万代会館に対する保存要望が提出された。そして、歴史的建造物としての万代会館に対する維持継承を議論する上での前提として、「万代会館の耐震性を含めた安全性確保をどのように考えるべきか」基本的な考え方を整理しておく必要が生じた。そのことを第2編において扱う。

末筆ながら、万代会館プロジェクトのとりまとめ役を果たしてくれた代表の三澤幸子氏、プロジェクトの企画から遂行に至るまで献身的活動を継続してくれた市川茂氏、延べ500名を超えるプロジェクト参加者の皆さん、プロジェクトを受け入れてくださった横須賀市教育委員会と万代会館管理人の皆さん、そのほか支援してくださった皆様にこの場を借りて謝意を表す。

2017年2月 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授 大野 敏

本報告書の担当は以下の通りである。

工事記録監修・資料提供 : 市川 茂（有限会社・川中工務店）

編集・執筆（以下を除く） : 大野 敏

第1編 付録2 および表紙 : 鍛冶野泰佑（横浜国立大学大学院都市イノベーション学府 修士1年）

第2編 第2章・3章 : 小畑 互平（横浜国立大学大学院都市イノベーション学府 博士2年）

横須賀市立万代会館保存継承に関する基礎資料 ―万代会館プロジェクト活動を中心として―

目次 ※抜粋につきページ振り異なる

第1編 万代会館プロジェクト 万代会館修復体験の記録	1
第1章 万代会館プロジェクトに至る経緯	2
1-1. 万代会館とは	2
1-2. 万代会館プロジェクト	5
1-3. 万代会館の歴史的建造物としての価値	6
第2章 「万代会館プロジェクト」の活動目標と実施日程	7
2-1. 万代会館プロジェクトの活動目標	7
2-2. 万代会館プロジェクトの実施日程	10
第3章 万代会館プロジェクト 実施記録	12
3-1. 「茅葺きのしくみを学ぶ、縄縷いを学ぶ」	12
3-1-1. 茅葺のしくみを学ぶ（実物大模型を通して）	12
3-1-2. 藁細工を通して縄縷いを学ぶ。	16
3-2. 「茅葺き屋根の応急処置を試みる」	17
3-3. 「鉄板葺き屋根の塗装修理のコツを学ぶ」	22
3-4. 「伝統的木造建造物の維持修理（小破損修繕）のコツを学ぶ」	24
3-4-1. 木部補修	24
3-4-2. 建具修理	29
3-4-3. その他	30
3-5. 「屋敷の外構全般の維持修理のコツを学ぶ」	31
付録1 日本建築学会関東支部 万代順四郎・トミ夫妻別宅保存要望書および見解	34
付録2 土壁づくりの記録（宮城県 村田重要伝統的建造物群保存地区における活動記録）	40
第2編 万代会館の保存活用に関する文化財観点と安全性確保の基本的考え方	54
第1章 万代会館の立地上の重要性	55
1-1. 防災観点からの重要性	55
1-2. 日常活用上の視点	55
1-3. 建物の文化財としての重要性と安全性確保の視点	56
第2章 万代会館の耐震性能概要	57
第3章 万代会館補強案の考え方	57
3-1. 壁補強による耐震性能向上	57
3-2. 鋼構造による耐震性能向上	59
3-3. まとめ	59

第1章 万代会館プロジェクトに至る経緯

1-1. 万代会館とは

横須賀市立万代会館（以下原則として万代会館という）は、横須賀市津久井2丁目15番33号に所在する横須賀市の公共施設である。万代会館は、津久井浜海岸に近い丘陵（最大標高約14m）に約1240坪（約4100㎡）の敷地を有し、京急津久井浜駅から徒歩5分程度と交通の便も良い（図1）。

敷地内には鉄板葺き屋根の玄関棟をはじめ4棟の茅葺き建築が連なり、田舎屋風の別荘の趣を伝える。もともと万代会館は、帝国銀行頭取やソニー会長などを務めた財界人・万代順四郎が昭和12(1937)年に取得した別邸である。昭和22(1947)年以後は自邸として利用し、順四郎没後の昭和34(1959)年にトミ夫人へ継承された。昭和53(1978)年にトミ夫人から建物と敷地が多数の資産とともに横須賀市へ寄贈された。寄贈を受けた横須賀市は、昭和54(1979)年から整備を行い、翌昭和55年から「横須賀市立万代会館」として一般に無料公開し、市民の教養および文化の向上のために活用して今日に至る。

万代会館を構成する5棟の建物は、現在は部屋単位で仮名称を付しており、万代順四郎・トミ居住時の建物名称は不明なので、以下は玄関棟・書院棟・居間棟・サンルーム棟・増築棟と仮称する（図2）。建築年代は、登記簿により玄関棟・書院棟・居間棟・サンルーム棟が昭和3(1928)年8月に竣工したと考えられる。当初は、東京の薬問屋であった松村精一が、大正11(1922)年に山林を取得した後、六本木の写真館にあった久爾宮家の離れを移築したが、玄関付の二間で手狭なためサンルームと一間を増築したという（石川英夫『種撒く人万代順四郎の生涯』毎日新聞社）。この由緒は現時点で確認できないが、筆者らの調査によると、玄関と3棟の茅葺き建物が一体的に造営されたことが小屋番付により確認できた（図3）。そして小屋番付が異なる増築棟は、万代順四郎が後に建て増したことが確認できた。増築年代は明確ではないが、トミ夫人が療養していた1937～1941（昭和12～16）年頃と推察される。



図1 万代会館案内図（作図：鍛冶野泰佑）

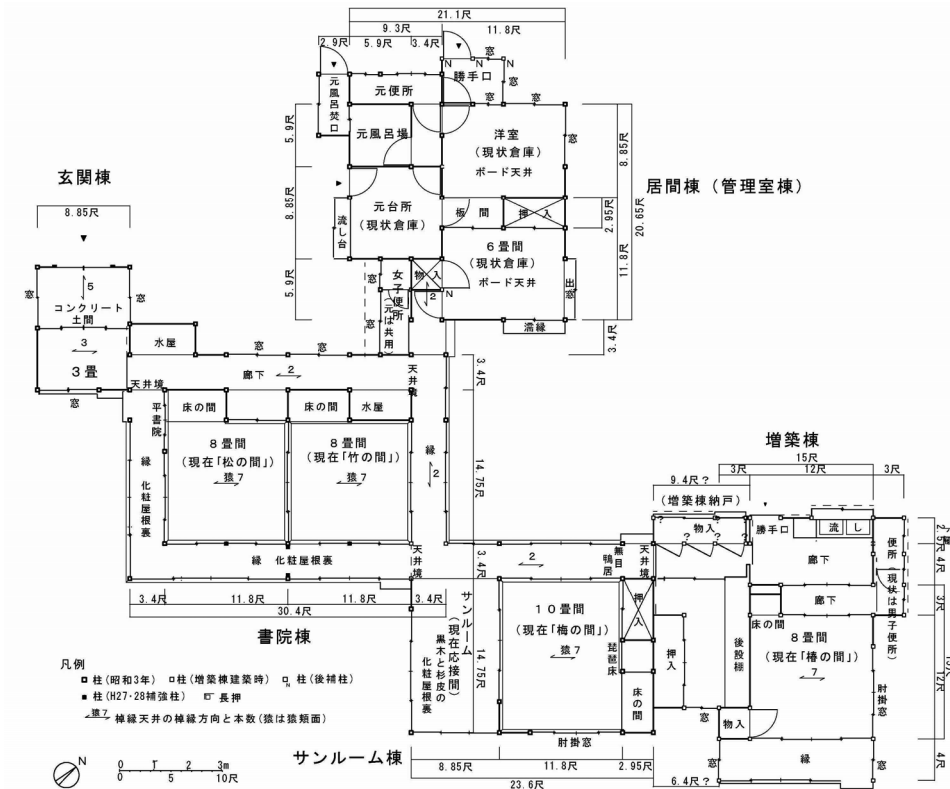


図2 万代会館現状平面図 作図：大野敏

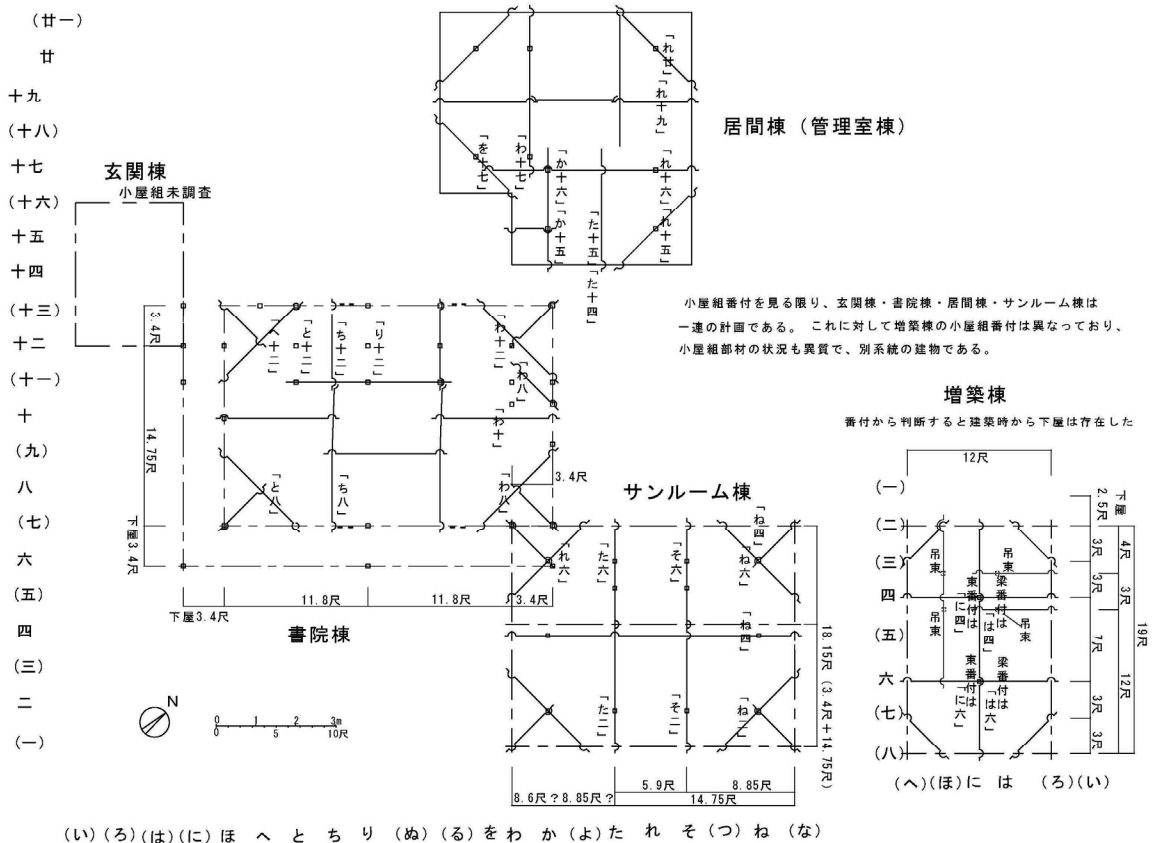


図3 万代会館小屋伏図と番付 作図：大野敏



写真1 導入路から玄関棟をみる（撮影は大野敏 以下同じ）



写真2 左から玄関棟・書院棟・サンルーム棟・増築棟



写真3 書院棟内部 西8畳間から東8畳間をみる



写真4 書院棟内部 南縁からサンルーム棟側をみる



写真5 サンルーム棟内部 10畳座敷の琵琶床と肘掛窓をみる



写真6 サンルーム棟内部 応接間(サンルーム)をみる



写真7 増築棟内部 南縁



写真8 居間棟内部 6畳間の出窓と掃き出し部

1-3. 万代会館の歴史的建造物としての価値

日本建築学会関東支部が平成27年8月13日に横須賀市長・教育長・市議会議長宛に提出した「万代順四郎・トミ夫妻別邸（横須賀市万代会館）についての見解」から、万代会館の歴史的建造物としての価値を要約すると、以下のようになる。（詳細は付録1参照）

①横須賀の別荘建築史からみた価値

（『新横須賀市史 別編文化遺産』「第2編 近代建築」執筆・藤谷陽悦。横須賀市役所 2009年）

1) 横須賀は明治以来、避暑避寒・余暇を過ごす場所として好ま、別荘地としての発展は湘南電鉄の三浦半島遊覧計画を端緒に昭和初期から展開しはじめた。

2) 横須賀市内に展開した初期別荘建築は、皇族別荘である旧竹田宮邸（1935年、RC造住宅）、和風別荘として旧小林正直邸（元横須賀市保養所荒崎寮、1927年、木造瓦葺、1994年閉鎖、取り壊し）および旧万代順四郎・トミ夫妻別邸、洋風別荘として旧井上成美邸（1934年、木造瓦葺平屋建、一部残存）がある。

すなわち、万代会館は横須賀市内に展開した初期別荘建築のうち木造としては唯一完形を伝える遺構であり、横須賀地域の近代的発展を伝える貴重な文化遺産でもある。

②建築意匠上の価値（茅葺建物群による別荘建築としての意匠上の価値）

近隣の茅葺建物群による別荘建築は旧伊藤博文金沢別邸（横浜市指定有形文化財建造物、1898年頃建築）がある。この建物は4棟の寄棟造茅葺建築と1棟の板葺建物による当初構成のうち、茅葺1棟・板葺1棟が失われていた。しかし2009年に実施された保存修理において欠失部分が復原された。

これに対して万代会館は、建築年において旧伊藤博文野島別邸より新しいが、建築当初の茅葺建築群構成をよくとどめるほか増築状況も完全に判明し、書院棟とサンルーム棟に数寄屋意匠をよくとどめる。しかもサンルーム棟応接間や増築棟南縁において、避暑避寒目的の工夫が認められる点が重要である。

以上のように、万代会館は、昭和3(1928)年に建築された別荘建築が原形で、玄関棟と3棟の茅葺建物群が廊下で連なる複合的構成を見せていた。その後、万代順四郎が増築棟を加えて4棟の茅葺建物群構成となったが、津久井浜に向かって緩やかに傾斜する芝生庭園に臨んで3棟の茅葺き建物が雁行し、後方に茅葺き1棟と玄関棟が連なる景観は、茅葺田舎屋風の素朴さの中に気品を併せ持った数寄屋風別荘の趣をよく伝えている。

その後この別荘は横須賀市へ寄贈された際に、居間棟を中心に改修が加えられたが、基本的な建築構成や主要部材は変更されずに継承され、現在市内唯一の昭和初期和風別荘遺構となった。また、横浜市旧伊藤博文金沢別邸とともに三浦半島における別荘文化の広がりを考える上で重要である。

このように万代会館は、近代横須賀の歴史や建築文化を考える上で、必要欠くべからざる存在である。

（※1-1および1-3は日本建築学会関東支部が横須賀市へ提出した「見解（関東支部歴史意匠専門研究委員会主査 渡邊美樹。担当は大野敏）」を参照し、一部加筆した）



写真9 旧伊藤博文 金沢別邸外観(中央は客間棟)



写真10 旧伊藤博文 金沢別邸 客間棟内部

第2章 「万代会館プロジェクト」の活動目標と実施日程

2-1. 万代会館プロジェクトの活動目標

市川茂氏が企画した「万代会館プロジェクト」の活動目標は、おもに下記を主眼としていた。

基本方針：「皆で楽しく安全に活動する」

- 目標1：「茅葺きのしくみを学び、縄^な縄^ないを学ぶ」
- 目標2：「茅葺き屋根の応急修理を試みる」
- 目標3：「鉄板葺き屋根の塗装修理のコツを学ぶ」
- 目標4：「伝統的木造建造物の維持修理のコツを学ぶ」
- 目標5：「屋敷の外構全般の維持修理のコツを学ぶ」

このプロジェクトの発端は、「一部雨漏りを生じ始めた茅葺きを護る」ことにあった。したがって茅葺きの応急修理ができれば良いわけであるが、市川茂氏は「参加者が茅葺きの仕組みを実体験することにより、いずれ行われる葺替え修理の際に頼もしい助っ人となる」という期待を込め、実大模型による茅葺き技法演習をプロジェクトに加えた。また、茅葺き修理には質の良い藁縄確保も必須なので、藁細工を学ぶ体験学習の一環として「縄^な縄^ない体験」も企画した。これは、建築に直接関わらなくても、「日本の伝統民芸にふれる中で、緩やかに万代会館プロジェクトに参加する手法」として重要であった。

また、伝統的な木造建造物は床・縁・壁・天井・建具・庇^{ひさし}屋根などの小破損修繕をこまめに行う事により、大破損を予防することができる。今回、玄関棟および庇屋根における鉄板葺き塗装修理は、全面塗替の大規模工事になったので、建造物維持修理として独立して扱った。また、垣根、樹木の枝払い、門柱や外灯の塗装などの外構についても、小破損修繕をこまめに行う事が重要である。こうした維持修理は、コツさえ理解すれば日曜大工的な作業で遂行可能である。ただし独力による作業は素人には実行し難く、足場上作業のほかにも常に危険も潜んでいる。その点、修復を体験学習的に行い、皆で注意し合い、助け合いながら「楽しく安全に」維持修理を果たす意義は大きい（図5）。

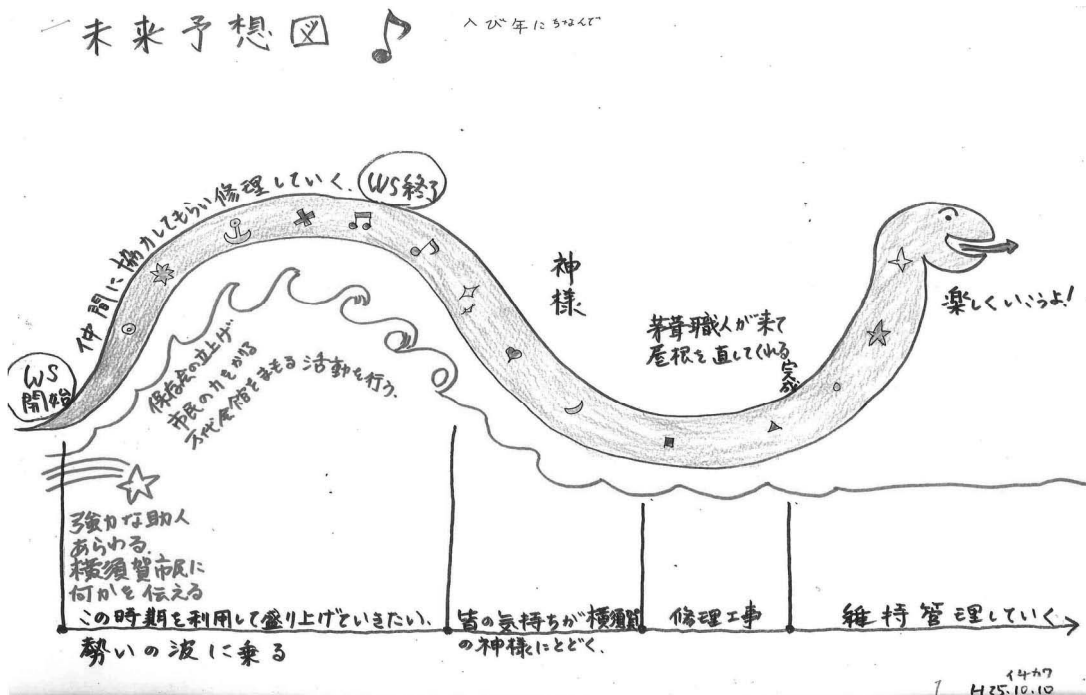


図5 万代会館プロジェクトの展開・発展イメージ（作図：市川茂 2014年10月10日）

こうした観点から市川茂氏が企画した「万代会館プロジェクト」の具体的な修復目標細目は、以下の通りである（図6、7）。

目標1：「茅葺きのしくみを学び、縄^な縷いを学ぶ」

- 1-1. 茅葺きの仕組みを学ぶ（おもに実大模型を通して）。
- 1-2. 藁細工を通して縄^な縷いを学ぶ。

目標2：「茅葺き屋根の応急修理を試みる」

仮設足場設置、破損状況確認、修理手法と範囲決定、茅拵え、差し茅、棟修理、

目標3：「鉄板葺き屋根の塗装修理のコツを学ぶ」

仮設足場設置、現状塗装掻き落とし、下塗り、仕上げ塗り

目標4：「伝統的木造建造物の維持修理（小破損修繕）のコツを学ぶ」

4-1. 木部補修

- ・床の修理（書院棟東北隅、サンルーム棟廊下東端、納戸、玄関棟事務室床補強）
- ・改め口整備（東北隅の水屋、小屋裏への出入の便宜上必要のため整備した）
- ・水屋の流しに竹簀子造替

4-2. 建具修理

- ・建具建て付けチェック、框調整、戸車取替、蟻塗りほか
- ・戸袋補修
- ・男子便所ガラス掃除
- ・納戸の入口 建具の鍵位置修正

4-3 その他

- ・窓鉄格子塗装修理
- ・雨樋点検・掃除
- ・コンセントのカバー補修

目標5：「屋敷の外構全般の維持修理のコツを学ぶ」（図4参照）

5-1. 垣根修理

- ・四つ目垣修理
- ・柴垣修理

5-2. 植栽手入

- ・居間棟東脇の樹木枝払い
- ・竹の子くい止め作戦

5-3. 塗装修理

- ・門柱塗装塗り替え
- ・外灯柱、案内板枠のペンキ塗装

5-4. その他

- ・万代会館看板笠木養生
- ・排水溝水みち
- ・木戸修理（屋根および柱の控え杭）

2-2. 万代会館プロジェクトの実施日程

こうして、市川茂氏という献身的な指導者、および様々な地域や職種のボランティア多数の参加を得て、「万代会館プロジェクト」は平成28年10月に39回目を以て一区切りとなった。この間の参加者数と実施内容は表1に示す。延べ参加者数は504名であった。

なお、プロジェクト実施中の平成27年1月に『横須賀市施設配置適正化計画～公共施設の将来構想～』が公表され、万代会館が10年以内に廃止予定施設に位置づけたことが明らかになると、「万代会館プロジェクト」も日本建築学会関東支部と連携して保存要望書提出に尽力した。具体的には、大野を中心に万代会館の建築史的調査を実施し、その成果を日本建築学会関東支部に提供した。また、三澤幸子代表世話人を中心として「万代会館プロジェクト」からの保存要望書も提出した。さらに、軸組傾斜の進行が懸念される書院棟に対して破損調査を実施し、応急補強案を横須賀市に提案した。このように、「万代会館プロジェクト」は茅葺き屋根の応急補修はじめ建築と外構に関して一定の成果を上げ、万代会館の建築史的価値も確認することができた。また、縄縷いや垣根修理は、幅広い市民層の参加を得て連携の広がりを示した。ただし、外構の一部は当初目標を完了しておらず、茅葺き修理も今後の継続が必要である。そのため、39回目までの活動は第1期の「万代会館プロジェクト」と捉え、今後第2期への進展も視野に入れるべきである。

回数	年	月	日	参加者人数	目標1	目標2	目標3	目標4					目標5				
					「茅葺きのしくみを学び、縄縷(ない)を学ぶ」		「茅葺き屋根の応急修理を試みる」	「鉄板葺き屋根の塗装修理のコツを学ぶ」	「伝統的木造建造物の維持修理(小破損修繕)のコツを学ぶ」					「屋敷の外構全般の維持修理のコツを学ぶ」			
					1-1 実大模型演習	1-2 縄縷い			4-1 木部補修	4-2 建具修理	4-3 窓鉄格子 塗装修理	4-4 雨樋点検	4-5 その他	5-1 垣根補修	5-2 植栽 手入れ	5-3 塗装 修理	5-4 その他
第1回	2013	6	2	10	縄縷り演習		居間棟に山茅葺積場所づくり							四つ目垣修理模型で練習	植栽チェック		竹の子根止め
第2回	2013	6	30	28	下地模型で縄縷り演習		書院棟廊下の雨漏り茅葺き屋根応急修理				サンルーム棟雨樋による雨漏り修理		四つ目垣修理				庭の門屋根葺替
第3回	2013	8	4	23	下地模型で縄縷り演習		山茅葺入		水屋天井の改め口改修			雨樋掃除	書院棟小屋内下見コンセント				
第4回	2013	9	29	30	軒付平葺き演習、パネルで茅葺説明			仮設足場設置	納戸床修理 虫喰い破損部取替	建具補修						門柱塗装 掻き落とし	看板笠木 鉄板養生
第5回	2013	11	3	26	解体してもう一度軒付と平葺き演習			破損状況観察	居間棟の濡縁造替、床板古色。サンルーム棟の床板補修、玄関入口壁修理	建具補修	養生、ケレン、錆止め、中塗り、上塗り			柴垣補修		門柱塗装	
第6回	2013	12	1	27	軒付・平葺き演習	縄縷い		居間棟 鉄板底屋根の旧塗装ケレンの上錆止め塗	戸袋鏡板釘打ち	増築棟の付樋端を補修	養生、ケレン、錆止め、中塗り、上塗り			柴垣補修		門柱塗装	
第7回	2014	1	26	25	隅の演習	縄縷い		居間棟の旧塗装ケレン。中塗り・上塗り			養生、ケレン、錆止め、中塗り、上塗り	水屋の竹糞子修理	柴垣補修			屋外水道排水拵、外灯塗装	
第8回	2014	2	16	11	隅の演習	縄縷い		居間棟 鉄板底屋根の旧塗装ケレンの上錆止め塗								庭街灯の錆止め、中塗り、上塗り	
第9回	2014	3	9	14	パネルで茅葺の説明。隅の演習	縄縷い		居間棟の旧塗装ケレン。中塗り・上塗り								庭街灯の錆止め、中塗り、上塗り	
第10回	2014	4	12	15	仮設寄せ棟屋根づくり、茅葺演習	縄縷い		居間棟と書院棟背面の旧塗装ケレン。錆止め・中塗り・上塗り。									
第11回	2014	5	10	14	仮設寄せ棟屋根づくり、茅葺演習	縄縷い		書院棟東面の旧塗装ケレン。中塗り・上塗り	居間棟の下見板壁補修								
第12回	2014	6	14	11	仮設寄せ棟屋根づくり、茅葺の演習	縄縷い		増築棟背面の旧塗装ケレン。中塗り・上塗り									

回数	年	月	日	参加者人数	目標1		目標2	目標3	目標4					目標5				
					「茅葺きのしくみを学び、縄繻(ない)を学ぶ」		「茅葺き屋根の応急修理を試みる」	「鉄板葺き屋根の塗装修理のコツを学ぶ」	「伝統的木造建造物の維持修理(小破損修繕)のコツを学ぶ」					「屋敷の外構全般の維持修理のコツを学ぶ」				
					1-1 実大模型演習	1-2 縄繻い			4-1 木部補修	4-2 建具修理	4-3 窓鉄格子 塗装修理	4-4 雨樋点検	4-5 その他	5-1 垣根補修	5-2 植栽 手入れ	5-3 塗装 修理	5-4 その他	
第13回	2014	7	12	15	屋根模型寄せ棟屋根づくり、茅葺演習	縄繻い		増築棟東面の旧塗装ケレン。中塗り・上塗り										
第14回	2014	8	9	12	屋根模型グン(棟)の演習	縄繻い	玄関棟雨漏り茅屋根応急修理	増築棟・サンルーム棟南面の旧塗装ケレン。中塗り・上塗り										
第15回	2014	9	13	11	グン簀子巻の演習	縄繻い	茅撤入、仮設資材置場設置	サンルーム棟西面と書院棟南面の旧塗装ケレン。下塗り・上塗り									居間棟周囲樹木伐採2本	
第16回	2014	10	11	12	ベニヤによる断面の納まりを演習	縄繻い	居間棟仮設足場架け	書院棟西面の旧塗装ケレン。中塗り・上塗り										
第17回	2014	11	8	12		縄繻い	居間棟、東面差し茅	書院棟西面・玄関棟の旧塗装ケレン。中塗り・上塗り										
第18回	2014	12	13	14		縄繻い	居間棟、東面差し茅、小屋組調査	増築棟戸袋解体修理建込み雨戸調整										
第19回	2015	1	10	14		縄繻い	居間棟、南面谷部差し茅											
第20回	2015	2	14	13		縄繻い	居間棟、西面差し茅、書院棟小屋組調査	日本建築学会関東支部保存要望書提出に向けた調査着手									書院棟の軸組傾斜調査、建築調査	
第21回	2015	3	14	11		縄繻い	居間棟、西面差し茅、サンルーム棟小屋組調査											
第22回	2015	4	11	11		縄繻い	居間棟、北面差し茅、		居間棟虫害のため敷居取替え									
第23回	2015	5	9	10		縄繻い	居間棟、北面差し茅、棟下まで											
第24回	2015	6	13	12	茅負い縛り(ロッパからげ)演習	縄繻い	居間棟、北差し茅棟下まで、6/13追加演習	建築平面確認調査										
第25回	2015	7	18	7			居間棟、竹貫の子棟修理	7/14に保存要望書用の写真撮影と保存調査										
第26回	2015	8	8	11	縄繻い わらじづくり		居間棟、刈込、足場解体											
第27回	2015	9	12	7	縄繻い わらじづくり		書院棟 足場架け、北面 差し茅											
第28回	2015	10	10	6			書院棟 北面 差し茅											
第29回	2015	11	14	12	縄繻い		書院棟 北東面 差し茅	破損部位確認(床、建具)										
第30回	2015	12	12	6	しめ縄づくり		書院棟 北東面 差し茅	玄関廻り補修	建物隔々チェック								照明器具 障子替	
第31回	2016	1	9	12	縄繻い		山茅撤入。書院棟 北東面 差し茅	玄関棟垂木修理、応接間床、敷居下バックン入れ	サンルーム棟ガラス戸車取替、ガラス戸鍵補修、	居間棟出窓窓石調整、	雨樋外れ直し						玄関棟洗い出し補習	
第32回	2016	2	13	10			書院棟 北東面 差し茅	居間棟床下根太掛け補強、	増築棟、勝手口網戸調整								天井照明器具和紙張替	
第33回	2016	3	12	6			書院棟 北東面 差し茅	廊下床下補強、下見板押え縁修補	戸袋板釘打ち、雨戸外れ調整修理									
第34回	2016	4	9	9			書院棟 北東面 刈込足場解体	廊下床下補強	襖調整									
第35回	2016	5	14	9					襖調整									
第36回	2016	6	11	7					襖調整									
第37回	2016	7	9	3					襖調整									
第38回	2016	8	13	10				書院棟天井垂下部補習	雨戸調整									
第39回	2016	10	8	8			茅束造りと収納											

第3章 万代会館プロジェクト 実施記録

3-1. 「茅葺きのしくみを学び、縄^な縋いを学ぶ」

3-1-1, 茅葺きのしくみを学ぶ（実大模型を通して）

素人にいきなり茅葺き修理を手伝うことは難しい。そのため、まず実大模型を使って、屋根の下地づくり、葺き始めとなる軒先の茅葺き（「軒付^{のきづけ}」という）の方法、平葺き^{ひらぶき}、を学び、要領がわかってきたら棟（グシと呼ぶ場合もある）づくりも体験する。一応の茅葺き基礎知識を身につけてから、本物の茅葺き屋根の修理に臨む。実大模型は、プロジェクト実施日が雨天でも活動できるように、居間棟（管理室棟）内にて行い、その後屋外にても寄棟造屋根下地と棟下地模型を組んで演習した。



写真11 隅部の骨組 この上に竹を組んで下地とする

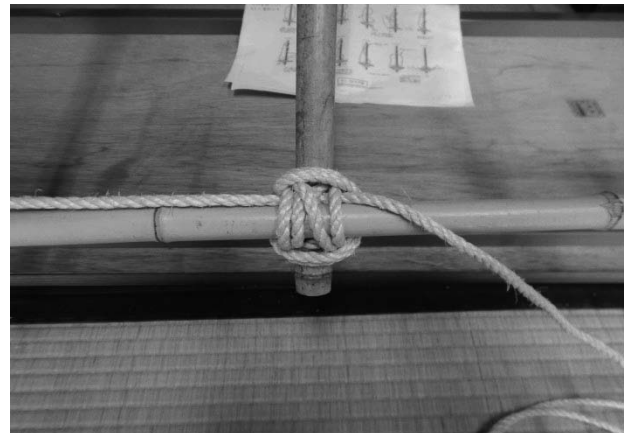


写真12 茅負竹の縛り方（通称ロッパからげ）



写真13 軒付



写真14 平葺き 茅を積み並べて押銚竹で締める



写真15 屋外模型にて寄棟造の屋根下地をつくる



写真16 藁束を用いた軒付練習（初心者扱いやすい）



写真17 軒付下段茅(藁)を並べて縄括りし、出を揃える



写真18 軒付上段茅(ススキ)を並べて縄括りする。



写真19 軒付上段茅の押え竹(押鉾竹)を仮締めして出を揃える



写真20 鉾竹を締める縄は「針取り」で下地と絡める



写真21 「針取り」の様子を屋根裏から見る

「針取り」は屋根上の差し手と屋根裏の受け手の2人1組で行う。差し手が針先に縄を付けて押鉾竹脇から屋根内に針を差し込む(写真20、写真21の矢印位置)。受け手は差し込まれた位置が適当か否かを差し手に教え、適当ならば針から縄を外す。差し手は一度針を抜いて再度差し込む。受け手は先ほど縄を通した下地の対面側に針が出ていることを確かめて、縄を針に掛ける。差し手が針を引くと、縄は下地に絡むので、屋根上で縄を引いて押鉾竹を締める(写真22、23)。この時の縄の締め方は、徳利を下げるときに結わえる縄結びと同じため通称「とっくり(徳利)結び」という。下の図8および写真53参照。

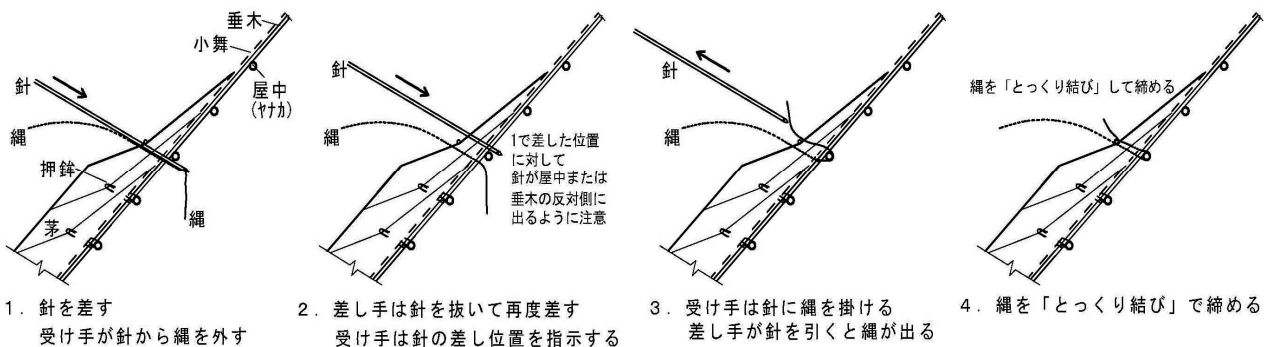


図8 「針取り」概念図 作図:大野敏



写真22 押鉾竹をとっくり結びして締める

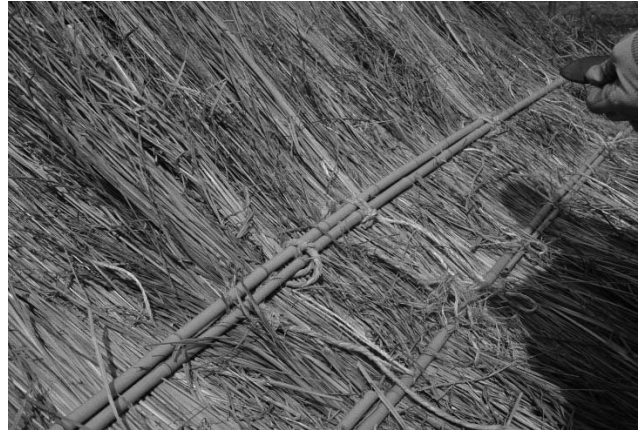


写真23 押鉾竹を締めた状態



写真24 軒先を押さえる「パイ(割竹)」をつくる

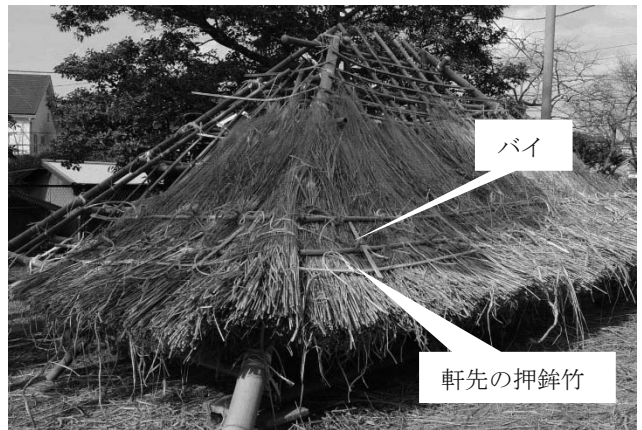


写真25 軒先は縄受下地がなく、パイで押鉾竹を押さえる



写真26 平葺き 長短の茅を巧く積み重ねて締めていく



写真27 平葺き1段目の押鉾締め了 ドイツの友人も応援

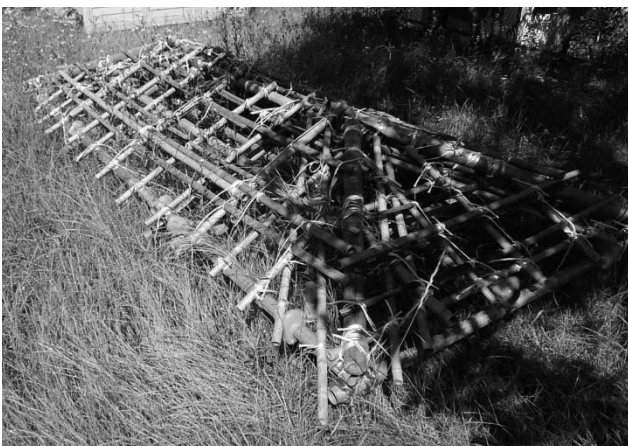


写真28 棟(グシ)積み練習用の下地 緩勾配なのがミソ



写真29 棟(グシ)積み まず品軒(小軒)を積む



写真 30 次に棟方向に茅束を積み上げて括り付ける

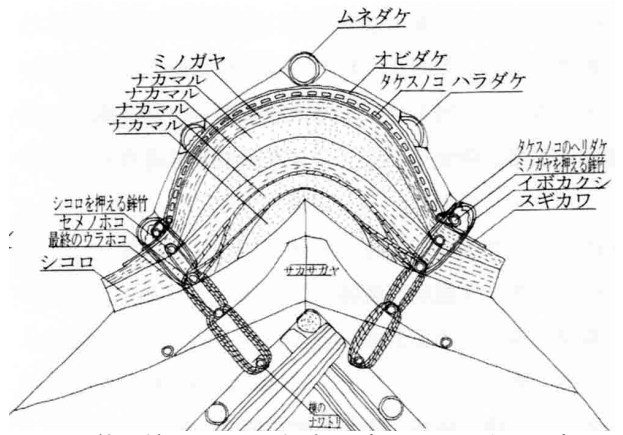


図9 竹簀子棟の断面例 (旧福原家長屋門 作画：市川茂)

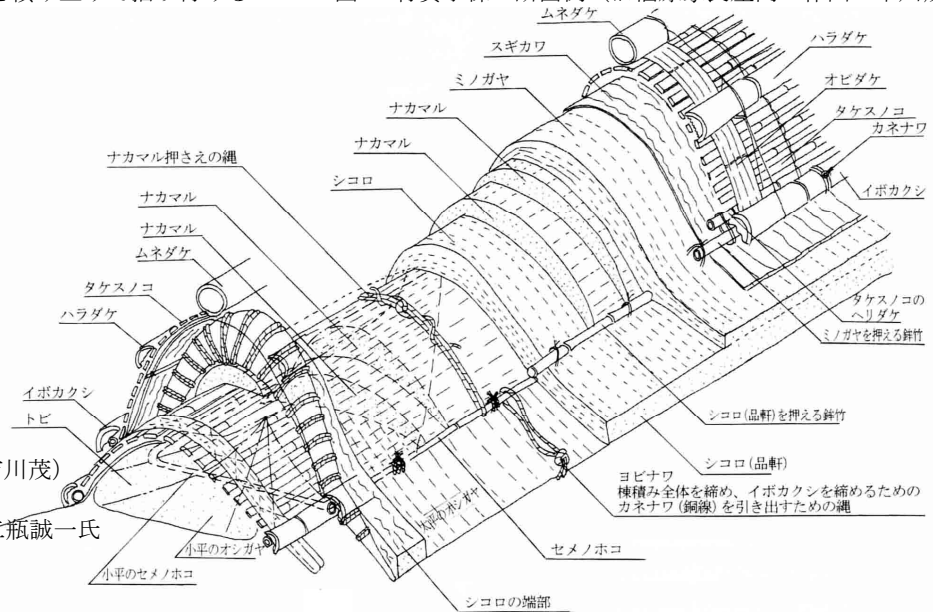


図10 竹簀子棟の分解図 (旧福原家長屋門 作画：市川茂)

※図9および10の用語は二瓶誠一氏 (郡山市)による

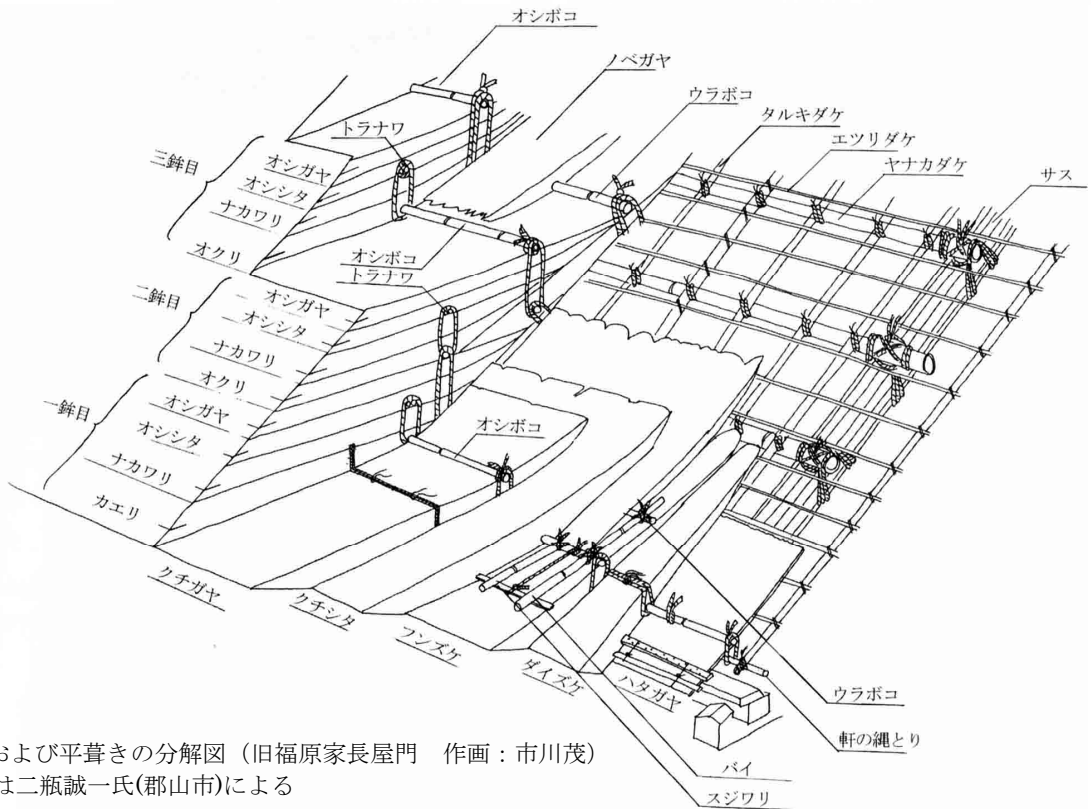


図11 軒付および平葺きの分解図 (旧福原家長屋門 作画：市川茂)
用語は二瓶誠一氏(郡山市)による

3-1-2. 藁細工を通して縄織いを学ぶ。

茅葺きにおいて丈夫な縄を確保することは、しっかりした屋根をつくるための基本である。しかし近年の機械製縄は、強度的に満足できるものでなく、耐久性も課題がある。そのため市川茂氏は、藁細工の一環として藁縄づくり（縄織い）をプロジェクトに組み入れた。本来ならば茅（ススキ）の確保も横須賀市内でまかなえるようにしたかったが、事情により今回は断念した。

縄織いは、地元の島貫清吉さんの協力を得て、ほぼ毎回実施し、およそ30尋^{ひろ}（約55m）の立派な藁縄が準備できた。近い将来行われるであろう万代会館の本格的な茅葺き修理の際に、活用されることを願う。なお、藁縄織いだけでなく、しめ飾りやワラジづくりなどの体験も行って好評だった。今後はこうした伝統民芸体験学習の場としても活用されることを望む（下の参考写真参照）。



写真31 基本的に前庭で作業する



写真32 藁縄織い風景 ほかの作業者も休憩時に見学する



写真33 暑い夏場は日陰を求めて作業場所を移る



写真34 軒下での作業



参考写真

川崎市立日本民家園における民具製作技術保存会の活動

民具製作技術保存会(通称「民技会」)は日本民家園の育成団体で、藁細工グループ、竹細工グループ、機織りグループからなる。土日を活動日としており、藁細工グループは民家の軒下で月2度ほど活動を展開し、来園者に好評である。また、日本民家園が行う藁細工の体験学習時は講師を務める。万代会館の藁縄織い活動も、今後は民技会のような活動団体への発展を期待したい。

3-2. 「茅葺き屋根の応急修理を試みる」

万代会館の茅葺きは、平成6年ころ修理を行って以後、居間棟の棟を一部鉄板覆いした以外は補修しておらず、4棟とも全体的に葺き地は目減りし、谷部（屋根の取り合い部において入隅ができる部分）の傷みが顕著である。特に居間棟は、谷部をはじめ竹簀子棟・葺き地とも傷みがひどく、部分的に雨漏りを生じていた。また、書院棟も全体的に葺き地の目減りが大きい。横須賀市当局は、正面部分について仮設足場を存置する（1ヶ月に1度の作業では数ヶ月仮設が存続する）ことは、公開施設として避けたい意向であった。そのため南面の修理は今回あきらめ、書院棟背面を対象とすることとした。

具体的な修理は、まずL字型をなす居間棟の東側面の差し茅から始め、L字突出部の南面と西面へ回って谷を修理しながら東面・南面の棟際をおさめた。それからL字の残りの部分の差し茅を行い、竹簀の子棟を張り替えた。それから書院棟の背面に移り、東面と平行して差し茅を行った。



写真35 居間棟(管理棟)の屋根 この修理を主目標とする



写真36 居間棟(管理棟) 谷部内側の雨漏り状況



写真37 書院棟背面(北面)修理前



写真38 書院棟正面(南面)も傷みが大きい修理対象外



写真39 居間棟東面から差し茅修理着手



写真40 居間棟東面差し茅 養生の漁網を外して作業する



写真41 茅の拵え 2.5尺、3尺などの長さに伐る



写真42 茎主体の小束、穂先を混ぜた小束などを拵える



写真43 拵えた小束をまとめて茅運び棒で足場へ上げる



写真44 茅運び棒で足場へ上げる様子



写真45 茅を差す場所と茅種別(長端、元先)に注意する



写真46 茅を差す場合に補助具を用いる場合もある



写真47 葺き地の状況を常にチェックしながら進める



写真48 特に棟際をいかにうまくおさめるか注意が必要



写真 49 谷の差し茅に着手



写真 50 谷を鉄板養生するために差し茅で谷を埋める



写真 51 茅束を簡易足場として差し茅を行った



写真 52 鉄板養生用の枠をつくり波形鉄板張りする



写真 53 針取して押鉾竹を取り付け直した部分もある



写真 54 葺き地はコテを使って叩き均して平滑にする



写真 55 棟際の差し茅



写真 56 棟際の差し茅



写真 57 棟際に養生の杉皮を仕込む。その下地づくり



写真 58 棟際に養生も杉皮を取り付ける



写真 59 居間棟の旧竹簀子棟取り外し



写真 60 棟際の差し茅の様子 押鉾竹を取り直している



写真 61 竹簀子棟と鉄板養生棟の取合い部詳細



写真 62 竹簀子棟の棟積み茅調整



写真 63 竹簀子づくり



写真 64 居間棟の茅葺き修了了 (撮影:石田陽是)



写真 65 書院棟背面の破損状況（撮影：石田陽是）



写真 66 書院棟 差し茅



写真 67 書院棟 差し茅 叩き込みと軒先の確認



写真 68 書院棟 軒先の差し茅状況確認（撮影：石田陽是）



写真 69 書院棟 背面西隅の差し茅（撮影：石田陽是）



写真 70 書院棟 背面差し茅



写真 71 書院棟 東面差し茅 棟際と隅のおさまり



写真 72 書院棟 東面の差し茅了

3-3. 「鉄板葺き屋根の塗装修理のコツを学ぶ」

鉄板葺き屋根は、玄関棟の屋根(瓦棒葺き)、書院棟の庇屋根(南面・西面は瓦棒葺き、その他の庇屋根は一文字葺き)、サンルーム棟の庇屋根(一文字葺き)、居間棟の庇屋根(一文字葺き)、増築棟の庇屋根(一文字葺き)、増築棟附属納戸の屋根(瓦棒葺き)に用いられている。いずれも防錆塗料を下塗りして濃灰茶系のペンキ塗り仕上げしたものであった。現状は、各所で表面に錆が浮き出ており全面的な塗り替えが必要な状態であった。そのため、塗装面を一度ケレン(掻き落とし)して、防錆塗料を下塗りした後、現状と同系色のペンキで仕上げ塗りした。なお、一部鉄板は錆により小穴があいた状態のものもあったが、今回は鉄板を補うことはできなかった。コーキング等で応急的に処理した。瓦棒小口の小判型金具についても、欠損部を補うことはできなかった。こうした課題については今後の本格的修理に待つ。



写真72 書院棟南面庇屋根の修理前(右はサンルーム棟)



写真73 同左 西端部の詳細



写真74 玄関棟東面屋根の修理前(手前は書院棟背面庇)



写真75 足場仮設(作業し易い高さに設定するのが重要)



写真76 足場仮設(サンルーム棟と増築棟)



写真77 ケレン(鉄板を傷つけず掻き落とすのがコツ)



写真78 ケレン（上塗りが健全な箇所は存置する）



写真79 防錆塗料の下塗り（塗り進め方に十分留意する）



写真80 防錆塗料の下塗り（上塗り健全箇所は存置）



写真81 防錆塗料の下塗り（書院棟の南面庇は全面塗り替え）



写真82 鉄板破損箇所はコーキング剤で応急措置した



写真83 上塗り仕上げ（刷毛使いひとつにもコツがある）



写真84 書院棟庇の未着手面（左）と上塗り終了面（右）



写真85 上塗り終了（玄関棟背面と書院棟西庇）

3-4. 「伝統的木造建造物の維持修理（小破損修繕）のコツを学ぶ」

3-4-1. 木部補修

伝統的木造建築の日常の維持修理(小破損修繕)で最も多いのは、床板・縁板の垂下や割れおよび腐朽であろう。継いで壁板の割れや腐朽、軒廻りの垂下・割れ・腐朽、天井の垂下・雨漏りによる汚損などであろう。床板の垂下は、大引きや根太が外れている場合や、束が転んだり腐ったりしている場合、束石が不同沈下している場合、などが要因であることが多い。したがってその修繕は、根太や大引きを適切な位置に戻す(釘止や添板補足により)ことや、束を元に戻したり添え板で支えたりすること、礎石の沈下分に添え板を挿入すること、によって応急的に対処可能である。また、腐朽や虫害で傷んでいる場合は、破損部を切除して取り替えることもある。天井の垂下の場合は、天井板の吊り木が外れている場合があるので、吊り木を補強あるいは補足することで対応可能な場合が多い。まずは、何が原因で破損を生じたのかを確認し、破損のメカニズムを把握した上で、応急的な対処可能か、否かを判断する必要がある。その対処法が危険を伴う場合は、一人で行わずに複数で対処するか、専門職人に依頼する選択も必要である。

万代会館は、縁板の腐朽による取り替え1箇所、床板破損部の部分取り替え1箇所、根太の緩みによる床板垂下2箇所、天井板の垂下修正1箇所、天井改め口の改修1箇所、水屋竹簀子床取り替え1箇所、壁板調整1箇所などの修理を行った。

なお、書院棟は軸部の傾斜が顕著であり、その状態と原因調査も行って補修案も作成したが(図14.15)、実際の工事内容はボランティアによる責任範囲を超えると判断し、工事は管理者に委ねた。



写真87 居間棟 濡れ縁造替 旧縁板解体



写真88 濡れ縁造替 新材縁板の木取りと加工



写真89 濡れ縁造替 新材縁板の仮止め



写真90 濡れ縁造替 取り付けてから出を切り揃える



写真91 濡れ縁造替 縁板の出を切り揃え作業中



写真92 濡れ縁造替 完成



写真93 納戸 床板割損部の部分張替と古色塗準備

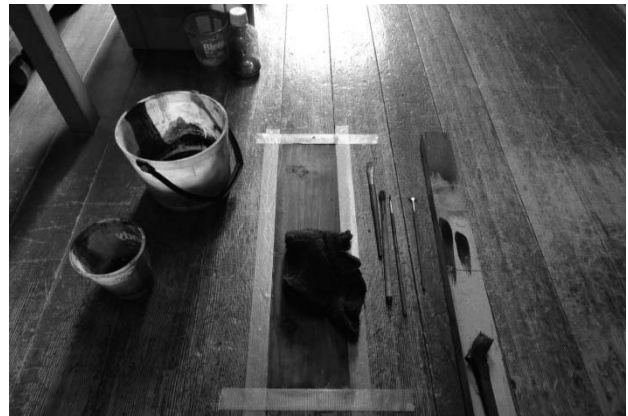


写真94 古色塗：墨とアパー粉を薄めに調合して塗重ねる



写真95 古色塗 完成



写真96 天井垂下是正（裏から棹縁に添木して吊り上げた）

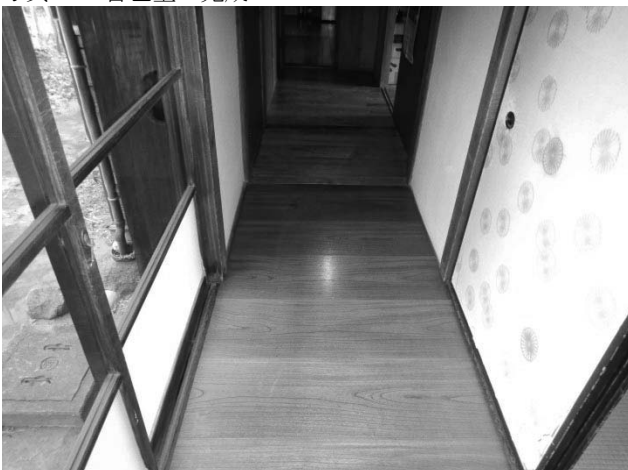


写真97 床板の垂下補修（サンルーム棟北廊下）



写真98 同左 根太腐朽のため床板を仮支えした



写真99 水屋の竹簀子づくり



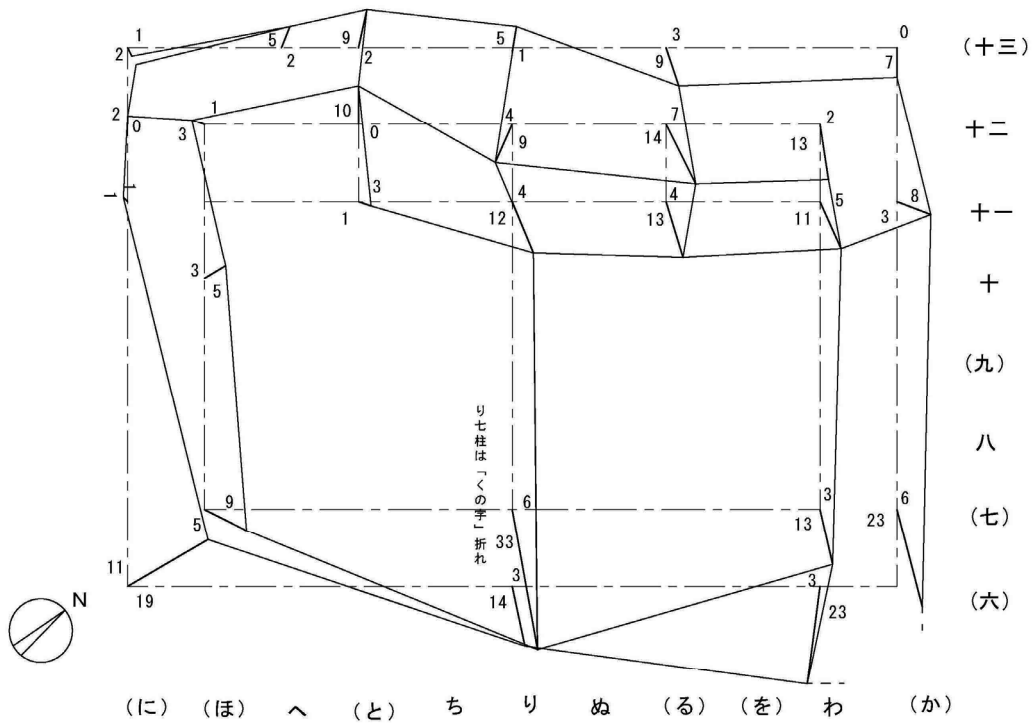
写真100 書院棟水屋に竹簀子を設置した状態(他に1箇所)



写真101 水屋天井改め口改修後(上方開き戸形式に変更)



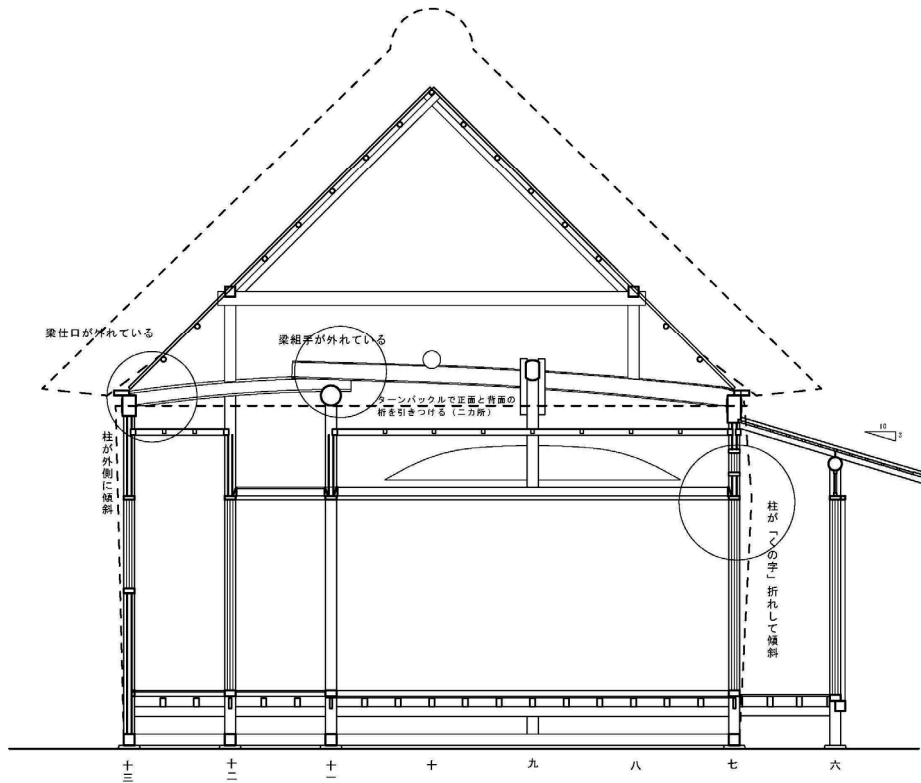
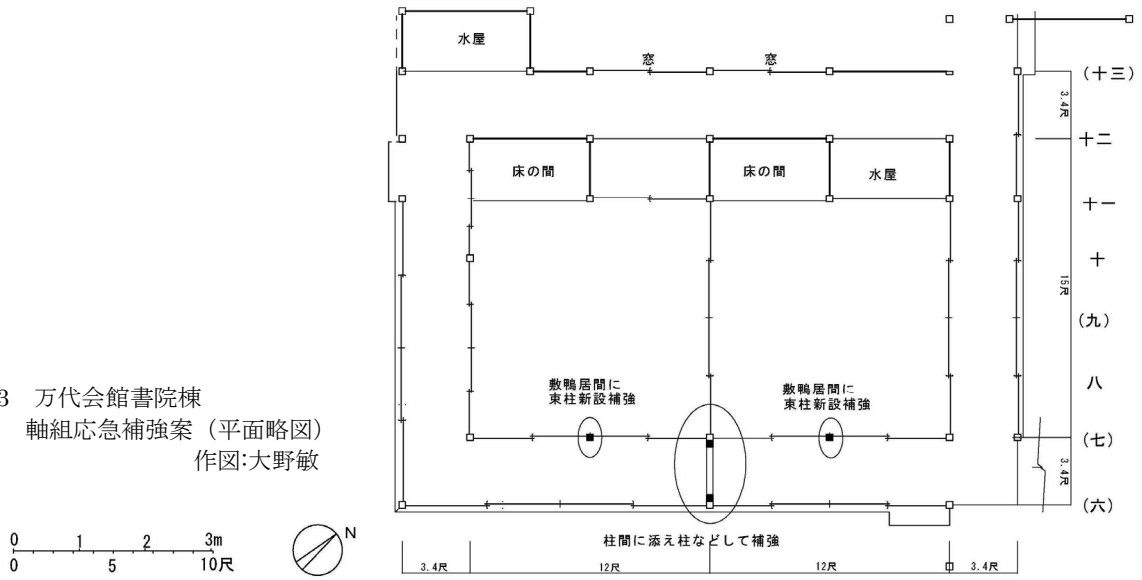
写真102 書院棟 軸組傾斜調査



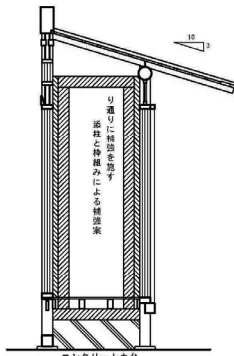
高さ1000mmに対する水平変位を示す
調査者 大野敏 白川葉子 藤井ゆかり 2015年2月14日

図12 万代会館 書院棟柱傾斜図 単位 mm 作図:大野敏

図13 万代会館書院棟
軸組応急補強案（平面略図）
作図:大野敏



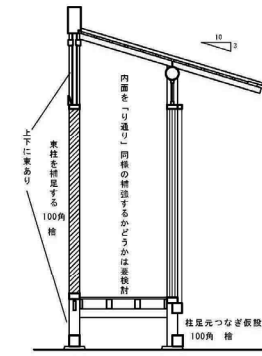
万代会館書院棟 梁行断面略図（り通り）



り通りの補強実施概略図(2016年9月実施)



り通りの補強案



と七・る七位置の補強案(2015年3月実施)

図14 万代会館書院棟 軸組破損状況と応急補強案（断面略図） 作図:大野敏

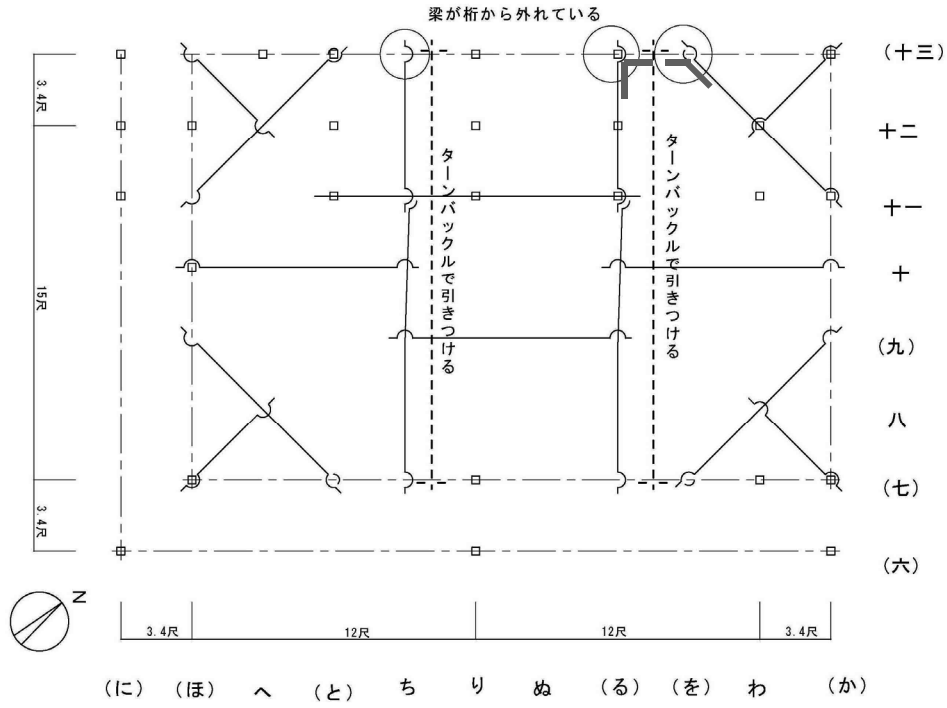


図 15 万代会館書院棟小屋組補強案
 作図:大野敏
 ※横須賀市による実施は太線部の位置に
 金物補強を行うものであった

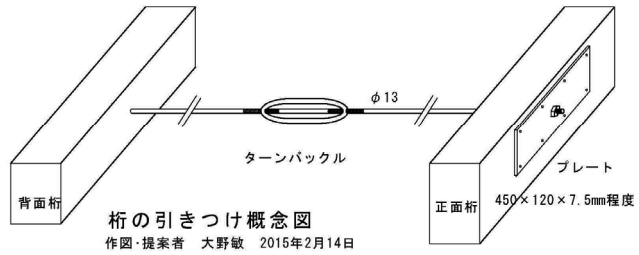


写真 103 横須賀市による書院棟小屋組応急補強状況



写真 104 横須賀市による書院棟軸組応急補強状況



写真 105 書院棟軸組応急補強状況 外から見る



写真 106 同左 縁側補強の床下部詳細

3-4-2. 建具修理

建具に関しては、まず全体的に建て付けの確認をして、戸車の不具合箇所は取り替え、戸車無しの建具は框を削り直し、敷居に蟬塗りして調整した。また、雨戸戸袋の破損を補修し、納戸出入口の掛け金位置調整、男子便所のガラス清掃などを実施した。



写真 107 玄関正面建具の建て付け確認



写真 108 書院棟南面建具の建て付け確認



写真 109 書院棟南面建具の戸車取り替え



写真 110 書院棟・サンルーム棟 雨戸の框調整



写真 111 サンルーム棟 雨戸建て付け調整後



写真 112 書院棟 雨戸戸袋の底板補修



写真 113 増築棟勝手口 網戸蝶番金具調整



写真 114 同左 蝶番金具を調整し床面の戸擦れを解消した

3-4-3. その他

上記以外の、建物に関する小破損修繕は、窓鉄格子塗装修理、雨樋点検・掃除、コンセントカバー補修などがある。窓の鉄格子は、錆が顕著になってきたので、窓枠取り合い部を養生してケレンの上、防錆塗料を下塗りして白色ペンキを上塗りした。鉄格子は、居間棟の背面および西面窓、書院棟背面窓、増築棟の背面窓、増築棟東面の便所窓に設置されている。基本的に便所・台所・風呂場の窓に採用されている。なお、通常は土壁補修も小破損修繕の重要事項であるが、万代会館プロジェクトでは実施に至らなかった。そこで宮城県で実施した土壁経験学習の資料を本編の付録2として掲載した。



写真 115 窓鉄格子塗装修理前(増築棟背面台所)



写真 116 窓鉄格子修理前詳細(増築棟便所)



写真 117 窓鉄格子塗装ケレン時の養生(居間棟背面)

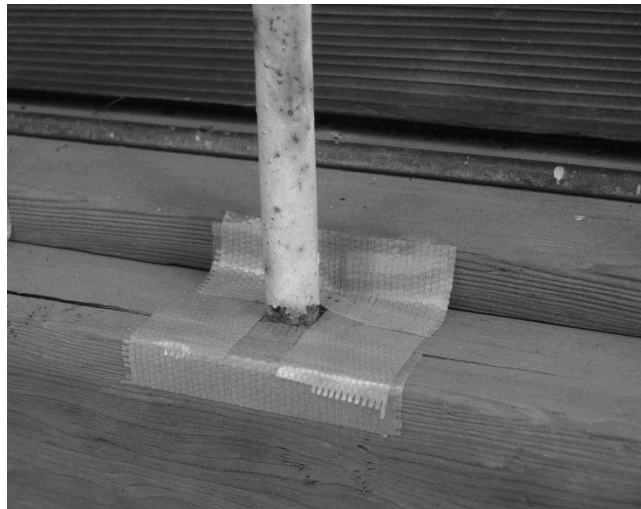


写真 118 窓鉄格子塗装ケレン時の養生詳細



写真 119 窓鉄格子 錆止め下塗り



写真 120 窓鉄格子ペンキ上塗り

3-5. 「屋敷の外構全般の維持修理のコツを学ぶ」

5-1. 垣根修理として四つ目垣と柴垣の縛り直しを行った

5-2. 植栽手入れとして、居間棟近接樹木の枝払いと、中庭部における竹の子繁茂防止を行った。

5-3. 塗装修理として門柱・外灯柱・案内板・屋外水道流し蓋などの塗装塗替を行った。

5-4. その他として看板笠木養生、排水溝修理、木戸修理（屋根および柱の控え杭）を行った

いずれの作業も、ひとつひとつは難しいものでなく、適切な指導者がいればボランティアによる対応が十分可能である。



写真 121 四目垣修理の要点解説



写真 122 土蔵構造模型を用い縄縛り練習(四目垣類似)



写真 123 四目垣補修後



写真 124 柴垣補修中



写真 125 柴垣縛り直し中



写真 126 居間棟東脇の植栽枝払い



写真 127 外灯塗装ケレン



写真 128 外灯塗装終了



写真 129 水道排水口蓋塗装



写真 130 マンホール蓋・水栓蓋塗装



写真 131 門扉塗装



写真 132 門扉塗装・扉蝶番金具塗装



写真 133 案内板脚部塗装(錆止下塗り)



写真 134 左から看板笠木養生、門柱・案内板塗装の様子



写真 135 看板笠木上端の腐朽状況



写真 136 看板笠木上端の腐朽部削り



写真 137 小割材を笠木の上半部に並べて防水紙張り



写真 138 養生鉄板ハゼ加工



写真 139 養生鉄板の取り付け



写真 140 看板笠木養生終了



写真 141 木戸正面 屋根と控えを補修した



写真 142 木戸背面

第2編

万代会館の保存活用に関する文化財観点と安全性確保の基本的考え方

第1章 万代会館の立地上の重要性

1-1. 防災観点からの重要性

万代会館の立地は、津久井浜海岸から直線距離で約 350m と近接しており、標高(約 14m)は周辺において高い位置にある。また、住宅が密集し周辺道路が狭い環境において、敷地面積約 1240 坪(約 4100 m²)の広さは、火災や地震被害時の防災目的の利用価値が注目される。

たとえば、現在敷地内に防災無線は設置されており、正面入口脇に標高表示はあるが、緊急避難への対応措置はとられていないようである。また、万代会館は茅葺き建物を主体としているので、本来であれば敷地内に消火栓あるいは放水銃等の消火設備を設置すべきであるが、未設置である。近隣にも後設消火栓が少ない現状を鑑みると、万代会館に消火設備を設置し、近隣住民と火災予防や避難訓練を行うことにより、万代会館の消火設備が近隣火災の際にも初期消火に役立つこともあるので、是非地域防災の観点においても万代会館の利活用を検討すべきである。

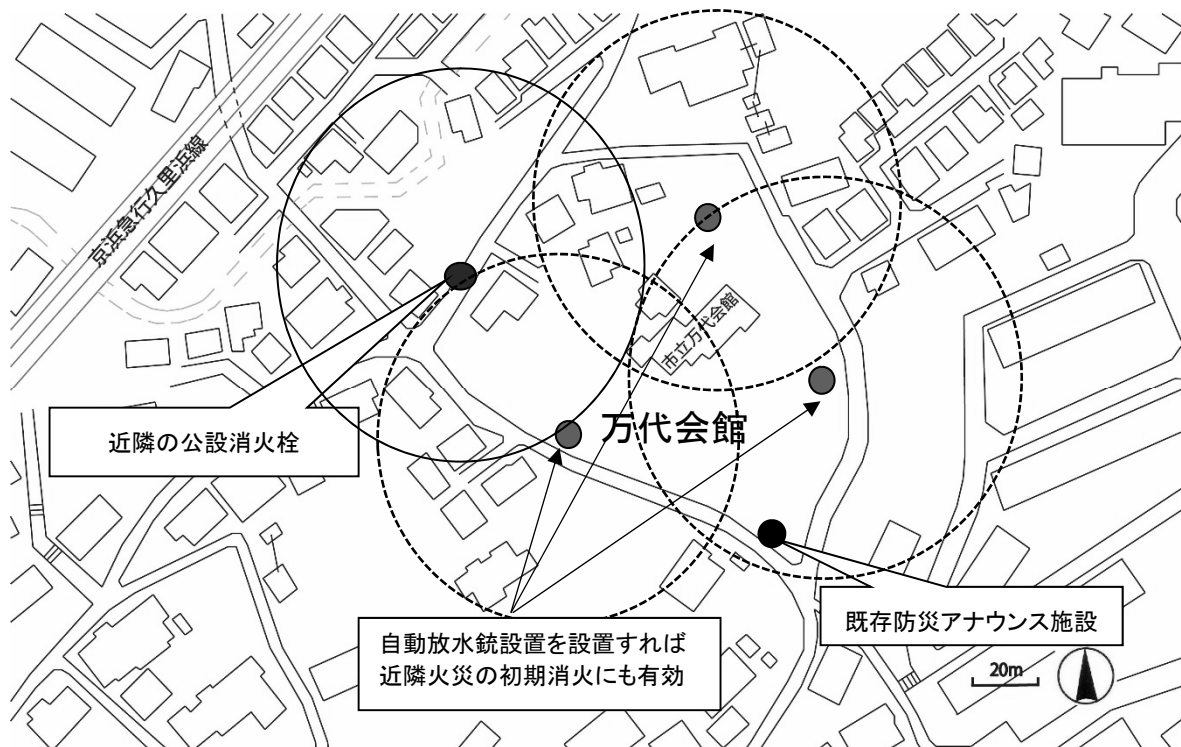
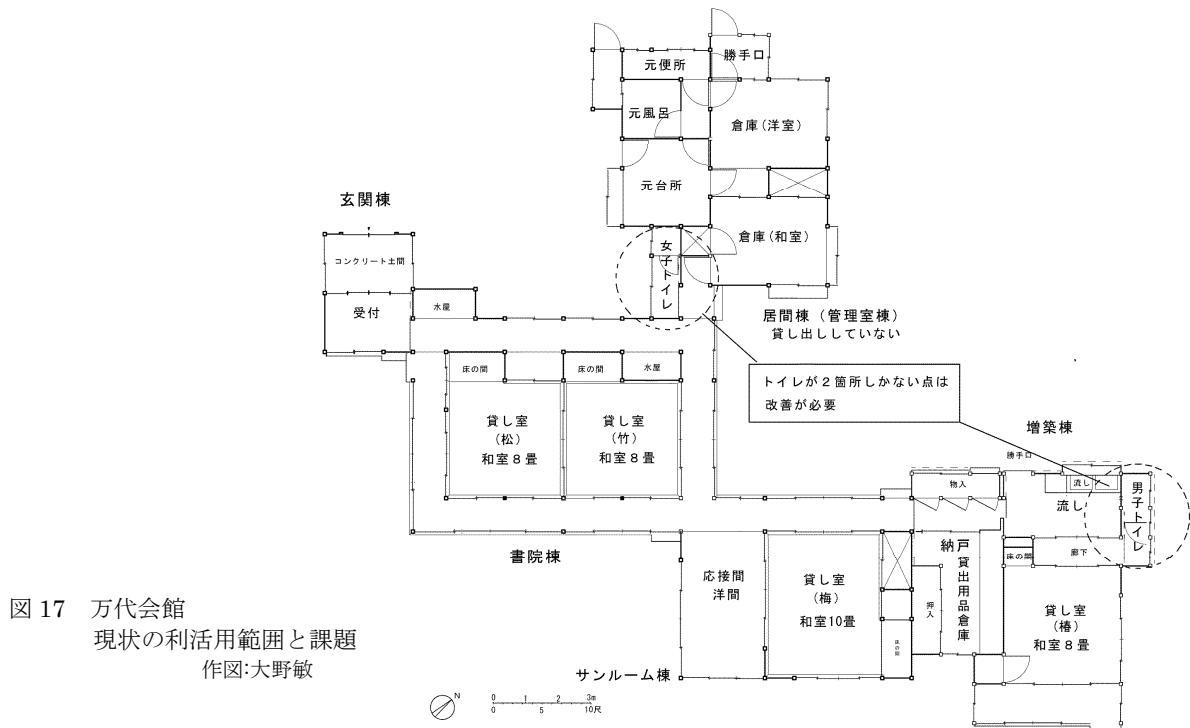


図16 万代会館の防災対応施設としての可能性 ゼンリン住宅地図を参考にしてリライト 作図:鍛冶野泰佑

1-2. 日常活用上の視点

万代会館は、無料の市民開放施設として和風建築の趣を活かした諸活動（華道・茶道・詩歌や俳句・書画・会合）や、庭園を利用した野点や句会などに幅広く利用されている。また、管理人が見学希望者に対応している。建物の利活用は、公開施設化した際に住み込み管理とした時期があり、本来の居間棟は管理人人住居として風呂・台所・便所等の設備を改め、居室も一部洋間化するなど改装した。そして玄関棟は導入と受付場所とし、書院棟の2室、サンルーム棟の2室、増築棟の1室を貸室とし、増築棟の台所を利用者台所に用い、増築棟の附属納戸は貸し出し用具倉庫に用いる。そして住み込み管理廃止後の居間棟は、管理用倉庫として利用している。便所の利用は、住み込み管理時の居間棟便所の位置が奥まっていたため利用せず、書院棟背面の便所を女子用便所、増築棟の便所を男子用に利用している。



ただし、どちらの便所も、戦前の和風住宅に付随する通常規模のため、空間が狭く手洗い場所が十分確保されているとはいえない。しかも用便設備も各場所で大小1基のため（女性用便所では小便器は不要）数が少ない。やはり、恒常的な積極利用を考える上で、一定規模の便所の設置は必要であり、一時避難所的な機能を考える上でも、万代会館には便所施設の充実が必要である。できれば台所施設や浴室などの機能も併せ持った方が望ましい。その場合、万代会館の和風伝統建築として趣を考えると、現状建物における便所機能の整備拡充は限界があるので、新規に設置を検討するのが妥当であろう。また、浴室機能などは居間棟の今後の利用を考慮して検討していくのが妥当であろう。

1-3. 建物の文化財としての重要性和安全性確保の視点

このように万代会館は、横須賀市において希少価値を有する別荘建築遺構として重要であるとともに、公開活用(貸室)施設としての利用実績が高く、この点は今後一層充実させていく必要がある。さらにはこれからは、周辺地域内と連携した防災利用も重要である。そのためには建物の建築史的価値を認識し、その維持継承に努めるだけでなく、防火や日常利用を含めて水道施設と便所の充実が望まれる。

そして施設利用の範囲が拡充すれば当然建物の安全性確保が必要となるが、茅葺きで開放的な木造建築である万代会館は、耐震性能が高いとは思えない。しかも書院棟は現状においても構造的な課題を露呈している（第1編第3章参照）。したがって万代会館の保存継承を考える上で喫緊の問題として、文化財的な価値の持続と耐震性能向上の両面に配慮した対応案の検討・遂行がある。

すなわち、万代会館の建築史上の特徴は大きく見て以下の3点である。

- ①茅葺きの建築が機能毎に独立的に存在し、互いに廊下などの通路部にて接続した雁行配置をとる。
- ②構造は礎石建ての木造軸組みで、壁の少ない開放的な空間を形成する。
- ③各建物は、機能（利用勝手）に応じて部屋の意匠・仕上げに明確な差異が存在する。

つまり、茅葺き・開放的な木造軸組・部屋(建物)の格式に応じた仕上げなどの差異、についてできる限りその特徴保持に（オリジナル部材の存続とともに）努めながら、一方で耐震性能を高めるために、どのような方策が可能かを検討する必要がある。

第2章 万代会館の耐震性能概要

本章は、万代会館の現状がどの程度の耐震性能を有するか、現行の建築基準法施行令の木造の壁量に照らし合わせて検討した。なお、以下の構造検討は詳細部分の調査によるものではなく、意匠調査図から読み取った概算であることに注意されたい。

万代会館は木造の伝統構法による平屋建て建築物で、地震による水平力に対しては仕口部のめり込みと壁の変形耐力によって抵抗している。存在している主な既存の壁は土塗壁である。施行令第46条の土塗壁は倍率0.5で細かい仕様は定められていない。他方、建築基準法告示で倍率1.0～1.5の土塗壁もあるが、告示で定められた仕様と万代会館の仕様の差異が不明であり、本検討は施行令の倍率0.5を用いて行うものとする。

	壁方向	必要壁量(cm)	現状壁量(cm)	充足率	A案補強後の	
					壁量	充足率
居間棟 43.91㎡	南北方向	658.65	489.0	74.24%		
	東西方向	658.65	536.0	81.38%		
書院棟 62.17㎡	南北方向	932.55	267.0	28.63%	979.0	104.98%
	東西方向	932.55	496.5	53.24%	994.9	106.69%
サンルーム棟 39.32㎡	南北方向	589.80	328.5	55.70%		
	東西方向	589.80	363.0	61.55%		
増築棟 37.74㎡	南北方向	561.30	455.5	81.15%		
	東西方向	561.30	273.0	48.64%		

万代会館は前述のように5棟の建物で構成される。それぞれの棟は建築的に接続されているが、小屋組が独立している等、構造は棟毎にある程度独立しており、地震については棟ごとに耐力を確保する必要があると判断した。居室を有しない玄関棟を除いた4棟それぞれの壁量充足状況は表のようになる。

表に示すように4棟の建物はいずれも建築基準法の必要壁量を満たさない。とくに書院棟は壁量不足が顕著である。これは書院棟が庭に面して開放性を重視し、南半分は柱と建具があるのみで壁が存在しないことによるものである。サンルーム棟も類似の状況であるが、サンルーム棟は面積が書院棟の6割程度と小規模であることや、偏心も書院棟ほど顕著ではないことから、書院棟の耐震性能改善が喫緊の課題であると言える。

増築棟と居間棟については壁が多く、壁量も比較的充足しているため、簡易な補強のみによる耐震性能の確保が可能と考えられる。

第3章 万代会館補強案の考え方（書院棟の検討を例として）

3-1. 壁補強による耐震性能向上（A案 図18）

壁量不足が顕著であった書院棟について、耐震改修方法を検討し提案する。

A案は既存の壁を最大限生かしつつ、不足部分を補うことによって耐震性能を建築基準法に適合させた計画である。既存土塗壁の表面に床勝ちの石膏ボードA種を取り付けることによって壁倍率を向上させている(0.5倍→2.1倍)。庭に面する南側については面材を取り付けられる壁が存在しないことから、1間の引き違い障子部分に鉄筋筋交いを設置している。

また、壁の浮き上がりを防止する為に床下には足固めと火打材を追加する必要がある。同様に、小屋組についても調査の上、脆弱な部分に金物等で適宜補強を行うことになる。

補強後の耐震性能は前頁の表の右側に示すように向上する。南北方向は 28.63%→104.98%、東西方向は 53.24%→106.69%となり、建築基準法に定められた最低限の耐震性能を確保できることになる。

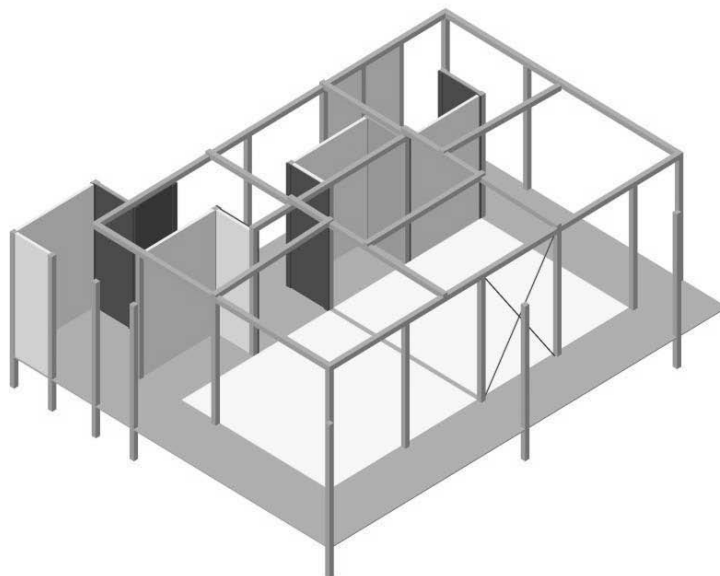
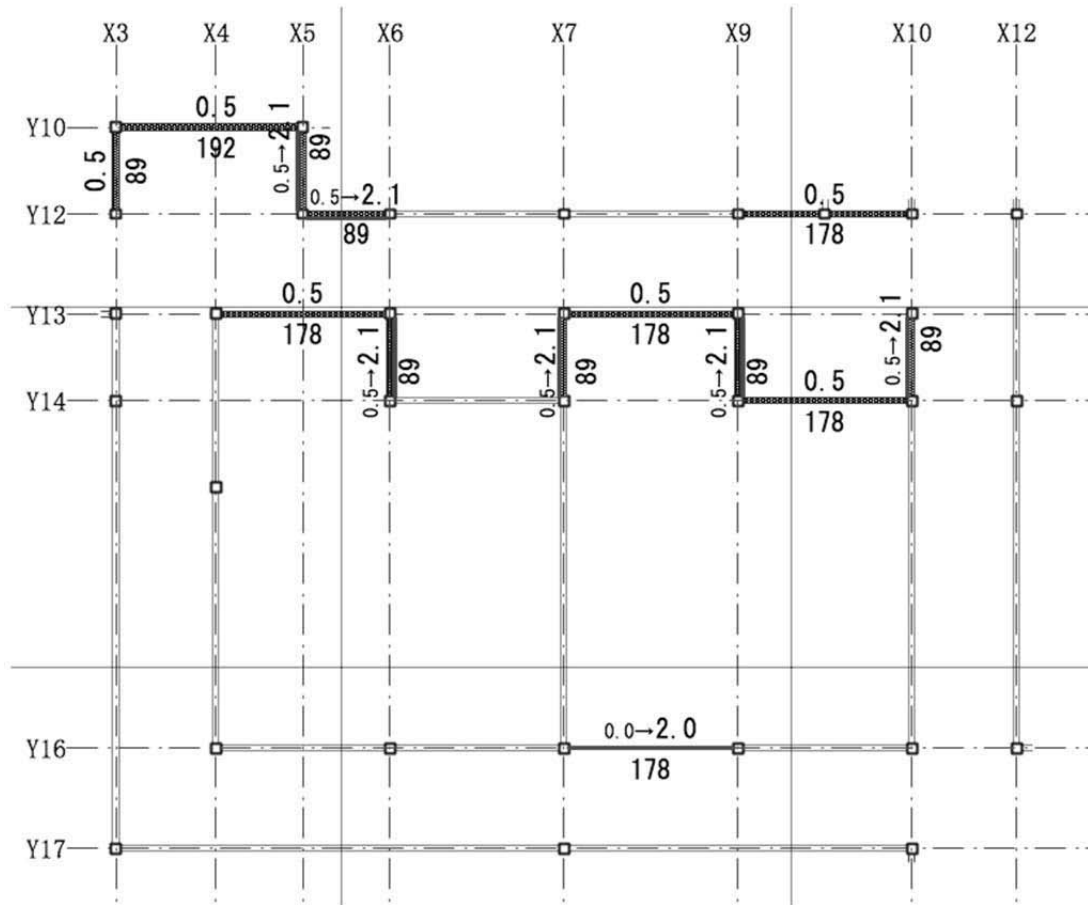


図 18 A案による書院棟における壁倍率と壁配置状況 作図：小畑互平

3-2. 鋼構造による耐震性能向上（B案 図19）

B案は既存の柱梁とは別に鋼製の柱梁を追加設置する案である。既存構造を避けるように設置することによって現状とほぼ変わらない開放性を有することができる。また、鋼材の規格と断面形状の選択によって、耐震性能はさらに向上させることも可能となる。例えば耐震性能を建築基準法の1.25倍（品確法の耐震等級2）とする場合はB案のほうが現実的である。しかし、既存の構造を避けて設置しなければならないことから、工事にあたっては建築物を半解体する必要があり、大規模な現場仮設や工事期間の増大が見込まれ、改修費用はA案より相当上昇する。

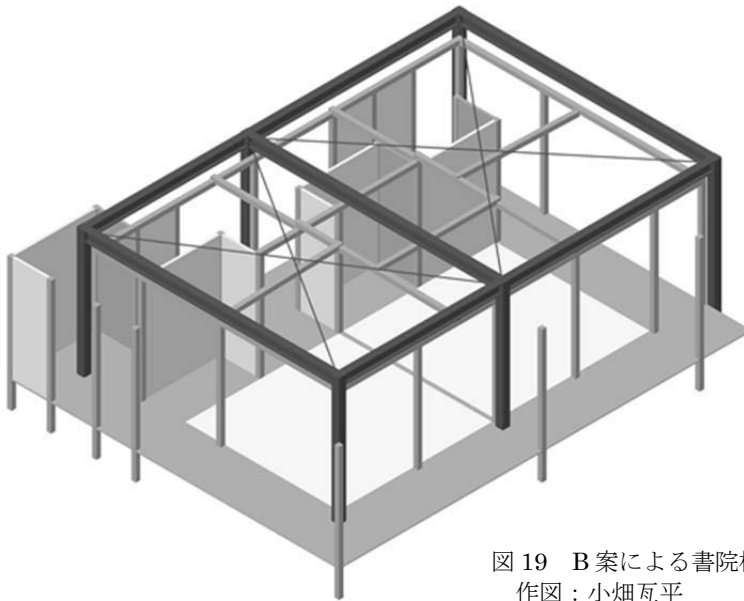


図19 B案による書院棟における鋼製柱梁の設置状況
作図：小畑互平

3-3. まとめ

A案及びB案の特徴をまとめると表3のようになる。

A案は最低限の耐震性能を目指すべく採用される方法で、工事費用が少なく工期が短い点が利点である。しかし開放性の高い南面に耐震壁を設置するので、書院棟の建築的特徴を減じてしまう。また、耐震性能が必要最低限レベルであるため、災害時の避難所的な利用には適していない。

B案は工事費用や工期はある程度かかり、和風の繊細な室内に鉄骨柱が立つので意匠的には違和感がある。ただし南面の開放性は維持でき、確実な耐震性能を確保できるため災害時の避難施設としても期待できる。

なお、複数棟が独立した構造で構成される万代会館には、その建築的特徴を活かして、異なる耐震補強方針を混在させることも提案したい(図20)。すなわち、建物ごとに耐震性能を別個に設定することで、限られたリソースを有効に活用する提案である。建物全体の中でオモテの機能を持つ書院棟とサンルーム棟はいずれも庭に南面し開口部が多い。この開放的な2棟については建築基準法の100%となる最低限の耐震補強とし、意匠的な改変を極力避ける方針を採用する。その一方で、建物全体の中でウラの機能を持つ2棟、居間棟と増築棟は既存壁が多いことから、壁を強化することで建築基準法の125~150%の耐震性能を目指し災害時対応を図る方針とする。万代会館は平面的に広く展開する建築物であり機能ごとに構造が独立しているため、大規模地震時には高機能部分を優先的に守る計画とすることで、オモテ側の意匠性を維持することも有効と考える。

いずれにせよ万代会館の現状の耐震性能は低く、耐震性能向上は必須である。また、4棟の茅葺き建物は各々の利用目的と構造特性がそれぞれ異なるのですが、利活用の方向性に応じて耐震性能向上手法も様々検討して、柔軟かつ適切な改修工事を導き出していく必要がある。

	工事内容	耐震性能	使い勝手	費用	期間
A案	一般的な木工事	100%程度	一部建具開閉不可	安	短
B案	解体組立、鉄骨工事	125%以上可	従前と同様	高	長

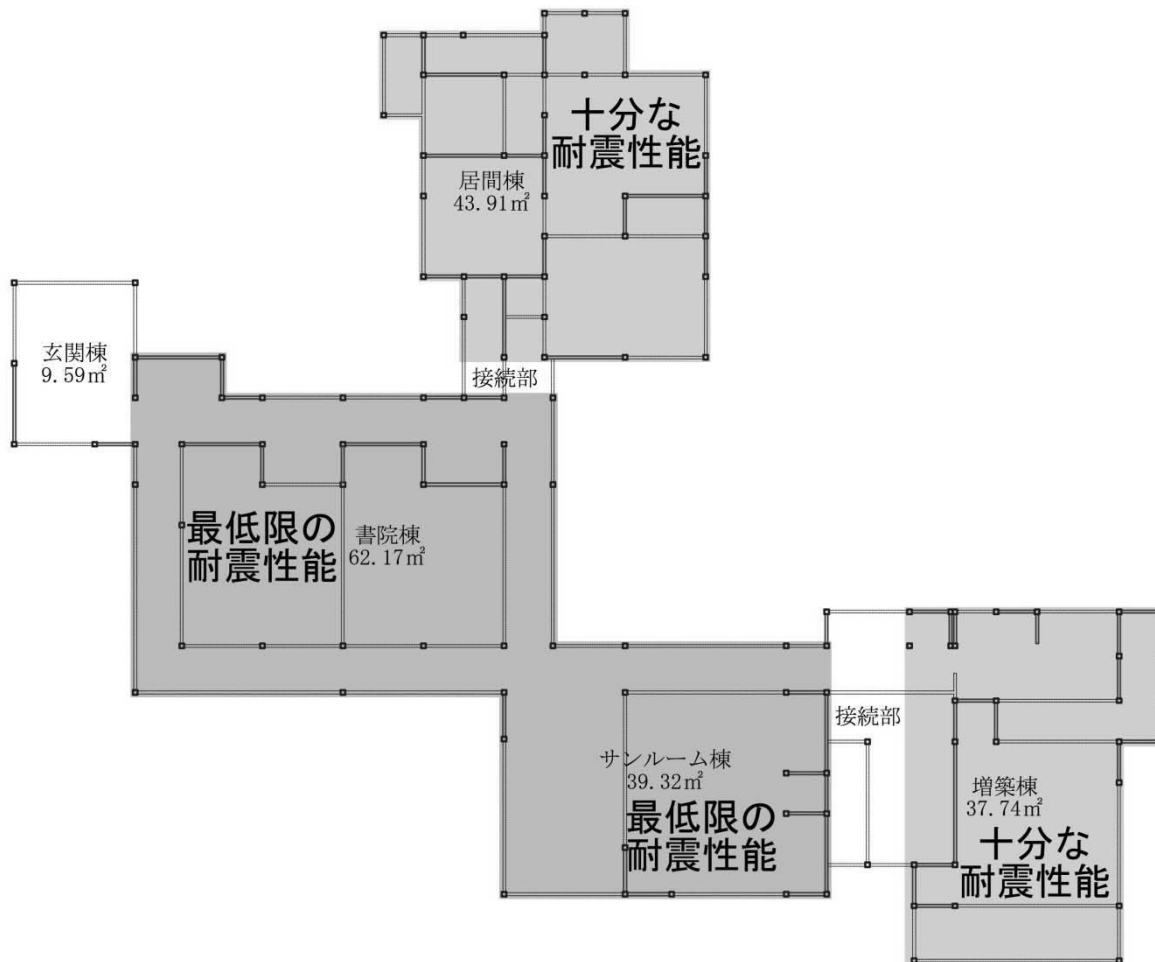


図20 万代会館耐震性能を検討する場合の要求性能の区分案 作図:小畑互平

資料5

2. 横須賀市立万代会館 今後の保存活用に向けた提言 2018

万代会館の存続活動は、万代会館保存活用推進協議会という組織成立に至り、横須賀市が施設廃止計画を見直したことにより、協議会は横須賀市と連携して万代会館の保存活用を担う役割を得た。

一方で、万代会館は耐震性能への懸念により、2018年3月中旬より屋内の公開を中止（外観と庭園公開は継続）しており、早急な整備・活用手法の確定と再公開が望まれる。

こうした事情を背景として万代会館保存活用推進協議会が横須賀進退して提言を行ったものである。

提言は、一刻も早い再開を願っていささか早急な計画提言をおこなったかもしれないが、横須賀市はこの提言を真摯に受け入れてくれ、万代会館を横須賀市指定文化財とし、文化財建造物としての耐震改修工事に向けた準備を進めてくれている。したがって工期や工費の提案は参考にならないが、考え方については参考になるところが多いと考え、冊子そのものをそのまま掲載することとした。なお、今回掲載するにあたって、図5および図9-13に関しては、もとの資料が色刷り区分していたので、網掛けに変更して掲載した。

横須賀市立万代会館 今後の保存活用に向けた提言 2018

北下浦地区の歴史と文化の継承を通じた地域活性化をめざして



横須賀市在住の島貫氏に藁縄の指導を受ける（万代会館プロジェクト 2013年12月）
縄は将来の茅葺き屋根葺き替えの際に利用することを目指して作成した

2018年5月31日

万代会館保存活用推進協議会

緒言

この提言書は、横須賀市立万代会館の今後の保存活用について、万代会館保存活用推進協議会がとりまとめたものです。

万代会館保存活用推進協議会とは、2015年1月に横須賀市が発表した「横須賀市施設配置適正化計画～公共施設の将来構想～」において、10年以内に廃止する施設に位置づけられた横須賀市立万代会館に対して、その存在価値の重要性をもとに横須賀市に対して万代会館存続要望を行った各種団体が連携して設立した団体です。

その構成員は、万代会館周辺の各町会・自治会をはじめ、横須賀市および近郊の建築家、横須賀の建築や文化を発見し伝える活動団体、万代会館に愛着を持ちその維持に協力する団体、日本建築学会関東支部など多岐にわたっています。上記の各種団体が万代会館保存活用推進協議会としてまとまって、横須賀市へ再度保存活用を要望した結果、2017年2月に吉田雄人市長（当時）は、市民の協力が得られることを念頭において万代会館の存続を公表しました。

その流れを受けて万代会館保存活用推進協議会は、存続後の万代会館のあり方について横須賀市に提言することを新たな活動目標としました（この活動は、上地克明現市長に面談してお伝えしてあります）。

すなわち、万代会館の存続価値はどこにあるのか、万代順四郎とはどのような人物だったのか、万代夫妻はどのように横須賀市と関わってきたのか、屋敷内景観の整備と維持管理はどのような基本方針で臨むべきか、建物の維持管理はどのような基本方針で臨むべきか、屋敷と建物の活用はどのような考え方がふさわしいのか、などについて多くの協議・検討を重ね、その結果を提言書にまとめました。

この提言書が、今後の横須賀市立万代会館の新しい可能性、すなわち「市民協働による理想的な歴史・文化・観光拠点化」の実現に向けて活用されることを切望します。

なお、毎回の協議会開催に当たっては、万代会館の所掌課である横須賀市教育委員会生涯学習課の協力を得ました。ここに記して感謝の意を表します。

2018年5月31日

万代会館保存活用推進協議会

会長 根岸 峰夫



農作業姿の万代順四郎(昭和30年頃)



ソニー役員と書院棟前にて(昭和32年)中列右端が順四郎、左がトミ
出典は『在りし日』(昭和39年)より

横須賀市立万代会館 今後の保存活用に向けた提言 2018
北下浦地区の歴史と文化の継承を通じた地域活性化をめざして

目次

緒言

目次

第1章 本提言書の全体構成

第2章 万代会館保存活用推進協議会の活動経緯

2-1 万代会館とは

2-2 万代会館の危機

2-3 万代会館保存活用推進協議会の発足と市長要望

2-4 万代会館廃止計画の見直しと協議会の新たな使命

第3章 万代会館の保存活用に向けた提言1 万代会館の存続価値

3-1 万代順四郎・トミ夫妻のすまいとしての歴史的価値

3-2 茅葺別荘としての歴史的建造物（文化財的）価値

3-3 市と市民が連携して屋敷全体の継承活動を展開していくことの重要性

第4章 万代会館の保存活用に向けた提言2 屋敷景観をどう継承するか

第5章 万代会館の保存活用に向けた提言3 歴史的建造物をどう継承するか

5-1 文化財的価値を明確にする

5-2 建造物の履歴を振り返る

5-3 建造物において継承すべき事柄の整理

5-4 耐震改修の必要性和構造補強検討における基本的考え方

第6章 万代会館の保存活用に向けた提言4 どのような活用が可能か

6-1 従来の利用実態と課題

6-2 今後期待される活用

第7章 万代会館の保存活用に向けた提言5 短期的な展望と長期的な展望

7-1 万代会館保存活用に向けた今後の動きの緊急性

7-2 短期的な展望において必ず押さえておくべき事項

7-3 長期的な展望に引き継ぐべき課題

第8章 おわりに

「付録（文化財指定や登録に向けた必要資料）」

建築の見解、写真、図面

※本書の編集執筆は万代会館保存活用推進協議会における議論を踏まえて大野敏が行った。その過程で横須賀市・万代会館保存活用推進協議会・横浜国立大学大学院生各位から資料提供やご教示をいただいた。ここに記して謝意を表す。
なお、本文中において敬称は省略した。

第1章 本提言の全体構成

本章では、この提言書の全体構成を示す。

まず、「第2章 万代会館保存活用推進協議会の活動経緯」は、万代会館がいかなる成立背景を持ち、どんな経緯で保存活用推進協議会が設立され、なぜ保存活用提言をとりまとめるに至ったのかを記す。

次に第3章～第7章において具体的な提言を記す。

「第3章 万代会館の保存活用に向けた提言1 万代会館の存続価値」は、万代会館の存続価値を、①万代順四郎・トミ夫妻のすまいとしての歴史的価値、②茅葺き別荘としての歴史的建造物（文化財的）価値、③市と市民が連携して屋敷全体の継承活動を展開していくことの重要性、の3視点から述べる。

「第4章 万代会館の保存活用に向けた提言2 屋敷景観をどう継承するか」は、第3章の検討を踏まえ、今後万代会館の屋敷景観を継承していくために、万代順四郎・トミ氏の居宅であった時代を尊重し、実態解明が比較的容易な昭和30年代初期を基本にしつつ、屋敷・建物の本質的価値を尊重することと建物を積極的に活用することの双方に配慮すべきことを述べる。

「第5章 万代会館の保存活用に向けた提言3 歴史的建造物をどう継承するか」は、歴史的建造物としての万代会館に関して、①文化財的価値を認識すべきこと、②建物の履歴を知ること、③建築として継承すべき事柄、④耐震改修の必要性と構造補強検討における基本的考え方、の4視点から述べる。

「第6章 万代会館の保存活用に向けた提言4 どのような活用が可能か」は、従来の利用実態と課題を整理した上で、今後期待される活用のあり方について述べる。

「第7章 万代会館の保存活用に向けた提言5 短期的な展望と長期的な展望」は、万代会館保存活用に向けた今後の動きの緊急性をふまえ、短期的な展望において重要な事項と、長期的な展望に引き継ぐべき課題について述べる。

そして最後に第8章として、上記の提言の内容を再度振り返る。

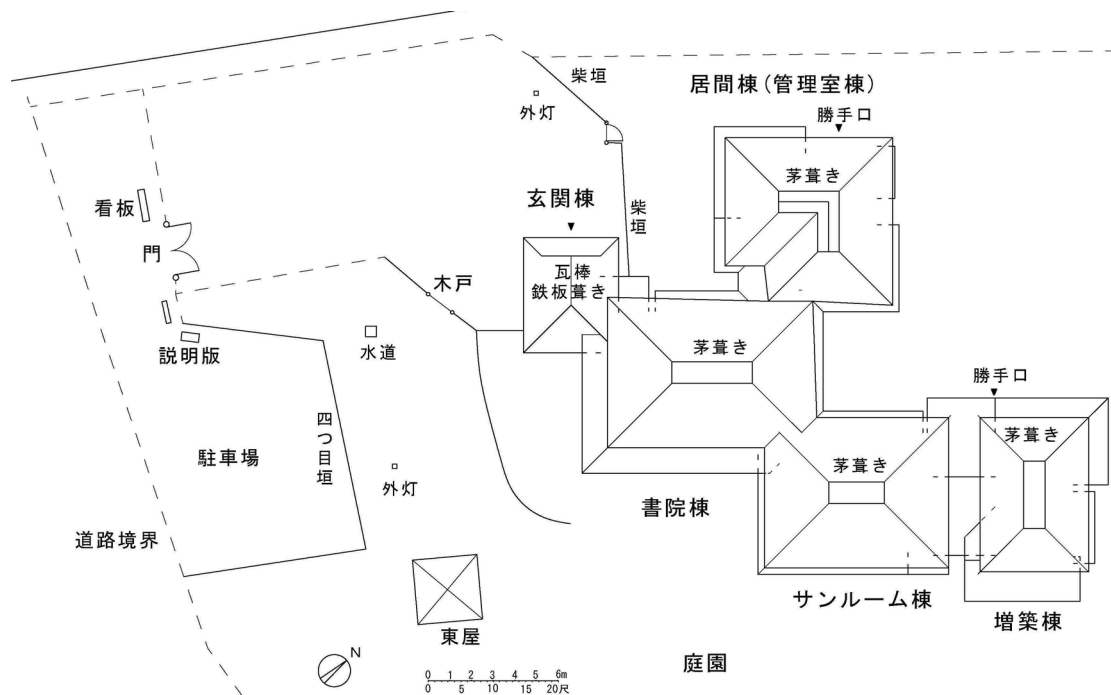


図1 万代会館現状配置図 作図：大野敏

第2章 万代会館保存活用推進協議会の活動経緯

2-1 万代会館とは

万代会館は、横須賀市津久井 2-15-33 に所在する（図 2）。京急津久井浜駅から徒歩約 5 分の好立地で、北下浦海岸に向かって緩やかに傾斜する小丘陵上に約 4100 m²の敷地を有する（標高最高位約 14m）。

もとは実業家・万代順四郎(1883－1959)がトミ夫人と暮らした居宅であった。ただし本来は昭和 3 年頃に完成した別荘建築を、昭和 12 年（1937）に万代順四郎が購入してトミ夫人の病氣療養（転地療法）に利用していたもので、戦後に万代順四郎・トミ夫妻の居宅となった。

昭和 53 年に万代トミ氏から、別荘建築群を含む屋敷地と、今後の施設管理のために多大な有価証券が横須賀市に寄贈され、横須賀市は昭和 54 年に整備工事を行い、昭和 55 年から「横須賀市立万代会館」として、市民の文化・福祉活動に供する無料貸室施設として公開し、庭園も一般開放して現在に至る。

別荘建築としての万代会館は、鉄板葺屋根の玄関棟のほか、4 棟の小規模な茅葺建物が「雁行」とよぶ喰い違った配置をみせる点が特徴で、『新横須賀市史 別編文化遺産』（平成 21 年）において、避寒避暑に適した横須賀の気候と自然環境が生み出した別荘建築文化の重要な実例として高く評価された。すなわち「横須賀市内に展開した初期別荘建築のうち木造として唯一完形を伝える遺構であり、横須賀地域の近代的発展を伝える貴重な文化遺産として重要である」という価値付けである。



図2 万代会館位置図 作図：鍛冶野泰佑（横浜国立大学大学院 2017 年度修了）

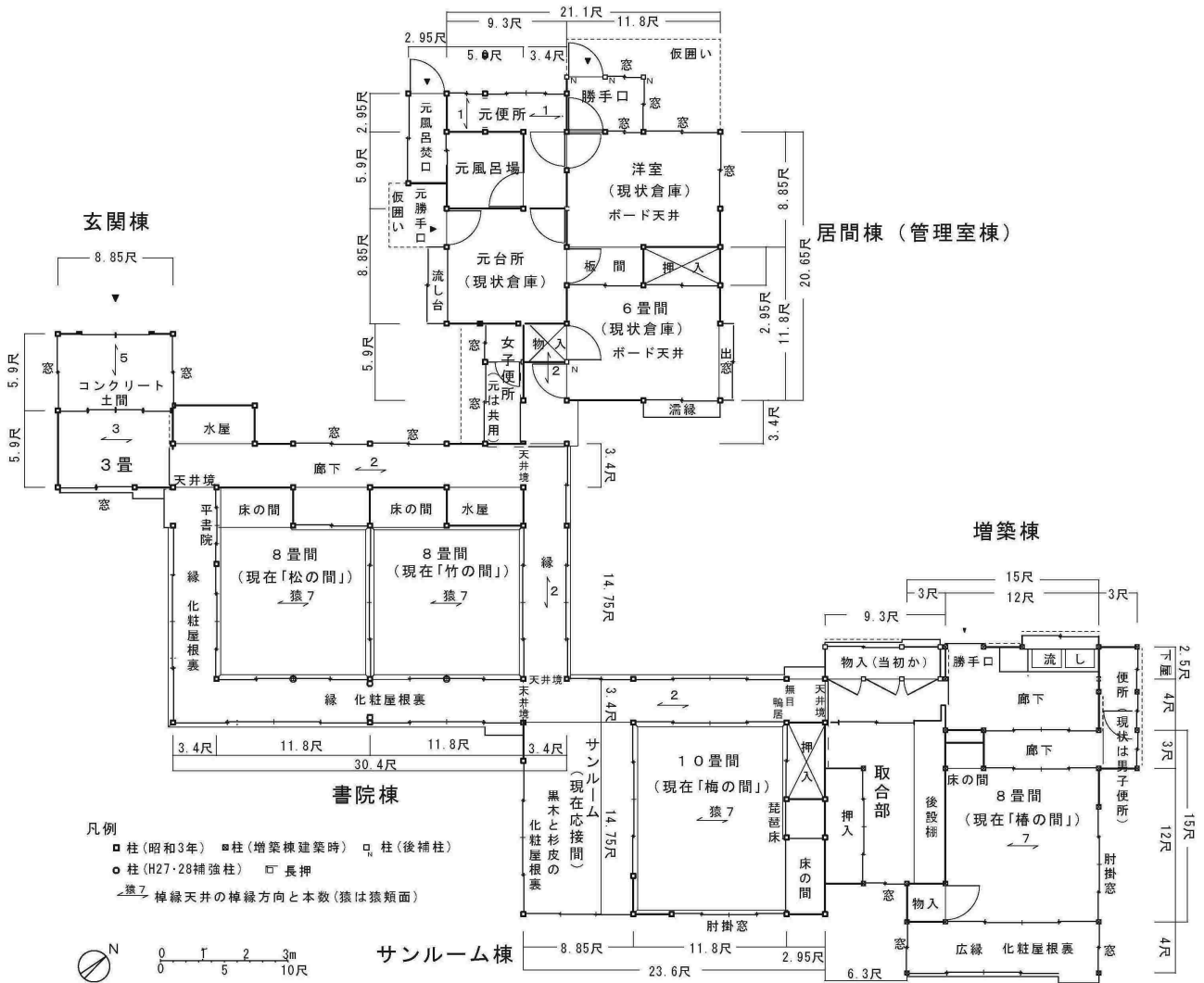


図3 万代会館現状平面図 作図 大野敏

2-2 万代会館の危機

市史文化遺産編での評価とは裏腹に、万代会館が歴史的建造物あるいは文化遺産として重要との認識が横須賀市当局には薄く、次第に維持管理に対する手当も寂しくなっていた。公開当初は夜間時と閉館時対応として住み込みの宿直員を配置していたが、平成17年10月からは閉館時は機械警備に変更して、開館時間帯のみの管理員配置となった。また、公開後10数年を経て茅葺きの傷みに十分対応できずに、市内農家の協力でかろうじて茅葺き修理に着手した経緯もある（平成6年ほか）。

こうした中、平成25年(2013)に横須賀建築探偵団の依頼により一般社団法人神奈川県建築士会・景観整備機構委員会・スクランブル調査隊による万代会館建築調査が行われ、実測図面とともに『万代会館報告書』(平成25年12月)が作成され、歴史的な別荘建築としての重要性が知られるようになってきた。

また、平成24年(2012)頃から茅葺きの雨漏りが顕著になり、建物各所に傷みが目立ち始め、この状態を憂慮した市民からの相談を受けた川崎市の建築施工業者の好意により、市当局の許可を得てボランティアによる万代会館の維持修理活動「万代会館プロジェクト」が平成25年6月に発足した。万代会館プロジェクトは毎月一回のペースで、茅葺き補修、庇鉄板葺き塗装修理、建具建付調整、床垂下部調整、鉄格子塗装、垣根補修、樹木選定など延べ39回、足かけ3年にわたる事業により、建物の存続に寄与した（平成28年(2016)10月第1期終了）。

この万代会館プロジェクトに参加していた横浜国立大学教授の大野敏ほかの有志により、万代会館の建物調査が少しずつ進められていた。こうした最中に横須賀市は「横須賀市施設配置適正化計画～公共施設の将来構想～」(2015年1月)を発表し、万代会館は10年以内に廃止される施設に位置づけられた。大野は、『新横須賀市史 文化遺産編』近代住宅担当の故藤谷陽悦(当時日本大学教授)が横須賀の別荘文化と万代会館の重要性を指摘されていたので、その基本的価値付けをもとに建物履歴と図面を補足する形により日本建築学会関東支部から保存活用要望書提出を働きかけた。これに呼応して

- ・うみべのえほんやツバメ号
- ・神奈川県建築士事務所協会横須賀支部
- ・周辺地域町内会(川尻町内会、下田町内会、仲小路町内会、安戸町内会、県営津久井浜団地自治会)および北下浦地域運営協議会
- ・万代会館プロジェクト
- ・万代会館を愛する会
- ・横須賀建築探偵団

など、横須賀市内の近隣住民はじめ、市民活動団体が市長や横須賀市に対して万代会館の施設存続を訴えかけ、議会への陳情なども展開された。

2-3 万代会館保存活用推進協議会の発足と市長要望

その結果、横須賀市は万代会館存続に関して市民や専門家の意見を聞く場を設ける必要性を認識するに至った。こうした市の動きに対して、上記活動団体は「万代会館を愛する会」会長・根岸峰夫が発起人となって、保存要望活動団体が一同に連携して思いをひとつにまとめて、強く市長に呼びかける体制を作ることで合意した。

こうして万代会館保存活用推進協議会が、平成28年(2016)11月24日に発足した。発起人の根岸峰夫が協議会への参加を求めた団体や個人は、これまで市に向けて万代会館の存続を求めて働きかけてきた7団体と、万代会館周辺5町内会の12団体である。加えてアドバイザーを青山学院大学教授杉浦勢之、横浜国立大学教授大野敏、京浜急行電鉄に打診した。これに呼応して、以下の団体・個人が協議会メンバーに参加してくれた。なお北下浦地域運営協議会はオブザーバー参加、京浜急行電鉄は保存活用が決定した場合に協力する方針であった。設立時のメンバーは以下の通りで、会長に根岸峰夫を選出した。

- ・うみべのえほんやツバメ号
- ・神奈川県建築士事務所協会横須賀支部ほか市内建築家グループ
- ・周辺地域町内会(川尻町内会、下田町内会、仲小路町内会、安戸町内会、県営津久井浜団地自治会)
- ・万代会館プロジェクト
- ・万代会館を愛する会
- ・横須賀建築探偵団
- ・日本建築学会関東支部(歴史意匠専門研究委員会から委員派遣)
- ・オブザーバー:北下浦地域運営協議会
- ・アドバイザー:杉浦勢之(青山学院大学教授)、大野敏(横浜国立大学教授)

そして万代会館保存活用推進協議会は

第1回協議会を平成28年11月24日(木)、第2回協議会を平成28年12月8日(木)に開催し、連合

して吉田市長へ万代会館保存活用要望を行う準備をして日程等を詰め、平成28年(2016)12月20日(火)午前中に吉田市長へ保存活用要望書提出し、その直後に第3回協議会を開催した。

吉田市長は「この件について年度末までに態度表明する」との返事だったので、第4回協議会（平成29年1月16日）、第5回協議会（平成29年2月15日）は、存続を仮定してその後の活動を協議した。

2-4 万代会館廃止計画の見直しと協議会の新たな使命

平成29年2月13日に吉田市長が万代会館存続を表明すると、万代会館保存活用推進協議会は、「存続要望する団体」から「市と連携して存続の具体像を提言する協力者団体」へと存在意義が変化した。

そのため、第6回協議会（平成29年3月27日）において、名称を「万代会館活用推進協議会」と変更する意見も出たが、保存要望の発端が万代順四郎のすまいという歴史的事実と、稀少な茅葺きの近代別荘建築価値の双方であることに鑑み、歴史的価値と文化財建築価値の双方を「保存」し「活用」することを重視する立場を明確にするため、万代会館保存活用推進協議会の名称を継承することにした。

そして協議会内の具体的な活動を活性化するため、「施設保存整備検討部会」と「施設保存活用検討部会」を設けて、相互に連携して今後の保存活用に関する具体的な検討を進めることとした。その後、

第7回協議会 平成29年4月14日

※保存決定記念に「万代祭り」実施し、1637名の参加を得た。

第8回協議会 平成29年5月29日

第9回協議会 平成29年8月8日

第10回協議会 平成29年9月7日

平成29年10月6日 上地市長と面談

第11回協議会 平成29年10月12日

第12回協議会 平成29年10月30日

第13回協議会 平成29年11月28日

第14回協議会 平成29年12月19日

第15回協議会 平成30年1月23日

第16回協議会 平成30年2月27日

第17回協議会 平成30年3月29日

第18回協議会 平成30年4月24日

第19回協議会 平成30年5月22日

と協議を重ね、その間何度も検討部会を開きながらまとめたものが本提言である。

この間、横須賀市長は吉田雄人氏から上地克明氏に交代し、保存活用推進協議会は平成29年10月6日に上地市長に面談して万代会館存続に向けた理解を確認した。

なお、会議場確保や会員間の連絡調整などで、横須賀市生涯学習課が根岸会長を支えてくれた。ここに記して謝意を表します。



第3章 万代会館の保存活用に向けた提言 1 万代会館の存続価値

万代会館保存活用推進協議会の参加メンバーは多様である。

近隣住民の方、生前の万代順四郎を知っている方、万代順四郎を尊敬する方、万代会館の利用者、万代会館近くで活動する中で万代会館の魅力を伝えてくれている方、万代会館の建築に魅せられた方、建築の専門家、万代会館の建築維持に立ち上がった方、茅葺愛好家、など様々な人たちがそれぞれの意志で協議会に加わっている。

したがって協議会メンバーは、万代会館に対する思いが団体および個人レベルでも似ている面があれば、異なる面もある。そしてそれぞれの熱意はいずれも貴重である。また、協議会メンバーではないが、管理記録や資料を丁寧に保管してくれている管理員さんの存在も重要である。こうした様々な人たちの思いや行動から発せられる意見をひとつに集約することは難しいが、万代会館をこれからも継承していくために、協議会メンバーが合意した「万代会館の存続価値」は以下の3点である。

3-1 万代順四郎・トミ夫妻のすまいとしての歴史的価値

万代順四郎（岡山県出身の実業家）の人物像は、『種蒔く人 万代順四郎の生涯』（石川英夫著 毎日新聞社 昭和59年）に詳しい。また、順四郎は母校である青山学院大学において万代基金の創始者として名高い。本協議会もアドバイザーの青山学院大学杉浦勢之教授から万代順四郎に関する講演をいただき、万代会館を愛する会において講演録を冊子化した（「万代順四郎と三井」2018年2月4日）。

これらの内容から、万代順四郎は高德・実直・清廉潔白さが際立ち、かつ人間くさい人物でもあったことがわかる。それゆえに周囲の信頼を得て、昭和初期から30年代にかけて日本の財界において重要な役割（戦前は三井銀行会長や帝国銀行会長、戦後はソニー創業時会長などを歴任）を果たした。

一方、財界人とはいえ別荘生活を指向する人物でなかった順四郎は、病弱だったトミ夫人の療養のため、飲み水が良質で気候が温暖なこの津久井の地に中古別荘を購入し、戦後の公職追放に伴いこの地を夫人とともに居宅として生涯を過ごした。この間、玄関棟と茅葺建物3棟で構成されていた別荘に、もう1棟茅葺建物を増築して兄家族の戦時疎開場所として利用したと伝える。順四郎・トミ夫妻の居宅となってからは庭園を耕作地化して農業にいそしみ、養蜂なども行ったことが知られる。

このように、日本の戦中戦後において重要な役割を果たした財界人が、夫人の転地療法を契機に津久井の中古別荘を購入して横須賀と縁を持ったこと、その人が「横須賀の誇り」として顕彰に値する人物であったこと、その屋敷建物がトミ夫人の好意により多大な有価証券とともに横須賀市に寄贈されたこと、を考え合わせると、万代順四郎・トミ夫妻の別荘・居宅としての歴史的価値を尊重し、その人物像とともに正しく後世に伝えることが大原則と言える。

3-2 茅葺別荘としての歴史的建造物（文化財的）価値

万代会館の建築的価値は、日本建築学会関東支部が2015年8月に横須賀市へ提出した「旧万代順四郎・トミ夫妻別邸（横須賀市万代会館）についての見解」（以下日本建築学会関東支部見解と呼ぶ）によく示されているので、この内容をもとに記述する。なお、万代会館は公開時に「松」「竹」「梅」「椿」などの室名を付しているが、便宜上図1や図3に示した名称を用いる。なお、日本建築学会関東支部見解は万

代会館を旧万代順四郎・トミ夫妻別邸（横須賀市万代会館）と記すが、ここでは万代会館と表記する。

日本建築学会関東支部見解は、万代会館の建築年代を昭和3年(1928)と指摘したことが重要である。すなわち東京の薬問屋・松村某が建てた茅葺き別荘を昭和12年に万代順四郎が取得して、兄家族の戦時疎開を受け入れるために一番奥の茅葺建物を増築したと伝えられていた（石川英夫『種蒔く人 万代順四郎の生涯』）が、松村氏が土地を取得したのは大正11年で、建物登記したのは昭和3年8月である事、その時の建物面積と小屋組内に記された部材番付により一番奥の建物は増築であることを確認した。このことは万代会館プロジェクトの最中に大野敏が調査した結果に基づくものである。

次に万代会館の歴史的建造物としての価値は、『新横須賀市史 別編文化遺産』(平成21年)「第2編 近代建築」(執筆 藤谷陽悦)における指摘が重要である。その要旨は、

1) 横須賀は明治以来皇族・財界人・知識人らの避暑避寒・余暇を過ごす場所として好まれてきた。こうした中、別荘地としての発展は昭和に入ってからと見られ、湘南電鉄の三浦半島における遊覧計画を端緒に展開しはじめた。

2) 横須賀市内に展開した初期別荘建築は、皇族別荘である旧竹田宮邸（1935（昭和10）年の鉄筋コンクリート住宅）、和風別荘として旧小林正直邸（元横須賀市保養所荒崎寮）（1927（昭和2）年、木造瓦葺、1994（平成6）年閉鎖、取り壊し）と万代会館、洋風別荘として旧井上成美邸（1934（昭和9）年、木造瓦葺平屋建、一部残存）がある。このうち、万代会館は、「久里浜村では一部の豪農が明治末頃から茅葺き民家の別荘を構えていた様子であるが、この流れにあるもの」と位置づけられる。

上記1)、2)の観点から見ると、万代会館は横須賀市内に展開した初期別荘建築のうち木造として唯一完形を伝える遺構で、横須賀地域の近代的発展を伝える貴重な文化遺産である。つまり、近代の横須賀は別荘地として潜在力の高さが注目され、その別荘建築文化を伝える歴史的建造物として万代会館は価値が高い。

一方、茅葺建築群を主体とした別荘という観点から見ると、建築意匠上の価値が高く評価できる。

近隣における茅葺建物群による別荘建築の類例は旧伊藤博文金沢別邸（横浜市指定有形文化財建造物）がある。旧伊藤博文金沢別邸は1898（明治31）年頃に伊藤博文が横浜市金沢区野島に設けたもので、建築当時は4棟の寄棟造茅葺の建築（玄関棟・台所棟・客間棟・居間棟）と板葺の湯殿棟により構成されていた。その後、所有が変遷する中で玄関棟・湯殿棟が失われ、台所棟の茅葺屋根は鉄板葺に改造されたが、2005～2009（平成17～21）年に実施された保存修理において、失われた部分が復原された。海岸に面して茅葺の数寄屋風建築4棟が雁行する様子は大変魅力的で、「近在における、明治期の田舎家風意匠を持つ海浜別荘建築のほぼ唯一の遺構」と高く評価されている。万代会館は建築年代において旧伊藤博文野島別荘に約30年およばないが、茅葺主体の当初の建築群構成をすべて留め、増築棟とその取り付け部もほぼ完存し、書院棟とサンルーム棟に数寄屋意匠を強く示し、サンルーム棟の応接間や増築棟の南縁において避暑避寒目的の工夫が認められる点、などが注目される。

このように、万代会館は1928（昭和3）年に建築された別荘建築が原形で、玄関棟と3棟の茅葺建物群が廊下で連なる複合的構成を見せていた。その後、万代順四郎が増築棟を加えて4棟の茅葺建物群構成となったが、北下浦海岸に向かって緩やかに傾斜する庭園に臨んで書院棟・サンルーム棟・増築棟が雁行し、これらの後方に居間棟と玄関棟が連なる景観は、茅葺田舎屋風の素朴さの中に気品を併せ持った数寄屋風別荘の趣をよく伝えている。

その後、横須賀市へ寄贈され公開するにあたり居間棟を中心に改修が加えられたが、基本的な建築構

成や主要部材は変更されずに継承され、現在市内唯一の昭和初期和風別荘遺構となった。また、田舎屋風茅葺別荘の視点で見ると、1989（明治31）年の旧伊藤博文金沢別邸（横浜市金沢区）とともに横浜・三浦地域における別荘文化の広がりを考える上で重要な歴史的建造物である。

以上により、茅葺別荘を原形とする万代会館は、横須賀市内における貴重な文化財建造物といえる。



写真2 昭和30年代の万代順四郎別邸古写真（出典は『在りし日』昭和39年 以下当出典は★で示す）



写真3 横浜市文化財として復原修理が行われた旧伊藤博文野島別荘 茅葺の維持復原に積極的に取り組んだ

3-3 市と市民が連携して屋敷全体の継承活動を展開していくことの重要性

そもそも万代会館の設立自体、横須賀市が市民の文化・福祉・芸術・憩いの場として広く活用してもらおうことを意図したものである。その初期整備費やその後の管理費は万代トミ氏寄贈の資産が利用されたとはいえ、万代家から寄贈された家屋敷を横須賀市が昭和55年以降、貸室施設・庭園散策施設として無料で公開してきた実績は高く評価される。

この間、茅葺修理が危機的状況に陥った平成6年には、市内農家の方々が数年間協力して屋根修理が成就した歴史がある。また、平成25年6月から着手した万代会館プロジェクトは、茅葺屋根の部分修理や建物・屋敷まわりの軽微な維持修理に関して、専門家の指導を得られれば市民ボランティアによる実施が可能であることを示した。そして、今回の万代会館存続危機に際して、日本建築学会関東支部や建築士および大学関係者などの専門家だけでなく、北下浦地区住民自治会はじめ横須賀市内で文化活動を展開するグループや万代会館に関心を持つ市民グループ、延べ12の団体と個人が万代会館保存活用推進協議会を組織したことは、万代会館の保存継承に向けて横須賀市と連携する契機として重要である。

このように万代会館は、横須賀市が万代家の好意に応じて市民利用施設として貴重な茅葺き別荘を引き継ぎ、その維持管理や保存に向けて市民との幅広い連携をはかって今日に至っている。公共施設の維持管理について、行政に頼るだけでは限界が顕在化している現在、市と市民が連携して万代会館の建築と屋敷全体の継承活動を展開することが可能な条件を備えている点は、きわめて重要である。



写真4 万代会館プロジェクトの様子(左：書院棟・サンルーム棟正面の屋根修理、右：書院棟背面) 撮影 大野敏



写真5 万代まつり 2017年5月 左は三澤幸子さん提供、右は横須賀市提供)

第4章 万代会館の保存活用に向けた提言2 屋敷景観をどう継承するか

ここでは、万代会館の屋敷景観をどう継承していくべきかを提言する。第3章において指摘した万代会館の存続価値に照らし合わせると、以下の2点を尊重した屋敷景観継承が基本となる。

- ・万代順四郎・トミ夫妻のすまいとしての歴史的価値
- ・茅葺き別荘としての歴史的建造物（文化財的）価値

万代順四郎・トミ夫妻の別荘および居宅時代の屋敷景観は、詳しい履歴がわかっていない。昭和12年の取得以後から昭和22年頃までは別荘として利用し、昭和22年以降は住居として利用した。そして、昭和20年代末～30年代頃の写真により建物前面の植栽の様子や屋敷内に畑を設け養蜂設備を配置していたことが判明する。建築は別荘取得時に玄関と茅葺建物3棟の4棟構成であったが、戦時中に兄家族の疎開用に茅葺建物が1棟増築されたらしい。そうすると屋敷内に畑を設けたのは戦時中の可能性もあるが、現在のところ資料不足で詳しい事情は不明瞭である。

したがって、今後の課題として、別荘取得時から昭和20年代くらいまでの屋敷景観を明らかにするための資料収集や聞き取り調査を継続していく必要がある。そして当面の屋敷景観の維持継承の基本は、古写真や聞き取りで情報が確かめられる昭和30年代初期とすべきである。特に植栽については、現在の景観はサンルーム棟と増築棟南側の植え込みが大きく成長して眺望が遮られている。また松の配置が大きく変化しているようで、茅葺建物近くに生えてしまった松の落葉が屋根の傷みを早める原因になっている。こうした点に十分配慮が必要である。一方、前庭部分を畑に再現するか否かは、庭園の活用手法によって考える必要がある。説明版やサインを工夫することで畑だった頃の状況を伝える工夫を行うことは必要だろうが、実際に畑の再現を最優先すべきか否かは十分な検討が必要であろう。

なお、建物構成は増築棟建築以後変化ないが、万代会館として整備した昭和54年に居間棟（管理室棟）外観は変化した。したがって昭和30年頃の屋敷景観を尊重すれば、居間棟外観は昭和30年代形式への復原が原則となるが、この点も畑の再現と同様、建物の活用を視野に入れて検討していく必要がある。

すなわち、万代会館の屋敷景観を継承していくために、万代順四郎・トミ氏夫妻の居宅時代を尊重することを第一とする。そして居宅時代の屋敷景観解明を念頭におき、当面は実態把握が比較的容易な昭和30年代初期（写真2.6.7など）、屋敷・建物の本質的価値の維持と公開活用手法のあり方の議論を踏まえて、整備が必要な部位の優先順位付を行い、可能な部分から整備を進めていくべきである。



写真6 青山学院大学教授アイグルハート氏夫妻の帰国に際して招待（昭和28年）
サンルーム棟前の植栽の様子がわかる。 出典は★



写真7 自邸内を畑として利用している様子
左は南庭での農業風景、右は裏庭でのキュウリ栽培風景
（撮影年代は昭和30年代初期か） 出典は★

第5章 万代会館の保存活用に向けた提言 3 歴史的建造物をどう継承するか

5-1 文化財的価値を明確にする

歴史的建造物としての万代会館の価値は、第3章2項に記した通りである。すなわち、万代会館は単なる木造の貸室利用施設でなく、横須賀の別荘文化を伝える稀少な存在である点、昭和初期の茅葺別荘形式（一部増築あり）がほぼそのまま存続する点において、文化財建造物として十分な価値を持つ。

したがって万代会館の建物継承にあたっては、まずその文化財的価値を明確にしておく必要がある。

そのためには、まず横須賀市の文化財審議会に相談して、どのような文化財区分が妥当か指導・助言を受けることが前提となろうが、保存活用推進協議会としては以下のように提言したい。

まず、文化財区分毎の特徴は概ね表1のようにまとめることが出来る。この中で、近い将来に実現の可能性があり、文化財的価値が顕彰され、当該物件の保存継承に対して何らかの優遇措置が得られるものは、①国登録有形文化財、②横須賀市指定文化財、③その他条例による景観重要建築物類、の3区分となろう。

作成は大野敏：各項目は概要を示したもので、詳細の内容は各項目の要項等を参照されたい						
※万代会館はすでに市有財産なので、市指定文化財化しても横須賀市が維持する点は同じ						
区分名称	国指定重要文化財	県指定文化財	市指定文化財 ※	国登録文化財	よこすかの市民文化資産	その他条例による特定景観重要建築物など
主旨	日本を代表する歴史的建築資産を保護	県を代表する歴史的建築資産を保護	市を代表する歴史的建築資産を保護	優れたあるいは地域に親しまれた歴史的建築を顕彰	地域の文化資産を顕彰	茅葺や伝統木造などの歴史的建築手法の継承に対する方策
価値評価の厳格性	最高位	国に準じる	高位	比較的緩やか	比較的緩やか	価値付は様々（景観的価値も重視）
文化財としての周知	全国的に周知・注目	全国的に周知・注目	全市的に周知・注目	全国に周知（登録プレート授与、文化庁データベース）	市内に周知（HP紹介、リスト公表）	地域周辺に周知
保存の厳格性	厳格	比較的厳格	比較的厳格	比較的緩やか（外観の1/4以上改変届出）	緩やか	比較的緩やか
活用に対する意識	価値維持の範囲で奨励の方向に進みつつある	文化財審議会の意志により様々	文化財審議会の意志により様々	活用推奨	活用推奨	活用推奨
維持経費支援	◎ 補助は手厚い 国からの補助50%以上、 県補助は微妙	○ 修理費補助有 （県からの補助）	○ 修理費補助有 （市からの補助 ※）	△ 美装化支援、修理の 設計監理費補助有り （国からの補助）	▲ 市民文化資産保存振 興基金による	▲ 条例により定める場合 もある
建築基準法摘要	適用除外	適用除外可能（建築審査 会の同意必要）	適用除外可能（建築審査 会の同意必要）	原則摘要	原則摘要	適用除外可能
必要な耐震性確保	活用程度に沿って要検討	活用程度に沿って要検討	活用程度に沿って要検討	活用程度に沿って要検討	活用程度に沿って要検討	活用程度に沿って要検討
課題	指定・保存とも厳格	補助額に限度あり	補助額に限度あり ※	財政支援 中～小	財政支援極小	条例制定が必要
総括	▲ いずれ可能性はある が、現段階では難しい	▲ いずれ可能性はある が、現段階では難しい	◎ 現状価値と今後の修理 （伝統工法の維持継 承）を考えると最妥当	○ 価値は満たしており 必要資料は準備可能だ が、建基法適用が課題。 伝統工法の維持に課 題。	▲ 十分可能だが、維持継 承のための有効な支援 は少ない	○ 近年注目される歴史 的建築存続策だが、自治 体内での理解と意思統 一が必要

①国登録有形文化財は、「国が認めた文化財」としてアピール効果が高く、活用を前提とした緩やかな保存を認めており、手続きに要する必要書類も比較的簡略なため、「身近な文化財」として全国に普及している（全国で1万件を超えた）。数年間で登録有形文化財件数を100件以上達成して、一躍全国的に有名になり、あわせて重要伝統的建造物群保存地区（町並保存地区）に選定された町もある。一方、課題は財政的支援が限定されること、および建築基準法の適用除外とならないため茅葺や石場建（礎石の上

に直接柱が立つ伝統工法）を継続するためには小規模修繕を継続するなど工夫が必要なことである。

②横須賀市指定文化財の場合は、横須賀市を代表する文化遺産価値の有無について、文化財審議会による十分な審議検討が前提となる。通常、市指定文化財は維持修理に対して市からの助成することがあるため、当局は財政的理由から建造物指定を躊躇する可能性がある。しかし万代会館は市有であるため、その維持継承はすでに横須賀市が責任を持つ状態にある。したがって万代会館の場合は、純粋に市指定文化財基準を満たすか否かだけの判断を仰げばよいことになる。市指定文化財であれば、建築基準法第3条により、大規模修繕にあたって伝統工法を継続することも可能となる。この場合は、建築審査会の同意を得るという条件が付くが、その同意条件はおそらく「安全性確保（耐震性および茅葺屋根の火災予防）」が考えられる。安全性確保は現在横須賀市も検討中であるため、対応は十分可能と見込まれる。

③その他条例による景観重要建築物類の場合は、地元公共団体（横須賀市）が条例により一定の基準を満たした歴史的建造物について伝統工法の存続を認める制度である。必ずしも文化財的基準を満たしていなくても、伝統工法を継承できる可能性があり、町並景観などを維持継承するために有効な手法として近年注目されている。近隣では横浜市、鎌倉市がすでに実施している。

以上のように、上記3つの手法はそれぞれ特徴があり優劣は決めがたいが、文化財的価値を顕彰すること、伝統工法を継続すること、の双方を重視するならば、横須賀市指定文化財を最優先に検討すべきである。その次に検討すべきは国登録有形文化財といえる。その他条例を適用は、伝統工法維持を最優先させる必要がある場合の手法として位置づけるべきである。

なお、市指定文化財、国登録有形文化財、その他条例適用、のいずれの手法を目指す場合でも、当該建造物に関する基礎資料、すなわち関連図面および建築評価が必要である。万代会館の場合は、すでに日本建築学会関東支部見解や「万代会館報告書」において基礎的図面と建築評価が示されており、横須賀市も建築基礎調査を平成29年度に実施済である。したがってこれら既存成果を利用して、国や横須賀市へ働きかけを行う事ができる。通常こうした調査費用は、十数万円～数十万円かかると見込まれるため、その経費を新たに計上することなく行動できる点において、万代会館は有利である。

5-2 建造物の履歴を振り返る

次に万代会館の建造物履歴を再度振り返ってみる。創建は1928年（昭和3年）で、この時は鉄板葺屋根の玄関棟と3棟の茅葺建物の4棟構成の別荘建築であった。3棟の茅葺建物は玄関から連絡する書院棟をはじめ、書院棟の東南に連絡するサンルーム棟、書院棟の東北に連なる居間棟（管理室棟）であった（図3参照）。書院棟は8畳の座敷2室の4周に縁側をめぐる接客用の部屋である。居間棟は台所・居間・寝間・便所を備えた生活部分である。サンルーム棟は10畳座敷の西側に6畳大のサンルーム（日当たりの良い前室）を備えた奥室で、主人の書斎を兼ねた最上質の部屋である。

その後、万代順四郎が1933年（昭和12年）にこの別荘を取得した。順四郎は日当たりと眺望が最も良いサンルーム棟（特にサンルーム部分）をトミ夫人の病気療養に充てたものと推察される。さらに順四郎は、兄家族の疎開のためにサンルーム棟の東に台所と便所を備えた茅葺きの増築棟を加えた。その時期は戦時中（昭和16年頃か）と推察される。

昭和22年以降は、万代順四郎・トミ夫妻の居宅となり、夫妻は農業を行いながら清貧に暮らし、順四郎は請われて財界復帰した後も、その生活スタイルを変えなかったという。したがってこの間に建物に関して大きな変化はなかったと思われる。

そして横須賀市に寄贈された後、万代会館として公開するための改修が行われた（昭和 54 年）。そこでは夜間の宿直管理に対応させるため居間棟の居住環境を改装し、縁側の床板整備、書院棟の造作の一部改造、増築棟の台所やトイレの改修、などを行った。最も顕著な改装は居間棟（管理室棟）で、基本的な間取りと規模に変化ないが、台所・風呂・便所などの設備関係の刷新や台所や居間部分の内装を現代風に改装して宿直員の居住に配慮した。また、外回りの建具や畳なども刷新したようである。そして玄関棟を受付とし、書院棟の 2 室は「松の間」「竹の間」、サンルーム棟の 10 畳和室は「梅の間」、増築棟の和室は「椿の間」として無料貸し室とし、サンルームはロビー的な利用に供し、万代順四郎夫妻の肖像を掲げた（肖像は、本来町内会館にあったものを平成 10 年 8 月以降万代会館に移した）。

5-3 建造物において継承すべき事柄の整理

万代会館の建造物履歴に注目すると、以下の 3 つの画期を認めることができる。

- ① 4 棟構成の創建時の状態で、昭和 12 年以後は万代順四郎が所有した。：昭和 3 年～昭和 16 年頃
- ② 万代順四郎が増築棟を加えて 5 棟構成として以後、万代家が利用した状態。：昭和 16 年頃～昭和 53 年
- ③ 横須賀市が寄贈を受けて公開のために改修を加えて維持してきた状態。：昭和 54 年以後

そして万代会館の建造物を継承していく上での時代想定は、「②を基本としながらも、活用に配慮して原理主義的な復原には固執しないことを前提とすべき」ことは前章で指摘したとおりである。その前提にたつて、建造物における継承すべき事柄を具体的に提示してみる。

玄関棟は本来土間と 3 畳室で構成されているが、管理員さんの居場所でもあるため机等の什器は引き続き必要である。受付に関しては玄関脇奥に増築する事も協議会で検討したが、歴史的な茅葺建造物に増築することは建築基準法上困難を伴うし、1 名の管理員さんが来館者の受入や屋内への案内および庭園誘導などを行うには玄関位置で行うのが最も合理的である。その一方で、後述のように居間棟(管理室)にバリアフリーの出入口やトイレを設置した場合、むしろ受付を同じ位置に設けた方が管理しやすく玄関も本来の形式で継承することが出来る。このことは十分検討すべき事柄であろう。

8 畳座敷 2 室をもつ書院棟は、個別で使うことも 2 室を広く使うことも可能で、縁越しに望む庭園の眺望も活かしたい。サンルーム棟は最上質の 10 畳座敷と明るく眺望の良いサンルームからなり、特にサンルームは万代順四郎がトミ夫人の転地療法上最も重視した空間と推察される。増築棟は 8 畳 1 室だが南縁（広縁）越しに眺めと日当たりが良く、流しとトイレが近いので利活用上便利である。そうなるこの 3 棟 5 室は、サンルーム棟をサロニック的に使って万代夫妻の顕彰空間に充て、残り 4 室を現状のように貸室的に用いるか、サンルーム棟全体を一般見学用に確保し万代順四郎・トミ夫妻を顕彰する展示空間化することが考えられよう。

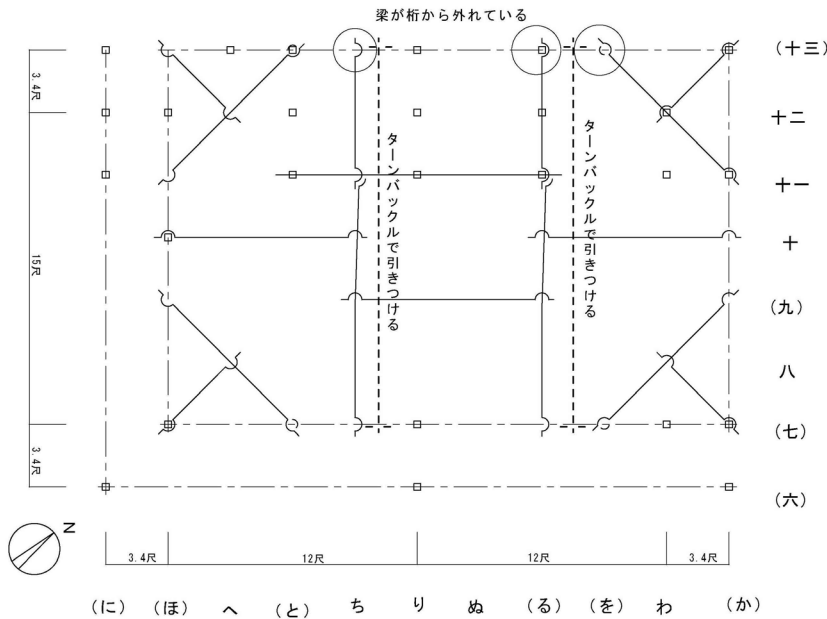
一方、居間棟（管理室棟）は、横須賀市寄贈後に改装された部分が多いのでここを無理に復原せずに、身障者用の出入口やトイレを設置し、台所部分の設備を復活させ、台所と居間を飲食可能な空間として整備することも考えられるだろう。また、サンルーム棟と増築棟の取り合い部は、本来も物置的空間として利用したであろうし、現在も同様で、今後も利活用のために利用するのが妥当であろう。

このようにみると、基本的に本来の形式を変えずに利用する空間として、玄関棟、書院棟、サンルーム棟、増築棟があり、今後の積極的な利活用のために敢えて改装された状態を復原せずに新機能を加える空間として居間棟（管理室棟）を考えるのが妥当であろう。またサンルーム棟と増築棟の間の取り合い部も、比較的本来の形式にこだわらずに活用を優先できる空間である。

5-4 耐震改修の必要性と構造補強検討における基本的考え方

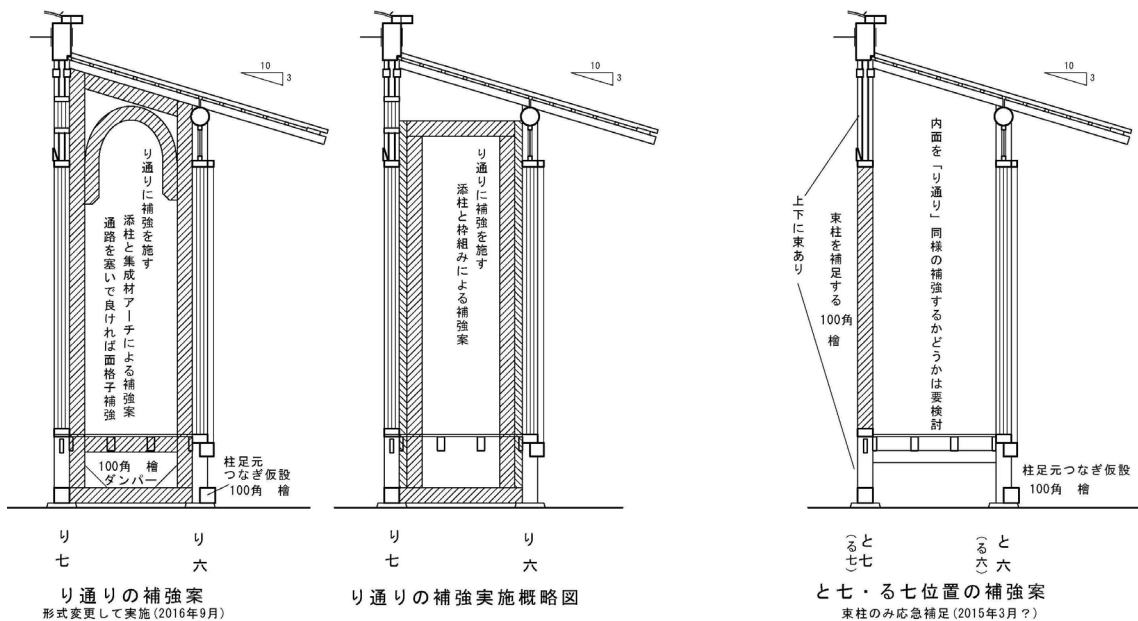
万代会館に構造的課題があり、書院棟は南側柱列を中心に傾斜が目立つことは万代会館プロジェクトにおいて確認済みで、横須賀に対し応急補強の必要性を提言した（2015年2月 図4）。そして横須賀市は同年3月と翌年9月に応急補強を施した。これにより、地震時における最低限の対応はできたと考えるが、万代会館の今後の保存活用を考える上で耐震性能向上は重要な課題であることは変わらない。

そのため横須賀市は、存続が決まった万代会館の耐震性向上について、2017年度に建築概要調査、2018年度に耐震診断、2019年度に耐震補強設計、2020年度に補強工事実施、で取り組む方針をたてた。



万代会館書院棟 梁伏図（応急補修案）

調査者 大野敏 白川葉子 藤井ゆかり 梶浦 市川茂 2015年2月14日



万代会館書院棟 軸組の応急補強提案 2015年2月 作図 大野敏

図4 万代会館書院棟の軸部傾斜等に伴う応急補強提案図（上：桁の引き付け案、下：縁側の補強案）

そして横須賀市は2017年度調査結果を受け、大地震時に利用者に危害がおよぶ可能性が高いとして、当面（耐震性が向上するまで）の間、万代会館の内部見学および室内利用を休止した（2018年4月3日）。確かに現状の万代会館は耐震性能に課題を有することは明らかで、安全性を確保する上で上記の判断は妥当と言える。一方で、従来広く市民に公開されてきた貸し室施設としては、今後の建物に対する手当の方法と工期の見込み、および建物が利用できない期間において万代会館の存在をどのように市民に知らせ、その間の庭園公開など限定的とはいえ施設がどのように利用できるのか周知していく責任がある。

協議会が入手した情報によると、現在の横須賀市の方針としては今後3年間建物耐震性向上に向けた取り組みが行われる予定で、その対応とともに万代会館の保存活用に関する諸工事も進捗することになる。したがって本提言も万代会館耐震性向上検討における基本の方針について示しておきたい。

文化財的価値を有する木造建築の場合、耐震性能向上の基本的な手法として以下の3つが考えられる。

①基礎で対応する方法。

②木造骨組を強化する方法（壁体の工夫、添柱、免震ダンパー、水平構面強化など）。

③鉄骨構造を援用して軸組を支える方法。

そして、当該建物の建築実態と地盤実態、および建物に求める耐震性能に基づいて、具体的な耐震補強手法（おもに上記3点）を種々検討し最終案へ導く。この際に重要なのは、建物のどの部分は本質的価値を尊重し、どの部分は補強を付加しても良いかという判断である。その判断根拠となるのが建物の文化財的価値に対する理解と、その建物をどのように活用したいのかという明確な意志である。

たとえば上記①の基礎手法において、現状（独立礎石を地面に据え付けただけ）よりも、建物の基礎面全体を鉄筋コンクリートのベタ基礎や地中梁構造とすれば建物への地震力伝達が均質化されて有利となる。しかし地下に重要な遺跡が存在する場合や、横須賀の別荘文化を伝えるために基礎もオリジナル存続を優先するなら、基礎は必要箇所のみモルタル補強程度に留めることになる。また、基礎を免震化することも選択肢としてあるが、地中の遺構が壊滅することと、免震基礎の移動量の調整（クリアランス）、設置コスト・維持コストを考えると、早計には選択できない。

一方、上記②で耐力壁を増加させる場合、どの開口を犠牲にするのかの判断は、開放性の高い別荘建築の場合は重大である。こうした場合、開口部の上下部分で補強が可能か検討することも重要であるし、見栄えが大きく損なわれるが③の鉄骨造を援用した構造補強の選択を検討すべき場合もありうる。

いずれの場合も、文化財的価値を持つ建築に対する構造補強（耐震性能向上）は、あくまでも本来の建築を支えるための仮の手当であり、より良い補強手法が将来出現した場合は置換可能であること、そして補強が不要となった場合は本来の建築形式に戻せる可逆性を前提に議論を進めることが重要である。こうした観点で万代会館における耐震補強の考え方を示したのが図5である。

なお、建築基準法（昭和25年制定）以前に建築された建造物の場合、基準法が想定する建築とは構造形式が一致しない場合が多い。万代会館の場合も礎石建と茅葺という伝統木造工法をもつ歴史的建造物であり、建築基準法とどのように摺り合わせを行うかについては、別途検討する必要がある。

この件に関して本提言は、万代会館の文化財的価値と安全性確保を優先する立場から、市指定文化財化して建築基準法の適用除外措置を得て礎石建や茅葺の伝統工法継承をはかり、構造補強は必要な措置を別途講じる立場を主張する。この手法が工期・工費においても有利であることは第7章で記す。

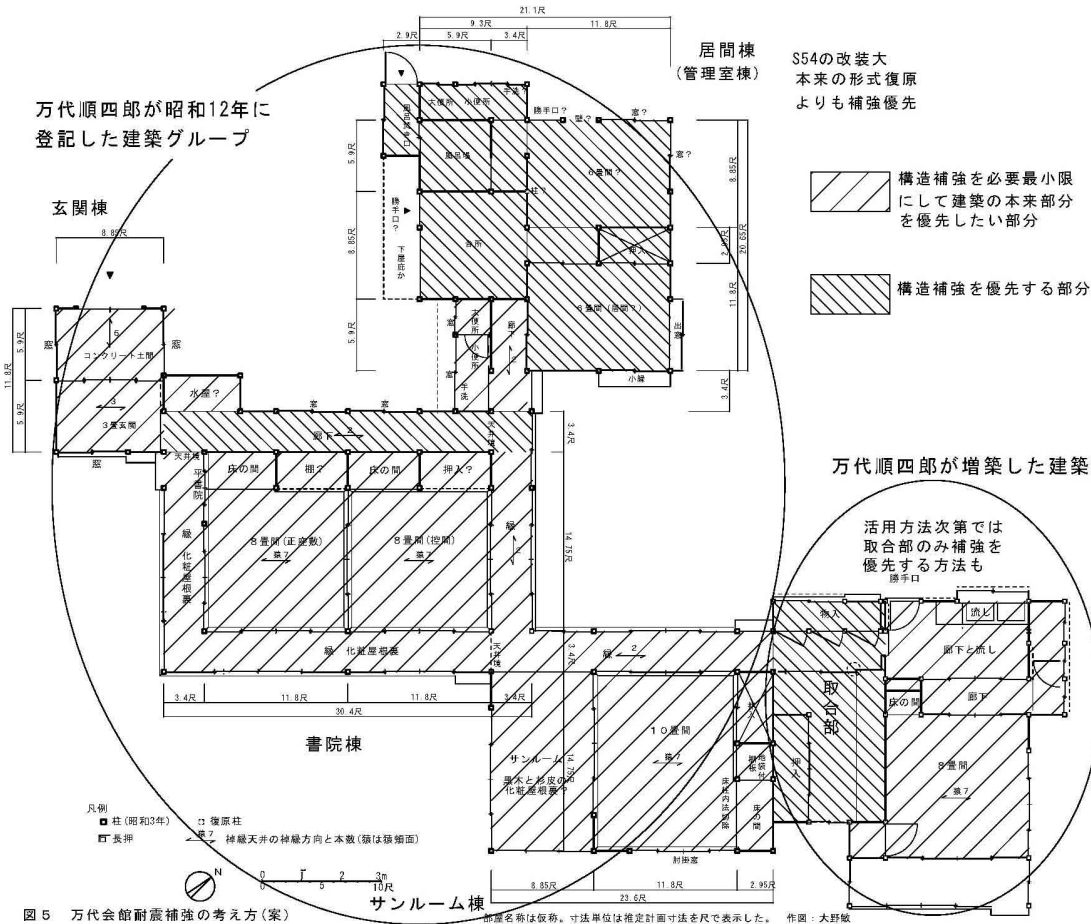


図5 万代会館耐震補強の考え方(案) 部屋名等は仮称。寸法単位は推定計画寸法を尺で表示した。 作図：大野敏

文化財と防災 住民も協力

2018年4月
23日 朝日
(26面) 抜粋

文化財や歴史的建造物は、街なかで保存されているものもある。住民が協力し、建物や来訪者を守る耐震補強や防火設備といった防災対策と、文化財の価値を守るこの両立に取り組み地域もある。

国の重要文化財に指定されている京都市右京区の福王子神社は、仁和寺を開いた宇多天皇の母をまつり、1100年以上の歴史をもつ。応仁の乱で焼失した社殿を1644年、徳川家光が再建したとされ、2000年に大改修した。近隣の火災からの延焼防止や消火のために、境内の地下には防火水槽を設置し、地震時の停電でも使えるポンプで放水できるようにしている。

さらに特徴的なのは、消火のために地域の住民が駆けつける体制をとっていることだ。京都市消防局が238カ所で作った「文化財市民レスキュー」の一つで、文化財の管理者側と住民が協力。普段から防災設備の点検や取り扱い訓練を重ね、実際に火災が起これば、通報や初期消火にあたる。

福王子神社の村田健史・宮司は「歴史を知るほど、地域の人と共に守って残さなければと思う」と言う。

模擬の仏像を分解して住民が運営訓練をする寺もある。寺社と住民の結びつきがもとより強い地域だからこそできる活動だと、市消防局の担当者も話す。

日頃の点検・初期消火 / 観光客の避難誘導

市消防局は、観光ボランティアガイドや観光タクシー運転手らが、防災設備の使用法や文化財防火を学び、応急手当ての訓練を受ける「文化財防災マイスター」の養成にも取り組んでいる。災害時には、観光客らの避難誘導も担うことを想定している。

林康裕・京都大教授（建築学）らは、歴史的な町並みが指定・登録される「重要伝統的建造物群保存地区」について、各地の建物の地震リスクを調べている。

吉野川の水運に恵まれた徳島県美馬市脇町の「うだつの町並み」は、江戸から大正時代までの建物が残るが、南海トラフ地震の震源域や、大地震の可能性のある中央構造線断層帯にも近い。前回の南海トラフ地震である昭和南海地震（1946年）では、震度5の揺れに襲われた。林さんの調査によると、当時の変形が残っている建物もある。

こうした建築物の価値は、住民らで使用し、維持管理することで保たれるが、耐震性が低いことがわかっていても、費用や過疎、高齢化がネックとなり、改修されないままになりがちだと言う。

林さんは「耐震補強したとしても、誰が維持していくのかという問題は残る。建物を守って残すために、地域がうるおう仕組みを作る必要がある」と話している。

（編集委員・瀬川茂子）

写真6 文化財の耐震化や防火対策に関する新聞報道 2018年4月23日 朝日新聞

第6章 万代会館の保存活用に向けた提言 4 どのような活用が可能か

6-1 従来の利用実態と課題

万代会館の従来建造物利用は、おもに以下の3点であった。

- ①貸室（4つの部屋。部屋単位で予約。文化活動会場＝庭園文化祭、万代祭り 万代会館プロジェクト）
- ②見学希望者への案内（管理員さんによる。予約利用以外の部屋は見学可。）
- ③管理用空間として居間棟（管理棟）と取り合い部を利用してきた。

その後、宿直員常駐が中止（平成17年9月末日）になると、居間棟（管理室棟）は倉庫的な空間利用がなされ、万代会館プロジェクトにおいては茅置き場や道具置き場に利用した。

庭園利用は、以下の3点であった。

- ①自由散策
- ②見学希望者への案内（管理人さんによる）
- ③活動会場（茶会、万代祭り、写生）

そして特殊な例として万代会館プロジェクトでは屋敷東北隅を茅修理の体験会場とした。また、屋敷の北奥に設置したプレハブ小屋は庭や建物管理用の道具を収納している。

こうした建物や庭園の利活用実績の中で、課題と思われる事項を洗い出してみると

- 課題①：建物の老朽化。耐震性への懸念。
- 課題②：バリアフリー対応無し。特に玄関の段差が高齢者には厳しい。
- 課題③：防火防犯体制が不十分。
- 課題④：貸室利用中の屋内見学が大きく制限される：せっかく来てもゆっくりできない。
- 課題⑤：万代順四郎・トミ夫妻に関する情報不足。
- 課題⑥：体験学習などにおける火気使用場所不足。現状火気使用場所が管理員位置から遠い。
- 課題⑦：バックヤード空間の不備。物置化している居間棟（管理室棟）が有効活用されていない。
- 課題⑧：駅から現地までの案内標識（サイン）不足。
- 課題⑨：駐車場が狭い。駐車所までの車道が狭い。
- 課題⑩：トイレが少ない（一応男女別各1箇所はあるが）。

などが上げられる。

6-2 今後期待される活用

上記の実績と課題を加味して、今後期待される万代会館活用形態に関して、協議会で議論したところ以下のように多くの意見がでた。また、管理員さんからも意見を伺った。

- ①名称を「万代邸」など、万代さんが所有していた別荘のイメージが伝わる名称に変更すべきである。
- ②駅からの案内板と解説板は増やして充実させるべき（現地の解説板更新も含めて）。
- ③従来通りの貸室利用は続けるべきである。今まで通りのびのび活動できることが重要。
- ④すべての屋内空間が貸室で埋まることも問題なので、常時見学できる空間は確保すべき。
- ⑤常時見学できるスペースには「万代記念館」的な展示も考えるべき。10分くらいの映像作成、パンフレット作成（杉浦教授の解説、建築解説）なども工夫したい。

- ⑥カフェ空間など、有料でもゆったりくつろげる空間が必要（地元のお店と連携した食事の提供も検討）。物品販売(万代順四郎冊子、絵葉書、など)。
- ⑦学校の体験学習の場としても有効に使いたい。小学生対象の写生大会・読み聞かせ・蜂蜜搾りなど。
- ⑧身障者の出入やトイレ空間は整備したい。
- ⑨受付は充実させたい。
- ⑩定期的なイベントや講座などの開催を貸室空間を利用して行う事も検討すべき（有料・無料）。たとえば「住教育」という大きなテーマを掲げ、月ごとに小テーマで人数限定の有料講座を開くのも考えられる。
- ⑪利用者や地元との共同で年に1回くらい「万代まつり」のようなイベントを開催したい。
- ⑫高校生や大学生の若いエネルギーを保存活用に活かしていける仕組みを考えたい。
- ⑬積極的な利活用のためにバックヤード的な空間を整備しておくべき。
- ⑭駐車場スペースに防火水槽を設けてポンプと放水銃を整備して茅葺き火災に備える。
- ⑮万代会館を単独の文化施設としてだけ位置づけるのではなく、京急津久井浜駅からの利便性の良さを活かして周辺観光とタイアップした利用のあり方も考えるべき。観光農園や長岡半太郎、若山牧水等の地元関連の文化人とタイアップする取り組みを目指そう。
- ⑯2017年5月のウィンドサーフィン・ワールドカップの津久井浜開催を機に「万代祭り」を試行した。ウィンドサーフィン関係者へのおもてなしも意図した幅広い活動を展開した。関係者の参加はなかったが、イベント自体は今後の活性化に向けて有意義なものであった。むしろウィンドサーフィン国際大会開催にこだわらず、地元北下浦地区の観光振興に配慮していくつかの企画を立ち上げるべきで、昨年度のアレンジワークと連携した会館利用は参考にすべき。
- ⑰上記⑮⑯に関して、長岡半太郎記念館など周辺施設との連携を含めた「北下浦地区全体」の活性化を視野に検討すべき。
- ⑱ボランティア・ガイドの募集と養成。
- ⑲庭への出入りをより簡素に、たとえば木製の札を利用して入場者の数をカウントする方式に。
- ⑳庭の樹木を減らす・・・建物周辺の大きな木、松、剪定講習会を企画して剪定ボランティア養成。
- ㉑樹木に名札を。バラ園の再現（指導者やボランティアを募る）。畑の再現（1斗缶利用の「牛馬糞拾い」道具の再現）。など
- ㉒時には夜も利用した取り組みも・・・名月と虫の音色を鑑賞する会。
- ㉓寄付があったとき、万代基金に繰り入れができるように。利用料金の問題。
- ㉔管理主体をどうするか・・・現状、NPO法人、(公財)横須賀市生涯学習財団、指定管理者制度。

以上の意見はいずれも重要である。こうした提案を実現させるにあたっては、建物の文化財的価値に立ち返って、活用と建物の本質維持の両立に留意する必要がある。すなわち、屋敷地も建物もエリア区分が重要といえ、外観内部も含め**①保存を重視するエリア、②活用前提に一定の改装を許容するエリア**（平面・屋根・構造などの本質を損なわない前提）、に区分してエリア毎に保存と活用の優先順位を加減することが重要である。そして、今後想定される建造物修理（維持修理、耐震補強、活用に向けた整備）と庭園環境整備などを具体的に想定して、短期的に実現を目指す事項と、長期的に実現を目指す事項に区分して、万代会館の保存活用を推進していく必要がある。このことは第7章で述べる。

第7章 万代会館の保存活用に向けた提言5 短期的な展望と長期的な展望

7-1 万代会館保存活用に向けた今後の動きの緊急性

現時点における万代会館存続の方向性について協議会が把握していることは以下の経緯と予定である。
2017年2月に吉田前市長が万代会館の施設廃止計画見直しを表明した（実質的な存続の表明）。

2017年5月に上地現市長も万代会館の市民協働による存続について理解を示した。

2017年度 建築調査を実施。万代会館保存活用推進協議会が提言書作成のために会合を重ねる。

2018年度 耐震診断と補強法検討予定。6月に万代会館保存活用推進協議会が横須賀に対して「万代会館保存活用に向けた提言書」提出予定。

2019年度 耐震補強実施設計実施予定。

2020年度 耐震補強工事実施予定

上記は、万代会館に対する歴史的建造物保存修理・活用整備工事（以下保存活用工事と呼ぶ。耐震補強も広義は保存活用工事であるが、ここでは耐震補強工事は独立項目と認識する）に関する日程を示していない。耐震工事実施が2020年度であれば、保存活用工事を耐震工事にうまく連動させたと仮定しても、万代会館の再公開は2021年度以降となる。

表2 万代会館保存活用に向けた短期的な展望(案) 万代会館保存活用推進協議会作成 2018年5月

	2016年度以前	短期的な展望																備考	
		2017年度				2018年度				2019年度				2020年度					2021年度
		第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期		
市と協議会の関係 保存活用提言書 活用基本方針	市長面談 着手	市長面談				市長面談 提出													要継続 早期決定
文化財的価値顕彰	市史、学会要望書					文化財化を実現													市指定が最適と判断
現状の市の計画	建物公開					公開中止													再公開
	庭園公開					限定公開													再公開
	建築概要調査委託	調査 成果																	
	建築耐震診断	予算化																	
	建築耐震設計					予算化													診断と設計は1年で実施すべき
	建築耐震工事									予算化									
	建築保存修理設計																		
	建築保存修理工事																		
	建築活用修理設計																		想定される各種工事の計画が不明瞭。耐震工事に連動して実施すべき。
	建築活用修理工事																		
庭園整備工事設計																			
庭園整備工事																			
防災検討																			
防災設備工事																			
提言	建物公開					公開原則休止								再公開目指す					
	庭園公開					限定公開								再公開目指す					
	建築概要調査委託	調査 成果																	
	建築耐震診断	予算化				診断と設計同時進行(他工事も)													
	建築耐震設計	予算化																	
	建築耐震工事					予算化													早期に保存活用基本方針を決定し、文化財化を前提に各種工事を総合的に推進する
	建築保存修理設計					全工事を総合的進行													
	建築保存修理工事					予算化													
	建築活用修理設計					全工事を総合的進行													
	建築活用修理工事					予算化													
庭園整備工事設計	予算化?				活動要注意														
庭園整備工事					最小限の伐採								整備は逐次進行						
防災検討					新式消火器設置検討				本格的防災体制検討				本格的防災体制検討						
防災設備工事					新式消火器設置				訓練継続・高度化				訓練継続・高度化						

当然、耐震補強手法の検討は、「建造物に対する保存すべき本質の理解と、どのような活用を前提としているかの認識」が必須である。そのために構造補強検討の前提条件を事前に固めておく必要がある。そして2020年度の耐震補強工事と連動して、必要な保存活用工事も実施する必要がある。

したがってまず保存活用基本方針が固まらないと、耐震補強工事と連動した保存活用工事の発注は不可能となり、万代会館の2021年度再公開も困難と危惧される。庭園の維持管理や防災対策に関して一定の対応をする場合も同様である。したがって、保存活用基本方針は、2018年度のできるだけ早い時期に明確にする必要があり、本提言書を2018年6月に提出する意義もそこにある。

また、万代会館耐震補強工事に保存活用工事を連動できたとしても、現在の予定では2020年度まで万代会館の公開が制限される。すなわち今後3年間は万代会館を利活用することが出来ない。このことは、せっかく盛り上がった万代会館の保存継承の動きに大きく水を差す。そのため、本提言は耐震補強工事と保存活用工事の実施期間が短縮できないかについても検討する。

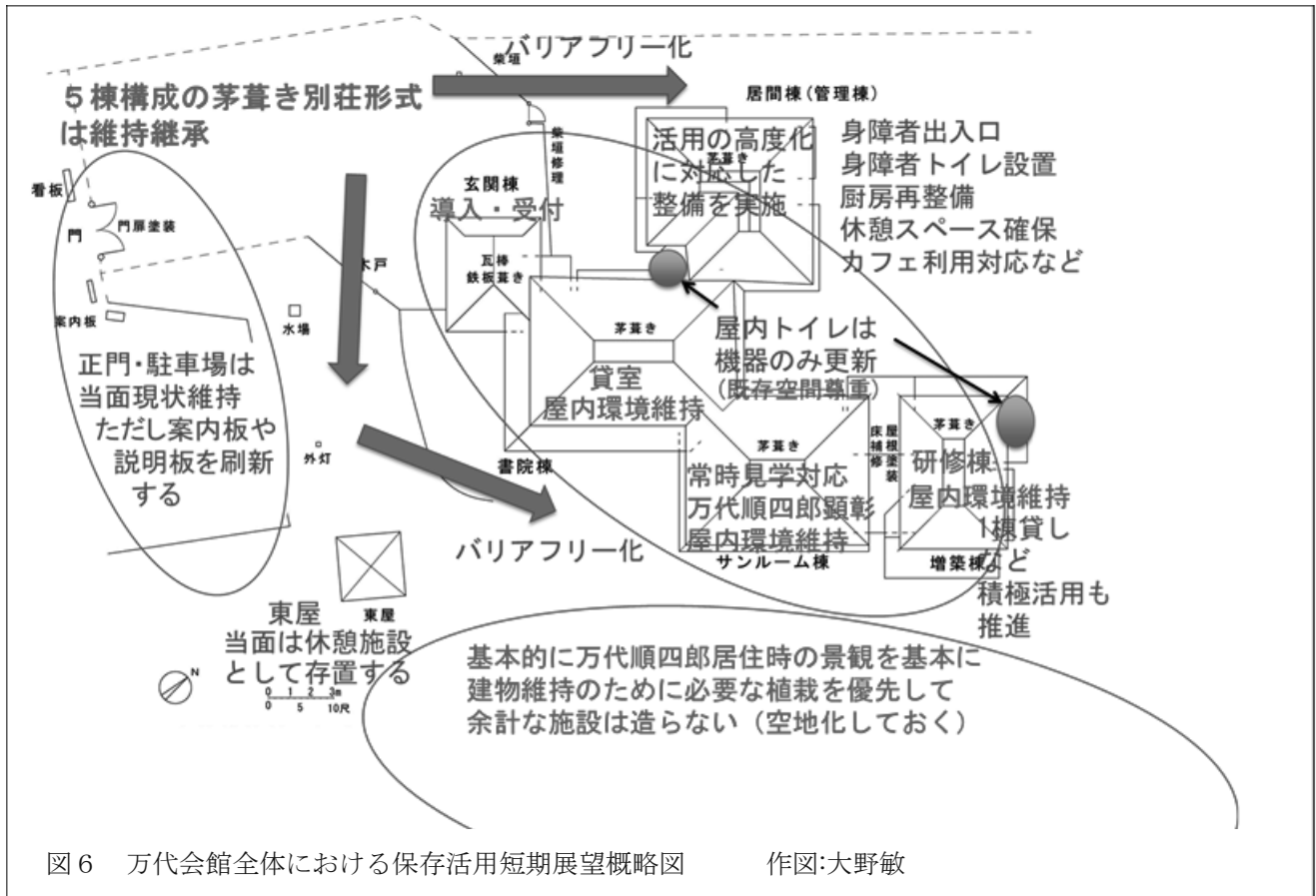
以上の状況を短期的な展望として整理すると表2になる。この表に明らかなように、2018年度の早い時期に万代会館の保存活用基本方針を固めておかないと、再公開予定の前倒しはもちろん、2021年度の再公開も実現は難しいのである。

したがって本提言書の検討段階において保存・活用について様々な意見・手法が検討されたが、総花的な意見提示に終わらせては、時間的制約を理由に割愛される危惧がある。そのため、第2章～第6章で検討してきた内容を、短期的な展望において必ず押さえておくべき事項と、長期的な展望に委ねる課題に2分して再構成する。

7-2 短期的な展望において必ず押さえておくべき事項

1. 万代会館の文化的価値を顕彰する（稀少な茅葺別荘は万代順四郎とともに横須賀の誇り）。
2. 万代会館の今後の保存・活用推進に関して、横須賀市と市民の協働を継続する。
3. 万代会館を継承する際の庭園と建築の時代設定は、万代順四郎・トミ夫妻の住居だった時代を基本とする。
4. 上記1～3の基本的方針を踏まえれば、「横須賀市立万代会館」の名称は再考が必要である。新名称は「横須賀市万代邸」あるいは「横須賀市万代順四郎・トミ別邸」のように、横須賀市において万代順四郎・トミ夫妻が足跡を残した、貴重な茅葺き別荘、であることを明確に示すべきである。
5. 庭園は、短期の最優先事項として茅葺建造物周囲の松を古写真に倣い伐採整理し屋根への危害を防止する。また、書院棟・サンルーム棟・増築棟南側の目隠し植栽（生垣）の状態も古写真の形式を参考に整える。さらに、園内散策路のバリアフリー化対応範囲を建築導入路と南側散策路（書院棟前まで）の2面から実現を目指す。それ以外は原則として余計な施設は設置しない。
6. 駐車場と正門は現状維持を基本とするが、案内板は全面的改正を提案すると共に、京急津久井浜駅から万代会館までに案内サインの設置を求める。そして、案内板には万代会館の位置図とともに、関連する北下浦地区の見所や施設との関わりを示し、サインにも必要な情報を提示する。
7. 建造物は、本来の茅葺別荘形式を良く留めているので、その基本的特性に大事にする。

すなわち、玄関棟・書院棟・サンルーム棟・増築棟は、現状の形式が旧形式と大差ないので、この形式を維持踏襲することを原則とする。すなわち、耐震性能向上や活用のために付加すべき事柄は、できるだけ本体の見栄えを重視して見え隠れにおいて工夫することを原則とする。



一方、昭和54年に内装中心に改装された居間棟(管理室棟)は、無理に昭和30年代への復原を目指さず、活用のために必要な整備を優先すべきであろう。また、サンルーム棟と増築棟の取り合い部は現状の物置空間利用を踏襲するとともに、耐震補強の際にはこの空間を積極的に利用する。

個々の建築に関する提言は以下の8～13に記す(図7および図8参照)。

8. 玄関棟の建築的特徴は、入母屋造(北面は切妻造)・妻入・瓦棒葺き鉄板葺き屋根形式と、北正面側に3畳大の土間、その南に3畳大の畳間を配して階段で上る点にある。現状は3畳間に机・椅子を置いて管理員が受付業務に供する。したがって玄関棟は建築形式に大きな変化はないが、玄関導入部に管理事務室が露出している不体裁な状況である。受付には都合がよいかもかもしれないが、玄関としては不体裁で、管理員のプライバシー上も課題がある。今回の提言は、身障者の来訪に対して居間棟(管理棟)側へ誘導する対応方式を検討している。したがって受付・事務機能も居間棟側で対応する方式も検討する。耐震改修に関しては、現状の壁位置における補強を基本とする。具体的にどのような対応マニュアルにするかは、2018年度に基本形式を市と協議会において継続協議する。
9. 書院棟に関して。利用は、現在「松の間」・「竹の間」2室の貸室形式を基本とする。建物の特徴は、寄棟造・茅葺きの正側3面に瓦棒鉄板葺きの下屋庇を付した外観と、8畳間2室の座敷の4周に廊下をまわした平面構成(各室に座敷飾りを有し、部屋境は欄間を備える)にあり、南側の縁越しに庭園を望む部分が特に重要である。一方、座敷2室の北面の造作(押入・出入口)に関しては後世の改造が認められるので、この部分は無理に復原せず、活用や耐震補強の際に利用を工夫する。とりあえず耐震性改修の際に壁補強箇所として利用可能である。また、北面縁の内壁や外壁に関しては構造補強における補強箇所候補とすべきである。

なお、縁側の床材や雨戸は昭和54年の改修で化粧合板仕様に変えているので、復原を検討する。

10. サンプル棟に関して。従来の利用手法は、6畳大の板間であるサンプル棟に応接セットをおき談話室的に用い、10畳座敷を貸室（「梅の間」）として利用してきた。しかし今後サンプル棟の2室は、万代記念室として万代順四郎・トミ夫妻のすまいの歴史や万代順四郎の履歴、建築価値などを説明する展示と、常時見学可能な利用を提案したい。

建築の特徴は、寄棟造・茅葺き、西側のサンプル棟は南面と西面を全面開口とした日当たりの良い板間で、東側の10畳座敷は規模と座敷飾り（琵琶床付の床の間）を備え、万代会館において最上位の空間と認められる。すなわちサンプル棟は奥座敷的建物であった。書院棟や増築棟へ連絡する縁側は、建物の北面に配置する。トミ夫人の病氣療養のためにこの別荘を購入した万代順四郎は、最も日当たりの良いサンプル付きの建築を、トミ夫人の居室として重視したと推察される。それゆえサンプル棟は、万代順四郎・トミ夫妻にとって特別な空間だったと思われる、その利用にあたっては来館者が均しく見学可能で、万代会館に関する基本情報を提供する場であるべきと考える。

耐震改修の際は、南面と西面の開放性と内部空間の意匠を最重要視し、補強等は東面の取り合い部を中心に工夫し、やむを得ない場合は縁外での対応を次善策とするべきである。改修時の留意点は、縁側や雨戸の化粧合板を本来の木製に戻すことが考えられる。

屋内展示に関しては、基本的にパネルとチラシにより工夫する。

11. 増築棟の特徴は、万代順四郎が兄家族の戦時疎開のために増築したと伝えるように、座敷南側にサンプル的な広縁を備えるとともに、台所と便所をそなえた独立性の高い離れ座敷的な内部空間と、茅葺屋根の周囲に銅板葺の下屋庇が取り付く外観にある。

したがって1棟貸し切りとして終日利用も可能として、借主が自ら企画した教室や活動を受け入れることも考慮すべきである。その場合は有料利用あるいは万代会館維持のための一定額の募金を条件にすること、なども検討する。火気使用に関しては、1棟貸しの場合は借主が責任を以て火気管理をする者とし、通常の貸室の場合の火気使用は居間棟の新設厨房利用を促す。なお、図8の計画案のように、1棟貸しの借主が古民家カフェ的な利用をおこなうことも可能とする。

12. 居間棟（管理棟）は、公有化後の公開に向けて昭和54年に宿直員配備目的に住居化整備をおこなった。しかし平成17年10月以後は開館時限定の非常駐管理となり、居住空間は物置的空間になっていた。建物の特徴は、L字形寄棟造り・茅葺の「ミニ曲り屋」というべき外観と、別荘時代の居住部分を担う居間・寝室・台所・浴室・便所・勝手口をコンパクトにまとめた平面構成にある。昭和54年の改装によって平面の一部は改造され、内装は大きく変化した。むしろこうした改変の大きさを利用して、当面の間は本来形式への復原は考えず、活用のための空間利用を優先する。

すなわち、耐震改修において必要な補強は、構造本体に影響ない範囲で積極的に進める。また、改修において台所は厨房として再整備し、浴室とトイレは身障者利用を想定したトイレを視野に整備する。居間と寝室は、管理用の打ち合わせ等も可能なように整備することも検討する。この場合、この空間をどう活用するかについては、図7および図8に案を示したように、受付・事務空間を玄関棟で継続するか、居間棟へ移転すべきかによって内容が若干変化する。ただし、基本的な整備内容に変化はないので、今後事業を進めながら双方の内容をあらためて検討して最終決定すればよい。

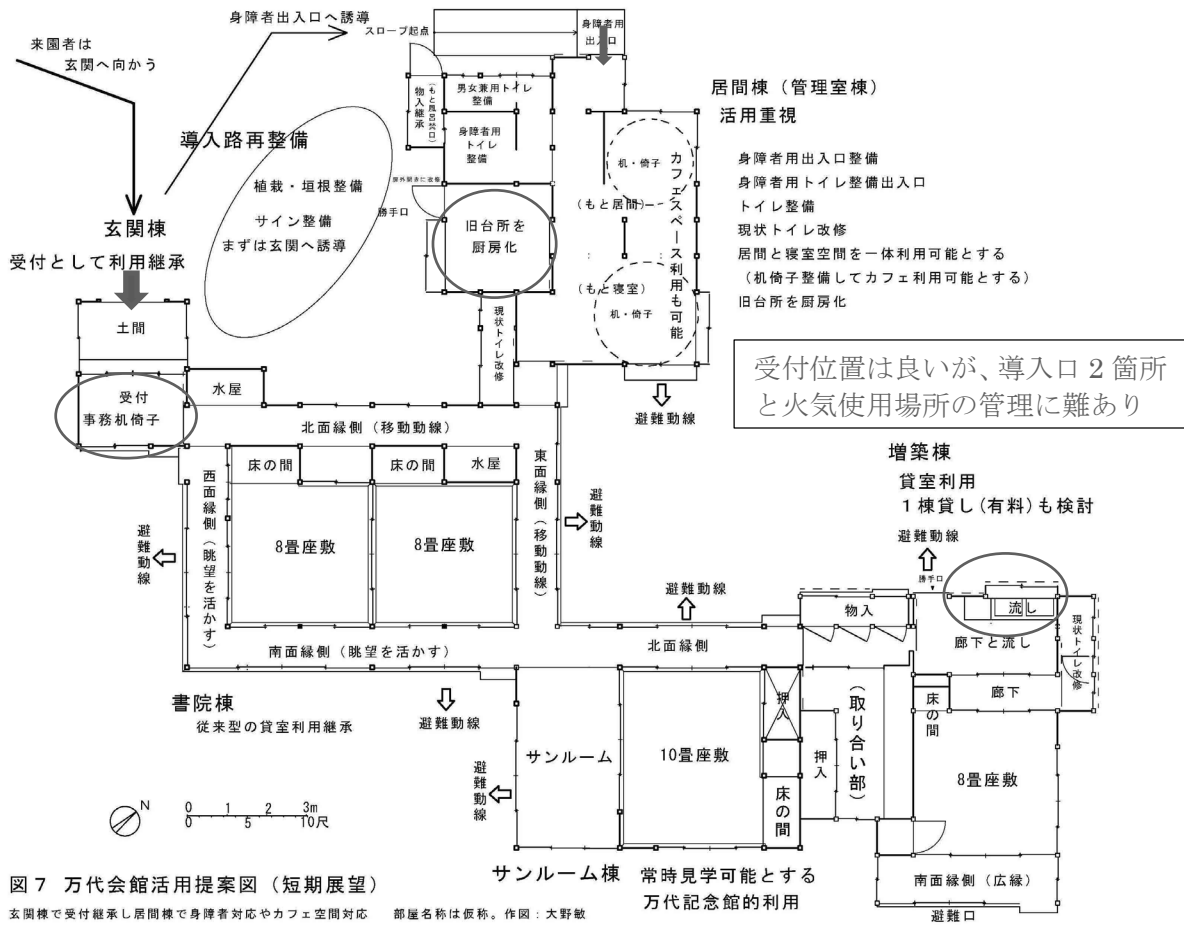


図7 万代会館活用提案図（短期展望）

玄関棟で受付継承し居間棟で身障者対応やカフェ空間対応 部屋名称は仮称。作図：大野敏

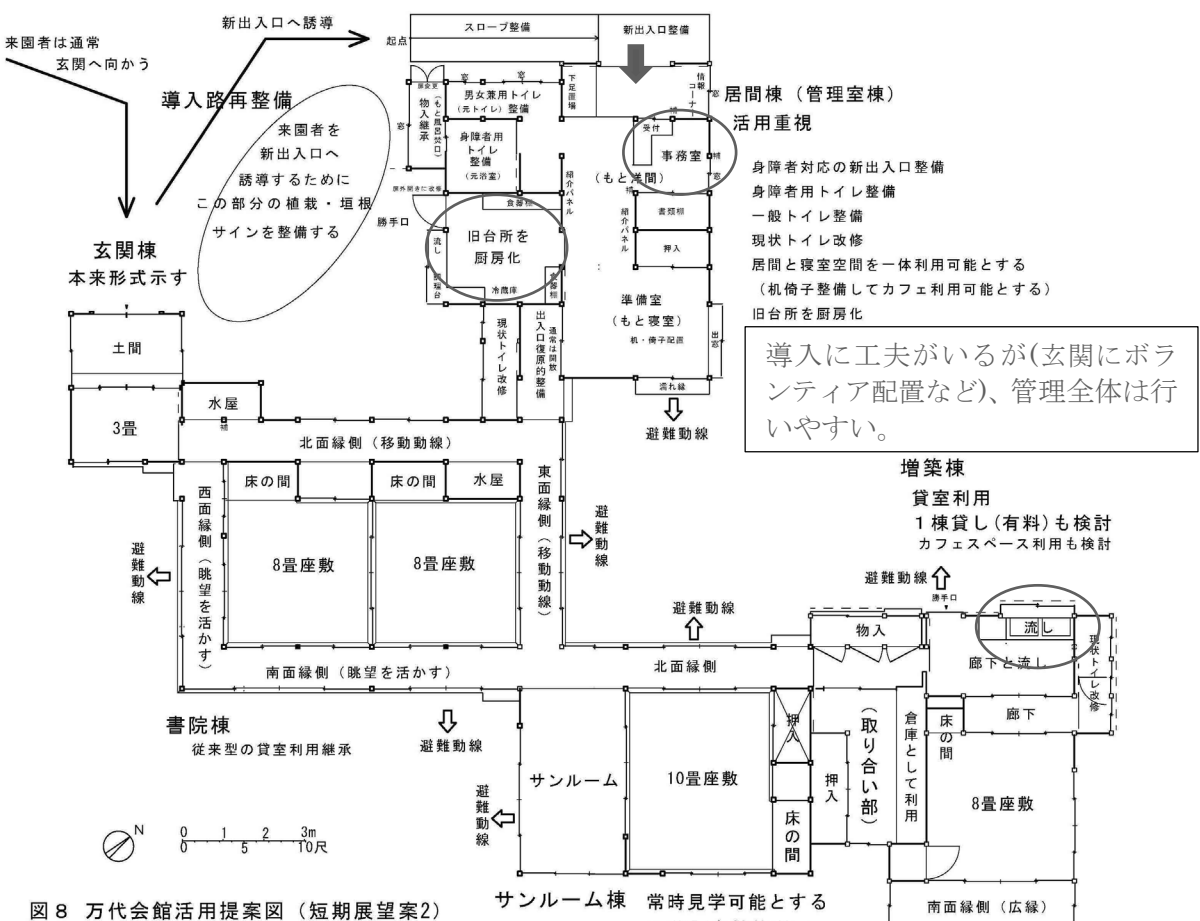


図8 万代会館活用提案図（短期展望案2）

- 1 3. 居間棟（管理棟）の物置的区間利用の見直しに伴い、管理用の物置空間が不足すると見込まれるので、その部分の手当は現状の屋外物置の見直しとともに検討する。あるいは耐震改修における。補強部分が屋外設置になった場合（バットレスなど）、その付加物を覆い隠すために倉庫的に外見整備することなども検討すべきである。
- 1 4. 協議会発足当初、屋外トイレ設置の必要性なども検討された。しかし屋外トイレ設置は、不特定多数の利用者による事故が懸念されること、現状のトイレ 2 箇所の改修と居間棟に身障者用トイレほかを設置する計画としたため、屋外トイレは見送る。
- 1 5. 建物利用は、年間計画を事前に作成してイベント期間を設定し、イベント期間に関しては基本的に全室をイベント優先利用にあて、それ以外の日程で貸室受付を行う。このことを事前に広報しておくことが重要。また、貸室利用者の文化的成果についても、その発表機会を提供することなども検討する（例：俳句の会や絵画の会の作品展をサンルーム棟で展示するなど）。
- 1 6. 茅葺 4 棟を有する木造建築群であるため、防火対策は必須である。そのため消火栓・放水銃・ドレンチャーなどの本格的消火設備設置を強く勧める。また、横須賀市にその重要性が認識が不十分な点は今後とも協議会として呼びかける必要がある。そのため本格的な消火設備が整備されるまでの応急対応として、新型の消火器（粘性が高く茅葺き屋根の着火箇所への被覆効果が高い）の設置を必須要件として提言する。そして地域と連携した消防訓練とともに、関係者に周知する。
- 1 7. 防犯体制に関しては、監視カメラ 4 台程度とそのモニター器具を受付に設置することは検討すべきであろう。モニター記録は管理棟内に設置でも良い。
- 1 8. 万代会館の再公開に伴い、管理業務内容が多様化・複雑化することが見込まれる。その必要作業量に見合う管理体制を、市と協議会が管理員経験者の意見を聞きながらまとめる必要がある。
- 1 9. 建造物に関する短期的に必要な手当の一覧は、参考のため表 3 および図 9～13 に示した。

建物名称	建築概要	平面積 (㎡)	茅葺屋根面積 (㎡)	棟長 (m)	鉄板葺屋根面積 (㎡)	文化財的価値	存続手法案		耐震対策		屋根修理		活用修理	備考
							市指定文化財として保存継承	登録文化財として保存継承	耐震対策	手法	茅葺	鉄板葺		
玄関棟	入母屋造・妻入、背面切妻造、瓦葺鉄板葺	9.6	—	2.3	28.6	高(改造小)	現状維持基本	現状維持基本	必要	壁補強		葺替	化粧直しのみ	防災に関しては、短期的には早期発見通報・初期消火の体制整備が必要。長期的には本格的な消火設備整備が必要。短期的に高性能消火器の設置が望まれる。
書院棟	寄棟造・茅葺、背面下屋鉄板葺、	60.7	90	4	42.8	高(改造小)	現状維持基本	現状維持基本 (茅葺と伝統工法維持に難点)	必要	背面中心		葺替か鉄板葺	縁・建具・畳・壁中心	
サンルーム棟	寄棟造・茅葺、背面下屋鉄板葺、	39.3	78.8	2.7	26.2	高(改造小)	現状維持基本	現状維持基本 (茅葺と伝統工法維持に難点)	必要	背面と東面で工夫		葺替か鉄板葺	縁・建具・畳・壁中心	
居間棟	寄棟造・茅葺、庇屋根鉄板葺、	41.6	77.6	5.6	30.5	高(改造有)居間の復原可能	現状維持基本	現状維持基本 (茅葺と伝統工法維持に難点)	必要	壁補強ほか		葺替か鉄板葺	内外装と設備全般の改修	
増築棟	寄棟造・茅葺、背面下屋鉄板葺、	31.0	46.4	3	31.1	高(改造小)	現状維持基本	現状維持基本 (茅葺と伝統工法維持に難点)	必要	南面以外で工夫		葺替か鉄板葺	設備と縁・建具・畳・壁	
取合部	切妻造・鉄板葺	15.8	—	3	24	中(改造小)	現状維持基本	現状維持基本 (茅葺と伝統工法維持に難点)	必要	内部で工夫		葺替	内装手当程度	

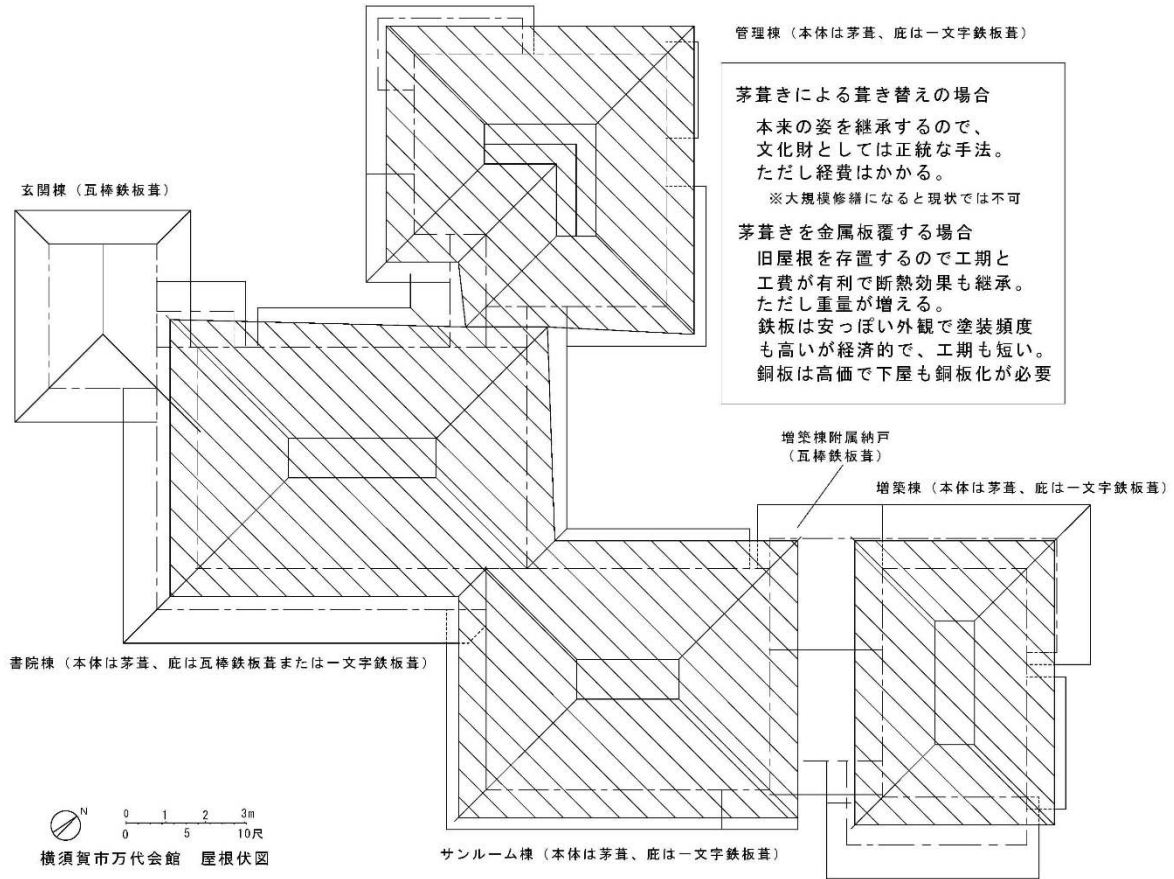


図9 万代会館建造物修理方針(屋根修理1 茅葺き)

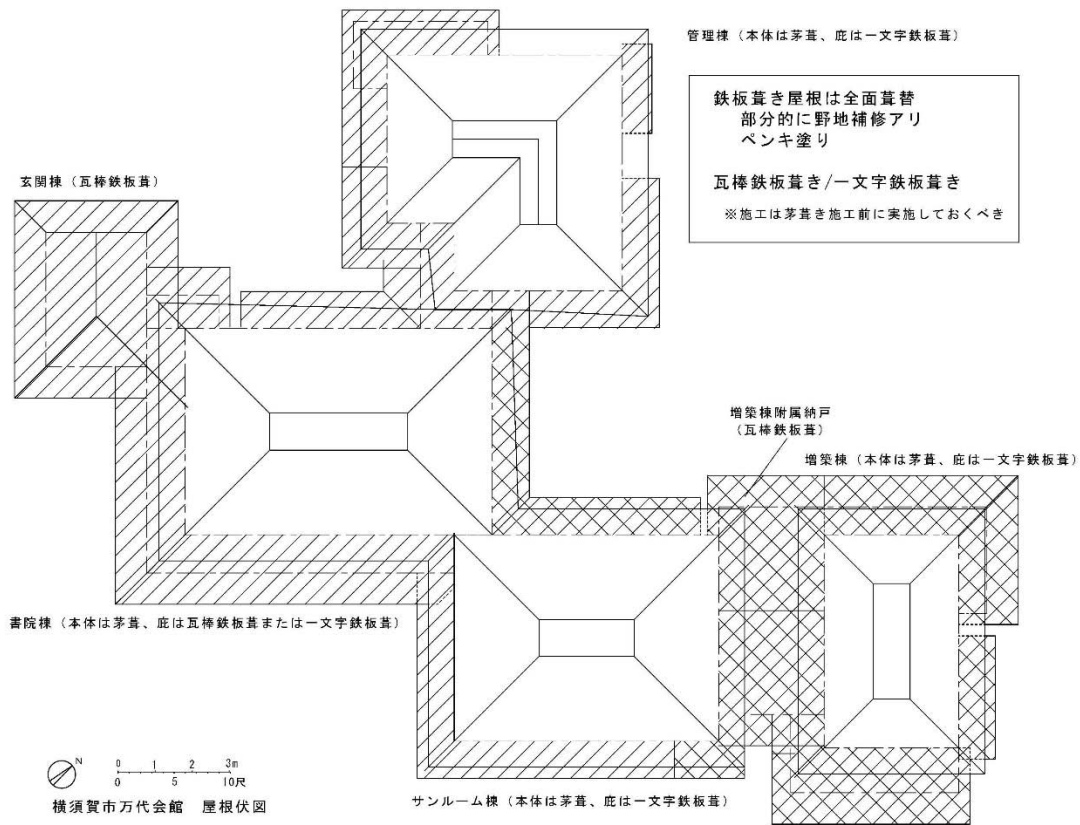
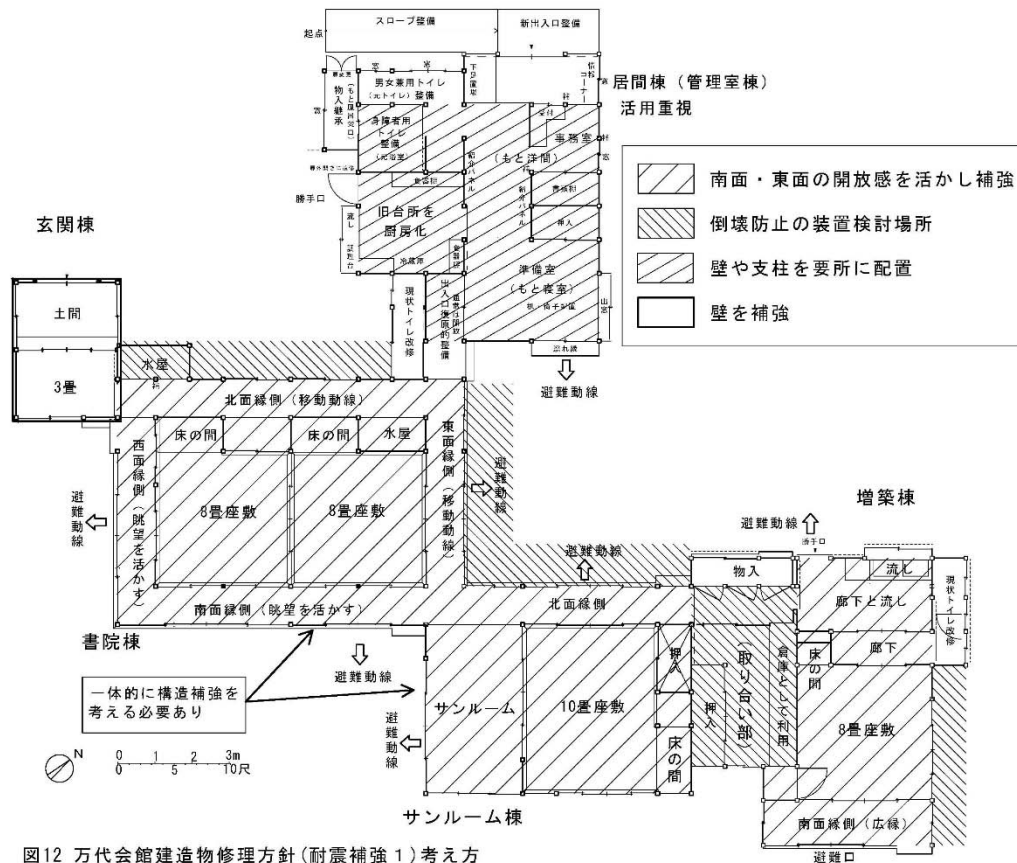
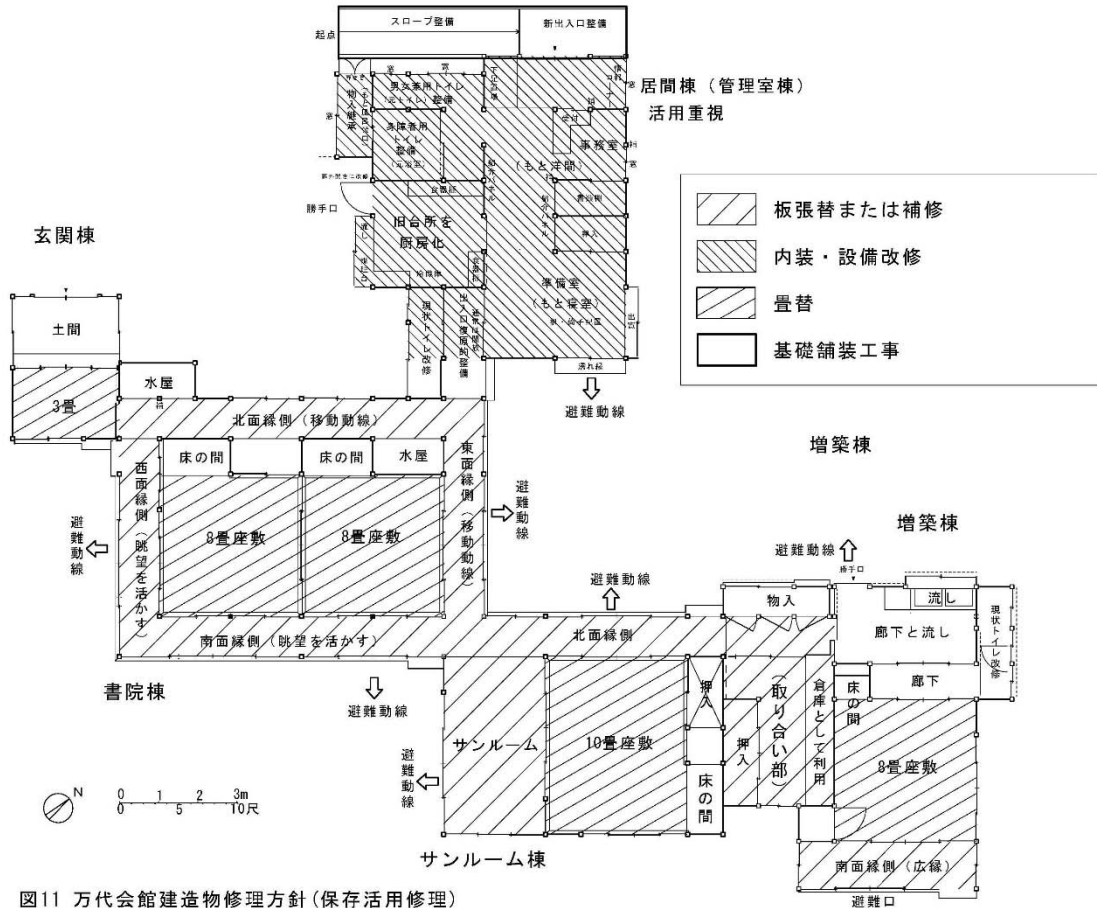


図10 万代会館建造物修理方針(屋根修理2 鉄板葺き)



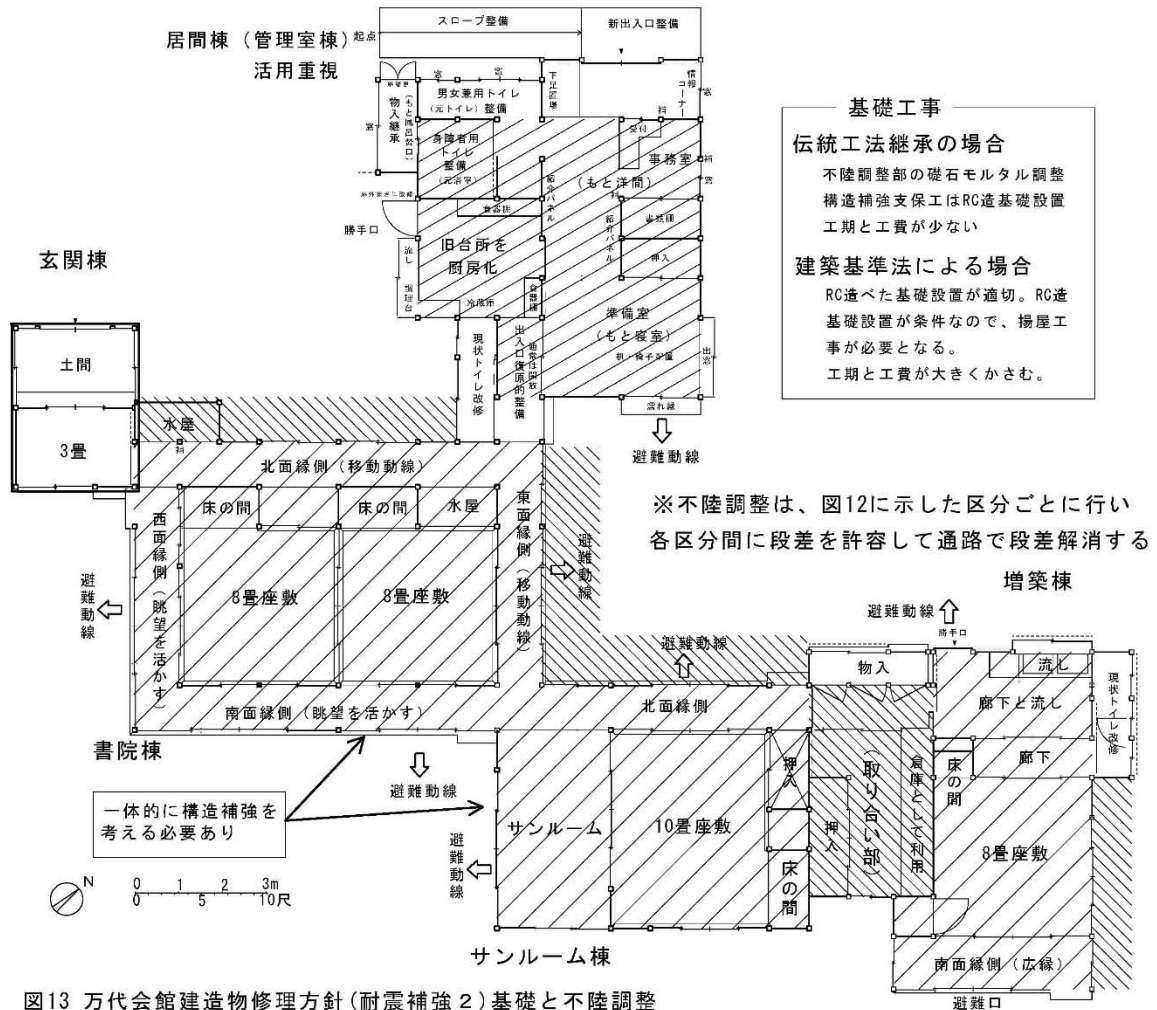


図13 万代会館建造物修理方針(耐震補強2)基礎と不陸調整

案1 横須賀市指定文化財として茅葺き・礎石建ての伝統工法を原則存続する。耐震補強箇所のみ基礎等に現代工法導入。

大前提		2019年度												2020年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
2018年度中に耐震診断・設計と修復活用工事	入札	入札・落札時期が遅ればそれだけ後期が延びる																								
	調査確認																									
	仮設工事	1000	仮囲い、足場												屋根架け											
	取壊工事	200	下屋根根、壁・天井・など床												撤去											
	耐震工事	2000	基礎・不陸調整・補強設置																							
	屋根工事	3500																								
	木工事	500	床組、天井												下屋根板葺き											
	建具工事	300	茅葺き																							
2019年度の工事予算確保	畳工事	100	既存雨戸撤去												新規作成											
	左官工事	200	既存畳撤去												下地											
	設備工事	1000	高性能消火器配備												既存設備撤去											
	片付清掃	50													下塗・仕上											
	工事費合計	8850	※あくまで目安程度の概算である																							
	諸経費	2000																								
	税																									

案2 老朽化した木造建築として建築基準法適用により修(耐震補強)。茅葺きは廃止して茅葺き型銅板葺きにあらため、礎石建ては全面基礎コンクリート場に固定。

大前提		2019年度												2020年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
2018年度中に耐震診断・設計と修復活用工事	入札	入札・落札時期が遅ればそれだけ後期が延びる																								
	調査確認																									
	仮設工事	3000	仮囲い、足場、茅葺き撤去した場合の簡易屋根の設置が必要												撤去											
	取壊工事	800	茅葺き屋根・下屋根根、壁・天井・床など撤去																							
	揚屋工事	1500	揚屋																							
	耐震工事	4000	基礎												不陸調整・補強設置											
	屋根工事	3000													茅葺き型下地工作											
	木工事	500	床組、天井												茅葺き型銅板葺き、下屋根板葺き											
	建具工事	300	既存雨戸撤去																							
2019年度の工事予算確保	畳工事	100	既存畳撤去												新規作成											
	左官工事	200													下地											
	設備工事	1000	高性能消火器配備												既存設備撤去											
	片付清掃	50													下塗・仕上											
	工事費合計	14450	※あくまで目安程度の概算である																							
	諸経費	2000																								
	税																									

7-3 長期的な展望に引き継ぐべき課題

1. 万代会館の文化財価値の維持は常に最重要課題である。
2. 万代会館の保存・活用推進に関して、横須賀市と市民の協働を発展的に継続する。
3. 庭園と建築の時代設定は、万代順四郎・トミ夫妻の住居だった時代を基本とする。
4. 庭園の場合、短期に実現できたことを踏まえ、上記3の目標実現のための情報収集を通して、整備計画を策定して実現を目指す。
5. 駐車場と正門の扱い、および案内板とサインについては、短期的展望で実施した事項を踏まえ、その経過を観察し必要な見直しを行う。特に京急との連携や観光動向は情報収集と分析を重視する。
6. 建築に関しては、短期展望で実施した内容を、常に検証する体制を維持することが重要である。そのためにも市と協議会の協働体制を健全に維持することが必要である。
7. 活用については、短期で実現できたことは常にその継続に関して検証を行い、短期で実現できなかったことは、一定の期間ごとに企画を検討し試行できる体制を整える。
8. 庭園・建物の維持管理に関して、定期的な観察が必要になるし、その観察に基づいた適切な対応（維持修理）が必要になる。簡易な対応であれば、市民ボランティア的な対応で十分効果を発揮することが可能なので、市にそのことを働きかけ、最低限必要な予算措置を求める（ボランティア修理においても、材料費、指導者謝礼、ボランティア保険代等は市が手当すべき）。
9. 数年に一度、管理状況・利用状況に関する総合定期チェックを行ない、実態を確認・検証し、その後の方向性に還元する体制を整える。
10. 万代会館における活動を核として、北下浦地域に存在する文化観光資産が互いに連携し活性化させるイメージを図14と「万代会館」の活用と北下浦の魅力を生かして人を呼ぶ長期構想」に示す。

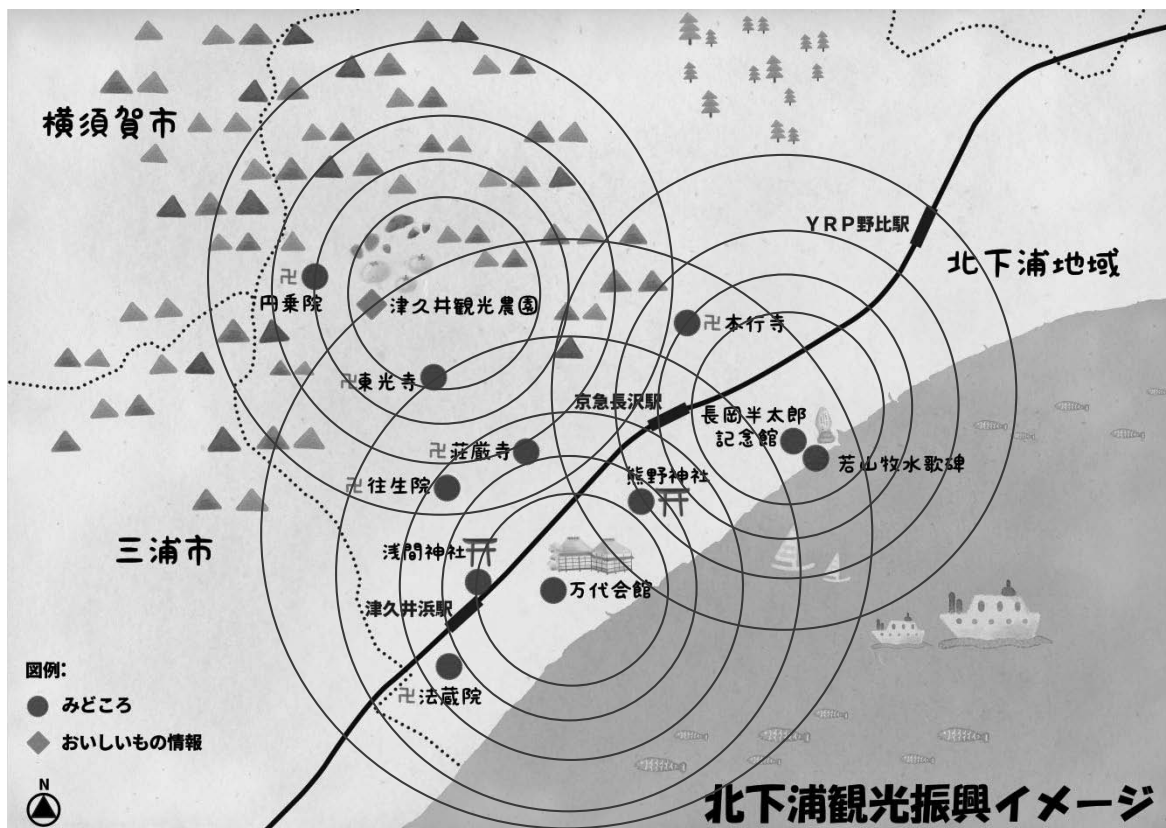


図14 万代会館を核とした北下浦地区の文化観光活性化イメージ 作図：許霊言（横浜国立大学大学院生）

参考 「万代会館」の活用と北下浦の魅力を生かして人を呼ぶ長期構想

○北下浦（野比・長沢・津久井）は避暑避寒に適し、海・山・緑・畑・清々しい空気は格別です。北下浦地域が挙げて取り組んでいる水仙ロードづくり、そして長沢の桜並木・山や野草と景観。首都圏の人達にとって、心のオアシス・リフレッシュ場である。

○京急長沢駅を出て、ハイキングコースの連山巡りの一例として

三浦富士（187m）⇒大塚山（砲台山）（204m）⇒武山（200m）⇒蜜柑畑⇒畑道⇒川沿遊歩道⇒万代会館⇒京急津久井浜駅の7^{km}コースは素晴らしい。東京湾・金田湾・相模湾が見え、伊豆の山々や箱根山・富士山が見事に見える。千葉の鋸山周辺をはじめ伊豆の大島も望める。そして三浦市に続く広い大地の畑（大根・白菜・キャベツ・かぼちゃ・薩摩芋・メロン）に接することが出来る。

○みかん狩り・いちご狩り・いも掘りが出来る。

○北下浦には5つの神社（浅間・三浦富士・熊野・天照・白髭）と10のお寺（宝蔵院・住生院・円乗院・東光寺・莊厳寺・本行寺・称名寺・最蔵時・最宝寺・最光寺）があって、それぞれ云われがある。

○長沢海岸には若山牧水資料館・長岡半太郎記念館。牧水歌碑が在って津久井の万代会館と合わせて尋ねるとよい。（京急津久井浜駅⇒万代会館⇒牧水資料館・半太郎記念館⇒京急長沢駅＝3^{km}）

○水仙ロード歩き（野比海岸東端から⇒千葉の山々を見ながら海岸道路⇒牧水歌碑 ⇒若山牧水・長岡半太郎記念・資料館⇒京急長沢＝4^{km}）

※北下浦の景観・文化と教材・ハイキングコースを面的にとらえ位置付けて、広く宣伝し人を呼び、地域の活性化と横須賀のPRも兼ねて、北下浦の観光協会・地域運営協議会・老人会・小中学校等に働き掛け、万代会館保存活用に当たってのアドバイザーをお願いしている京急（株）の力と知恵をお借りするなど、取り組みの輪を継続して広げていき、万代順四郎氏の生き様と合わせて地域の資産として行く。

第8章 おわりに

最後に、今までの内容を再度振り返ってまとめとしたい。本提言書では、はじめに、万代会館とはいかなる成立背景を持ち、どのような経緯で万代会館保存活用推進協議会が設立され、なぜ保存活用提言をとりまとめるに至ったのかを記した。

次に万代会館の保存活用方向性に関して具体的な提言を提言1～5として記した。

提言1は「万代会館の存続価値」をテーマに述べた。すなわち、万代会館の存続価値を、

- ①万代順四郎・トミ夫妻のすまいとしての歴史的価値、
 - ②茅葺き別荘としての歴史的建造物（文化財的）価値、
 - ③市と市民が連携して屋敷全体の継承活動を展開していくことの重要性、
- の3点を最重要事項と指摘した。

提言2は「屋敷景観をどう継承するか」をテーマに述べた。ここでは提言1を踏まえ、今後万代会館の屋敷景観を継承していくために、

- ①万代順四郎・トミ氏の別荘および居宅であった時代を尊重し、実態解明が比較的容易な昭和30年代初期を基本にしつつ、屋敷・建物の本質的価値を尊重すること。
 - ②建物を積極的に活用すること。
- の双方に十分配慮すべきことを指摘した。

提言3は「歴史的建造物をどう継承するか」をテーマに述べた。ここでは歴史的建造物としての万代会館に関して、以下の4つの視点から基本方針を示した。

- ①文化財的価値をただしく認識し、そのことを顕彰すべきこと。
- ②建物の履歴を知ることの重要性。
- ③建築として継承すべき具体的なポイント。
- ④耐震改修の必要性と構造補強検討における基本的考え方。

提言4は「どのような活用が可能か」をテーマに述べた。ここでは、従来の利用実態と課題を整理した上で、今後期待される活用のあり方について、地域活性化の視点も含めて基本的考え方を示した。

提言5は「短期的な展望と長期的な展望」をテーマに述べた。ここでは、万代会館の具体的な保存活用に向けた今後の動きの緊急性をふまえ、短期的な展望において重要な事項と、長期的な展望に引き継ぐべき課題について基本的な考え方を示した。

以上の提言が、今後の万代会館（名称は「横須賀市万代邸」あるいは「横須賀市 万代順四郎・トミ別邸」などがふさわしい）の保存活用再整備に向けて参照され、市と市民協働による歴史的資産の積極的な継承に活かされ、北下浦地区地域活性化のモデルケースとなることを切望する。

「付録（文化財化に向けた必要資料）」

※本資料は一般社団法人日本建築学会関東支部歴史意匠専門研究委員会が作成したもの(大野敏が原稿を執筆して主査渡辺美樹名で横須賀市に提出)を基本として、大野が若干の修正を加えた。

旧万代順四郎・トミ夫妻別邸（横須賀市立万代会館）についての見解

1. 建物の概要

横須賀市津久井2丁目15番33号に所在する旧万代順四郎・トミ夫妻別邸（横須賀市立万代会館）は、帝国銀行頭取やソニー会長などを務めた財界人・万代順四郎（1883-1959）が1937（昭和12）年に取得した別邸である。1947（昭和22）年以後は自邸として利用し、順四郎没後の1959（昭和34）年にトミ夫人へ継承された後、1978（昭和53）年に建物と敷地が多数の資産とともに横須賀市へ寄贈された。寄贈を受けた横須賀市は、1979（昭和54）年から「横須賀市万代会館」として広く市民に無料公開し、市民の教養および文化の向上のために活用して今日に至る。

敷地は、津久井浜海岸に近い丘陵（最大標高約14m）に1237.7坪（4091.56㎡）を有し、好天時は房総半島も遠望できる。また、西方約200mに京急津久井浜駅（1966（昭和41）年開通）が所在し、交通の便も良い。なお、敷地・建物とも海岸方向（東南方向）を正面とする意識が強く、以下の説明は便宜上海岸方向を南として記述する。

屋敷入口は西北に設け、敷地の北寄り中央に玄関および4棟の茅葺建物が連続する別邸を配し、その南側に芝生庭が広がる。芝生庭へは玄関西脇の中門から入り、芝生庭の周縁は松林が囲い、敷地東側は竹藪を設ける。別邸の各建物は本来の名称が不明のため、便宜上玄関棟、書院棟、居間棟、サンルーム棟、増築棟と仮称する（図1現状平面図参照）。

別邸の建築年代は、玄関棟・書院棟・居間棟・サンルーム棟が1928（昭和3）年8月に竣工したと考えられる（登記簿より）。当初は、東京の薬問屋であった松村精一が、1922年（大正11）年に山林を取得した後、六本木の写真館にあった久爾宮家の離れを移築したが、玄関付の二間で手狭なためサンルームと一間を増築したという。この由緒は現時点で確認できないが、玄関と3棟の茅葺き建物が一連の建築として造営されたことは小屋番付確認により確認済みである（図2）。その後、万代順四郎が1937（昭和12）年に敷地建物を取得した後、増築棟を建て増している。増築年代は明確ではないが、トミ夫人が療養していた1937～1941（昭和12～16）年頃と推察される。

次に各建物の概要を述べる。

玄関棟は、桁行11.8尺（3.58m）梁行8.85尺（2.68m）・正面入母屋造妻入・背面寄棟造・瓦棒鉄板葺屋根の北面する建物で、北半をコンクリート土間、南半を3畳間とする。柱は3.3寸角で、柱間1間の基準寸法（以下基準柱間）は5.9尺（1.79m）とする。北半部・南半部ともそれぞれ棹縁天井とし、天井板は木理の密な柂目板を使用する。内法に長押は用いない。

書院棟は、玄関棟の東南に接続し、南面する。桁行18.15尺（5.50m）・梁行15.2尺（4.61m）の寄棟造・茅葺を主体とし、その南面と西面に巾3.4尺（1.03m）鉄板葺屋根の下屋庇を設け縁とする。また、背面西端にも下屋庇を設ける。主体部は、基準柱間5.9尺（1.78m）とする8畳間2室と、巾3.4尺（1.03m）の廊下を東面・北面にとる。柱は下屋庇を含めて3.3寸角とする。西の8畳間（現在「松の間」）は北面に

床の間と廊下への通路を設け、西面北端は平書院を設ける。床の間東脇の通路部分は本来床脇と思われる。一方、東の8畳間（現在「竹の間」）は北面に床の間を設ける。床の間の右脇は北面廊下から利用する水屋であるが、本来は室内から用いる押入形式かも知れない。2室とも内法に長押を廻らし、天井は猿頬面取りの棹縁天井を張り、天井板は木理の密な柂目板を用いる。また、2室境は楕形の欄間を設ける。また、西面・南面の下屋庇は天井を小舞付の化粧屋根裏天井を設け、部屋境は障子欄間を設ける。南面縁は芝生庭に向かって広々と開放され、庭の手前に蹲石と灯籠を配置する。東面の縁と北面の廊下は棹縁天井を張る。なお、主体部4周に廻る縁や廊下には長押を付さない。このように書院棟は、2室続きの座敷を持つ上質な接客空間で、書院造を基本とするが、縁・廊下に長押を省略する点や欄間意匠、床の間に食い込む平書院などに数寄屋的要素も認められる。

居間棟は、東西21.1尺（6.39m）・南北20.65尺（6.26m）の西南隅を欠き取ったL字型平面を持つ曲屋風の寄棟造・茅葺建物を主体とし、その入隅に3.4尺（1.03m）幅の廊下を設け書院棟東北隅に連絡する。廊下西側に便所を設け、廊下と便所は鉄板葺屋根とする。また、北西隅に鉄板葺屋根の下屋庇を設ける。柱は3.3寸角で、基準柱間5.9尺（1.78m）とする。主体部の東側は南北に6畳大の部屋を設け、部屋境に押入と通路を取る。南室は押入と出窓を備えた畳間で、南面東端間を小縁付の開口部とする。北室は洋間に改造されており、西面は旧台所・風呂・便所等に連絡し、北面は勝手口の下屋に連なり、北面と東面に窓を設ける。主体部西側は、南側の4.5畳大室は台所、北側の3畳大は風呂場、北面下屋庇は便所であった。西面下屋庇は風呂焚き口とする。現在は主に管理用倉庫として使用し、横須賀市取得後に管理人室とした際に内装改造などを行ったが、基本的に別邸時代における日常生活の場としての形跡はとどめている。

サンルーム棟は、書院棟東南に接続する寄棟造茅葺建物で、東・南・北の3面に鉄板葺の庇屋根を設ける。平面は桁行23.6尺（7.15m）・梁行14.75尺（4.47m）の居室部北面に幅3.4尺（1.03m）の縁を設けた形式で、縁の西端が書院棟の東南隅に食い込む形で接続する。柱は3.3寸角で居室の基準柱間5.9尺（1.78m）とする。居室部は東側に10畳座敷（現在「梅の間」）、西側に6畳大の応接間を設ける。10畳座敷は東面に押入と琵琶棚付の床の間、南面に肘掛窓を設け、内法に長押を廻らせ、応接間境は障子欄間とする。天井は猿頬面取りの棹縁天井で、猿頬面取りが書院棟よりも大きく、柂目板の天井板も書院棟以上の良材である。また琵琶棚脇の床柱は神代杉を用い中間を切り欠いた意匠とする。一方、応接室は西面・南面に掃き出しの開口を持つ明るく開放的な部屋で、杉皮と細い黒木を用いた緩い化粧屋根裏を見せ、長押は用いない。この建物は、配置からみると主人の書斎空間になるが、数寄屋意匠に優れた上質な座敷と、サンルームと呼ぶにふさわしい控間を持つ点が注目される。

増築棟は、サンルーム棟から9尺（2.73m）ほど東に建つ寄棟造茅葺建物で、南・北2面と東面北端に鉄板葺の下屋庇を廻らせる。また、サンルーム棟との取合部に鉄板葺屋根の納戸を設ける。茅葺建物部は桁行19尺（5.76m）・梁行12尺（3.64m）の南側に8畳間（現在「椿の間」）を設け、その北側を3尺（0.91m）幅の廊下と床の間とし、廊下の北は4尺（1.21m）幅の流し兼通路とする。8畳間南面の下屋庇は幅4尺（1.12m）・間口15尺（4.55m）の縁とし、正面掃き出し・両側面窓という開放的な空間とし庭園に臨み、「実兄の病気療養のために増築した」万代順四郎の配慮がうかがわれる。8畳間は天井を棹縁天井とし、長押は用いず、北面の西端半間に床の間を設け、東面は肘掛窓、南面は縁に連なり、西面の南端半間を物入とする。北面下屋庇は流しを設け、東面下屋庇は便所とする。納戸は東西約9尺（2.73m）・南北16尺（4.85m）の主体部北端に2.5尺（0.76m）幅の下屋庇を付加し、全体を板間とす

る。主体部の西南隅は東西3尺（0.91m）・南北9尺（2.73m）の棚を設け、棚以外は棹縁天井を設ける。下屋庇は現在3区画した物入であるが、棹縁付の下がり天井は一連である。また、主体部北端は、サンルーム棟に通じる廊下として仮設的に間仕切るだけである。つまり納戸部分の本来形式は、西南隅の物入以外は一室の板間であった。なお、増築棟の基準柱間は6尺（1.82m）で、柱は3.3寸角を標準とする。

2. 歴史的価値

①ビルディング・タイプとしての価値（横須賀の別荘建築における価値）

『新横須賀市史 別編文化遺産』（横須賀市役所 2009（平成21）年）「第2編 近代建築」（執筆・藤谷陽悦）によると、横須賀の別荘建築史から見た旧万代順四郎・トミ夫妻別邸の位置づけは次のようになる。

1) 横須賀は明治以来皇族・財界人・知識人らの避暑避寒・余暇を過ごす場所として好まれてきた。こうした中、別荘地としての発展は昭和に入ってからと見られ、湘南電鉄の三浦半島における遊覧計画を端緒に展開しはじめた。

2) 横須賀市内に展開した初期別荘建築は、皇族別荘である旧竹田宮邸（1935（昭和10）年の鉄筋コンクリート住宅）、和風別荘として旧小林正直邸（元横須賀市保養所荒崎寮）（1927（昭和2）年、木造瓦葺、1994（平成6）年閉鎖、取り壊し）および旧万代順四郎・トミ夫妻別邸、洋風別荘として旧井上成美邸（1934（昭和9）年、木造瓦葺平屋建、一部残存）がある。このうち、万代順四郎・トミ別邸は、「久里浜村では一部の豪農が明治末頃から茅葺き民家の別荘を構えていた様子であるが、この流れにあるもの」と位置づけられる。

すなわち、横須賀市内に展開した初期別荘建築のうち木造としては唯一完形を伝える遺構であり、横須賀地域の近代的発展を伝える貴重な文化遺産でもある。

②建築意匠上の価値（茅葺建物群による別荘建築としての意匠上の価値）

近隣における茅葺建物群による別荘建築として、旧伊藤博文金沢別邸（横浜市指定有形文化財建造物）がある。旧伊藤博文金沢別邸は1898（明治31）年に伊藤博文が横浜市金沢区野島に設けたもので、建築当時は4棟の寄棟造茅葺の建築（玄関棟・台所棟・客間棟・居間棟）と板葺の湯殿棟により構成されていた。その後、所有が変遷する中で玄関棟・湯殿棟が失われ、台所棟の茅葺屋根は鉄板葺に改造されたが、2005～2009（平成17～21）年に実施された保存修理において、失われた部分が復原された。海岸に面して茅葺の数寄屋風建築4棟が雁行する様子は大変魅力的で、「近在における、明治期の田舎家風意匠を持つ海浜別荘建築のほぼ唯一の遺構」と評価されている。旧万代順四郎・トミ夫妻別邸は、建築年代において旧伊藤博文金沢別荘に約30年およばないが、建築当初の茅葺建築群構成をよくとどめ増築状況も完全に判明する点、書院棟とサンルーム棟に数寄屋意匠をよく示す点、サンルーム棟の応接間や増築棟の南縁において避暑避寒目的の工夫が認められる点、などが注目される。

以上のように、旧万代順四郎・トミ夫妻別邸は、1928（昭和3）年に建築された別荘建築が原形で、玄関棟と3棟の茅葺建物群が廊下で連なる複合的構成を見せていた。その後、万代順四郎が増築棟を加えて4棟の茅葺建物群構成となったが、津久井浜に向かって緩やかに傾斜する芝生庭園に臨んで書院棟・サンルーム棟・増築棟が雁行し、これらの後方に居間棟と玄関棟が連なる景観は、茅葺田舎屋風の素朴さの中に気品を併せ持った数寄屋風別荘の趣をよく伝えている。

その後、横須賀市へ寄贈され横須賀市立万代会館として公開された際に、居間棟を中心に改修が加え

られたが、基本的な建築構成や主要部材は変更されずに継承され、現在では市内唯一の昭和初期和風別荘遺構となった。また、茅葺田舎屋風別荘の視点で見ると、1989（明治31）年の旧伊藤博文金沢別邸（横浜市金沢区）とともに三浦半島における別荘文化の広がりを考える上で重要である。

このように、旧万代順四郎・トミ夫妻別邸（横須賀市立万代会館）は、近代横須賀の歴史や建築文化を考える上で、必要欠くべからざる存在である。

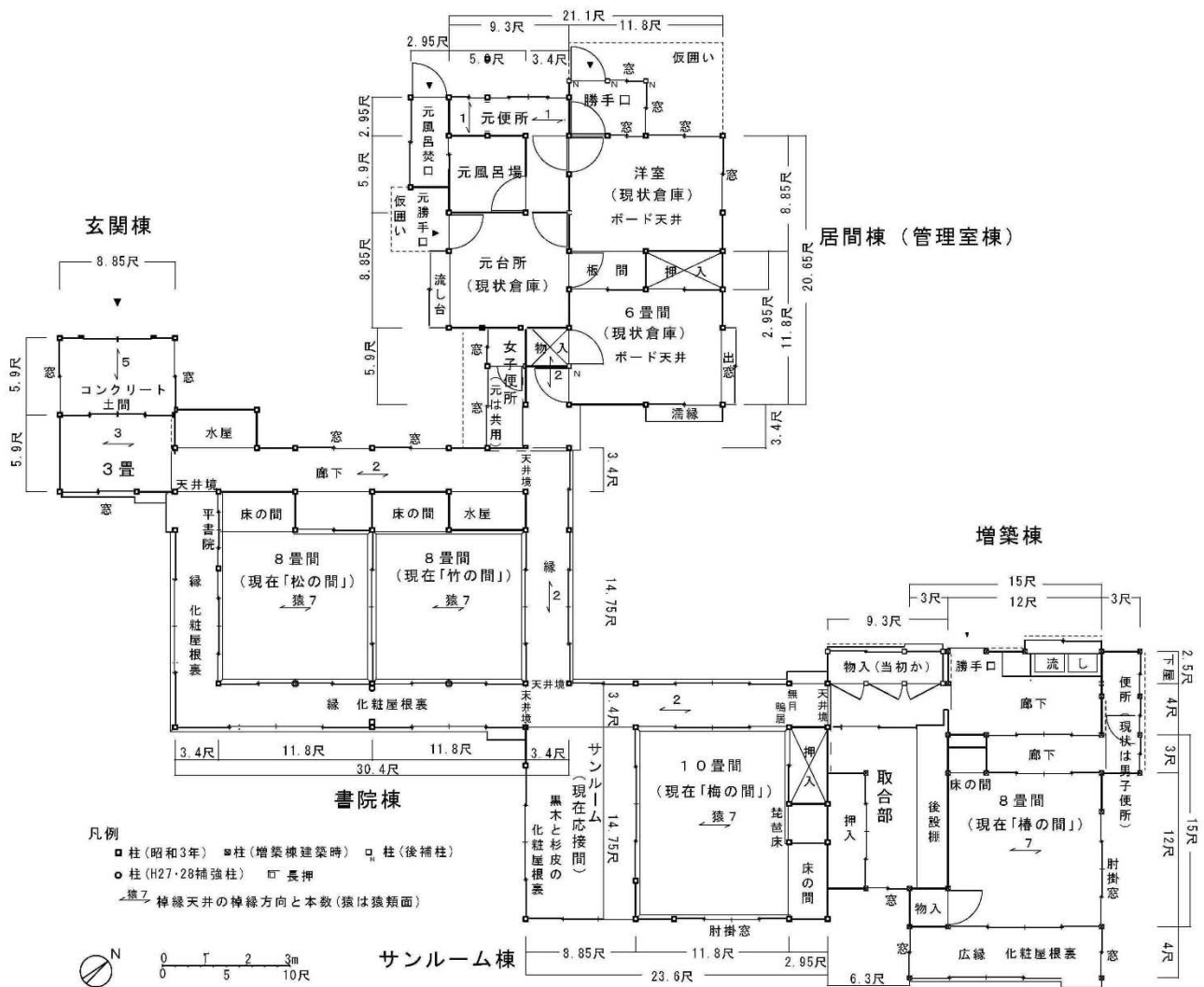


図1 旧万代順四郎・トミ夫妻別邸 現状平面図 作図:大野敏

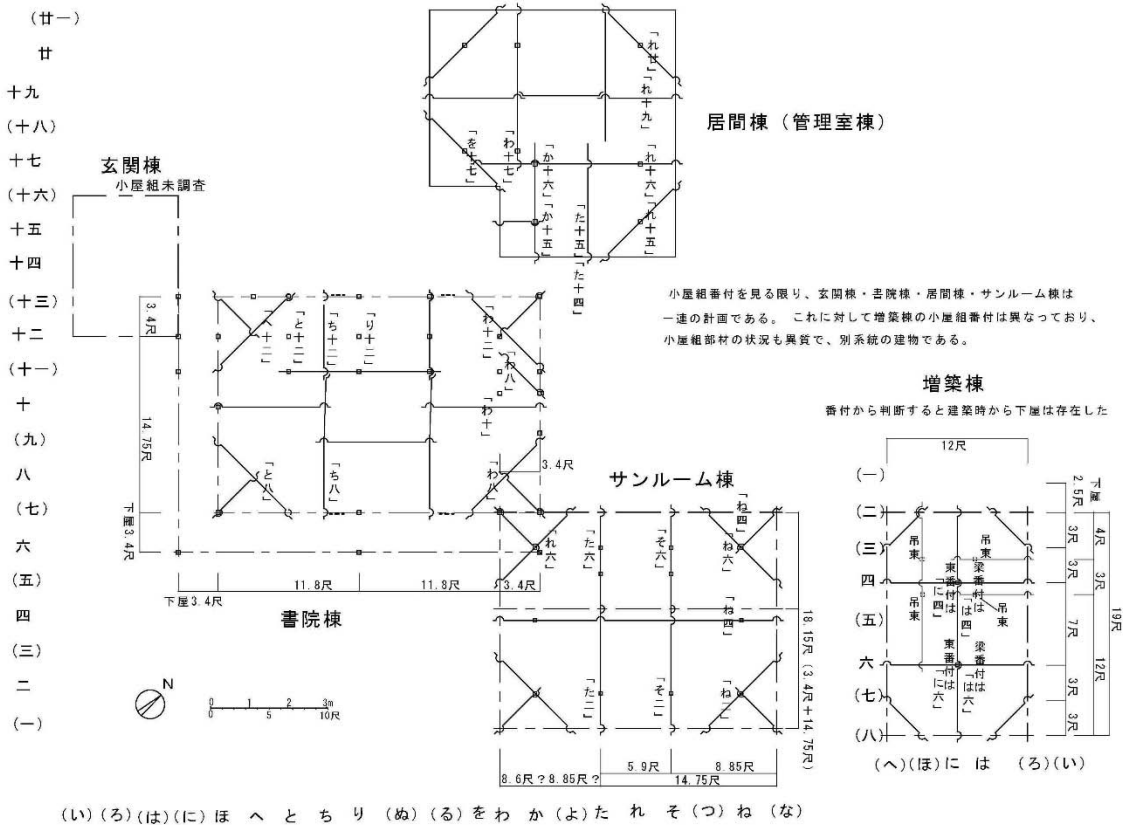


図2 旧万代順四郎・トミ夫妻別邸 小屋組番付 作図:大野敏

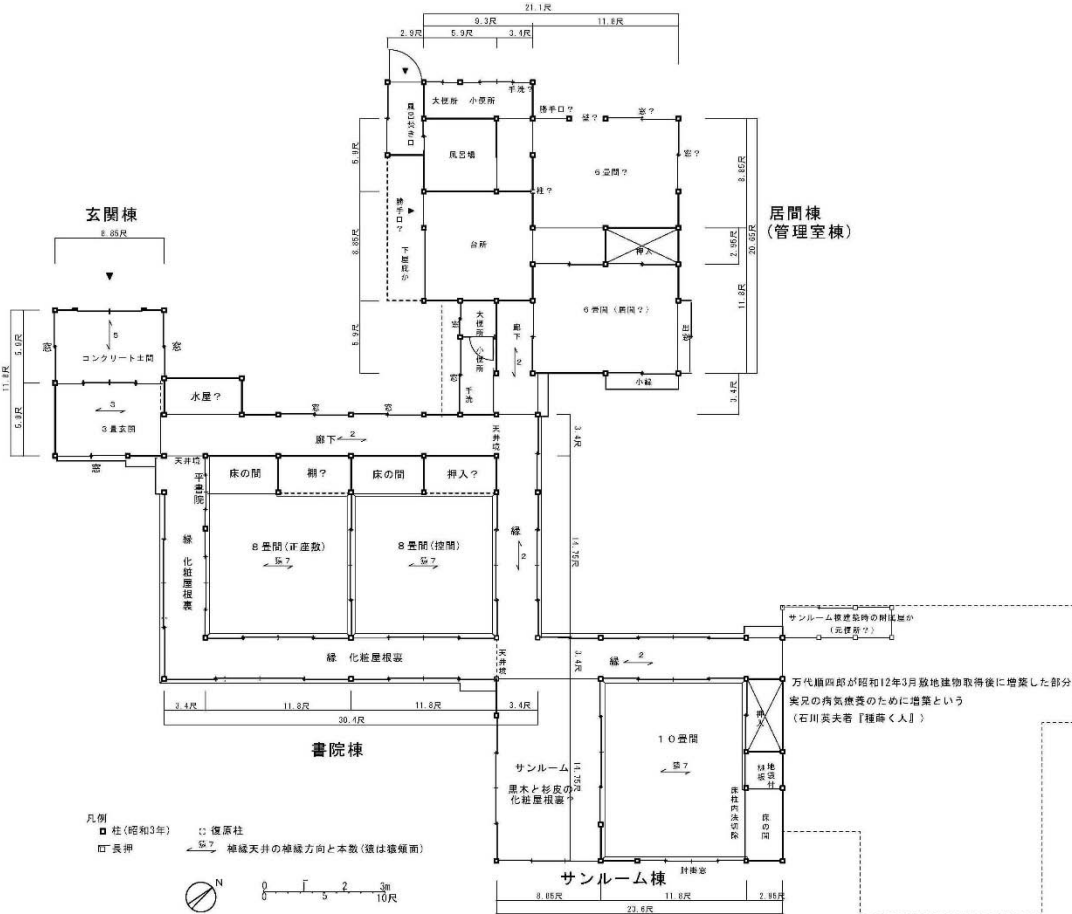


図3 旧万代順四郎・トミ夫妻別邸 昭和3年建築時復原平面図 作図:大野敏



写真1 導入路から玄関棟をみる（撮影は大野敏 以下同じ）



写真2 左から玄関棟・書院棟・サンルーム棟・増築棟



写真3 書院棟内部 西8畳間から東8畳間をみる



写真4 書院棟内部 南縁からサンルーム棟側をみる



写真5 サンルーム棟内部 10畳座敷の琵琶床と肘掛窓をみる



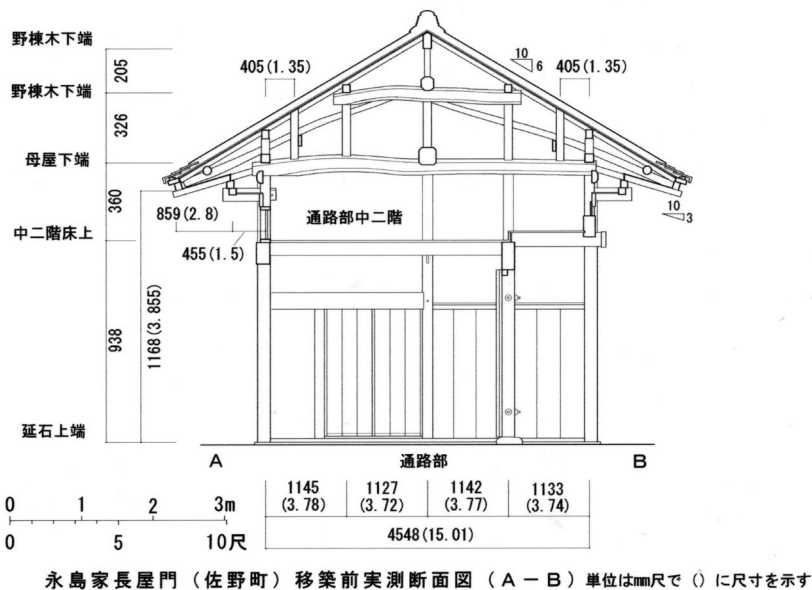
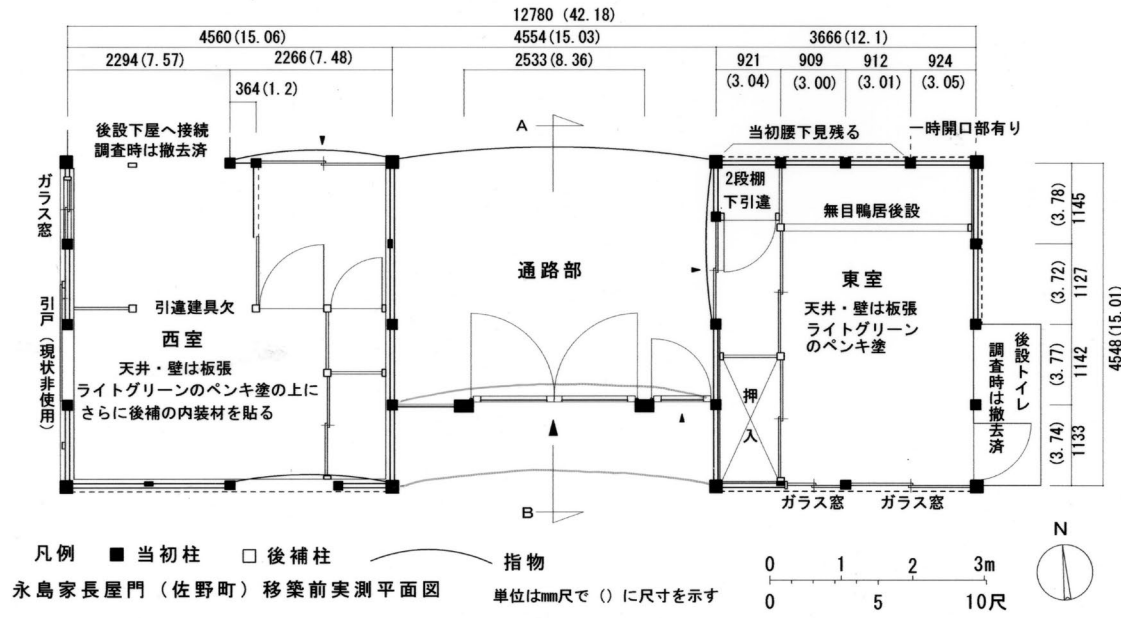
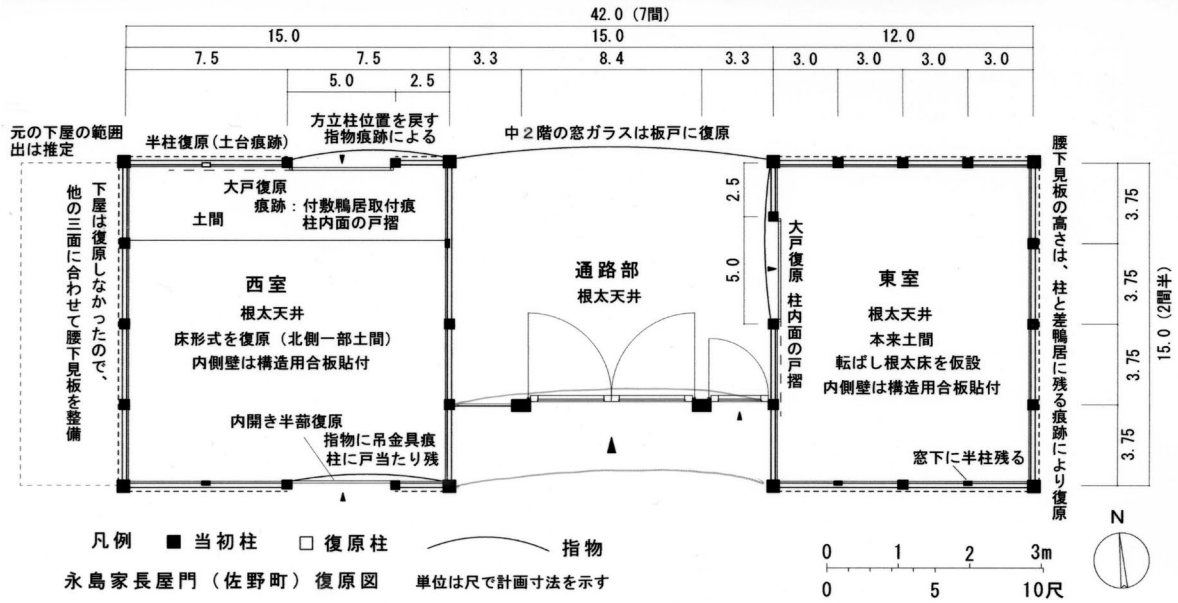
写真6 サンルーム棟内部 応接間(サンルーム)をみる



写真7 増築棟内部 南縁



写真8 居間棟内部 6畳間の出窓と掃き出し部



資料6 横須賀の永島家長屋門改修へのアドバイス事例

～わずかなアドバイスで文化財的価値は護れる～

資料6 1. 概要

1-1. 永島家長屋門との出会い

この事例は、横須賀市佐野に所在する永島家長屋門の移築修理事業に偶然関わったものである。

永島家は、近世に佐野村の名主を務めた旧家で、広大な屋敷の正面に長屋門が残されていた。この長屋門は、幕末期の当主が浦賀奉行所へ出仕の際に馬に騎乗したままで通れるように作ったと伝える。

大野がはじめて長屋門を訪れた2002年11月は、屋敷地内に温泉施設を建築する計画が進捗中で、主屋を屋敷奥方へ揚家・曳家する壮大な工事が行われていた。この曳家により屋敷中央に用地を確保して温泉施設の新築部分が作られるのであるが、長屋門を温泉施設の導入口として利用するため若干移築（曳家）し屋根葺き替え等の修理を行う計画で、建築基準法に則った長屋門移築工事が実施される直前であった。

大野が訪問した契機は、所有者が横須賀市教育委員会へ相談したことに始まる。所有者の意向は「長屋門は文化財に指定されていないが、歴史的建造物として見学者も少なくない。今回移築修理を行うが、歴史的建造物として留意すべき点があればアドバイスしてほしい。出来る範囲で対応したい。」というものだった。この時丁度横須賀市史文化遺産編の編さん事業が行われており、大野は近世建築担当として市内の社寺建築の悉皆確認を行っていた。民家建築も調査対象に含んでいたが、まだ具体的な現地調査は行っていなかった。市史文化遺産編の作業中ということで、教育委員会は市史編さん室へこの件を伝言し、この相談を大野が引受け現地確認をすることになった。

1-2. 現地確認と初見作成

実際に現地を訪れると、長屋門は瓦葺きに改造されているが、近世末まで遡る可能性がある立派な建築で、名主・永島家の表門として格式を示していた。

一方、長屋門修理の設計者は通常的设计事務所で、温泉施設の経験はあるが歴史的建造物に関する経験はないようであった。施工者も同様のようだった。

所有者は建物に愛着を持ち、歴史的な建築であることの認識はあったので、まずは工事関係者全員に「この建物の特徴（存在意義）と、歴史的建造物はどのような点に注意して修理をすべきか」基本的なことを理解してもらう必要を感じた。そこで工事着手後も現場に通い、調査を行って所見を作成し、所有者・設計者・施工者に対して歴史的建造物を修理する場合の要点を説明した（資料6.2）。

1-3. 古材を伝えることの意義

最初に強調したのは、現状部材を大事に扱うことである。通常の営繕修理では、傷んだ材料を取り替えるのは当たり前だし、礎石上に乗っているだけの柱や土台は建築基準法上は違法建築なのでコンクリート土台に乗せ直してアンカーボルトなどの金具で緊結する。したがって古い柱や土台は、新設するコンクリート土台に見合った高さや仕様に合わせて躊躇なく切断されたり、取替られたりしてしまう。しかし歴史的建造物は部材自体が残っていること（真正性）が重要で、その古材が本来の建築

技法を正しく伝えていることが肝心である。やむを得ず古材を取り替えなければならない場合に、不要となった部材を一部分でも保存しておくことは、一般建築では考えられないことであろうが、歴史的建造物の修理では「本来の部材で正しい形式を担保する」ことが重要なのである。そうした意味で、木造建築の場合、柱に施された各種の痕跡は貴重な情報の宝庫であり、柱を全長とともに伝えることは「建築の血統証」を伝えるのに等しいのである。

1-4. 柱足元の特徴を継承する

ところが歴史的建造物を建築基準法に則って修理する場合、常に問題となるのは礎石に直接あるいは礎石上に土台を重ねて柱を立てていた伝統工法が許可されず、コンクリート基礎に乗せなければならない問題である。

永島家長屋門移築工事においても、本来隅柱は礎石建し、中柱は切石延石基礎上に土台をのせて中柱を土台建するものであった。すなわち隅柱は中柱よりも太く計画し、土台は隅柱の側面に取り付ける形式である。こうした形式（隅柱と中柱で仕様が異なる）は長屋門では比較的良く行われるもので、建築的特徴として継承すべき重要点である。しかし永島家長屋門の場合、当初の工事計画はコンクリート基礎上に土台を配置し、隅柱も中柱も足元を一定の長さに切り縮めて土台建するものであった。

そこで大野は下記のような方法を提案した（図 6-1-1）。各柱は特段の破損がない場合、そのまま土台に乗せて必要箇所を金具で引き付けることとした。結果的に検討案 1 で実施された。本来は切石延石上に立っていたものがコンクリート土台上に移ったので、基礎の立ち上がり分だけ建物は高くなったことになるが、足元の仕様は本来形式が踏襲できた（写真 6-1-1）。なお、今回再用できなかった基礎延石は、長屋門周辺の敷石に再利用し、いずれ文化財として（建築基準法適用除外を受けて）本来形式に戻すことが可能となったときに利用できるように配慮してもらった。



写真 6-1-1 永島家長屋門柱足元施工中

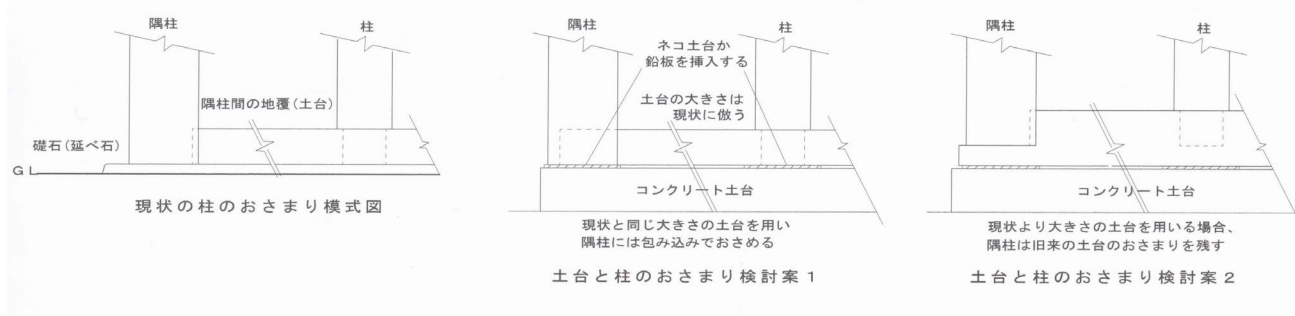


図 6-1-1 永島家長屋門 土台のおさまり検討図 作図：大野敏

1-5. 古い土壁を残す方が合理的

次に強調したのが「無駄なことをしないことが価値の保存になる」ということである。長屋門は移築といってもわずかに数m移動させるだけなので、曳家工事で対応する。曳家は柱足元を鉄骨支持材で挟み付けることが重要な工程で、足元の壁を多少除けば施工可能である。したがって現状の土壁は曳家工事においてほとんど破壊せず、そのまま存続させることは可能である。しかし当初工事計画では土壁は一度解体して合板壁に置換するものだった。現状壁は外部が腰下見板壁、腰上が漆喰壁、内

壁は土塗真壁であった。長屋門の通路部両脇室は、一時期住居に利用し、貸室的に利用した時期もあったという。移築修理後は当面物置的に利用し、将来的にはギャラリー的に利用することを考えていた。したがって、今回の工事では土壁を存置して（揚家で取り解いた壁足元は補修する。写真 6-1-2）、内壁はとりあえず構造用合板で固めておく。当面の物置利用には合板むき出しの内壁でも十分で、これ以上は手間をかけない。ギャラリーに利用する場合は合板の表面を化粧すればよい。このことによって、古い土壁（おそらく関東大震災後の復旧土壁であろう）を無理なく継承することができる。

1-6. 特徴的な部分は復原してみよう

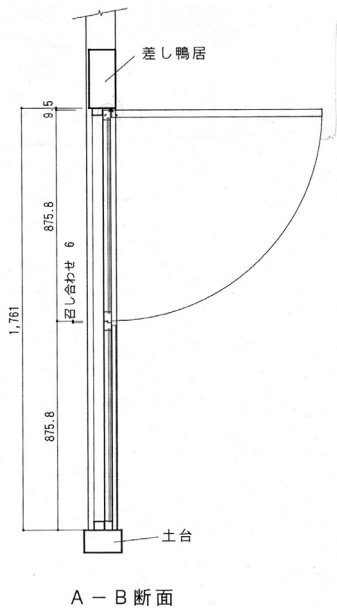
移築(曳家)工事の設計方針は、現状維持を基本とし、後設の背面下屋や屋内間仕切は撤去し、両脇室のアルミサッシュ建具の形式を整えるものであった。屋根は後世瓦葺きに変更されている可能性が高いが、通路部分の扉構えは、本来の形式を良くとどめ、旧家の表門としての風格を示している。建具形式を整えば、その外観は一層魅力を増すので、この考え方は妥当である。一方、工事を進める中で筆者が調査に協力した結果、正面に半蔀窓の痕跡が現れた(写真 6-1-4)。また、両脇室とも大戸口構だったことが判明した。さっそく建具復原図を作成して(図 6-1-2)永島さんに見せると「面白いことがわかったので、是非再現してみたい」と



写真 6-1-2 永島家長屋門揚家中の足元の状態
土壁の状態は良好で、足元の点線部に壁止を挿入すれば土壁は再用可能である。



写真 6-1-3 西室屋内の背面見返し
大戸口は痕跡に基づき復原した。この部屋は元来板床だが大戸の存在により入口のみ土間であったと考えざるを得ない。



A - B 断面

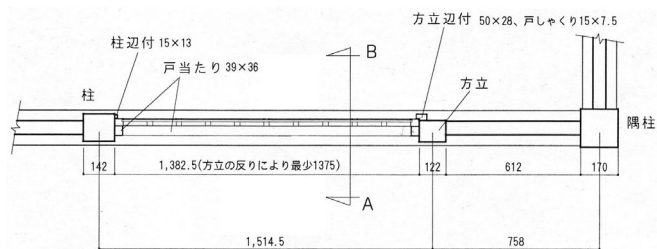
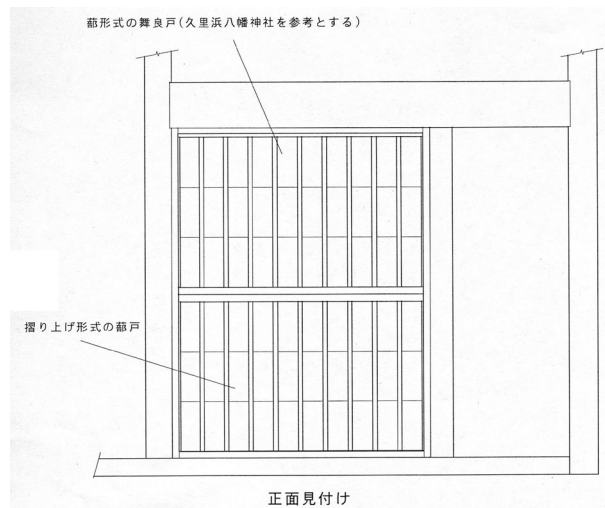


図 6-1-2 半蔀復原案 作図：大野敏

いうことになった。特に長屋門の部屋の一つが正面の半葺の開口を持つ点は大変珍しい。長屋門の両脇の部屋は外に向かって閉じている場合が多く、開口を設けたとしても窓を設ける程度である。これに対して永島家長屋門の場合、西室は外に向かって内法下に広い開口を設け、町家正面の開口のようである。つまり、西室正面は荷物の積み下ろしを行ったのではないかと思わせる構えなのである。

文化財建造物の場合、調べて本来形式がわかっても、その部分を再現（復原）するか否かの判断は、建物全体の再現年代のバランスや、修理後の活用などを十分検討したうえで決定する。永島家長屋門の場合は文化財ではないので、いわば所有者の考えひとつ（および建築基準法の範囲内）で対応の可否が決定される。そして永島家の場合は、屋根以外はできるだけ本来形式に復原する方針に転換した。この手法は文化財修理としては（屋根形式とそれ以外の部分の時代性が異なるという意味で）批判があるかもしれないが、建物本来の価値を顕在化するうえで有効である。所有者に関心を高めてもらうためには、まずは特徴的な部分で、なおかつ比較的簡単に復原可能な部分から着手して、徐々に復原レベルを深めていく方法もあってもよいと考える。永島家長屋門の場合、建築全体において復原の時代設定など十分議論されていないが、所有者が建物の歴史的経緯に関心をもちってもらうために建具の復原は必要と判断した。

1-7. 屋根は茅葺きだったのか

長屋門は茅葺きだったという言伝えがある。したがって本当に茅葺きであったかを確認しておく必要があった。茅葺きの場合、通常梁先端に又首を受ける仕口穴が加工されている。それを要所で確認できれば「元茅葺き」とみなすことができる（図6-1-3）。残念ながら永島家長屋門の場合、梁先において又首穴仕口を確認することは困難で、不明瞭であった。したがって茅葺きだった確証はつかめなかった。しかし小屋組の梁の組み方を見ると、現在の瓦葺きの梁組は改造したもので、出桁の先に延ばした化粧



写真 6-1-4 西室正面の半葺痕跡

写真右間は後世土壁を取り壊した部分。一方左間は当初半葺があった部分を壁に改めている。すなわち上方の矢印から順に①指鴨居下面に葺戸の釣金具残存、②方立柱の葺横猿穴、③戸当たり止釘、④摺揚戸用の辺付、の痕跡が認められる。

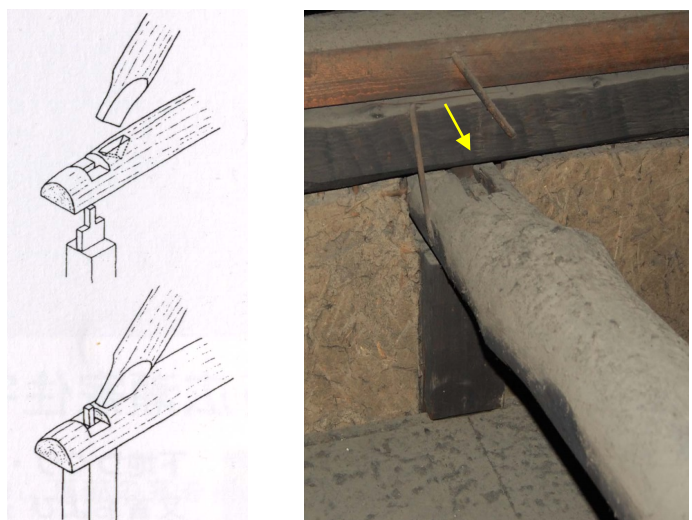


図 6-1-3 茅葺きの又首のおさまりと梁に残る又首仕口の例
図版出典は川崎市立日本民家園ガイドブック。写真は大野撮影。

垂木は後設であることが確認できた。

つまり、永島家長屋門は、出桁造の軒までが当初形式を留め、化粧垂木と瓦葺き屋根は後設である。出桁造の軒形式で化粧垂木を延さないとするれば、その屋根形式は茅葺きである可能性が高いので、間接的にはあるが、茅葺きであったと想定できる。

1-8 おわりに ～所有者のこだわり～

こうして永島家長屋門は、本来の姿を探求しながら、屋根は現状を踏襲する一方で、平面に関しては建具を中心として復原した。これに伴い、後から設置した窓も壁に戻した部分もあり、その部分は一部腰下見を補足した。

なお、建具を復原した部分や下見板を補足した部分は、永島さんの意思で古色仕上げを見送った。

通常文化財の修理では、修理時に補足した木材には、古材との調和を図る(古びた感じを示す)ために古色処理を行う。しかし建具などはあえて古色をしない場合もある。永島さんは「あえて人工的な処理はせずに、自然になじんでいく過程も楽しむ」という考えだった。

以上、わずかなアドバイスにより、建物の価値を継承しながら所有者の想いも高まったことに、感慨深いものがある。建物はその後2007年(平成19)に横須賀市の市民文化遺産に選定された。

なお、筆者のアドバイスにより部分的に設計変更を行って施工した結果、当初の工事見積りよりも2割ほど増額になったということであるが、所有者の永島さんは喜んで応じてくれた。



写真 6-1-5 長屋門軒見上げ
化粧垂木より先は新しい



写真 6-1-6 長屋門天井裏
本来は柱の上に乗っていた梁を一段下げて現状の化粧垂木を後設している。この際、当初の梁は先端を切断しているようで、梁先の叉首の存在は確認し難い。



写真 6-1-7 移築修理竣工直後の長屋門 2004年

資料6 2. 永島家長屋門に対する所見

「横須賀市佐野町所在の永島家長屋門修復にあたって配慮していただきたいこと」

2003年2月23日

横浜国立大学工学部建築学教室 大野 敏

永島家長屋門は、桁行7間(約12.6m)・梁行2間半(約4.5m)・寄棟造・棧瓦葺の長屋門です。

建築年代は江戸時代末期頃(19世紀中期)と推定され、本来は茅葺きであったとの伝承があります。たしかに現在の建物は、軒回り(垂木や隅木)が後から改築されている形跡があります。また、昭和20年代に住宅として改造され、さらに昭和30年代と40年代に改造を受け、門両脇の2室はいずれも内装が改変され、内外の間仕切も替わっています。

しかしながら、門・潜戸を中心とする通路部分の形式や中2階の格子窓は建築当初の形式を良く留め、柱や差鴨居もすべて当初材が残っています。軒は改造(おそらく新設)されたとはいえ、その時期は幕末か明治中期頃(注:2007年の市史執筆時手においては大正期まで降る可能性も考えた)と思われ、永島家の長屋門が最も立派に整備された時期の姿を良く示しています。

この建物は、柱と差鴨居の痕跡によりほぼ建築当初の間取りが判明します。すなわち、西室正面の差鴨居下に釣り上げ式の扉(半部、おそらく板戸形式)、同背面の差鴨居下に引込戸形式の板戸(大戸)、東室西面の差鴨居下に引込戸形式の板戸(大戸)が復原され、その他外周部は土壁となります。両部屋とも本来は土間床であったと思われ(注:工事中の調査で西室の正面側は床組が存在と考えざるを得なくなった)。西面(西室の西面)は、もと下屋が取り付けいていたようで、この部分を除いた外周部は腰下見板が取り付けしていました。

このように、この長屋門は幕末～明治頃の裕福な階層の表門形式を良く留め、当初平面形式もほぼ明らかで、柱・門構えその他主要部材の残存状況も良好で、地域文化遺産として価値の高いものです。したがって今回曳家工事に伴う修理にあたっては、以下の点にご留意いただきたいと存じます。

1. できるだけ古い材料を再用する。

門構えおよび通路部分の板壁は基本的に全部再用出来るので大事に取り扱ってください。また、再用にあたっては、部材清掃は埃払いか雑巾がけ程度に留め、洗いは避けた方が賢明です。せっかくの風格が台無しになる恐れがあります。

再用する予定の木材などは、元の場所が判るように番付札を打ってから取り外すことが望ましいです。番付の参考例は別紙図面に示しました。

柱はすべて当初材で、多少表面が傷んでいても再用には支障がないのでできるだけ剝木(表面の傷んだ部分だけ削って、新材を矧ぎ付ける)修理で対処して欲しい。細かな虫食いなどはあまり気にせず、大きな破損箇所のみで良いと思います。

間柱はこの建物の特徴なので、是非再用してください(壁間渡しの刻みが細かく細工されているのは珍しいです)。

瓦はどの程度再用するのは知りませんが、鯰や鬼瓦はできるだけそのまま使うべきでしょう。瓦降ろしの際に瓦に刻銘があるかどうか確認するのも重要です。

2. できるだけ古い仕様を踏襲（あるいは保存）する。

土台は傷みが大きく、残念ながら今回再用不可能だと思います。ただし、この建物の土台は、継手の仕事が丁寧に加工されているので、参考資料として状態の良い部分をサンプル保存しておいて欲しいと思います（番付を付けて残す）。

柱と土台の関係も注目され、隅柱（西室・東室の各隅計8本）と門親柱は礎石上に立ち、隅柱間に土台を大入れに挿入して柱や間柱・方立柱を立てています。今回コンクリート土台上に木製土台を廻して柱を立てるのだと思いますが、その際こうした柱の高さ違いの構法についても形式を伝える努力をお願いしたいと思います（図 6-1-1 参照）。なお、現状柱長は多少差があり、不陸などを勘案すると、現状のままで柱足元を調整せずに土台の上に乗せることは難しいかも知れませんが、できるだけ柱足元を切り縮めることは避けて欲しいと思います。仮に切縮める場合は、切断片は番付を付けてサンプル保存できるように配慮してください。柱の本来の長さというのは建物にとって出生証明（あるいは血統証）のようなものなのです。なお、この建物は柱上方に軒桁のようにみえる部材が、実は長押状なので、柱長さが多少違っていても大勢に影響ないとも言えます。仮に水平土台上に現状柱長さのまま据え付けて、長押状部材の位置で多少波打っても、出桁位置と垂木尻の調整で軒先では修正可能だからです。おそらく、通路背面の指物は大きく撓んでおり、これはそのままにするしかないのです。結果的にこの部分は長押状部材も垂下することになり、やはり軒先で調整することになるからです。

また、土壁についても、小舞壁を施工するのであれば現状の間渡間隔や丸竹・割竹の具合もできるだけ踏襲することが重要です。予算的に合板下地とするのであれば、現状の小舞下地は一部サンプル保存したいものです

注：話し合いの結果、土壁は揚屋で解体した足元以外は当初のまま再用することになった。

3. 復原箇所について

復原箇所の概要は、別紙図面に示しました。最も問題になるのは、3箇所の建具です。これらはいずれも土間床に対応した形式であるため、現状と同じくらいの高さに床板を張るとなると、復原できないこととなります。あるいは土間（珪藻土叩き）にしてスノコをおく程度に考える方法もあります。床をきちんと張るのであれば、床高に合わせて建具形式を若干アレンジすることも考えるべきかも知れません（創作になってしまいますが）。

また、外周部の下見板張りですが、これは柱や差鴨居に当初の取り付け高さの痕跡が明瞭で、材料についても西面に使っている下見部材がかなり古い形式のものなので、これを参考にすればよいと思います。その西面については本来下屋があったので下見板はないはずですが、今回は下屋を復原しないので、他の面と同じように下見板を張るべきだと思います（こうした場合は復原ではなく「整備」という言い方をします）。

注：その後の調査で西室は大戸口まわりだけは土間で、正面側は床があったと考えざるを得ないこととなった。

4. さいごに

この建物は地域文化遺産としての価値の高いものなので、修復によって価値を損なうことのないように、常に考えながら工事を行っていただくのが望ましいです。予算的に丁寧な仕事で不可能な部分も生じるでしょうが、その場合はできるだけ古い部分を残して将来の補修に委ねるという意識で、必要な補強や代替的な仕様で済ませておく部位も生じるかも知れません。その場合は所有者の方と細かく相談することが肝要です。

注：文中に記す図面は省略する。図面は次節（p210）参照のこと。

資料6 3. 永島家長屋門（横須賀市史文化遺産編 より）

長屋門移築工事竣工後に、『横須賀市史 別編 文化遺産編』（2009年、横須賀市）が刊行され、筆者は近世建築担当として永島家長屋門について解説を執筆し、あらためて図面を作成した。そのためここにその内容を掲載する。

永島家長屋門 佐野

永島家は佐野村の名主を務めた旧家で、屋号はコヤト（小谷戸）という。長屋門の建築年代は明確ではないが、幕末時の当主が浦賀奉行所へ勤めた経歴を持ち、家伝はその時の俸給で屋根を茅葺から瓦葺に改めたという。したがって長屋門の建築自体は幕末を降らない事になる。今回の調査の結果、年代を明確にする史料は発見されなかったが、構造手法から見て一九世紀前期頃の建築と見るのが妥当と思われる。

長屋門は、旧三崎街道にむかって南面する。桁行四二尺（七間）・梁行一五尺（二間半）・寄棟造・棧瓦葺の建築である。軒先は出桁部分まで当初であるが、化粧隅木や化粧垂木は後補である。すなわち家伝がいう茅葺を瓦葺に改めた際に、化粧軒を設けたと考えるのが妥当である。ただしその改造時期が幕末まで遡るかは疑問で、明治～大正期に降る可能性もある。平成一六年度に屋敷地内に温泉施設を設けるにあたり、長屋門を西南側へ五メートルほど曳家すると共に修理を行ない、屋根以外の外観を当初形式に復旧した。平成一九年に横須賀市市民文化遺産に選定された。

平面は、中央桁行一五尺を通路部、その東一二尺分と西一五尺をそれぞれ物置とする。当初は西側面に下屋を設けていた可能性が高い。物置部分は、戦後借家として用いた時に内装を改め、その後も二度ほど改修したため、本来の根太天井下面に合板天井を仮設、窓を新設、東側物置の背面東隅にトイレを張り出した形跡が残る、西側物置背面西寄りに下屋設置、等の改造が加えられていた。しかし構造部材と通路部の扉構えを中心に当初材が残る。柱は、建物四隅と通路部四隅に五寸八分の太い柱を礎石建とし、それ以外の柱は延石基礎の上に土台建とする。隅柱以外の柱配置は、開口部を除いて原則三尺間隔（西側物置の正背面は一五尺を四分割した三・七五尺間）とし、両側面と東側物置背面は四寸六分角の柱を配し、それ以外は三寸八分幅の半柱を配置する。これは、妻面と東側物置背面以外は外観上柱が林立することを避ける意匠的配慮といえる。

通路部正面三尺内側と背面は指物で繋ぎ、二丁の指物間に天井桁を五列架し、通路部正面の指物はこの天井桁を迫り出して支える。通路部正面三尺内側の指物を冠木に見立て、冠木下に門構えの親柱（方立柱）を礎石建する。なお、今回の曳家工事は建築基準法の適用を受けたため、基礎は鉄筋コンクリートに改め、従前の基礎石は長屋門周囲に配置した。

開口部は、通路部の親柱間に両内開きの板扉を釣り、同東脇間は低い位置に指鴨居を配して片開き潜戸を釣り込み、同西間は同様な構えで板壁とする。通路部の扉廻りは、親柱・扉・板壁などすべて檜材で造作する。東側物置は、通路に面する西側面後間に指鴨居と方立柱を設けていたので、曳家工事前は引き違い戸構えであったが、五尺幅の大戸引き込み形式に復した。これに伴い、床組は本来土間と考えられたが今後の使い勝手に配慮して転ばし根太式の低い床を仮設した。西側物置は、背面東間と正面東間に指鴨居を配す。背面の指鴨居は方立と付鴨居の取付痕跡を有するので、現状の引き違い戸から東物置同様五尺幅の大戸形式に復した。一方、正面東間も指鴨居と方立柱により西側に五尺間を区切るが、この部分の指鴨居下面に葎釣り金具が残り、柱に摺り揚げ戸用の辺付が残っていたので、現状床高に対応した半葎形式の建具構えが当初形式と判明した（方立柱の東側）。すなわち西側物置の出入口は背面大戸で、この部分は欠き込み土間を

持つが、室内は床を設けて正面東間に半葎形式の開口部を有していた。半葎の板戸形式は詳細不明だったので、舞良戸形式で整えた。こうした開口部の構えから見ると、東側物置よりも西側物置のほうが上等な使用目的といえる。

通路部は天井桁を架して厚板を張った鏡天井、東西物置は根太天井を設け、天井裏は中二階物入として使用できる。この中二階の登口は通路部西北隅ほか各室に設けていたらしい。中二階部分は、東西物置上の正面各一箇所に横連子付の引き違い板戸窓（外観上は横連子の高窓）を設ける。

小屋組は和小屋で、軒は柱または指物上東に出梁を指し付け出桁を受けて出桁造とする。さらに化粧隅木と化粧垂木を取り付けているが、化粧隅木は小屋梁を一段下げて姑息におさめており、化粧垂木の垂木掛も柱や束の表面に取り付けた姑息なもので、当初のおさまりとは認められない。おそらく当初の小屋組は二の小屋形式で、上部又首組により茅葺き下地を作っていたと思われる。

壁は土塗り真壁で、外周部は（通路側面も含めて）腰に養生用板壁を設ける。この板壁は、通路部扉構え以後は目板打堅板壁で、他は下見板壁とする。なお、西側面は腰下見板壁の取り付け痕跡がなく、柱に下屋取り付け痕跡があるので、当初は下屋を設置していたと思われるが、今回下屋は復旧しなかったため、下見板壁で壁面を養生した。背面の一部は下見板壁の取付高さを変更されていたが、当初の高さに復した。後設の窓はすべて土壁に復した。

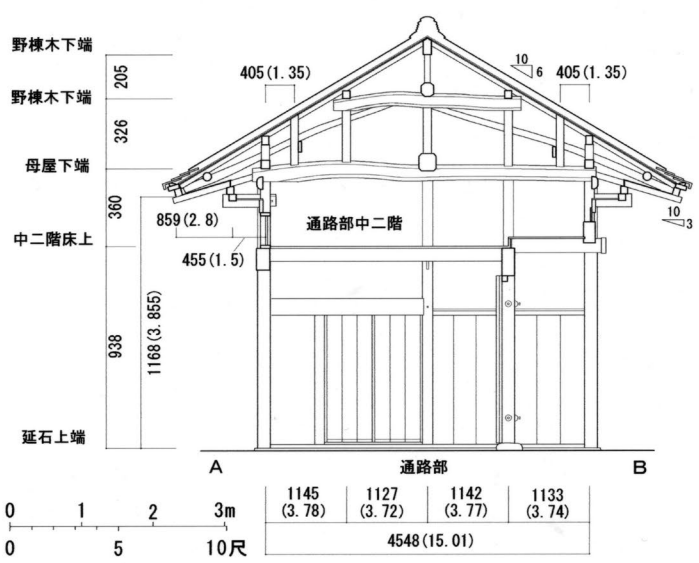
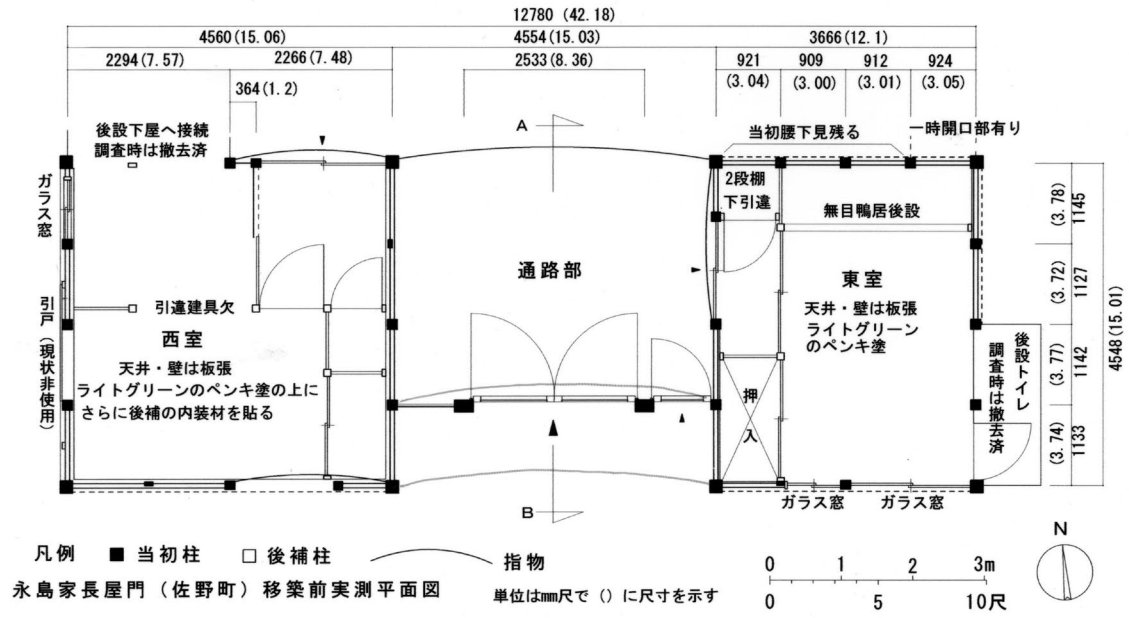
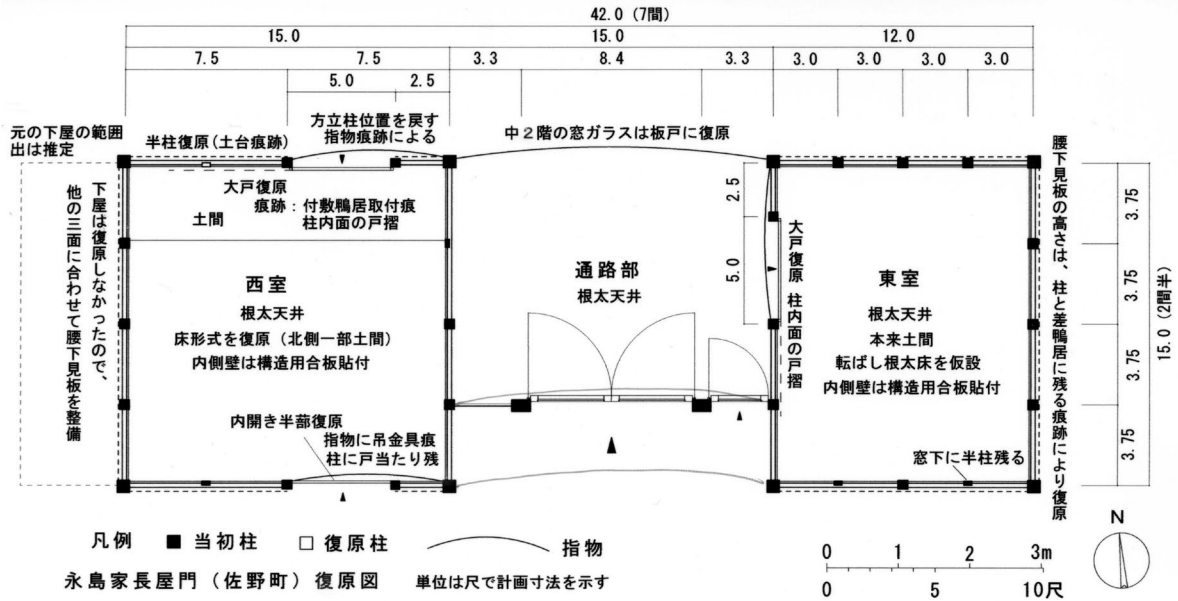
このように、この長屋門は幕末～明治頃の裕福な階層の表門形式を良く留め、街道に面した長屋門らしく西側物置の正面開口部を半葎形式としていた点に特徴が認められる。



曳家直前の長屋門 2003年2月



竣工後の長屋門 2004年



永島家長屋門(佐野町)移築前実測断面図(A-B) 単位はmm尺で()に尺寸を示す

資料7 民家の改造手法にみる持続性

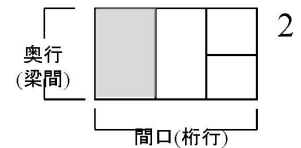
本稿は、2015年度の建築史学会大会シンポジウム「歴史の中の建築と環境 建物の生滅と建築のサステナビリティ― sustainability」において発表したパワーポイント資料を掲載する。

横浜国立大学 大野敏

民家を見る視点

村における近世民家分布比較より

現存遺構は礎石建の上層住宅主体 →次第に普及



下表における家規模表記

付表 相模国手広・木古庭・池子・中依智4村家屋規模分布 ※桁行・梁間は木古庭に合わせて間尺で表記。例：4.4は4間4尺。

「神奈川県近世民家の様式(関口欣也)『神奈川県近世民家野帳集上巻』より

村名	1678年 手広村					1691年 木古庭村					1708年 池子村					1731年 中依智村												
	4.0	3.3	3.0	2.3	2.0	5.1	4.4	4.15	4.0	3.3	3.0	2.3	2.0	5.0	4.3	4.0	3.3	3.0	2.3	2.0	5.0	4.3	4.0	3.3	3.0	2.3	2.0	
9.0														1														
8.3	1															1												
8.0						2	1														1							
7.3								5						2	2						7	2						
7.0									5						13													
6.3		2	1						3	1				6	1	2												
6.2											1																	
6.0					1				2	1	5			2	3	2	2											
5.3			1							1	1						2											
5.2											1																	
5.0	3	4	2								10		2				1	4	6	1					1	5		
4.3											1																	
4.0					1	2																						
3.3						1	2					2	1	3														
3.0													3															
2.5																											1	
小計	1	5	6	3	5	2	1	5	10	3	29	4	5	1	2	24	5	10	11	9	1	7	3	3	4	5	1	
計	20					59					62					24												
	手広村20戸					木古庭村59戸					池子村62戸					中依知村24戸												

村内最上層
8間×4間以上
(礎石建と推定)

村内平均層
5×3→6×3~
(規模拡大傾向)

掘立柱主体
→
18世紀中期以後
次第に礎石建に移行

民家における工法材料の環境特性（資源循環） 5

茅葺きに顕著 近年は廃材を資源循環困難で産廃対象としている現実
（屋根面積100坪程度の民家：産廃トラック約10台）

五箇山森林組合：古茅を空き地に集積して腐葉土化→販売

横浜市認定建造物 新川家住宅主屋の屋根修理（2012）：古茅は屋敷内処分



施工中正面(上)と竣工背側面(下)



古茅は屋敷の裏山に撒いた

民家の改造行為：建築持続の意志 6

改造の際にどのような工夫を行っているのかに注目

事例1) 現存最古の民家にみる建築持続の工夫：「増築して支える」（兵庫：箱木家）

事例2) 今井町古町家における建築維持の工夫「切り離して護る」（奈良：今西家）

事例3) 東日本屈指の古民家の「疑似大黒柱」（神奈川：関家）

事例4) 大地震後の構造強化と外観整備（静岡：大鐘家）

事例5) 移築における建築再構成の工夫（神奈川：白井家 ※） ※は文化財に指定
されていない物件

事例6) 生業に依拠した建築持続の工夫1：養蚕民家

① 神奈川北西部等における兜造り（小原宿旧本陣）

② 山梨県における突き上げ屋根（旧広瀬家 川崎市立日本民家園）

事例7) 生業に依拠した建築持続の工夫2：「曲り屋」

① 直屋から曲り屋への改造（岩手：小原家）

② 馬屋規模を拡大（岩手：千葉家）

③ 馬屋部分を建替して主屋規模も拡充（岩手：小村家 ※）

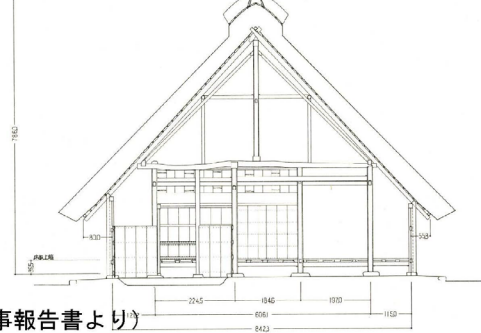
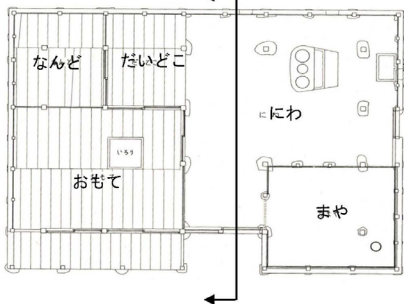
事例8) 分棟型民家の土間棟建替事例：「新架構導入」（旧太田家 川崎市立日本民家園）

事例1) 現存最古民家に見る建築持続の工夫 7

「増築して支える」

箱木家住宅 兵庫 室町時代

本来の主屋は下屋構造未成熟(壁立式的)



復原された箱木家住宅主屋平面図と断面図 (原図は修理工事報告書より)



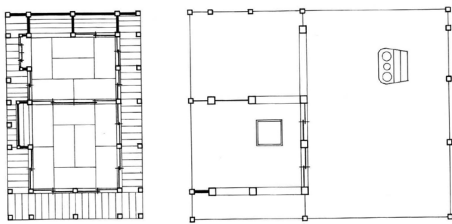
箱木家住宅主屋写真 撮影：大野敏

事例1) 「増築して支える」 箱木家住宅 続き 8

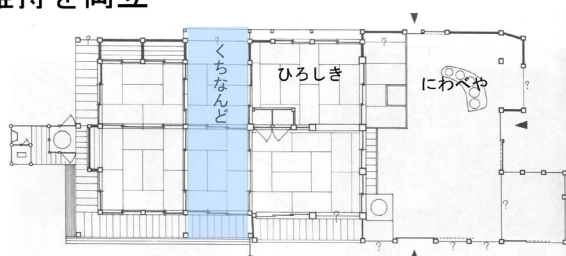
開放的空間化 → 経年変化(軸部傾斜顕著)

図版は修理工事報告書より

→ 離れ座敷と連結して旧主屋を支える改造 (江戸中期頃)
= 使い勝手の向上と古宅維持を両立



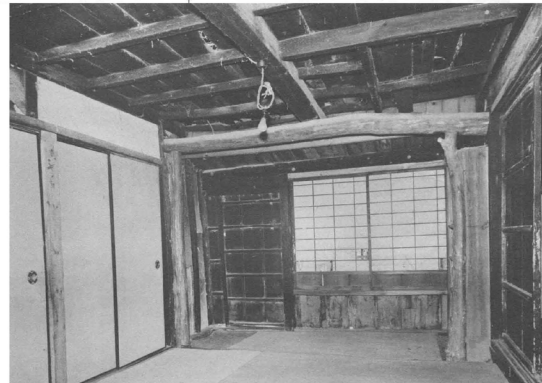
平面変遷 (江戸中期) 第3期の離れ座敷



平面変遷 (江戸後期) 離れ座敷を主屋に連結



ひろしき内部 (くちなんど方を見る)



くちなんど内部(奥方を見る)

事例2) 今井町古町家における建築維持の工夫 9

「切り離して護る」 原図・写真は修理工事報告書より

今西家住宅 奈良 慶安3年1650

主屋から別間が張り出す構成 → 主屋の経年劣化(軸部傾斜)が顕著

昭和二年北丹後地震後による被害大



昭和37年根本修理前の1階平面



大正時代の古写真(西側面)



修理前西側面写真
(北丹後地震後に張出部と土蔵を撤去した)



修理前東側面写真



修理前別間東南隅



修理前主屋などの傾斜状態

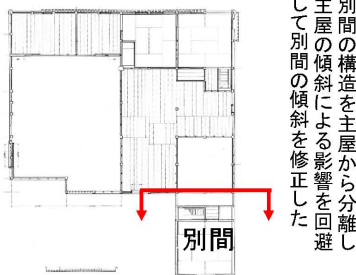
事例2) 「切り離して護る」今西家住宅 続き 10

主屋の経年劣化(軸部傾斜)が顕著

原図・写真は修理工事報告書より

→ 主屋と別間の取合部(棟木・母屋等の水平材など)を切断する改造。

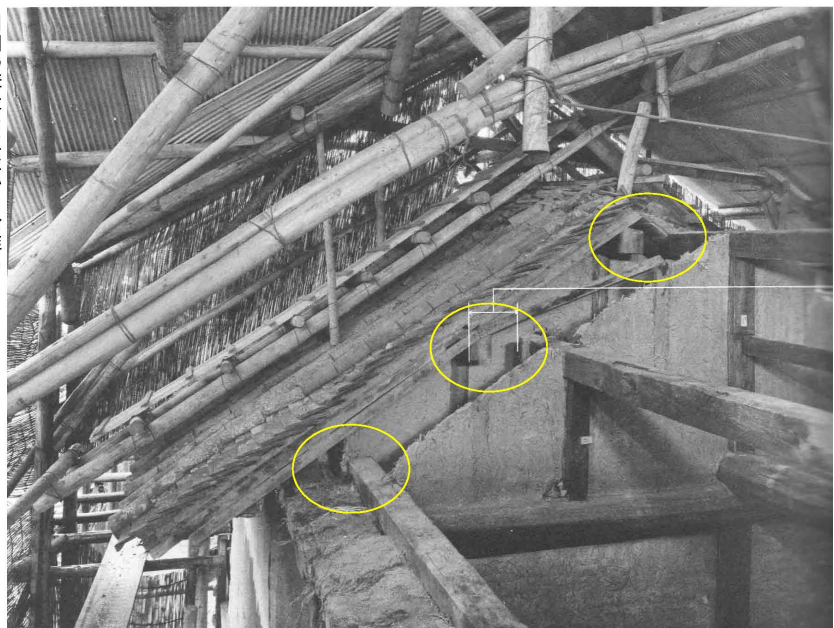
別間への影響回避、2階居室の細分化と小壁設置も結果として補強に有効



昭和37年根本修理前の2階平面



主屋2階の後設小壁
部屋間仕切増設に対応



事例4) 大地震後の構造強化と外観整備

12

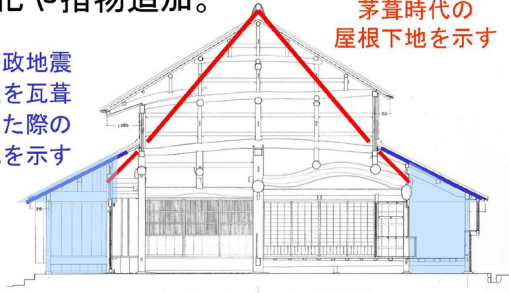
大鐘家住宅 静岡 18世紀初期頃 安政地震後に下屋拡張へ
茅葺主屋周囲の下屋庇を4周に拡大し瓦葺化や指物追加。

明治期に上屋部も2階風瓦葺



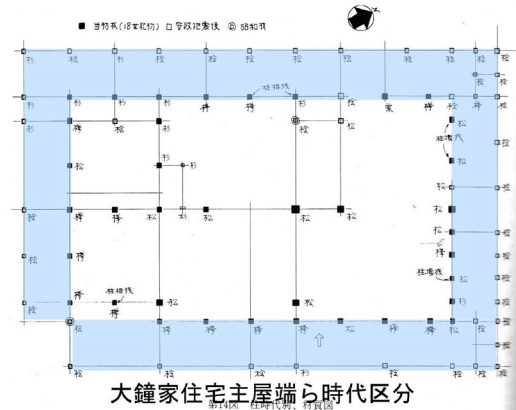
明治期の銅版画が描く主屋
主屋主体部は茅葺きをとどめ、周囲の下屋だけ瓦庇を設置した状況を伝える

青線は安政地震後に下屋を瓦葺で拡張した際の屋根下地を示す



赤線は本来の茅葺時代の屋根下地を示す

大鐘家住宅主屋梁断面図をもとに加工



大鐘家住宅主屋端ら時代区分

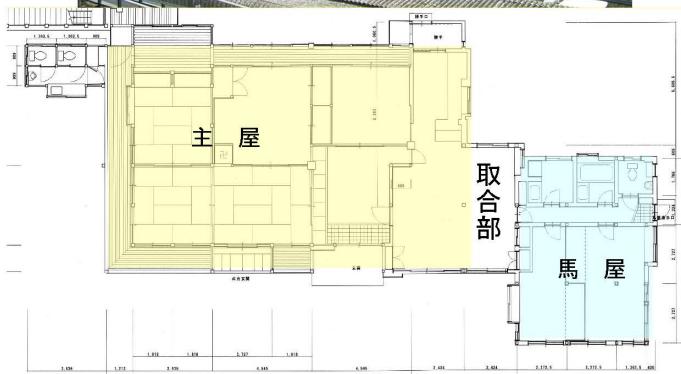
原図・写真は修理工事報告書より

事例5) 移築における建築再構成の工夫

13

白井家住宅、川崎市多摩区（小田急線よみうりランド駅前）、明治期の火災復興
主屋全焼 → 他所(稲城)から移築（明治19年に馬屋と一対で移築か）

馬屋はM19に屋根裏改造して空間性向上(養蚕) 平成5年に屋根裏再改造



馬屋は昭和50年代に洋風に改修



白井家住宅主屋・馬屋平面図（作図：大野）

馬屋は明治19年に小屋裏の梁を切断して蚕室化(移築時?)。さらに平成5年貳屋根裏部屋に改修

事例6) 生業に依拠した建築持続の工夫 1 14

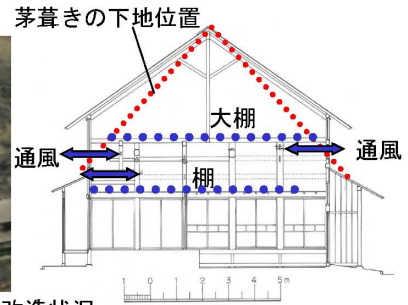
- ① 神奈川県北西部等における兜造り(19世紀に盛行) : 養蚕民家」
 → 近代における切妻造・2階風構造へ



小原宿旧本陣(19世紀に屋根改造か)



S12屋根改造前の石井家(1707)と改造状況



- ② 山梨県における突き上げ屋根

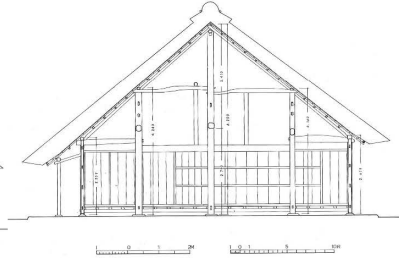
例：旧広瀬家住宅 17世紀末 改造18世紀中期頃屋根改造 図版は修理工事報告書より



移築前の広瀬家住宅正面



移築前の広瀬家住宅梁行断面図



移築復原後の広瀬家住宅梁行断面図

事例7) 生業に依拠した建築持続の工夫 2 : 16

- ③ 曲り屋部分を建替して主屋規模も拡充 「曲り屋」
 (小村家住宅 岩手 19世紀初期頃 改造20世紀初期)
 馬屋内の独立柱5本すべて掘立柱 → 昭和初期頃に3本根継、



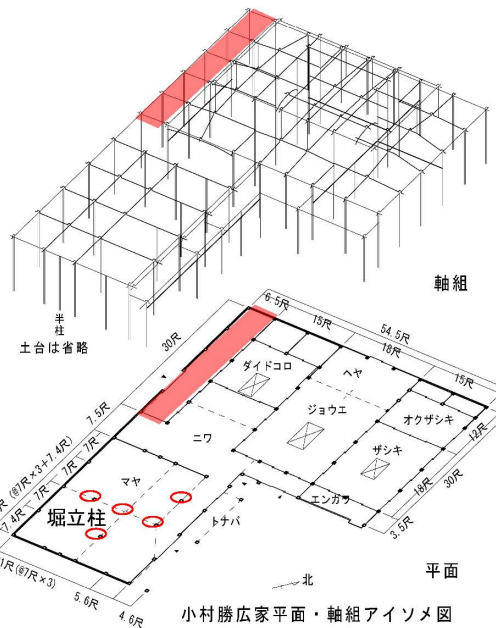
昭和36年頃の小村家



2012年の小村家馬屋内部

径約7寸栗材寿命：30年～
 径1.2尺栗材寿命：70年～

近在に地東遺構も遺存



荒巻家住宅の土台を支える地東

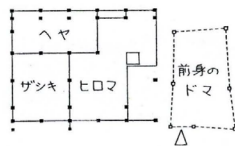
小村勝広家平面・軸組アイソメ図

作図：大野敏

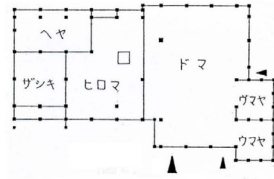
事例8) 分棟型民家における土間棟建替事例 17

旧太田家住宅 旧所在地茨城（現川崎市立日本民家園）
主屋棟17世紀後期頃 土間棟18世紀後半頃建替

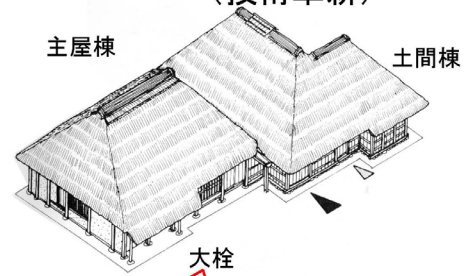
「新架構導入」
(技術革新)



主屋棟創建時平面略図
土間棟は小規模で
不整形な礎石建だった



主屋棟建替時の略平面図



主屋棟の梁組は梁と束を組み合わせる



土間棟は梁を縦横3段に重ねて大柱を打ち、大空間架構を創出する

おわりに（民家の改造手法に見る持続性）

18

- ・ 手法の中に様々なヒント存在
 - 「ライフサイクル(中村氏)」における各期の工夫と努力を認めるべき
 - ・ 一定の不利益甘受を前提とした保守、
 - ・ 飽くなき向上心、
 - ・ 空間の発展(伝統継承VS技術革新)と意匠の洗練、

民家の本質を顕現

(「土着性」「風流心・向上心」「建築技術の発展」が関連した「秩序のある多様性」)

- ・ 建築史(民家史)における建築履歴に対する正統な評価が必要

歴史的建造物の保存修理技術（調査・設計・監理）に関する基礎的研究
平成 28(2016)年度～平成 31(2019)年度（令和元年度）
科学研究費補助金 基盤研究(C)
研究成果報告書
（課題番号 16K06683）

発行年月日 令和 2 年（2020）3 月

研究代表者 大野 敏
横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授

印刷・製本 タイヨー印刷 TEL042-762-2432